

平成26年第3回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成26年9月 2日 開会

）

平成26年9月24日 閉会

吉田町議会

## 平成26年第3回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	2 5
○議会広報推進特別委員会委員長報告	2 9
○議案第47号～議案第64号の一括上程、説明	3 1
○報告第2号～報告第4号の報告	6 2
○散会の宣告	6 7

### 第 2 号 (9月3日)

○開議の宣告	6 8
○議事日程の報告	6 8
○議案第51号の詳細説明	6 8
○散会の宣告	1 1 8

### 第 3 号 (9月5日)

○開議の宣告	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○議案第58号の質疑、討論、採決	1 1 9
○散会の宣告	1 3 6

### 第 4 号 (9月10日)

○開議の宣告	1 3 8
○議事日程の報告	1 3 8
○訂正箇所説明	1 3 8
○議案第51号の質疑	1 3 8
○散会の宣告	2 0 7

### 第 5 号 (9月12日)

○開議の宣告	2 0 8
○議事日程の報告	2 0 8
○議案第53号、議案第55号の補足説明	2 0 8
○議案第52号の質疑	2 0 9
○議案第53号の質疑	2 0 9
○議案第54号の質疑	2 2 0

○議案第55号の質疑	220
○議案第56号の質疑	223
○議案第57号の質疑	228
○議案第47号の質疑	235
○議案第48号の質疑	235
○議案第49号の質疑	236
○議案第50号の質疑	239
○議案第59号の質疑	243
○議案第60号の質疑	244
○議案第61号の質疑	244
○議案第62号の質疑	245
○議案第63号の質疑	246
○議案第64号の質疑	246
○散会の宣告	246

#### 第 6 号 (9月18日)

○開議の宣告	247
○議事日程の報告	247
○一般質問	247
増田剛士	247
平野積	257
大塚邦子	272
山内均	283
藤田和寿	293
○散会の宣告	306

#### 第 7 号 (9月22日)

○開議の宣告	307
○議事日程の報告	307
○議案第65号及び議案第66号の上程、説明	307
○散会の宣告	310

#### 第 8 号 (9月24日)

○開議の宣告	311
○議事日程の報告	311
○議案第47号の討論、採決	311
○議案第48号の討論、採決	311
○議案第49号の討論、採決	312
○議案第50号の討論、採決	312
○議案第51号の討論、採決	312

○議案第 5 2 号の討論、採決	3 1 3
○議案第 5 3 号の討論、採決	3 1 3
○議案第 5 4 号の討論、採決	3 1 4
○議案第 5 5 号の討論、採決	3 1 4
○議案第 5 6 号の討論、採決	3 1 4
○議案第 5 7 号の討論、採決	3 1 5
○議案第 5 9 号の討論、採決	3 1 5
○議案第 6 0 号の討論、採決	3 1 6
○議案第 6 1 号の討論、採決	3 1 6
○議案第 6 2 号の討論、採決	3 1 6
○議案第 6 3 号の討論、採決	3 1 7
○議案第 6 4 号の討論、採決	3 1 7
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	3 1 8
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	3 1 9
○日程の追加	3 2 0
○発議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 0
○議員派遣について	3 2 1
○議会閉会中の継続調査について	3 2 1
○町長挨拶	3 2 2
○議長挨拶	3 2 3
○閉会の宣告	3 2 3

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成26年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には、公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆さんの元気な顔に接してうれしく思っております。

私、常々議会の皆様にも町民の皆様にもお話ししていることでございますけれども、この町の最大のイベントは、私は年間4回の定例会であると思っております。

それはなぜかという、この町のことを決定するのが、当局と、それから議会の皆様との間のさまざまな議論の応酬でもって決まっていくわけでございますので、私はこの定例会というものが、町民の皆さんにとりましても非常にインタレスティックな、そういうふうなものであってほしいと、こんなふうには思っておる次第でございます。

私、常々思うわけでございますけれども、議会というものが余りおもしろくないと思っております。それはなぜかと。当局の不足もあるかと思えますけれども、私から議会の皆様を見ますと、一般質問であるとか、さまざまな月のときに、御自分の意見をほとんど話されない。当然、御自分の意見をお話しになれば、その途端、自分が逆襲される可能性があるわけでございまして、その逆襲のリスクをみずから負うということも、当然のことながら、皆さんは選挙で選ばれた方でございますので、それ相応の覚悟と気概というものがなければ、やはり議員として求められる職務というものを果たしていないのではないかと、こんなふうには思っています。

議長が先ほど、議員の皆様におかれましては御多用の中と申し上げたわけでございますけれども、常々私は御多用ではないと思っております。皆さんには十分な時間が与えられて、それぞれの定例会、3カ月に1回の定例会に対する自分の、御自身の考えというものを練り上げる時間というものが十分に与えられていると、こんなふうには思っております。その点、私はなかなかそういう時間がございませぬけれども、そのような中において、自分自身の考えを作り上げていくと、ここにおいて、いわば議会の皆さんと当局がぶつかり合うと、そういうふうなものがなければ、議会の存立意義というものは基本的には私はないと思っております。ぜひとも、我々の任期は、あと3回の定例会を残すのみでございますけれども、ぜひとも有終の美を飾る意味においても、これからの3回の定例会、火花が丁々発止と出るよう

に議論を交わしたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、3番、山内 均君、4番、平野 積君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月2日から9月24日までの23日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月2日から9月24日までの23日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

#### ◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

6月3日、静岡市、「ホテルアソシア静岡」において、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研修会が開催されました。これには、正・副議長が出席しました。

初めに、定期総会が行われ、第1号議案 平成25年度事業実績及び歳入歳出決算について、第2号議案 平成26年度事業計画及び歳入歳出予算について、それぞれ認定、可決されました。

総会に続いて、政策研修会が開催され、静岡文化芸術大学学長、熊倉功夫氏による「日本の食文化」と題しての講演がありました。

講演では、和食がユネスコの無形文化遺産として登録されたことを捉え、和食文化が歴史とともに変わってきていること、作法や食器、季節による食材の変化など、和食を文化として認められた背景や価値などについて語られ、食文化について再認識させられた内容でありました。

その他の総会等については、6月13日には、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催されました。

7月1日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が島田市において開催されました。

7月7日には、大井川新橋等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月10日には、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月14日には、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が本町において開催されました。

7月16日には、御前崎港整備促進期成同盟会総会が御前崎市において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成25年度事業報告並びに決算報告及び平成26年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

また、研修並びに視察は、7月31日に静岡市で開かれた静岡県市町議会議員研修会に参加、8月6日から8日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、香川県宇多津町と直島町を視察しました。

総会等についての報告は、以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。「議員派遣結果報告書」をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から、例月出納検査、財政的援助団体監査、並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等につきまして御報告申し上げます。

7月24日の静岡新聞に「吉田町の中山三星跡地 総菜メーカーへ売却 津波浸水区域震災後初の立地 防災対策評価」という大きな見出しの記事が掲載をされました。

このたびの住吉工業用地への株式会社ヤマザキの企業誘致につきましては、8月4日開催の第1回吉田町議会臨時会におきまして、財産の処分を御承認いただきましたことにより仮契約から本契約に移行し、8月29日に無事入金されたことを確認いたしましたので、改めて御報告申し上げます。

そして、この明るい話題を提供することができましたことを大変うれしく思いますととも

に、町民の皆様とこの喜びを分かち合いたいと思っております。

さて、当町が平成14年度に吉田町議会の議決を経て取得しました中山三星建材株式会社工場跡地につきましては、平成19年7月に中山三星建材株式会社工場跡地売却先選定審査委員会を設置し、町の発展に寄与していただけると期待できる事業者への売却を推進してまいりましたが、平成20年9月のリーマンショックは企業の投資意欲を縮小させ、さらに平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、沿岸部のこの土地の売却を一層困難なものとしておりました。

このような状況の中で、防潮堤のかさ上げなど「津波防災まちづくり」が完成するまでは企業の進出はないものと考えていたところでしたが、当町におきまして複数の工場で操業を行っております株式会社ヤマザキから、本年7月に企画書が提出をされました。そして、この企画書の内容が、当町の期待に合致するものでありましたことから、売却先選定審査委員会において売却が承認され、先の臨時会にお諮りした次第でございます。

株式会社ヤマザキは、現在、業績が拡大をしており、新工場の建設が急務となっている勢いのある会社でございます。企画書によりますと、地元採用も含め、300人弱の新規雇用を予定しておりますので、今後の町の発展に大きく寄与していただけると考えております。

このたび、株式会社ヤマザキに沿岸部のこの土地を購入するご決断をしていただきました背景には、業績拡大に伴い、新たな工場の建設が急務であったことはもちろんでございますが、当町がスピード感を持ち、全力を挙げて取り組んでおります「津波防災まちづくり」を評価していただけたこともあるものと感じております。

そして、この御決断は、同時に今後の町民の皆様のご財産を守り、企業の皆様の生産活動を守るための対策へのさらなる取り組みを期待するものであると受けとめておりますので、引き続き、この期待にお応えできるよう、全力を挙げて「津波防災まちづくり」に取り組んでまいります。

私は、先の3月議会定例会におきまして、私の目指す吉田町を「豊かで勢いのある町」と表現し、「豊か」とは、この町の企業が安心して生産活動を営み、多くの雇用の場が確保されていることであり、「勢い」とは、人口が増加し続けることであると申し上げました。

当町の「津波防災まちづくり」を評価していただきました株式会社ヤマザキの進出が引き金となり、他の企業の進出がこの後に続き、本町の人口が増加へ転じることを大いに期待しているところでございます。

それでは、新年度に入りまして5カ月が経過したところでございますが、本年度の事業の進捗につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業のうち、「健康づくり事業」につきまして御報告申し上げます。

国内において伝染のおそれがある病気の発生及び蔓延を予防するため、特に予防接種を行う必要があると認められる疾病につきましては、現在、予防接種法に基づき、定期の予防接種が行われております。

この定期の予防接種につきましては、市町村長が行うこととされておりますが、近年、毎年のように見直しと変更が行われており、当町でもその都度、対応を検討し、予防接種が受けられるよう環境を整え、実施をしております。

本年度も平成26年7月2日に、定期の予防接種の対象疾病に「水痘」と「高齢者の肺炎球



菌感染症」を追加する「予防接種施行令の一部を改正する政令」が公布され、10月1日からこの2種類の疾病の発生及び蔓延を予防するため、「水痘」と「成人用肺炎球菌」のワクチン接種が義務づけられることとなりました。

このことを受け、当町におきまして10月1日からの実施に向けて関係機関と調整するとともに、計画的に準備を進めており、両ワクチン接種対象者には9月下旬に個別案内を郵送し、お知らせする予定でございます。

なお、当町では、近隣市町に先駆け、平成19年度から70歳以上の方を対象に、高齢者の肺炎球菌感染症の予防対策として、肺炎球菌予防接種を任意で行った場合、接種費用の全額を助成する町単独事業を実施してまいりました。

10月1日から定期の予防接種となる「成人用肺炎球菌ワクチン接種」の対象者に加え、対象年齢以外で接種していない方を対象に、今まで同様、無料でワクチン接種を受けることができる町単独事業を継続して実施してまいります。

対象者が予防接種を受けやすい環境を整え、町民の皆様に十分に周知し、これまで以上に一人一人きめ細やかな支援に努めてまいります。

次に、子育て支援事業でございます。

本年4月から、移転改築されたすみれ保育園におきましては、さまざまな理由により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる一時預かり事業を実施しております。

この事業は、平成27年度にスタートすることが予定されております子ども・子育て新制度の中で、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられたものでございますが、当町では、これに先立ちまして本年度から事業を開始したものでございます。

4月から7月末までの4カ月間で、延べ421人の児童の利用があり、1日当たりに換算いたしますと、平均で毎日約5.2人の児童をお預かりしていることとなります。

利用状況を見てみますと、保護者の就労形態が一定でないことなどにより、家庭における保育が断続的に困難となって、利用される非定期保育の利用割合が約82%と最も高く、次いでPTA活動への参加などにより、家庭での保育が一時的に困難となる私的理由・社会参加による保育が約13%、最後の保護者の入院、出産等の事情により保育が一時的に困難となる緊急保育が約5%となっております。

今後は、これらの利用状況や利用者の声を参考に、よりよい事業となるよう努めてまいります。

次に、高齢者支援事業でございます。

近年、認知症または認知症の疑いがある方が徘徊するなどして行方不明になり、身元が分からないまま保護されている事例が社会問題化しております。

本年6月に厚生労働省が実施をしました実態調査では、身元が分からずに施設や病院で生活する高齢者等が、静岡県内に10人存在することが判明しております。

当町におきましては、身元不明に関する方はいらっしゃいませんが、平成26年4月1日現在、日常生活自立度で認知症と判定された方は539人であり、実際はそれ以上の数の認知症の方が存在すると推測されますことから、認知症高齢者の徘徊対策は喫緊の課題であると認識しております。

このため、新しい取り組みとしまして、徘徊の見られる認知症高齢者とその家族が地域で

安心して暮らしていけるように「位置情報探索端末機器」、いわゆるGPS機器の購入費用に対する助成を4月からスタートするとともに、7月には「地域ケア会議」を開催し、認知症高齢者の徘徊対策について検討をいたしました。

地域ケア会議では、自治会や民生委員の皆様、牧之原警察署、町内介護保険サービス事業所の皆様など約30人の方々に御参加をいただき、参加者からは、「地域で認知症高齢者についての理解を深める」、「家族から徘徊の恐れがあることを隣近所に伝えておく」などの御意見や、「行方不明者を捜索する際のマニュアルを示してほしい」などの御要望をいただいております。

当町では、地域ケア会議を継続して開催し、皆様からいただきました御意見を踏まえ、関係機関や地域の皆様と連携をして、身守り支援する体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、第7次吉田町高齢者保健福祉計画及び第6期吉田町介護保険事業計画策定につきまして御報告申し上げます。

当町では、平成27年度を初年度とする第7次吉田町高齢者保健福祉計画及び第6期吉田町介護保険事業計画の策定を進めております。国では、この第7次及び第6期の計画を、団塊の世代と呼ばれる方々が75歳以上となる10年後の2025年を見据えた中長期的な視野に立った計画と位置づけており、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進し、加えて、在宅医療と介護の連携や新しい地域支援事業など、町が主体となり地域づくりに取り組む必要性を示唆しております。

こうした、国の方針を踏まえ、去る7月16日に第1回吉田町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会を開催いたしました。

委員会では、町から計画の概要や基本的な考え方、高齢者を取り巻く状況などを御説明させていただき、委員の皆様からは、「施設入所を希望しても何年も入所できない状況である」、「地域の空き家を活用した高齢者の居場所づくりをNPOやボランティアの力で作ったらどうか」などの貴重な御意見をいただきました。今後も策定委員会の皆様の御意見を承りながら、当町の将来像を見据え、国の方針に沿った計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今期計画に掲げております地域密着型介護老人福祉施設の整備につきましては、昨年5月に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業者の公募を行いました。結果としまして、施設建設を申し出ていただける事業者はございませんでした。このため、本年度に入りまして、町民の皆様や策定委員の皆様から施設整備の必要性について御意見をいただき、再度公募することといたしまして、8月6日から公募を開始しております。9月初旬に書面審査、そして9月中旬に吉田町指定地域密着型サービスの事業者等選定委員会を開催し、事業者の審査選考を行った後に、9月末には事前協議事業者を決定するよう計画を進めております。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」の関連事業につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「津波防災まちづくり」の一環として整備を進めてまいりました消防団詰所の建替えについてでございます。

各地区における消防体制の充実を図る消防団詰所につきましては、昨年度、第1分団と第2分団の建替えを実施したところでございます。

本年度につきましては、第3分団の建替えに取り組んでいるところであり、7月29日の制限付き一般競争入札において建築業者が決定をいたしました。12月中に、これまで活動拠点としてきた詰所と同じ場所における建替えが完了する予定でございます。

また、第4分団詰所につきましては、当初は来年度の建替えを予定しておりましたが、建設地などの調整が進み、地元からの早期完成の要望を受けまして、前倒しで本年度中に完成を目指すことといたしました。建設地は、北区自彊館東側の広場を予定しており、今議会定例会に補正予算として造成に係る設計委託料と工事費、また、建物に係る設計委託料と建築費等を計上させていただいたところでございます。

次に、上水道事業についてでございます。

災害時におきましても安定して水を供給し続けるため、老朽管の布設替事業を実施しておりますが、本年度につきましては、大窪線ほか2路線配水管布設替工事、下川原千草橋線ほか2路線配水管布設替工事に着手したところでございます。

また、道路改良及び下水道事業関連工事に伴う配水管等の布設及び布設替事業につきましても、順次発注を行っております。

施設整備につきましては、低区配水系の水源水量比率の平準化を目的に買収いたしました第9水源のポンプ井の築造工事につきまして、変更認可の手続を進めており、第8水源・第9水源導水施設用地の買収につきましては、地権者の方と協議を重ね、購入に向けた準備を進めております。

次に、二酸化炭素の排出抑制を図るための防犯灯のLED化についてでございます。

当町は、これまで二酸化炭素の排出抑制と電気代・維持管理費の低減を図るため、町内の防犯灯の修繕に合わせ、予算の範囲内でLED照明へ転換を行っておりますが、全ての防犯灯をLED化するためには莫大な整備費用がかかるため、なかなか進展しない現状でございました。

こうした状況の中、環境省の「低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金」の事業採択を受けたことから、整備コストを平準化したリース方式により、町内の全ての防犯灯をLED照明に転換する事業を実施することといたしました。

現在、町内には1,942本の防犯灯があり、そのうち1,856本が水銀灯や蛍光灯を使用した防犯灯でございますが、これらを、消費電力が少なく寿命が長いといった特徴を持つLED照明に交換することによりまして、省エネルギーの推進による環境配慮型の低炭素社会の実現と、経常的な電気料金の抑制及び地域経済の活性化ができるものと考えております。

8月に調査事業の発注を終えたところでございますが、導入に係る補助事業につきましては、調査事業終了後にプロポーザル方式による入札により事業者を選定し、12月ごろから工事に着手し、3月までに事業を完了する予定でございます。

また、大地震や津波に伴い停電が発生した場合に安全な避難路を確保するために、この事業と並行して、津波避難タワー付近の一部の防犯灯を太陽光パネルや蓄電池を搭載した自立型のLED防犯灯とすることを考えております。

今後も、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、さまざまな施策を展開してまいります。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」の関連事業につきまして、御報告申し上げます。

学力向上施策につきましては、教育委員会におきましてラーニングプラン事業を展開しているところでございますが、本年度事業としまして、放課後、土曜日及び夏休み期間中に各小・中学校で補充学習を実施をしております。

これまで、放課後学習といたしましては、延べ住吉小学校で33回、中央小学校で35回、自彊小学校で46回を、土曜学習といたしましては、吉田中学校で3回、主に学力の習熟が必要な児童・生徒に対しまして、支援員等が寄り添った指導を実施しております。

また、夏休み期間中の補充学習といたしましては、延べ住吉小学校で16回、中央小学校で17回、自彊小学校で17回、吉田中学校で100回の学習時間を設け、児童・生徒のつまづきを解消し、基礎的な内容の定着を図るための指導を実施いたしました。

これらの補充学習の時間につきましては、児童・生徒が集中して学習に取り組む姿を見ることができ、「参加してよかった」との感想も得ることができたとのことですので、児童・生徒が充実した時間を過ごすことができたものと考えております。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す道路交通網の整備等について、御報告申し上げます。

初めに、都市防災総合推進事業により避難路として整備を進めております町道の改良事業についてでございます。

町道舞台民附線、町道東向2号線及び町道中瀬北原1号線でございますが、このうち、町道舞台民附線の一部工事及び町道東向2号線の工事につきましては発注を終え、町道中瀬北原1号線につきましても、今月中に工事を発注する予定でございます。

次に、都市計画道路の整備についてでございます。

東名川尻幹線の整備につきましては、本年7月の供用開始を目指しておりましたが、町の整備区間である国道150号から町道高畑高島線までの区間につきましては、車両だけではなく道路を利用する歩行者の安全を確保するため、町道高畑高島線との交差点部に信号機を設置するまで、供用開始を延長することといたしました。

また、静岡県で整備を進めております主要地方道吉田大東線から国道150号までの区間につきましては、信号機が追加で整備されるまで、供用開始時期が延ばされると県から伺っておりますが、本年中に信号機を設置できるということでございます。

富士見幹線の整備につきましては、既に第1工区の工事を発注しておりますので、残りの工事も早期に発注し、平成27年度の完成に向けて整備を進めてまいります。

次に、河川改修についてでございます。

当町では、国庫補助事業の採択に向け、大幡川、大窪川及び第2大窪川の河川整備計画を昨年度策定いたしました。このほど、採択のめどが立ちましたことから、本年度の事業としまして、測量業務の委託を実施するために、今議会定例会に補正予算を計上させていただいたところでございます。

次に、公園整備についてでございます。

現在、北区に整備を進めております防災公園につきましては、水路の付け替え工事を発注したところでございますが、残りの工事につきましても早期発注に努め、関連する富士見幹線と同様に、平成27年度の完成に向けて整備を進めてまいります。

続きまして、「魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり」を目指す産業振興事業につきまして、御報告申し上げます。

吉田漁港につきましては、漁業関係者の安全な職場環境の確保をはじめ、漁業経営の安定化、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るため、地域水産物供給基盤整備事業、小規模局部改良事業及び町単独事業により整備を進めているところでございます。

平成24年度から整備を進めております航路護岸の改修工事である地域水産物供給基盤整備事業及び町単独事業の本年度の工事につきましては、先に町単独事業を今月中に発注し、旧6号岸壁の取り壊し工事延長約62メートルを施工いたしますが、1月末日までの工期を予定しております。また、地域水産物供給基盤整備事業では、護岸の本体工事の発注に向けて、現在、準備を進めておるところでございます。

県の補助事業であります小規模局部改良事業につきましては、安全施設の設置工事として、西側泊地の3号岸壁及び準備物揚場の老朽化しております防舷材の取替えを実施いたしますが、来月中に発注し、3月中旬までに完了させる予定でございます。

吉田漁港につきましては、南駿河湾漁業協同組合吉田支所と協議・調整を行いながら準備を進めていくとともに、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「自立型行財政運営に基づくまちづくり」に向けた健全な財政の推進につきまして、御報告申し上げます。

初めに、当町の財政調整基金の現状についてでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、住吉工業用地につきましては、過日開催をされました第1回吉田町議会臨時会におきまして財産処分をお認めいただきましたことから、株式会社ヤマザキに売却することができました。

この売却により、当町が得ました不動産売り払い収入につきましては、今議会定例会に上程いたします吉田町一般会計補正予算（第2号）におきまして、財産収入として7億1,900万円を計上してございます。また、このことから、決算における剰余金と合わせ、財政調整基金に多額の積み立てができるようになり、平成26年度末における財政調整基金の現在高は、19億3,104万3,000円となる見込みでございます。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡の調整や災害等に対する備えとして地方財政法に基づき積み立てをしておりますが、今後も当町が「豊かで勢いのあるまち」であり続けるために、効果的な活用を考えてまいります。

次に、津波避難タワー建設に係る事業費決算見込みについて、御報告申し上げます。

当町が全力を挙げて進めてまいりました15基の津波避難タワー建設事業は、今年度に執行する標識整備等の工事をもちまして完了する運びとなりました。町民の皆様の命を守る対策として、まずは最低限の安心を提供させていただくことができたものと考えております。

この15基の津波避難タワーの決算額でございますが、本議会定例会に上程いたします補正予算に計上した費用を含め、推計で約61億7,194万円の見込みでございます。この財源といたしましては、津波避難タワー建設事業が国庫補助となる社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業の採択を得られたことや、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を実施するために編成した補正予算を活用したことで、総事業費の約71%を占める約43億6,897万円を国からいただくことができました。

また、津波避難タワーは、将来にわたり町民の皆様の命を守る施設であるため、建設に係

る総事業費の約50%となる30億4,520万円を起債することといたしました。当町は、平成22年度から基準財政収入額が基準財政需要額を下回る地方交付税の交付団体となっておりますことから、この起債の償還額は、交付税を算定する際に基準財政需要額として算入される予定でございますので、起債額の約54%の16億3,312万円余は、地方交付税として措置される予定でございます。

そして、その他の財源といたしましては、当町の津波防災まちづくりを御支援してくださいました団体の方からの御寄附が約210万円、県から補填されました額が約330万円となり、この結果、地方負担額である地方債と一般財源の実質的な金額、いわゆる町が負担する金額は、全体事業費の約3%となる1億6,450万円となりました。

津波避難タワーの建設は、平成24年度から取り組んでまいりました大規模な事業でございますが、国や県の動向をいち早く町の施策に反映できた結果、将来の実質的な財政負担を約1億6,450万円という極力少ない形で事業展開を図ることができました。

今後につきましても、常にアンテナを高く張り、さまざまな事業に対応できるような財源確保に努めてまいります。

最後に、「内陸のフロンティア」を拓く取り組みとして、当町が取り組んでおります「物資供給拠点確保事業」及び「企業活動維持支援事業」の2事業の取り組み状況について、御報告申し上げます。

このたび、県は、「内陸のフロンティア」を拓く取り組みを県全域へ波及させるため、新たに「内陸フロンティア推進区域」を指定することとなり、当町におきましては2事業とともに、この「内陸フロンティア推進区域」に指定をされました。

これによりまして、当町の2事業につきましては、県から技術支援、財政支援及び金融支援を受けることができるわけでございますが、当町としましては、県の財政支援を最大限に活用するため、県の補助制度と協調しました「吉田町企業立地促進事業費補助金要綱」を制定いたしました。

また、「内陸のフロンティア」を拓く取り組みを推進するための環境が整いつつある中、「物資供給拠点確保事業」につきましては、地域の各種関係者に参画をしていただき、事業の実施に関し必要な事項につきまして協議をしていただける推進協議会の立ち上げにつきまして、一定の目途がついてまいりましたので、これを機に、さらなる事業進捗を図ってまいり所存でございます。

以上、行政運営の一端を申し上げますが、東日本大震災発生以来、全力を挙げて取り組んでおります「津波防災まちづくり」につきましては、本年度におきましても強力に推進をしてまいります。

そして、「津波防災まちづくり」を進める一環として「賑わいづくり」も同時に達成してまいるように事業展開を図り、町の勢いを持続できるように努力をしてまいります。

さらには、子育て支援や教育環境の充実などの諸施策につきましても、一層の向上を図るよう取り組んでおりますので、こうした施策展開全体の波及効果で町の勢いを一層高めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましても、こうした取り組みを御理解の上、強力に御支援賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、伊藤利勝君。

〔監査委員 伊藤利勝君登壇〕

○監査委員（伊藤利勝君） それでは、平成25年度決算等審査意見書について御報告申し上げます。

平成25年度吉田町各会計決算及び基金の運用状況を示す書類の審査意見について。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成25年度各会計（一般会計・特別会計）決算及び附属書類並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査したので、次のとおり審査意見書を提出いたします。

では、1ページをお願いいたします。

平成25年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書。

第1、審査の対象。

平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算、平成25年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、平成25年度吉田町基金の運用状況。

第2、審査の時期。

平成26年7月22日から平成26年8月20日まで。

説明の聴取、平成26年7月22、23、24、25、28、30日、8月1日でございます。

第3、審査の方法。

町長から送付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金の運用状況について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、関係職員から説明を聴取し、これを審査しました。また、例月出納検査及び定期検査の結果も参考として審査しました。

第4、審査の結果。

各会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、正確に表示され、適正に処理されていると認められました。

2ページをお願いいたします。

第5、審査の概要。

I、決算の概要。

平成25年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりであります。ごらんください。

平成25年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は233億483万4,000円で、前年度より19億1,916万円の増加、対前年度比109.0%であります。

歳入額は233億1,117万7,000円で、前年度より74億294万8,000円の増加、対前年度比は146.5%であります。また、予算現額に対する執行率は100%で、前年度より25.6ポイントの上昇となりました。

歳出額は226億6,995万円で、前年度より76億629万1,000円の増加、対前年度比は150.5%であります。予算現額に対する執行率は97.3%で、前年度より26.9ポイントの上昇となりました。

実質収支額は6億3,249万7,000円で、前年度より530万5,000円の減少で、対前年度比は99.2%となりました。

## Ⅱ、一般会計。

### (1) 歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収入額並びに前年度の比較は、次のとおりであります。ごらんください。3ページと併せてお願いいたします。

平成25年度の一般歳入歳出額は、歳入額174億6,695万9,000円、歳出額170億4,645万2,000円、差引額は4億2,050万7,000円で、平成25年度への繰越財源873万円を差し引くと、実質収支は4億1,177万7,000円となります。

平成24年度比較では、歳入額は71億5,502万9,000円の増加、歳出額も74億2,167万3,000円の増加、実質収支額は4億1,177万7,000円となり、前年度より7,080万6,000円の減少となりました。

### (2) 歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は70億4,010万6,000円で構成比率は40.3%、依存財源は104億2,685万3,000円で、構成比率は59.7%であります。

自主財源は、前年度より主に町税6,909万円、分担金及び負担金341万2,000円が減少となりましたが、一方、財産収入521万6,000円、寄附金491万1,000円、繰入金1億7,324万1,000円、繰越金2億2,951万7,000円、諸収入1,935万3,000円等が増加となったため、決算額は対前年度3億6,142万3,000円の増加となりました。

依存財源は、前年度より主に地方譲与税412万3,000円、地方消費税交付金277万1,000円、自動車取得税交付金338万7,000円、地方交付税7,203万6,000円、諸収入1,920万5,000円等が減少となりましたが、配当割交付金726万8,000円、株式等譲渡所得割交付金2,471万3,000円、国庫支出金39億6,894万1,000円、県支出金1億4,402万8,000円、町債27億5,101万2,000円等が増加となり、決算額は対前年度67億9,360万6,000円の増加となりました。

なお、歳入決算額に対する町債比率は、前年度より11.5ポイント上昇の21.9%であります。4ページをお願いいたします。

収入済額の款別内容は、次のとおりであります。ごらんください。

款別に収入済額を申し上げます。

町税54億6,956万2,000円、うち町民税、これは個人、法人の合計でございますが、20億9,804万9,000円。個人が15億4,827万5,000円、法人5億4,977万4,000円。うち固定資産税28億4,051万7,000円、軽自動車税6,957万3,000円、町たばこ税2億1,086万5,000円、都市計画税2億5,055万9,000円。地方譲与税9,494万9,000円。利子割交付金934万1,000円。配当割交付金1,534万3,000円。株式等譲渡所得割交付金2,688万7,000円。地方消費税交付金3億2,231万2,000円。自動車取得税交付金3,541万1,000円。地方特例交付金2,400万2,000円。地方交付税3億1,381万7,000円。交通安全対策特別交付金594万5,000円。分担金及び負担金1億3,501万円。使用料及び手数料6,719万3,000円。国庫支出金50億4,867万6,000円。県支出金6億7,904万4,000円。財産収入1,856万4,000円。寄附金699万4,000円。繰入金5億7,513



万6,000円。繰越金 6億8,715万1,000円。諸収入 1億431万2,000円。町債38億2,731万2,000円。合計は174億6,695万9,000円となっております。

本年度の特徴として、町税について前年度と比較すると、固定資産税7,952万8,000円、都市計画税が286万3,000円とそれぞれ減少となりましたが、これは地価の下落によるほか、景気低迷の影響と思われまゝ。一方、町民税では個人が6,008万1,000円の増加となりましたが、法人は6,090万9,000円の減少となりました。また、たばこ税1,373万円、軽自動車税39万9,000円がそれぞれ増加となりました。税総額で54億6,956万2,000円の収入済額となり、前年度より6,909万円の減少となりました。

5 ページ、お願いいたします。

過去5年間における町税収納率の状況は、これは国保税は除いてございます、次のとおりであります。ごらんください。

収入未済額は、前年度に比べ4,828万7,000円減少し、2億1,924万7,000円となり、不納欠損額は前年度より831万7,000円減少の1,443万1,000円を計上することとなりました。

本年度の現年度分収納率は99.0%と前年度より0.1ポイントの上昇となり、収納率の向上が図られました。今後も、公平負担と財源の確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

また、町債は前年度に比較して27億5,101万2,000円の増加となりました。主な要因は、津波防災対策分であります。

なお、町債の平成25年度末現在高は117億3,239万2,000円となっておりますが、その内訳は通常分80億8,279万2,000円、津波防災対策分36億4,960万円となっております。

(3)歳出決算額の概要でございますが、歳出予算現額175億9,020万5,000円に対し、支出済額は170億4,645万2,000円で、執行率は96.9%であります。翌年度繰越額は5,352万5,000円で、前年度より59億4,408万1,000円の大幅な減少となりました。要因は津波避難タワー設置事業等の大型事業が完工したことによります。不用額は4億9,022万8,000円で、前年度より2億8,245万5,000円の増加となりました。翌年度繰越額5,352万5,000円の主なものは、榛南幹線整備事業費3,170万5,000円、水産基盤整備事業費941万3,000円、児童福祉費525万円等であります。

支出済額170億4,645万2,000円は、前年度より74億2,167万3,000円の増加となりました。増加の主なものは、民生費8億8,747万円、農林水産業費5,235万6,000円、土木費2億685万2,000円、消防費52億9,299万7,000円、教育費2億1,252万3,000円、諸支出金10億7,219万2,000円等であります。

一方で、減少の主なものは、議会費428万円、総務費2億1,356万2,000円、衛生費5,527万4,000円、公債費3,209万1,000円等であります。

6 ページをお願いします。

歳出決算額の款別内容は、次表のとおりであります。

款名と支払済額を申し上げます。

議会費9,906万5,000円、総務費9億5,111万1,000円、民生費31億8,680万2,000円、衛生費16億3,422万6,000円、労働費290万4,000円、農林水産業費2億5,536万9,000円、商工費5,639万2,000円、土木費17億8,303万3,000円、消防費61億2,074万5,000円、教育費7億8,845万5,000円、公債費8億5,375万5,000円、諸支出金13億1,459万4,000円で、合計170億

4,645万2,000円となっております。

7ページ、お願いいたします。

款別の主な事業及び支出額は、次のとおりでございます。ごらんください。

次、8ページでございますが、支出の特徴的な事業及び支出内容として、以下を掲げてございます。ごらんください。

以上のような事業及び支出になっており、それぞれ成果を上げております。

それでは、9ページをお願いいたします。

### Ⅲ、特別会計。

#### (1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額4万8,000円、歳出総額3,000円。差し引き残額4万5,000円の決算内容であります。

歳入は、財産運用収入3万6,000円及び前年度繰越金1万3,000円であります。

歳出は、土地開発基金積立金3,000円であります。

平成25年度は、用地の買収はなかった。したがって、平成25年度末土地残高は、平成24年度末と同様の土地取得特別会計分10億4,111万6,000円となっております。

当該事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は、合法的に処理されており、財産運用も適正であることを認めました。

#### (2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額29億9,639万6,000円、歳出総額28億4,173万4,000円、歳入歳出差引残額1億5,466万2,000円の決算内容であります。

歳入を前年度と比較すると3億2,490万8,000円の増加であります。これは、主に保険税1,952万7,000円、国庫支出金4,008万8,000円、療養給付費等交付金1,848万5,000円、前期高齢者交付金3,343万円、県支出金712万4,000円、共同事業交付金9,124万5,000円、繰入金1億5,901万6,000円が増加し、繰越金3,921万2,000円、諸収入478万6,000円が減少したことによるものであります。

国保税の調定額に対する収納率は76.1%で、収入未済額は2億3,764万9,000円となりました。

歳出を前年度と比較すると、2億6,801万8,000円の増加であります。これは、主に保険給付費1億4,840万7,000円、後期高齢者支援金等419万1,000円、介護給付金691万6,000円、共同事業拠出金5,001万7,000円、基金積立金6,330万1,000円が増加し、諸支出金479万4,000円等が減少したことによります。

保険給付状況では療養諸費で、一般被保険者が11万192件、費用額は20億1,317万5,000円、退職被保険者等1万2,517件、費用額は2億2,499万3,000円となっております。

高額療養費では、一般被保険者が2,576件、1億7,373万2,000円、退職被保険者等276件の2,196万7,000円となっております。保健事業活動費は853万3,000円で、執行率98.5%の内容であります。

後期高齢者支援金等は社会保険診療報酬支払基金へ3億8,561万2,000円の納付であります。10ページをお願いいたします。

国保税の過去5年間の収納率等の推移は、次のとおりであります。

調定額の大きい現年度分の国保税の収納率は、93.0%と1.2ポイントの上昇となり、不納

欠損額は1,200万6,000円減少の531万5,000円となっています。

今後においても、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、被保険者の健康づくり並びに疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

国民健康保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に処理されていることを認めました。

(3) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額 2 億 1,784 万 1,000 円、歳出総額 2 億 1,629 万 2,000 円、歳入歳出差引残額 154 万 9,000 円の決算内容であります。

収入の主なものは、後期高齢者医療保険料 1 億 7,666 万 7,000 円、一般会計繰入金 3,371 万 4,000 円、繰越金 706 万 6,000 円であります。保険料の調定額に対する収納率は 99.4% と前年度より 0.7 ポイントの上昇となり、不納欠損額は 21 万 1,000 円減少の 5 万 4,000 円となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 1,590 万 6,000 円であります。その内訳は、後期高齢者医療保険料 1 億 8,219 万 2,000 円、低所得世帯の均等割額減額分 2,620 万円、社会保険被扶養者の均等割額減額分 751 万 4,000 円であります。

今後においても公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

後期高齢者医療事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に処理されていることを認めました。

(4) 吉田町介護保険事業特別会計。

11 ページも併せてお願いいたします。

歳出総額 16 億 2,085 万 3,000 円、歳入総額 15 億 8,263 万 8,000 円、歳入歳出差引残額 3,821 万 5,000 円の決算内容であります。

歳入の主なものは、保険料 3 億 6,758 万円、国庫支出金 3 億 2,441 万 7,000 円、支払基金交付金 4 億 3,155 万円、県支出金 2 億 2,221 万 3,000 円、繰入金 2 億 3,577 万円、繰越金 3,326 万 1,000 円、諸収入 598 万 6,000 円等が主なものであります。

保険料の調定額に対する収納率は 98.0% と前年度と同率であり、不納欠損額は 1 万 7,000 円増加の 113 万 4,000 円となっています。

今後についても、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

歳出は総務費 3,318 万 7,000 円、保険給付費 14 億 7,205 万 2,000 円、基金積立金 681 万円、地域支援事業費 4,429 万 9,000 円、諸支出金 2,629 万円であります。保険給付費のうち、介護給付費 13 億 8,979 万 9,000 円は前年度より 882 万 2,000 円の増加となりました。

事業の実施状況は次のとおりでございます。ごらんください。

①被保険者の状況でございますが、第 1 号被保険者、65 歳以上の方でございますが、平成 26 年 3 月 31 日現在では 6,558 人、対前年度では 250 人の増。高齢化率は 21.9% で 1.0 ポイントの前年度より上昇でございます。第 2 号被保険者、40 歳から 64 歳の方でございますが、9,998 人でマイナス 131 人となっております。第 1 号、第 2 号被保険者を合計しますと、1 万 6,556 人で、前年度より 119 人の増でございます。

②要介護認定関係でございますが、ア、申請状況は、平成 25 年度累計で 1,076 人で、前年

度より87人の増。

イ、認定状況につきましては、平成25年度累計で1,019人で64人の増でございます。

保険給付状況につきましては、ア、施設サービス費、12ページをお願いいたします。合計の延べ件数は2,300件、給付額は6億1,840万7,000円。

イの居宅サービス費は、介護給付費、予防給付費合わせまして、延べ件数7,629件、給付費は8億3,287万8,000円。

ウ、高額介護サービス費等は、延べ件数2,082件、給付費1,972万1,000円。

エの審査支払手数料の延べ件数は2万4,207件、給付費は104万6,000円でございます。

介護保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業執行は、事業計画並びに諸規定に沿って適正に処理されていることを認めました。

(5)吉田町公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額10億908万円、歳出総額9億8,283万1,000円、歳入歳出差引残額は2,624万8,000円となっています。

歳入が下水道受益者負担金980万8,000円、下水道使用料・現年度分7,718万2,000円、過年度分32万4,000円の合計7,750万6,000円、国庫補助金1億1,390万円、一般会計繰入金6億3,546万7,000円、前年度繰越金1,930万7,000円、町債1億4,870万円が主なものであります。

前年度との比較では、国庫補助金3,030万円、一般会計繰入金4,328万円等が増加となりましたが、公共下水道受益者負担金404万2,000円、下水道使用料35万9,000円。

13ページ、お願いします。

前年度繰越金522万2,000円、町債1万8,000円等が減少となり、総額では4,610万3,000円の増加となっています。

下水道使用料の調定額に対する収納率は96.1%と、前年度より0.7ポイントの低下となり、不納欠損額は前年度より5万円増加の13万円となっています。

使用料については、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

歳出の内訳は管渠建設費2億6,266万3,000円、管渠維持管理費623万4,000円、浄化センター維持管理費1億2,027万6,000円、浄化センター建設費7,398万6,000円、公債費5億1,967万2,000円であります。

前年度との比較では、総額で3,916万2,000円の増加となっています。増加の主なものは管渠建設費1,085万8,000円、浄化センター維持管理費1,033万4,000円、浄化センター建設費509万円、公債費1,226万円であります。

管渠建設費の内訳は公共管渠建設費1億6,480万円、町単管渠建設費5,447万9,000円、町単排水設備建設費513万8,000円、人件費3,824万6,000円であります。

公債費は償還元金3億4,341万5,000円、償還金利子1億7,625万7,000円であります。

業務実績は、次表のとおりでございます。ごらんください。

管渠整備率は74.2%で、前年度より1.5ポイントの上昇。普及率につきましては、37.9%で0.9ポイントの上昇。水洗化率は戸数割合で89.2%、2.8ポイントの上昇。人口割合では92.1%、2.6ポイントの上昇となっております。

14ページをお願いいたします。

企業債の前年度比較は次表のとおりであります。ごらんください。

元金と支払利息の実質の支出合計は、平成25年度は3億7,097万2,000円となり、前年度より3,026万円の増加となっております。

収支比率及び一般会計からの繰入金の5年間の推移は、次表であります。ごらんください。

収支比率は61.3%と前年度より6.1ポイント減少してございます。繰入金は6億3,546万7,000円と、前年度より増加してございます。

起債償還金及び管渠維持管理費、浄化センター維持管理費のうち、公共下水道使用料では賄えない分などが一般会計からの繰入金となっております。

今後においても、管渠及び浄化センターの適切な維持管理を行うとともに、収支比率の向上を図られたい。

公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき、適正に執行、処理されていることを認めました。

#### IV、実質収支に関する調書。

実質収支調書につきましては、15、16、17ページに記載してございます。

各会計の実質収支に関する調書は、次のとおりであります。ただし、1,000円未満切り捨てのため、差引額が合わない場合があります。

では、実質収支額のみ申し上げます。

(1) 一般会計。15ページになります。4億1,177万6,000円。

(2) 吉田町土地取得事業特別会計。実質収支額4万5,000円。

16ページ、お願いいたします。

(3) 吉田町国民健康保険事業特別会計。実質収支額1億5,466万2,000円。

(4) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。154万9,000円、実質収支額でございます。

(5) 吉田町介護保険事業特別会計。実質収支額3,821万5,000円。

(6) 吉田町公共下水道事業特別会計。実質収支額2,624万8,000円となっております。

18ページをお願いいたします。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合審査した結果、計数は正確でありました。

#### V、財産に関する調書。

財産について本年度の増減高及び本年度末現在高は、次表のとおりでございます。

(1) 公有財産であります。ア、土地でございますが、これは地積を平方メートルであらわしてございます。この表のうち、当年度の増減高について申し上げますと、公共用財産・その他の施設6,680.24平米につきましては、下に主の増減内容ということで示してございますけれども、すみれ保育園建設用地、北区公園整備用地、第9水源築造工事用地でございます。いずれも購入でございます。それと、雑地でございますが、157.79平方メートルの減となっております。

19ページをお願いします。

建物でございますが、この建物は延べ面積であらわしてありまして、平方メートルでございます。木造と非木造と分かれてありまして、合計延べ面積計ということであらわしてございます。

木造の決算年度中の造形につきましては、下段に増減内容を示してございますが、公共用財産・その他の施設としまして、木造でございますが、すみれ保育園の倉庫が2棟ということ

で、29.16平方メートルの増加となっております。

それから、非木造につきましては、その他の行政機関・警察（消防）施設となっておりますが、第1分団詰所、第2分団詰所の建築と、（旧）第2分団詰所の取り壊しによる結果、305.70平方メートルの増加となっております。

それから、公共用財産・その他の施設として、すみれ保育園でございますが、消火栓ポンプ室と合わせまして2,902.34平方メートルの増加となっております。決算年度中の増減合計は、これは延べ面積の計でございますが、3,237.20平方メートルとなっております。

結論を申しますと、木造の延べ面積の合計は1,564.49平方メートル。非木造は9万2,613.63平方メートル。木造、非木造、合わせた延べ面積の計につきましては、9万4,178.12平方メートルとなっております。

では、20ページをお願いいたします。

有価証券でございます。

これは株券でございますが、決算年度中の増減はありません。したがって、決算年度末現在高は、前年度末と同様の270万2,000円となっております。

エ、出資による権利でございますが、次のとおり13件ございますが、その中で決算年度中の増減がありましたものは、中ほどの財団法人静岡県市町村福祉協会出損金でございますが、これは協会の解散に伴うものでありまして、16万円減少しております。決算年度末の現在高を申しますと、合計で2,512万8,000円となっております。

21ページをお願いいたします。

(2)物品でございますが、机類ほか多岐にわたっております。合計で申し上げますと、決算年度中の増は777件、減は25件。決算年度末の現在高は1万6,955件となっております。

(3)債権でございますが、決算年度中の増減高は、吉田町奨学金貸与金の32万円のみでございます。したがって、決算年度末現在高は、吉田町住宅新築資金等貸付金1,891万6,000円、吉田町奨学金貸与金379万9,000円、合計2,271万5,000円となっております。

次ページ、22ページをお願いいたします。

(4)基金でございますが、基金につきましては、1、特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てる基金としまして、このようにございますように、多くの基金がございます。決算年度中の増減高についての合計では、6億1,707万4,000円の増加となっており、決算年度末の現在高は24億2,767万円となっております。

内容の内訳については、この表のとおりでございますが、2の特定の目的のための定額の資金を運用する基金といたしましては、吉田町物品調達基金がございますが、これは前年度末と現在高は同じ400万円となっております。したがって、当年決算年度中の増減高合計は6億1,777万4,000円の増。決算年度末現在高は24億3,167万円となっております。

なお、本年度新たに設置された基金は、吉田町地域の元気臨時交付金基金及び吉田町緊急地震・津波対策事業基金であります。

財産に関する調書は、適正に作成されており、正確に処理されておりました。

23ページでございます。

基金の運用状況でございます。物品調達基金につきましては、基金運用に係る収入金額は、本年度売上金額52万2,000円等で、合計522万3,000円となっております。支出金額は、本年度仕入金額525万4,000円等で、合計525万4,000円となっております。前年度繰越金385万4,000円を

加えた差引現金は382万2,000円で、期末棚卸額17万8,000円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.3%となっております。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていると認めました。

第6、むすびでございます。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令・諸規定に基づき作成されておりました。また、歳入歳出額は予算に基づき、事業目的並びに事業計画に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確であり、平成25年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを認めました。

平成25年度においては「住民の命を守る」ことを最優先課題と捉え、全国に先駆けて津波避難タワー15基を短期間で設置完工したことは、全町一体となって取り組んだ成果であり、津波推進区域住民及び企業の方々に安心感を持っていただけたと思われまます。また、企業の撤退が1件もないことは、当町における津波防災事業の取り組みが評価されている結果といえます。

なお、翌年度繰越明許額が大幅に減少となりましたが、主の要因は、津波避難タワー設置事業、すみれ保育園建設事業、消防施設整備事業、住吉小学校校舎補強工事、都市防災推進事業等が完工したことによります。

予算の執行状況は、おおむね良好であり、事業の目的に沿った成果が得られたものと認めました。

諸債権の収納率において、私債権については公債費に比べ収納率が低いですが、町営住宅使用料、保育所保護者負担金、債権の徴収についても、公平負担と財源確保の観点から適切な対策を図り、収入の確保に努められたい。

平成25年度町税の収入額は、軽自動車税、町たばこ税は増収となったが、地価の下落、景気低迷等の影響を受けて、町民税、固定資産税、都市計画税の減収により前年度を下回る決算額となりました。景気は穏やかな回復基調にあるものの、今後については、人口の減少への対応及び防潮堤の設置等の課題があり、町の行財政運営は厳しい状況が続くと予測されますが、町民の視点に立った効果的で効率的な事業執行に努められたい。

以上で、平成25年度決算等審査意見書の報告とさせていただきます。

引き続きまして、平成25年度吉田町水道事業会計決算審査意見書についてでございます。表紙をめくってください。

平成25年度吉田町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成25年度吉田町水道事業会計決算及び附属書類を審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

それで、次の1ページとなります。お願いいたします。

平成25年度吉田町水道事業会計決算審査意見書。

I、審査の対象。

平成25年度吉田町水道事業会計決算。

II、審査の時期。

平成26年7月22日から平成26年8月20日まで。

説明の聴取、平成26年7月22日。

III、審査の方法。

審査に当たっては、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書類及び同法施行令第23条の規定に基づく決算附属書類等につき、証書類その他の会計書類等と照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否かについて資料と説明を求めて審査するとともに、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうかを検討するため、事業の分析を行いました。また、定期監査及び例月出納検査の結果も参考としました。

なお、水道事業棚卸立会検査を平成26年4月1日に実施しております。

#### IV、審査の結果。

審査に付された吉田町水道事業の決算書類及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数も正確で経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認めました。また、予算の執行状況は、おおむね事業の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認めました。

決算の概要は次のとおりであり、審査の過程で作成した資料を決算資料として添付いたしました。

2ページをお願いいたします。

##### 1、決算の概要。

###### (1)事業の概要。

平成25年度の業務実績は次表のとおりであります。ごらんください。

3ページをお願いいたします。

当年度の業務実績を見ると、平成26年3月31日現在の給水人口は3万2,908人であり、計画配水人口3万6,100人に対する給水普及率は、91.2%となっています。

また、年間の総配水量は467万6,535立米、総有収水量は410万9,093立米であります。

なお、稼働1日配水能力は1万8,200立米であり、前年度と同数値となっております。

###### (2)予算の執行状況。

予算決算報告書であります。これは消費税込みでございます。

###### ①収益的収入及び支出。

予算の執行状況は、次表のとおりでございます。

収益的収入の決算額は5億3,388万9,000円で、現予算額5億3,284万2,000円に対し、104万7,000円増額となり、収入率は100.2%となっている。

営業収益の主なものは、給水収益5億2,605万2,000円であります。

また、営業外収益の主なものは、雑収益で下水道使用料算定資料提供に係る負担金462万8,000円であります。

収益的支出でございますが、3ページと併せてお願いいたします。かようなようになっております。

収益的支出の決算額は4億9,632万7,000円で、現予算額5億2,088万9,000円に対し、不用額は2,456万2,000円であり、執行率は95.3%となっています。

営業費用の主なものは、減価償却費2億1,775万6,000円及び原水浄水及び配水給水費1億1,039万4,000円、業務費4,041万2,000円、総係費2,184万8,000円、資産減耗費991万7,000円であります。

営業外費用の主なものは、企業債の支払利息6,976万1,000円及び繰延勘定償却1,878万



9,000円、平成23年度水道料金不納欠損403万6,000円、支払消費税320万1,000円であります。

②資本的収入及び支出。

予算の執行状況は、次表のとおりでございます。ごらんください。

資本的収入の決算額は3,383万円で、現予算額2,556万円に対し、827万円の増額となり、収入率は132.4%となっております。

他会計出資金は、消火栓設置に伴う一般会計の出資金であります。

資本的支出でございますが、ごらんください。

資本的支出の決算額は4億9,034万4,000円で、現予算額5億2,606万2,000円に対し、不用額は3,571万8,000円であり、執行率は93.2%となっております。

建設改良費の主なものは、配水管の布設及び布設替工事等を実施するための工事請負費3億2,290万5,000円及び委託料4,638万3,000円、土地購入費599万8,000円ほかであります。

また、企業債償還金、元金ですが、財務省6,391万7,000円及び地方公共団体機構資金4,940万7,000円であります。

5ページをお願いします。

資本収入額が資本的支出に対して不足する額4億5,651万4,000円の補填は、次表のとおりでございます。ごらんください。

(3)経営成績。

損益計算書であります。消費税抜きの金額となっております。

経営成績は、次表のとおりであります。ごらんください。

総収益は5億860万1,000円、総費用は4億8,846万円であり、2,014万1,000円の純利益を生じており、総収支比率は104.1%であります。

経常収支の推移は、次表のとおりであります。ごらんください。

本年度の経常収支につきましては、特別損益がございませんので、総収支比率と同様の104.1%となっております。なお、前年度繰越金481万2,000円に当年度純利益2,014万1,000円を加えた、当年度未処分利益剰余金は2,495万3,000円あります。

①供給単価と給水原価の比較でございますが、有収水量1立米当たりの供給単価と給水原価の推移は次表のとおりでございます。

平成25年度について申し上げますと、供給単価は前年度より65銭増加し、給水原価も前年度より3円33銭増加しています。その結果、供給単価から給水原価を差し引いた額は、3円8銭となり、前年度より2円68銭減少しています。これは前年度より総有収水量が減少したことにより、給水収益が減少したことが主な要因であります。

②収益。

収益は、次表のとおりであります。ごらんください。

収益合計は5億860万1,000円であり、前年度より1,508万4,000円減少しています。

ア、営業収益。

営業収益は、前年度より1,461万円減少している。これは給水収益が1,396万2,000円及び受託工事収益が72万円減少したが、その他営業収益が7万3,000円増加したことによるものであります。

イ、営業外収益。

営業外収益は、前年度より47万4,000円減少しています。これは雑収益が49万円減少し、

受取利息が1万6,000円増加したことによるものであります。

7ページ、お願いいたします。

費用でございますが、費用は次表のとおりでございます。ごらんください。

費用合計は、4億8,846万円であり、前年度より263万5,000円減少しています。

ア、営業費用。

営業費用は、前年度より388万2,000円減少しています。これは主に原水浄水及び配水給水費694万円が減少したものの、減価償却費284万4,000円及び資産減耗費151万2,000円が増加したことによるものであります。

イ、営業外費用。

営業外費用は、前年度より124万6,000円増加しています。これは企業債の支払利息が205万5,000円減少したものの、繰延資産償却344万円が増加したことによるものであります。

なお、雑支出のうち不納欠損処分は、平成23年度水道料金388万4,000円であり、前年度より15万1,000円減少しています。

次ページ、8ページをお願いいたします。

(4)財政状態。

貸借対照表で、消費税抜きでございます。

①資産でございますが、平成26年3月31日現在の資産の状況は、次表のとおりでございます。ごらんください。

資産合計は、76億7,257万4,000円であり、前年度より5,352万3,000円減少しています。

ア、固定資産。

固定資産は、前年度より1億2,152万円増加しています。これは主に土地599万8,000円及び構築物1億8,648万4,000円が増加したが、建物1,021万4,000円、機械及び機械装備2,831万8,000円、建設仮勘定3,288万円が減少したことによるものであります。

なお、平成25年度末管路延長は、前年度末より6,511メートル増加の24万2,398メートルとなっています。また、本年度に実施された石綿管の布設替は150メートルで、残延長は439メートルとなっています。

9ページをお願いいたします。

イ、流動資産。

流動資産は、前年度より1億7,745万4,000円減少している。これは主に現金預金が1億8,431万円減少したが、未収金532万9,000円及び貯蔵品152万9,000円が増加したことによるものであります。

なお、未収金の内訳は、営業未収金・水道料金3,789件、1,630万5,000円及び営業外未収金、消費税でございますが、546万7,000円であります。また、営業未収金の収納率は97.0%で、対前年と同率となっております。

ウ、繰延資産。

繰延資産（開発費）は、前年度より241万1,000円増加しています。

②負債・資本でございますが、平成26年3月31日現在の負債・資本の状況は、次表のとおりであります。ごらんください。

負債・資本合計は、76億7,257万4,000円であり、前年度より5,352万3,000円減少している。

11ページをお願いいたします。

ア、負債。

負債合計は、5万5,000円であり、前年度より471万6,000円減少しています。

(ア) 流動負債は、前年度より471万6,000円減少しています。なお、流動負債の内訳は、預り金5万5,000円であります。

イ、資本。

資本合計は76億7,251万9,000円であり、前年度より4,880万8,000円減少しております。

(ア) 資本金。

資本金は、前年度より5,230万2,000円減少している。これは自己資本金の繰入資本金102万2,000円及び組入資本金6,000万円が増加したものの、借入資本金の企業債が1億1,332万4,000円減少したことによる。

(イ) 剰余金。

剰余金は、前年度より349万5,000円増加しています。これは資本剰余金の受贈財産評価額1,101万5,000円及び工事負担金2,293万8,000円、加入分担金940万円が増加するとともに、利益剰余金の減債積立金500万円及び建設積立金2,000万円、当年度未処分利益剰余金1,485万8,000円が減少したことによるものであります。

次ページ、12ページをお願いいたします。

(5) 資金の運用状況でございますが、企業の財務状況を明らかにするため、資本の運用状況と資本の調達の面から見た資金の運用状況は、次表のとおりであります。ごらんください。

本年度の資金の源泉は、減価償却費及び建設仮勘定振替、当年度純利益6億7,458万1,000円となっております。一方、資金の使途については構築物の取得及び建設仮勘定の増加、企業債償還等の8億4,731万9,000円となっており、この結果、正味運転資本は1億7,273万8,000円の減少となっております。

正味運転資本増減明細表をごらんください。

正味運転資本の減少は、未収金等の増加及び未払金の減少があったものの、それ以上に現金預金の減少があったことによるものであります。

では、13ページ、お願いいたします。

むすびでございます。

当年度は業務実績について見ると、現在給水人口は3万2,908人であり、前年度に比べ521人減少し、給水普及率は91.2%であり、前年度に比べ1.4ポイント低下している。総配水量は467万6,535立米であり、前年度に比べ11万4,049立米減少している。総有収水量は410万9,093立米であり、前年度に比べて13万7,180立米減少しております。一方、無収水量は2万3,131立米増加しており、その結果、有収率は前年度に比べ0.7ポイント低下し、87.9%となっております。

また、経営成績、消費税抜きについて見ると、総収益は5億860万1,000円で、前年度に比べ1,508万4,000円減少しており、総費用も4億8,846万円で、前年度に比べ263万5,000円減少しています。

その結果、総収支比率及び経常収支比率は104.1%となり、前年度に比べ2.5ポイント低下しております。総収益が減少した主な要因は、給水人口の減少及び節水意識の浸透、宅配水の普及、企業の減産などにより使用水量が減少し、水道料金収入が減少したことによるものと思われま。一方、総費用が減少した主な要因は、原水浄水及び配水給水費、支払利息の減少が

減価償却費及び資産減耗費、繰延勘定償却の増加を上回ったことによります。その結果、事業収支は2,014万1,000円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金481万2,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2,495万3,000円となっている。この未処分利益剰余金は1,000万円を減債積立金、1,200万円を建設改良積立金として処分し、残りの295万3,000円は繰越利益剰余金とする予定となっています。

次に、有収水量1立米当たりで見ると供給単価は121円93銭で、前年度に比べ65銭増加しているが、給水原価も118円85銭で、前年度に比べ3円33銭増加している。

その結果、供給単価の給水原価に対する差引利益は、前年度に比べ2円68銭の減少となっています。

施設の整備状況、消費税込みでございますが、配水管の布設及び布設替工事等3億2,290万5,000円で、配水管設計委託等を含めた当年度の施設整備の投資額は、3億7,701万9,000円となっています。これらの財源内訳は、一般会計出資金・負担金・加入分担金6.9%、自己財源93.1%となっております。

水道料金の未収金は、1,630万5,000円であり、前年度に比べ13万8,000円減少し、収納率は97.0%で前年と同率であります。不納欠損は384万4,000円で、前年度より15万1,000円減少しています。

今後の水道事業を見ると、収益面では少子高齢化及び人口減少社会が進行するとともに、節水意識の定着、節水器等の普及、宅配水等の需要増加により、日常生活を初めさまざまな経済活動において水需要の増加を見込めない状況であり、収益の柱である水道料金の増収は厳しいと思われまます。

一方、費用面においては、基幹施設及び重要な管路の耐震化、水源水量の平準化を図るための主要設備が予定されており、今後において多額の資金が必要になると見込まれます。こうした状況の中、安定した水道事業経営を行うために、これまで以上に中長期的な水需要予測を的確に行いながら、事業経営意識を向上させ、各事業の総点検を実施し、費用の節減を図るとともに、徴収体制の強化などにより水道料金の収納率向上を目指し、収益の確保に努められたい。

なお、公共事業として危機管理の強化を含めた水道施設の整備及び改善に努め、安全でおいしい良質な水道用水を安定供給し、町民生活の向上と福祉の増進に引き続き寄与されるよう要望いたします。

なお、14ページの中に、決算資料として、1、比較損益計算書、2、比較貸借対照表、3、経営分析の諸表を添付してございますので、御高覧いただければと思います。

以上で、平成25年度の決算等審査意見書、吉田町水道事業会計決算審査意見書の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 監査委員、御苦勞さまでした。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は12名であります。

---

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を、総務文教常任委員会委員長から報告願います。

8番、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 議会閉会中、総務文教常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

委員会調査報告書。

本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を別紙のとおり吉田町議会会議規則第73条の規定により報告します。

- 1、調査事項、認知症行方不明者への対応について。
  - 2、調査目的、別紙のとおり。
  - 3、調査内容、別紙のとおり。
  - 4、調査課題、別紙のとおり。
  - 5、調査結果、別紙のとおり。
  - 6、調査結論、別紙のとおりでございます。
- 1ページを開いていただきたいと思います。

調査事項につきましては、総務文教常任委員会は、所管事務調査の調査案件として「認知症の行方不明者への対応について」を調査事項とした。調査が終了しましたので報告いたします。

- 2、調査目的。「行方不明者」を早期発見するための対策を調査する。
- 3、調査内容。

(1)調査期間につきましては、平成26年6月5日（木）から平成26年8月11日（月）までといたしました。

(2)調査の経緯につきましては、ア、6月5日、木曜日、委員会開催。

所管事務調査について、定例会開催中における調査を行うことを協議しました。

具体的な調査事項につきましては、調査方法及びスケジュールの決定についてを協議いたしました。

調査事項。

- 1、行方不明者の現状について「年代別の不明者数」を確認しました。
  - 2、事件発生から情報発信までの放送内容の流れを調査しました。
- この2項目を担当課に説明を求めることに決定をしました。
- イ、6月10日、火曜日、委員会開催。

(ア)吉田町行方不明者の現状について、高齢者支援課から説明を受けました。年代別、あるいは同報無線放送数、年齢、不明者数の順で調査をいたしました。

平成21年から25年でございますけれども、同報無線の放送数は、21年では6件、25年にも同じく6件でございますが、年齢は65歳以上で同じでございます。不明者数につきましては、平成22年から25年につきましては、随時6件、4件、3件、5件ということで、増加傾向しているところでありまして、不明者65歳以上の方は、20件中2名が死亡で発見されたということでもあります。

(イ) につきましては、2ページ、近隣市町の状況については、次のとおりであります。市町につきましては、牧之原市、島田市、藤枝市、焼津市、川根本町と調査をさせていただきました。

行方不明者の同報無線放送数につきましては、牧之原市は1件、島田市は7件、藤枝市は25件ということで増加しております。焼津市は調査中、川根本町につきましては行方不明者はなしということで、お答えをいただいております。

(ウ) 行方不明事件の発生から情報発信までの放送内容の流れについては、行方不明者が発生した時点で、家族から行政に相談された場合でも、警察に捜索願を提出するように指導する。防災課は、警察から同報無線通報依頼書を受け取る。防災課は、依頼書の内容で広報用紙を作成して町長が確認する。防災課は、広報内容に基づいて同報無線で放送する。同報無線放送時間は、午前6時から午後10時までとするというような規定になっていると思います。

(エ) 質疑応答につきましては、問、行方不明者の名前を公表すると早期発見につながると思われるが、同報無線で放送しない理由とはということですが、当局からの答えにつきましては、同報無線には運用規定がありまして、防災課で検討中であります。

問、徘徊者の居場所確認ができるGPS機器の普及状況はどうかということでございますが、答えとしましては、今年度から事業化をし、機器購入は2,100円を上限とした1割の自己負担でGPS機器の普及に努めているということでもあります。

また、同報無線の関係は防災課が担当しており、今回は5項目を調査することにしました。また、議会閉会中継続調査として行うことを決定いたしました。

ウ、6月30日、月曜日、委員会開催。

(ア) 行方不明者の対応について、防災課から次の項目の対応について説明を受けました。3ページをお願いします。

a、同報無線依頼書、b、放送内容の例文、放送時間帯と確認までの期間はどうか、d、行方不明者氏名公表までの進捗状況は、e、同報無線放送による成果はどうかと、この5項目について説明を受けました。

(イ) 同報無線について、5項目からの説明・質疑で次のことがわかったということでございます。

aは、行方不明者の広報は、警察署から同報無線通報依頼書を受け取って、マニュアルに従い行います。

bは、同報無線放送までの流れ（行方不明者等の届け出について）については、(a)依頼者が警察署に捜索願を出されたか否かを確認する。(b)警察から総務課を経由し、防災課、そして町長という流れになっております。(c)マニュアルに従って、同報無線で住民に知らせる。(d)警察の指示に従い、再度放送することもあります。警察は近隣市に放送依頼することもある。同じく、早期発見のために氏名を公表するか否かについては、牧之原市と協議していく。

次に、エ、7月15日、委員会開催。

認知症の行方不明者の対応について調査のまとめを協議する。

(ア) 課題は、「行方不明者の早期発見のために氏名の公表をすること」を確認した。

(イ) 調査の結果は、家族や近親者の同意があれば法的に問題がなく、氏名を公表することは、牧之原市と協議していくことがわかりました。

(ウ) 平成26年4月からGPS機器購入費用の補助の事業化が推進されました。町からの支援が受けられ、自己負担は1割であります。上限は2,100円であると思います。

(エ) これまでの調査を統括して、家族や近親者の同意を得た上で氏名の公表をすることは早期発見につながる。さらに、不明者に居場所のわかるGPS機器で検索する形で活用してもらうことが有効であることが判明をいたしました。

行方不明者の対応については、以上、協議事項をまとめて報告書を作成することで、調査を終了することを決定しました。

8月11日、委員会。認知症行方不明者の対応について、報告書のまとめについて協議する。資料の確認と修正を行い、所管事務調査の終了を決定しました。

調査の課題でございますが、広報内容は、プライバシーに配慮しながら行方不明者の早期発見のために氏名の公表をする。

#### 5、調査の結果。

(1) 我が町では、家族・近親者の同意があれば、法的に公表することは問題ないと解釈しており、今後関係機関と協議していくことがわかりました。

(2) GPS機器の事業化については、機器購入手続の際、自己負担は1割であり、負担額の上限は2,100円とした、町からの支援が受けられる制度を確認いたしました。なお、維持費用は自己負担となります。

#### 6、調査の結論。

町は、行方不明者防止策に、関係機関や地域事業所など地域住民を巻き込んで認知症患者の見守りを行うネットワーク事業を進めているところであります。

他市町でも、「家族だけの対応は限界がある」として、地域ぐるみの対応を進めるために、地域全体で「見守り」体制の構築が急がれているところであります。

さらに高齢化が進むと、認知症患者が行方不明となり検索願が出されるケースが増加すると予測できます。

総務文教常任委員会は、所管事務調査として「認知症行方不明者への対応について」は大きな事件になる前に発見するために、次の取り組みが急務であると結論をいたしました。

(1) 行方不明者の家族・近親者の同意を得た上で、同報無線で氏名の公表をすることは、行方不明者の早期発見につながると考えられます。

(2) GPS機器の普及については、広報・啓発を充実をするということで調査を終了いたしました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これを持って報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会より議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成26年第1回議会定例会最終日に、議会閉会中の所管事務調査として、「産業観光等の交流拠点について、町が考える交流拠点を調査・研究する」を継続審査することに決定をしました。

平成26年7月16日、出席議員7名、事務局2名の出席で委員会を開会しました。

5月9日の産業建設常任委員会において、町が考える交流拠点に関する魅力創造委員会の経緯と関わり及び計画の説明を聞いた。委員会として、魅力創造委員会の傍聴を希望したが許可されなかった。その後、情報としては、コンサルタントの話も出ているようであるが、魅力創造委員会としての方向性は定まっていないようである。そのような状況において、委員会として、今後調査をどのように進めていくかを協議した。

産業建設常任委員会としては、所管事務調査である産業観光等の交流拠点について、町が考える交流拠点を調査・研究するに当たって、まず、実例の中で視察調査できるところがあるかどうかを探していただき、視察できるところがあれば現地調査をして、ある程度の結論を出すという形で進めていくことに決定をした。

平成26年8月4日、視察を行うことを前提として協議会を開催した。

委員からは、「音戯の郷」、「茶銘館」、「風のマルシェ御前崎」の3カ所を提案いただいた。

8月13日、水曜日、出席議員7名、事務局2名出席で委員会を開催した。

視察先を委員会で協議した結果、「音戯の郷」、「茶銘館」は開始から長時間が経過していることにより除外し、改めて「風のマルシェ御前崎」1カ所を視察することに決定をした。

期日に関しては、相手方と協議して、10月2日、3日、10日のいずれかの相手方の都合のよい日に決定することに決定をした。

目的は、交流拠点の計画段階から実施までを調査して、町の計画に反映をする。調査内容は、1、調査を含めた計画の根拠及び経営について。2、実施に関しては、計画時と現状について。3、経営方法、運営方法について。

委員からは、御前崎市が関わっていない場合には、産業建設常任委員会として視察に行けなくなるのではないかと。基本的には、自治体が関係しているという観点で行い、関わっていないならば見直したほうが良いと思うなどの意見が出ました。それらに関しては、調べた後に連絡をすることを決めて閉会をしました。

その後、事務局にお願いをし、御前崎市に問い合わせをいただいた結果、10月3日に視察を受け入れてくれることを確認した。

以上が、産業建設常任委員会の閉会中の活動報告です。

以上です。



○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議会広報推進特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会広報推進特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会広報推進特別委員会委員長、1番、増田剛士君。

〔議会広報推進特別委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○議会広報推進特別委員会委員長（増田剛士君） 議会広報推進特別委員会委員長報告をいたします。

当委員会では7月8日、9日と委員会視察研修を行いましたので、委員会視察研修の報告と、その後の委員会の報告を行わせていただきます。

1、日程。平成26年7月8日から7月9日まで。

2、目的。議会広報推進特別委員会の調査・研究の一環として、多様な広報手段の確立や独自性及び速報性のある議会広報を推進している先進地の視察研修を行う。

3、視察先。愛知県額田郡幸田町町議会。三重県鳥羽市市議会。

4、視察研修内容。

幸田町議会。町村議会広報全国コンクールで連続して表彰されており、議会広報紙作成において優れたノウハウを持っていると認識する。議会広報紙に関する取り組みについて視察研修を行う。

鳥羽市議会。議会によるICT化を積極的に進めており、議会力の向上へとつなげている。ICT導入による議会広報推進情報発信の取り組みについて視察研修をする。

以上の内容で視察研修をしてまいりました。

視察研修により、吉田町議会広報に関し課題が認識され、委員会で協議を行いました。

①議会だよりについての課題であります。全ページ、カラー印刷。2つ目として、印刷業者の入札制度導入による印刷経費の削減。参考といたしまして、幸田町議会の議会広報紙は、全ページカラー印刷で、1ページ当たり1円8銭。鳥羽市議会、全ページカラー印刷で1ページ当たり2円32銭。我々吉田町議会は、表紙、裏表紙カラーですが、ほかそれ以外は2色刷りで1ページ当たり3円36銭であります。

次に、会議録早期の作成依頼。タイトル、見出しの工夫。原稿記事の文字制限、レイアウトの工夫。レイアウト企画の事前協議の充実。写真撮影は編集員が担当する。町民参加企画の充実。これらの課題に対し、今後の対応としまして、委員会にて調査・研究を重ね課題に取り組む。特に全ページカラー印刷は、早期の実現を目指して検討していくことを決定いたしました。

次に、ICT導入についての課題であります。

議会事務局職員の強化。これは「職員数専門性」ということでございます。鳥羽市議会事務局職員は5人体制でありまして、特にICTに関する専門性を持った職員の存在は、ICT導入に際し重要な役割を持っておりました。議員においては、改選により人員が変動し、また、ICTについて専門性を求められないため、事務局職員の強化が求められるということでございます。そして議会及び議員のIT化が不可欠。

鳥羽市議会では、ICT導入に際し、議会及び議員のITに関する認識を強化し、パソコン等の扱いができなければ仕事ができない状況を作り上げておりました。当町議会では、議会議員においてITに関する知識、技術が著しく低いため、ICT導入前に、パソコン等に対する意識改革が不可欠であり、最低限の技術を取得する必要があると思います。

次に、会議「委員会本会議」でのタブレット端末、PC機器の使用ということで、先進地では、議員全員がタブレット端末を所持し、会議において使用しております。そしてペーパーレス化、資料配付の手間削減に寄与しております。

また、議場に大型モニターを設置し映し出すことにより、傍聴者等にわかりやすい説明が可能となっております。予算の問題はございますが、情報発信の面で効果が期待できるということでもあります。

次に、SNS、フェイスブックであるとか、ツイッターの公式アカウントの取得でございます。

無料で情報発信できるSNSにより、情報の速報性に寄与できる。公式アカウントを取得することにより、議会としての公的機関の位置づけができるということでございます。

ICT導入に欠かせないカメラ、モニター等機器導入費用の予算計上。

インターネット普及により、ソフト面での無料システムはございますが、情報発信のもとであるカメラ、モニター等の機器設置の費用を予算計上しなければならないというような課題が挙げられました。

今後の課題としまして、ICT導入は議会広報推進特別委員会だけで対応することは困難であり、全員協議会、議会運営委員会、議会改革特別委員会との連携の上で行うことが望まれます。

議員のIT化に関しましては、議会事務局からの連絡事項をファックスからメール配信としまして、議員の提出物、レポート等は、データ処理し、提出することを10月1日より運用することを決定いたしました。これは、先に行われました全員協議会にて了承済みでございます。

SNS等、議会広報の新たな手段に関しましては、委員会に対して今後調査して決定していくことに決まりました。

以上、広報推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

◎議案第47号～議案第64号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第6、第47号議案から日程第23、第64号議案までの18議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、条例制定について3件、決算の認定について7件、補正予算について5件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件の、合計18件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第47号議案は、吉田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立と支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）が平成25年12月13日に公布され、平成26年9月1日から施行されることに伴いまして、これまでの支援給付に加えて、新たに配偶者支援金を支給する制度が創設されることになりましたことから、法改正の趣旨に基づき所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第48号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第3項及び第6条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきまして、町の条例で定めることとなりましたことから、国の基準に沿いました内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第49号議案は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正をされ、同法第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきまして、町の条例で定めることとなりましたことから、国の基準に沿いました内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第50号議案は、吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正をされ、同法第34条の

8の2第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきまして、町の条例で定めることとなりましたことから、国の基準に沿うとともに、さらなるサービス向上を図るため、一部当町の独自基準を上乗せした内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第51号議案は、平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成25年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額174億6,695万8,759円、歳出総額170億4,645万2,072円、歳入歳出差引残額4億2,050万6,687円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、平成25年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成25年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額4万8,415円、歳出総額3,000円、歳入歳出差引残額4万5,415円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成25年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額29億9,639万6,206円、歳出総額28億4,173万4,021円、歳入歳出差引残額1億5,466万2,185円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成25年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億1,784万557円、歳出総額2億1,629万1,528円、歳入歳出差引残額154万9,029円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成25年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額16億2,085万3,156円、歳出総額15億8,263万7,752円、歳入歳出差引残額3,821万5,404円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成25年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額10億907万9,662円、歳出総額9億8,283万1,121円、歳入歳出差引残額2,624万8,341円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、平成25年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり、処分することをお認めいただくとともに、あわせて平成25年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入5億3,388万8,767円、収益的支出4億9,632万6,862円、資本的収入3,383万255円、資本的支出4億9,034万3,816円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,651万3,561円は、減債積立金2,000万

円、建設改良積立金4,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額926万5,951円、過年度分損益勘定留保資金3億8,724万7,610円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の吉田町一般会計歳入歳出決算の総額に歳入歳出それぞれ11億4,068万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ113億1,147万7,000円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成26年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,796万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億2,016万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第60号議案は、平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成26年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,606万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成26年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,557万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億3,765万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成26年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億8,409万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、北区防災公園の整備に伴いまして、神戸地内の1路線の道路区画を変更する必要がありますことから、一旦この路線を廃止することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、北区防災公園の整備及び神戸地内の開発行為に伴いまして、道路区画の変更された道路及び分譲開発による開発道路を町道として再度認定する必要がありますことから、神戸地内4路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程をいたします18議案の概要でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

なお、第58号議案 平成26年度一般会計補正予算（第2号）についての1議案につきましては、消防施設整備事業費に関しまして、消防団第4分団詰所の用地が決定し、地元北区自治会及び第4分団から、早期に整備してほしいとの強い要望を受けまして、今年度中に整備する

必要が生じたこと、また、企業立地振興費に関しまして、株式会社ヤマザキに売却します住吉工業用地の引き渡しに向け、当町が実施しなければならない処分等を早急に行う必要がございますことから、今議会開会后、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、今回の議会定例会の開会中になると思いますが、追加で上程をさせていただく予定の議案が2件ございます。

内容としたしましては、防災公園整備工事（第2工区）に係る請負契約の締結について、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めます人事案件についての2件でございますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

最初に、会計管理者兼会計課長、松浦伸子君。

会計管理者兼会計課長、松浦伸子君。

〔会計管理者兼会計課長 松浦伸子君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） 会計課でございます。

上程いたしました第51号議案 平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算書及び参考資料の2を併せてごらんいただきたいと思っております。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんください。

平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額は、174億6,695万8,759円、歳出総額は170億4,645万2,072円、歳入歳出差引残高は、4億2,050万6,687円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は、金額で71億5,502万8,700円、率にして69.4%の増となっております。このうち、前年度からの繰越額は58億9,409万2,250円でございます。また、歳出は、金額で74億2,167万2,871円、率にして77.1%の増となっております。このうち前年度からの繰越額は、58億3,883万5,174円でございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。決算書の2ページ、3ページと、参考資料2の1ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、歳入でございます。

歳入の主なものについて申し上げますと、1款町税は、収入済額54億6,956万2,161円で、構成比は31.3%でございます。

続きまして、13款国庫支出金は、収入済額50億4,867万5,615円で、構成比は28.9%でございます。このうち前年度からの繰越額は、26億8,925万9,000円でございます。国庫支出金は、都市防災総合推進事業費、社会資本整備総合交付金事業などにかかわる補助金や地域の元気臨時交付金などにより、前年度に比べ31億6,894万671円の増額となりました。

続きまして、決算書4ページ、5ページをお願いいたします。

20款町債の収入済額は、38億2,731万2,000円で、構成比は、21.9%でございます。このうち、前年度からの繰越額は、29億800万円でございます。町債は、津波避難タワー設置工事や

都市防災総合推進事業などにかかわる起債の増により、前年度に比べ27億5,101万2,000円の増額となりました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書6ページ、7ページ、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げますと、3款民生費、歳出済額は、31億8,680万2,300円で、構成比は18.7%でございます。このうち前年度からの繰越額は、2億3,096万8,000円でございます。民生費は、すみれ保育園建設費などの増により、前年度より8億8,746万9,988円の増額となっております。

続きまして、8款土木費は、歳出済額17億8,303万2,571円で、構成比は、10.5%でございます。このうち前年度からの繰越額は、4億2,165万2,944円でございます。

土木費は、都市防災推進事業関連の道路改良工事などの増により、前年度に比べ2億685万1,720円の増額となっております。

9款消防費は、歳出済額61億2,074万5,344円で、構成比は、35.9%でございます。このうち前年度からの繰越額は、49億1,299万3,620円でございます。

消防費は、都市防災総合推進事業費、津波避難タワー設置工事費などの増により、前年度より52億9,299万6,647円の増額となっております。

続きまして、決算書8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度からの翌年度への繰越額は、5,352万5,400円で、これは総務費の交通安全対策費、土木費の街路事業費などに充てる予定でございます。

次に、資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

歳出を性質別の構成比で申し上げますと、まず、普通建設事業費は、構成比47.3%でございます。そのうち補助事業の構成比は、34.7%ございました。

続いて、補助費でございますが、構成比は、11.4%で、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、榛原病院負担金などがございます。

公債費の構成比は、5%ございました。

歳出については以上でございます。

最後に、決算書の320ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度決算の実質収支額でございます。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、4億1,177万6,327円ございました。

以上、平成25年度吉田町一般会計歳入歳出の決算について概要を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、総務課長、谷澤智秀君。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第52号議案 平成25年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成25年度吉田町歳入歳出決算書の吉田町一般会計の次につづられております平成25年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんをいただきたいと思います。と存じます。

当該決算書の6ページをごらんをいただきたいと存じます。

歳入総額4万8,415円、歳出総額3,000円、歳入歳出差引残額4万5,415円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。歳入事項別明細書8ページ、9ページをごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額は、3万5,541円でございます。これは、土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に、1款2項の財産売払収入は、一般会計への売り払い実績がございませんでしたので、ゼロとなっております。

2款1項繰入金につきましても、土地開発基金からの繰り入れ実績がないためゼロとなっております。

次に、3款1項の繰入金の収入済額は、1万2,582円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子の収入済額は、292円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページ、13ページの歳出事項別明細書をごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は、3,000円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。平成25年度におきましては、土地取得事業会計によります用地の先行取得が行われない状況でございました。

次に、財産に関する調べでございますが、決算書の23ページをごらんください。

こちらに、平成25年度末の土地残高を掲載をさせていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料4の2、平成25年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただきましたので、御確認をお願いをしたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、以上が総務課からの1議案につきましての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時59分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

休憩前に続いて、議案の詳細なる説明をお願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第58号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について御説



明を申し上げます。

別冊となっております平成26年度吉田町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億4,068万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億1,147万7,000円とするものでございます。

また、2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

次の第2条でございますが、地方債の補正をお認めいただこうとするものでございます。

その内容につきましては、4ページの第2表地方債補正をごらんいただきたいと思っております。

この表の起債の目的でございます消防救急デジタル無線整備事業と臨時財政対策債につきまして、平成26年度当初予算でお認めいただきました地方債の限度額を、それぞれ変更するものでございます。

まず、消防救急デジタル無線整備事業でございますが、このほど平成26年度の事業概要が固まりましたことから、その方針に沿って当初予算に計上してありました緊急地震津波対策事業基金の繰り入れを取りやめ、財源を緊急防災減災事業債に変更することといたしますことから、起債の限度額を290万円増額し、2,480万円とするものでございます。

次の臨時財政対策債につきましては、7月25日に普通交付税の交付額が確定するとともに、臨時財政対策債の発行可能額も確定いたしましたので、それに伴いまして1億1,440万1,000円を増額いたしまして、4億4,740万1,000円とするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成26年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、8款地方特例交付金でございますが、8万4,000円の減額でございます。この交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための交付金となりますが、普通交付税の算出に伴って、この交付額も決定されましたことから、減額するものでございます。

続きまして、9款の地方交付税でございますが、4,613万9,000円の増額でございます。これは、7月25日の総務大臣による平成26年度普通交付税大綱の決定に伴って、当町に対する普通交付税の額が1億9,613万9,000円と確定され、当初予算計上額を上回る結果となりましたことから、上回る額の4,613万9,000円を増額させていただくものでございます。

次に、4ページ、13款国庫支出金でございますが、4,024万5,000円の増額でございます。これは、社会保障番号制度にかかわるシステム整備において、既に当初予算に計上してあります住民基本台帳システム以外の整備につきまして、国から対象経費や補助率が示されましたことから、2項1目総務費国庫補助金に651万4,000円、2目民生費国庫補助金に666万5,000円、3目衛生費国庫補助金に206万6,000円を、それぞれ追加計上させていただくものでございます。

次の5目土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金事業費として500万円を新規に計上いたしました。これは、歳出の8款3項に計上いたしました大幡川改修事業

費の財源の一部に充当するものでございます。

次の8目臨時福祉給付金等給付事業補助金につきましては、2,000万円を増額するものでございます。これは、平成26年度の課税状況が確定したことを受けまして、給付金の再算定を行った結果、給付対象者の増加が見込まれましたことから今回増額するもので、歳出の3款1項に計上いたしました臨時福祉給付事業費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思えます。

14款県支出金でございますが、121万5,000円を増額でございます。これは、2項8目消費税県補助金におきまして、旧大井川町にございます石油貯蔵施設の貯蔵量が、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に定められる10万キロリットルに達したことを受けまして、今回新規に計上するものでございます。消防団消防用資機材購入費の財源として充当するものでございます。

次に、15款財産収入につきましては、7億1,900万円を増額でございます。2項1目の不動産売払収入として計上するものでございまして、これは住吉工業用地売却にかかわる不動産売払収入でございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思えます。

16款寄附金でございますが、129万7,000円を増額でございます。まず、1項1目の一般寄附金につきましては、庁舎などに設置しております飲料用自動販売機の利益還元分を御寄附いただきましたものと、ふるさとよしだ寄附金として御寄附賜りました58万円と合わせまして、107万1,000円を増額するものでございます。

また、2目の指定寄附金につきましては、緑化推進のための御寄附とふるさとよしだ寄附金を合わせまして、22万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、17款繰入金でございますが、312万4,000円の減額となります。これは、1項特別会計繰入金におきまして、平成25年度決算に伴い、介護保険事業特別会計から一般会計に繰り入れる額が減額となる一方、後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額を増額いたしました。差し引きいたしますと10万1,000円の減額となるものでございます。

また、2項基金繰入金につきましては、消防救急デジタル無線整備事業の執行方針が決定されたことを受けまして、この事業にかかわる緊急地震津波対策事業基金の繰り入れを次年度に延期することといたしますことから、302万3,000円の減額となるものでございます。

次、18款繰越金でございますが、平成25年度一般会計決算がまとまりましたことから、平成25年度一般会計の歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の額と、繰越明許費として繰り越す一般財源の額との合計額との差額でございます2億1,177万6,000円を、追加計上させていただくものでございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思えます。

19款諸収入でございますが、691万5,000円を増額でございます。これは、5項2目の雑入に計上してあります交流定住促進助成事業助成金が静岡県市町村振興協会の事業の見直しによりまして廃止され、新たにこれまでの交流定住促進助成事業も含み、さらに事業を拡大することができる地域づくり推進事業助成金が創設され、交付限度額も上がりましたことから、当初予算に計上してありました交流定住促進助成事業助成金の100万円を減額いたしまして、新たに創設された地域づくり推進事業助成金に202万4,000円を計上するほか、旧島田榛原地区広域市町村圏組合財産処分に関わる精算金として、当時組合が所有しておりました不燃物処理セン

ターの跡地の売却が完了いたしましたことから、その売却代金を当時の構成市町の分担金割合で分割した589万1,000円を雑入として収入する予算を計上するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけての20款町債につきましては、1億1,730万1,000円の増額でございますが、内容につきましては、先ほど補正予算全体説明の中の第2条の地方債補正の第2表の説明で申し上げましたとおりでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。11ページをごらんいただきたいと思えます。

1款議会費でございますが、171万1,000円の増額でございます。これは、人事異動等に伴う職員人件費の増額によるものでございます。

続きまして、12ページの2款総務費でございますが、3,247万3,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず1項総務管理費につきましては、4,281万5,000円の減額となります。これは、1目の一般管理費におきまして、人事異動等に伴い職員人件費が4,737万2,000円の減額となったことによるものでございます。

次に、12ページから13ページにかけての6目の企画費につきましては、78万6,000円の増額となります。これは歳入で御説明申し上げました静岡県市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金を財源として事業拡大を図るもので、地域交流費にPR資材作成にかかわる応募者に対する報奨金や委託料とともに、交流事業促進のための旅費として、合計62万4,000円を増額するほか、バス事業者が利用者などの要望に応え、吉田インター入口のバス停留所に照明を設置するための事業を実施いたしますことから、事業費の2分の1となる16万2,000円をバス交通活性化対策事業補助金として補助するために、今回予算計上するものでございます。

次の9目交通安全対策費につきましては、2万4,000円の増額となりますが、これは、地域の要望に沿って交通安全にかかわる地域の活動を支援するための資材購入費を計上するものでございます。

次の10目人事管理費につきましては、76万6,000円の増額となりますが、これは当初予測しなかった正規職員の特別休暇の取得がございますことから、今後の執務体制を整えるために臨時職員賃金を増額するものでございます。

次の11目事務改善対策費につきましては、298万1,000円の増額となりますが、これは歳入で御説明申し上げました社会保障税番号制度にかかわるシステム整備費に関わるもので、既存の宛名管理システムに個人番号を管理する機能を追加する経費や、地方自治体情報システムの機構の中間サーバ整備に伴う当町の負担金を計上するものでございます。これは、全額国庫補助対象となっております。

次に、14ページから15ページにございます2項徴税费でございますが、613万7,000円の増額となります。これは、1目税務総務費につきまして、人事異動等に伴い職員人件費が83万7,000円増額しているとともに、2目賦課徴収費につきまして、社会保障税番号制度に関わるシステム整備費が530万円増加となることによるものでございます。なお、社会保障税番号制度に関わるシステム整備につきましては、地方税務システムの整備に関わる費用でございますが、この整備費に対する国の補助率は、事業費の3分の2となっておりますので、353万3,000円は国庫支出金、残りの176万7,000円は一般財源でございます。

続きまして、3項の戸籍住民基本台帳費でございますが、286万5,000円の増額でございます。

す。

また、4項の選挙費につきましては、134万円の増額でございますけれども、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費でございますが、4,958万9,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず1項1目社会福祉総務費につきましては、2,382万7,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴う職員人件費の増額のほか、臨時福祉給付金給付事業費におきまして、事務の内容に合わせた予算の組み替えを行うとともに、給付対象者の増加に伴い給付金を2,000万円増額するものでございます。この給付金の財源につきましては、全額国庫補助金でございます。

次の2目国民年金事務費につきましては、社会保障税番号制度に関わるシステム整備費として60万円の増額となりますが、これは国民年金システムに関わる整備費用でございます、全額国庫補助対象となるものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

3目国民健康保険費につきましては、344万9,000円の増額となりますが、これは人事異動等に伴う職員人件費の増額のほか、国民健康保険事業特別会計で整備を行う社会保障税番号制度に関わるシステム整備費に対する繰出金を増額するものでございます。

このシステム整備の国の補助率は、事業費の3分の2となっておりますので、213万3,000円は国庫支出金を充てまして、残り106万7,000円は一般財源を充当して、国民健康保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

次に19ページから20ページにございます5目心身障害者福祉費でございますが、社会保障税番号制度に関わるシステム整備費として100万円を増額するものでございます。これは、障害者福祉システムの改修費用で、国の補助率は事業費の3分の2となっておりまして、66万6,000円は国庫補助金、残りの33万4,000円は一般財源となっております。

次の7目介護保険費につきましては、450万8,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴い職員人件費が減額しておりますが、介護保険事業特別会計で実施する社会保障税番号制度に関わるシステム整備に対する繰出金として400万円を増額するとともに、平成25年度事業実績に応じて介護保険事業特別会計の介護給付費に関わる繰出金を増額するほか、低所得者利用者負担額軽減措置事業費の返還金が増額となりましたことから、全体として増額となるものでございます。

なお、介護保険事業特別会計で実施する社会保障税番号制度に関わるシステム整備費の国の補助率につきましては、事業費の3分の2となっておりますので、266万6,000円は国庫補助金、残りの133万4,000円は一般財源となるものでございます。

21ページから22ページにかけての2項児童福祉費でございますが、1,620万5,000円の増額でございます。

内容を申し上げますが、まず1目児童福祉総務費につきましては、87万1,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴う職員人件費が2万9,000円減額しておりますが、社会保障税番号制度に関わるシステム整備に伴い、児童福祉費が90万円増額することによるものでございます。このシステム整備費でございますが、児童福祉費システムの整備費用でございます、国の補助率は事業費の3分の2となっておりますので、60万円は国庫補助金、残り30万円

が一般財源ということになっております。

次の3目保育所費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費が1,533万4,000円増額となっております。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございますが、2,080万8,000円の増額でございます。

内訳を申し上げますと、まず1項1目の保健衛生総務費につきましては、164万円の増額でございます。これは人事異動等に伴う職員人件費の増額と、社会保障税番号制度に関わるシステム整備費の増額によるものでございます。このシステム整備費は健康管理システムの改修費用となりまして、160万円でございますが、国の補助率につきましては事業費の3分の2となっておりますので、106万6,000円が国庫支出金、残りの53万4,000円は一般財源でございます。

次の2目予防費につきましては1,766万8,000円の増額でございますが、これは平成26年10月1日から定期接種となります水疱瘡ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンの接種にかかわる費用でございます。水疱瘡ワクチンにつきましては、今回新規となる事業でございまして、対象となる生後1歳から3歳未満児までに要するワクチン接種費用と、経過措置対象者となる生後3歳から5歳未満児までに要するワクチン接種にかかわる費用を計上するものでございます。

また、成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては、当初予算に70歳以上の方のワクチン接種費用は計上してございますので、今回新たに対象となる65歳の方のワクチン接種費用と、70歳以上の経過措置対象者の接種率向上を加味した費用を、追加計上するものでございます。

次の6目健康づくり事業費につきましては、指定寄附として御寄附いただきました15万円のふるさとよしだ寄附金を指定先に充当するための財源振替を行うものでございまして、事業費の変更はございません。

次の7目老人保健事業費につきましては、社会保障税番号制度に関わるシステム整備費として150万円を増額するものでございます。

これは、後期高齢者システムの改修費用でございますが、国の補助率は事業費の3分の2となっております。100万円が国庫支出金、残りの50万円は一般財源でございます。

続きまして、25ページでございますが、6款の農林水産業費につきましては、60万4,000円の増額でございます。

内訳でございますが、1項1目農業委員会費につきましては、315万6,000円の減額でございます。2目農業総務費につきましては370万円の増額。3項2目漁業管理費につきましても、6万円の増額でございます。いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと思います。

7款の商工費につきましては、1,529万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、1項1目商工総務費につきましては、時間外勤務手当の支給対象者の増加に伴う職員人件費の増額でございまして、2目商工業振興費につきましては、企業立地振興費に売却をいたしました住吉工業用地を引き渡すために必要な措置を講ずるための費用、1,455万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、28ページの8款土木費でございますが、127万円の減額でございます。このうち1項1目土木総務費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を1,583万1,000円減額するものでございます。

次の2項2目道路維持費につきましては、指定寄附金として御寄附いただきました3万円のふるさとよしだ寄附金を、指定先に充当するための財源振替を行うものでございまして、事業費の変更はないものでございます。

3目の道路新設改良費につきましては、339万5,000円の増額となっております。これは当初予算に計上してありました青柳田中線道路改良事業費におきまして、道路用地の購入費用の不足分72万2,000円を増額するとともに、新たな幹線道路の整備に伴って変化した交通の流れを危惧する地元住民の要望に応え、大幡川尻2号線と大幡川幹線をつなぐ町道町上3号線を整備するため、測量調査委託料として327万3,000円を計上するものでございます。

次の3項3目河川新設改良費におきましては、大幡川水系の河川改修を進めるため、国庫補助事業の採択を目指して大幡川改修事業費に設計委託料1,500万円を計上するものでございます。

次の4項1目都市計画総務費につきましては、20万円の減額。2目土地区画整理事業費につきましては308万3,000円の増額でございますが、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

次、31ページの3目街路事業費につきましては、1,658万8,000円の増額でございます。これは、都市防災総合推進事業の中で進めております富士見幹線整備事業につきましては、地権者の合意を得ることができましたことから、用地取得に向けた費用として1,377万8,000円を増額するほか、榛南幹線整備事業におきまして、海岸幹線との交差点部において電柱等の移転補償が発生いたしましたことから、281万円を増額するものでございます。

次の4目公共下水道費につきましては2,390万5,000円の減額でございますが、これは、公共下水道事業特別会計の平成25年度決算がまとまり、公共下水道事業特別会計の繰越金が算出できましたことから、その結果に基づき、一般会計で当初予定していた2,390万5,000円について繰り出しを取りやめるものでございます。

次の7目緑化推進費につきましては、指定寄附として御寄附いただきました1万6,000円を指定先に充当するための財源振替を行うもので、事業費の変更はないものでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費につきましては、9,065万円の増額でございます。

1項1日常備消防費につきましては、事業費の変更などはなく、財源振替を行うだけのものでございます。この財源振替でございますが、第2条の地方債の変更に関する説明で申し上げましたとおり、消防救急デジタル無線整備事業につきましては、緊急地震津波対策事業基金から302万3,000円を繰り入れることを取りやめて、財源内訳として、緊急防災減災事業債290万円と一般財源12万3,000円とに変更するものでございます。

次の3目消防施設費につきましては、6,429万9,000円の増額でございます。これは都市防災総合推進事業の中で計画しております消防団第4分団詰所の整備を1年前倒しをして実施するものでございまして、今補正予算には設計委託料や工事請負費などの整備を計上するものでございます。

次の5目災害対策費でございますが、2,635万1,000円の増額となっております。この内容につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を増額するとともに、地震対策費につきまして、津波避難タワーM工区に隣接する地権者の方から、擁壁設置工事を行うことに対する承諾を得られましたことから、その工事費として367万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費につきましては、17万6,000円の増額でございます。

1項の教育総務費でございますが、741万円の増額となっております。内訳でございますが、2目の事務局費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費が591万5,000円増額しております。3目教育諸費につきましては、吉田中学校の教頭職の増員による負担金と、小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するための小・中学校活動補助金を実績に応じて増額し、合計で149万5,000円を増額しております。

次に、35ページの2項小学校費につきましては、736万3,000円の減額でございます。これは、1目の学校管理費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を725万円減額するほか、中央小学校と自彊小学校の臨時職員の配置がえに伴って、それぞれの臨時職員賃金を補正し、中央小学校維持管理費では188万円減額、自彊小学校維持管理費では176万7,000円増額するものでございます。

次に、36ページの3項中学校費につきましては、42万8,000円の増額でございます。これは、1目の学校管理費におきまして、吉田中学校で使用している電動の裁断機が修繕もできない状況になりましたことから、更新するための備品購入費を計上するものでございます。

36ページから37ページにかけての4項社会教育費につきましては、55万4,000円の減額でございます。このうち1目の社会教育総務費につきましては、193万5,000円を増額するものでございますが、これは人事異動等に伴う職員人件費による増額のほか、職員の長期休暇取得に伴う欠員分を補うために、臨時職員賃金を79万7,000円増額するものでございます。4目図書館費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を減額するものでございます。

次に、5項1目保健体育総務費につきましては、25万5,000円の増額でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

続きまして、38ページの12款公債費につきましては、1,193万8,000円の減額でございます。これは、平成15年度に借入れを行いました住民税等減収補填債及び臨時財政対策債の利率の見直しがございまして、利率が下がるとともに、平成25年度に借入れました借入分の借入利率が当初の見込みを下回って確定をされましたことから、利息の支払いが減ることとなっております。このため、元利均等の返済方法に即して、1項1目の元金につきましては17万円の増額、2目の利子につきましては1,210万8,000円の減額となるものでございます。

最後に、39ページの13款の諸支出金でございますが、10億753万1,000円の増額となっております。これは、2項1目基金費に措置するものでございますが、今回の補正では、住吉工業用地の売却収入を計上することができましたことから、すぐに事業の財源とすることのない歳入額が10億753万1,000円となりましたので、全額、財政調整基金に積み立てるものでございます。

ただいま申し上げました内容が、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第2号）案の内容でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、町民課長、久保田千江子君。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは第53号議案、第54号議案、第59号議案、第60号議案の4議案につきましてお

認めをいただこうとするものでございます。

最初に、第53号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の59、60ページ、別冊決算書の一般会計土地取得事業特別会計の次でございます吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、併せて参考資料No. 5をごらんください。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額28億5,752万3,000円に対しまして、収入済額は29億9,639万6,206円で、不納欠損額は531万4,998円、収入未済額は2億3,769万8,717円でございます。

歳入の主な内容を申し上げます。事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額が7億7,225万2,672円でございます。収納率の向上に努めたことにより、現年度分が93.0%、過年度分が25.54%となり、税収は増加しております。

10ページ、11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は、収入済額45万4,168円で、督促手数料でございます。

3款国庫支出金は、収入済額が5億3,391万361円でございます。国庫負担金では、療養給付費等の保険者負担分について、定率で負担する療養給付費等負担金や市町村間の財政力の不均衡等を調整するための財政調整交付金、高額医療費共同事業に対する負担金などがございます。

12ページ、13ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金は、収入済額2億2,719万2,000円で、これは退職者の療養給付費の支払いに対しまして、保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

5款前期高齢者交付金は、収入済額6億2,497万2,462円でございます。これは、国保被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、(保険者間の加入者数に応じて調整する仕組み)保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

6款県支出金は、収入済額1億4,604万1,339円でございます。国庫と同様に、高額医療費共同事業に対する負担金や療養給付費等に対し定率で交付される部分と、医療費の適正化や保険税の平準化等、財政運営の安定化を図るために交付される財政調整交付金などがございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

7款共同事業交付金は、収入済額3億2,055万4,565円でございます。この交付金は、高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、1件80万円を超える医療費を対象とし、市町村国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整し、国・県は市町村の拠出金の一部を補助する高額医療費共同事業交付金と市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件10万円を超える医療費について、市町村国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整するための保険財政共同安定化事業交付金でございます。

静岡県では、保険財政共同安定化事業が平成27年度から1円以上の全ての医療費が対象となるため、国民健康保険への急激な変化を緩和するため、平成24年度まではレセプト1件が30万円を超え80万円までの医療費が対象でしたが、平成25年度からレセプト1件が10万円を超え



80万円までの医療費に拡大されたことにより、大幅な増加となっております。

8款財産収入は、収入済額2万9,096円で、これは基金利子でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

9款繰入金は、収入済額2億6,271万8,906円でございます。基金からの繰入金が1億9,017万8,000円、低所得者に対する保険税軽減分や軽減世帯に対する一般被保険者数に応じて保険料を補填する保険基盤財政安定繰入金や一般管理費などの事務費に対する職員給与費等繰入金、出産育児一時金に対する繰入金など、一般会計からの繰入金が7,254万906円でございます。

次に、20ページ、21ページからをごらんください。

10款繰越金は、収入済額9,777万2,289円でございます。平成24年度からの繰越金で、療養給付費交付金繰越金が1,177万7,433円、その他繰越金が8,599万4,856円でございます。

11款諸収入は、収入済額1,049万8,348円で、保険税の延滞金や第三者行為納付金、給付費返還金などがございます。

次に、歳出でございます。

決算書の4ページ、5ページをごらんください。

予算総額28億5,752万3,000円に対しまして、歳出総額は28億4,173万4,021円で、不用額は1,578万8,978円でございます。

歳出の主な内容を申し上げます。事項別明細書の24ページから27ページをごらんください。

1款総務費は、支出済額1,079万9,453円でございます。主な支出は、一般管理費では、臨時職員賃金や電算委託料など。連合会負担金では、国民健康保険団体連合会への負担金。賦課徴収費では、通信運搬費や電算処理委託料など。そして運営協議会費では、国保運営協議会の委員報酬などがございます。

次に、28ページから37ページをごらんください。

2款保険給付費は、支出済額18億5,837万7,472円でございます。主な支出といたしましては、疾病負傷に関する給付のうち、現物給付として行われる療養給付費や現金給付等である療養費、被保険者の療養に要した費用が高額であるときに支給する高額療養費、出産育児一時金や葬祭費などがございますが、この保険給付費は歳出の約6割以上を占めております。高額な医療費の発生や被保険者の高齢化、医療の高度化などにより、保険給付費は年々増加しており、平成25年度の保険給付費は、前年度に比べ8.7%の増となりました。

次に、36ページから37ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は、支出済額3億8,561万1,598円でございます。保険者が負担する支援金相当分を社会保険診療報酬支払基金に支出したものでございます。

次に、38ページから39ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額39万293円でございます。これは、歳入の前期高齢者交付金の財源として保険者が納付するものでございます。

次に、40ページから41ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は、支出済額1万4,671円でございます。

6款介護納付金は、支出済額1億7,819万8,003円でございます。介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としたもので、社会保険診療報酬支払基金へ納付いたします。

次に、42ページから43ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は、支出済額2億9,470万196円でございます。歳入の共同事業交付金で申し上げましたとおり、保険者の財政運営の不安定を解消するために、国民健康保険団体連合会が運営する共同事業に対し、町が拠出金として負担するものでございます。

次に、44ページから47ページをごらんください。

8款保健事業費は、支出済額2,365万7,411円でございます。主な支出といたしましては、特定健診等事業費では、特定健康診査委託料や電算処理委託料などがございます。保健事業費では、通信運搬費や人間ドック委託料などがございます。

9款基金積立金は、国民健康保険給付等支払準備基金に6,809万2,000円の積み立てをいたしました。なお、年度末の基金残高は7,709万5,643円でございます。

10款公債費の支出はございませんでした。

次に、48ページから51ページをごらんください。

11款諸支出金は、支出済額2,189万2,924円でございます。一般被保険者と退職被保険者等の保険料還付金や療養給付費等負担金、退職者医療給付金などの前年度分精算に伴う償還金でございます。

次に、50ページ、51ページをごらんください。

12款予備費につきましては、4件89万1,000円を充用いたしました。

以上が歳出でございます。

6ページをごらんください。

歳入総額29億9,639万6,206円から歳出総額28億4,173万4,021円を差し引いた残額1億5,466万2,185円が平成26年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます

続きまして、第54号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の61ページ、62ページ、別冊決算書の国民健康保険事業特別会計の次にございます後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、併せて参考資料No. 6をごらんください。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額2億1,653万2,000円に対しまして、収入済額は2億1,784万557円で、不納欠損額は5万3,600円、収入未済額は56万3,505円でございます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

歳入の内訳を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入未済額1億7,666万7,195円で、このうち還付未済額が43万5,000円でございます。後期高齢者医療広域連合で許可し、市町村で徴収をしております。

2款使用料及び手数料は、収入済額1万9,400円で、督促手数料でございます。

3款繰入金は、収入済額3,371万3,897円でございます。これは低所得者の均等割額減額分と社会保険等の被扶養者の均等割額減額分の繰入金でございます。

4款繰越金は、収入済額706万6,336円で、前年度繰越金でございます。

次に、10ページから13ページをごらんください。

5款諸収入は、収入済額37万3,729円で、これは延滞金、保険料還付金、預金利子でござ

います。

次に、歳出でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

予算総額2億1,653万2,000円に対しまして、支出済額は2億1,629万1,528円でございます。事項別明細書の14ページ、15ページからをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億1,590万5,692円でございます。これは、後期高齢者医療保険料と低所得者等の保険料減額分に対する一般会計からの繰入金を後期高齢者医療広域連合に納入したものでございます。

2款諸支出金は、支出済額38万5,836円でございます。これは資格の異動等に伴う保険料還付金と前年度の督促手数料、預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

6ページをごらんください。

歳入総額2億1,784万557円から歳出総額2億1,629万1,528円を差し引いた残額154万9,029円が平成26年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が、平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

次に、第59号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

議案書の70ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,796万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,016万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成25年度の決算に基づくものでございます。

補正予算に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入でございます。

9款繰入金は、330万円の増額でございます。職員給与費等繰入金として、社会保障税番号制度に係るシステム改修委託料320万円と、その他繰入金といたしまして、平成25年度に一般会計で収入いたしました国民健康保険への指定寄附金10万円を繰り入れるものでございます。

10款繰越金は、1億4,466万1,000円の増額でございます。前年度繰越金で療養給付費交付金繰越金723万9,000円、その他繰越金1億3,742万2,000円でございます。

5ページから7ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費320万円の増額は、一般管理費の社会保障税番号制度に係るシステム改修委託料320万円でございます。

9款基金積立金の1億1,149万6,000円の増額は、前年度繰越金の一部と指定寄附金を国民健康保険給付等支払準備基金に積み立てるものでございます。

11款諸支出金の3,326万5,000円の増額は、前年度の精算に伴う療養給付費償還金2,562万8,000円、退職療養給付費償還金723万9,000円、特定健康診査事業費交付金償還金39万1,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金償還金7,000円でございます。

以上が、平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

次に、第60議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案書の71ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,606万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成25年度の決算に基づくものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入でございます。

4款繰越金は、154万9,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

3ページ、4ページをごらんください。

歳出でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金152万5,000円の増額は、平成25年度に収入となりました保険料等のうち、未精算分の保険料と延滞金を納入するためのものでございます。

2款諸支出金2万4,000円の増額は、預金利子と督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課からは、以上4議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続いて、健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

〔健康福祉グループ参事兼社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課です。

社会福祉課からは第48号議案、第49号議案、第50号議案の3件につきましてお認めをいただこうとするものでございます。

それでは、まず第48号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について各市町村の条例で定めることになっており、このほど内閣府令第39条で基準が示されましたことから、当町におきましても、この基準に基づき条例を制定しようとするものでございます。

なお、特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所を言い、特定地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を言います。

それでは、議案書の3ページから26ページをごらんください。

第1条では、子ども・子育て支援法の規定に基づく条例の趣旨について定め、第2条では、子ども・子育て支援法の規制に基づく認定こども園等児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等の用語の意義を定め、第3条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する一般原則を定め、第4条では、特定教育・保育施設の利用定員を定め、第5条では、特定教

育・保育施設の運営に関する基準のうち、特定教育・保育施設に対し内容及び手続の説明及び同意を定め、第6条では、利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止や、利用定員の総数を超える場合の選考方法等について定め、第7条では、特定教育・保育施設に対し、町が行うあつせん、調整及び要請に対する協力を定め、第8条では、受給資格等の確認について定め、第9条では、支給認定の申請に係る援助について定め、第10条では、支給認定子供の心身の状況等の把握について定め、第11条では、小学校等との連携について定め、第12条では、教育・保育の提供のための記録について定め、第13条では、利用者負担額の受領について定め、第14条では、施設型給付費等の額に係る通知等について定め、第15条では、特定教育・保育の取扱方針について定め、第16条では、特定教育・保育に関する評価、改善等について定め、第17条では、子供や保護者に対する相談及び援助について定め、第18条では、特定教育・保育施設の職員に対し、緊急時等の対応について定め、第19条では、支給認定保護者に関する不正行為等の町への通知について定め、第20条では、特定教育・保育施設の運営について重要事項に関する規定を定め、第21条では、勤務体制等の確保について定め、第22条では、定員の遵守について定め、第23条では、運営規程等の掲示について定め、第24条では、支給認定子供に対して平等に扱う原則について定め、第25条では、特定教育・保育施設の職員に対し虐待等の禁止について定め、第26条では、幼保連携型認定こども園及び保育所の特定教育・保育施設の管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止について定め、第27条では、特定教育・保育施設の職員及び管理者に秘密保持等を定め、第28条では、支給認定保護者に対する情報提供等について定め、第29条では、利益供与等の禁止について定め、第30条では、苦情の解決を定め、第31条では、地域の連携等について定め、第32条では、事故発生の防止及び発生時の対応について定め、第33条では、会計の区分について定め、第34条では、職員、設備及び会計に関する記録の整備について定め、第35条では、特例施設型給付費に関する基準のうち、保育所に関する基準を定め、第36条では、特例施設型給付費に関する基準のうち、幼稚園に関する基準を定め、第37条では、特定地域型保育事業のうち、小規模保育事業A型及びB型の利用定員を6人以上19人以下、小規模保育事業C型の利用定員を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は定員を1人に対して1人にするなどについて定め、第38条では、運営に関する基準のうち、特定地域型保育事業者に内容及び手続の説明及び同意について定め、第39条では、特定地域型保育事業者に利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止や利用定員の総数を超える場合の選考方法等について定め、第40条では、特定地域型保育事業者に対し、町があつせん、調整及び要請に対する協力について定め、第41条では、支給認定子供の心身の状況等の把握について定め、第42条では、居宅訪問型保育事業を行う者を除く特定地域型保育事業者に対し、特定教育・保育施設等との連携について定め、第43条では、利用者負担額の受領について定め、第44条では、特定地域型保育の取扱方針について定め、第45条では、特定地域型保育に関する評価や改善等について定め、第46条では、運営に係る重要事項に関する規定について定め、第47条では、勤務体制の確保等について定め、第48条では、定員の遵守について定め、第49条では、職員、設備及び会計に関する記録の整備について定め、第50条では、準用規定を定め、第51条では、特例地域型保育給付費に関する基準のうち、特別利用地域型保育の基準を定め、第52条では、特例地域型保育給付費に関する基準のうち、特定利用地域型保育の基準を定めるものであります。

また、附則におきまして、施行期日を法の施行する日とするとともに、小規模保育所、小規模保育事業C型の定員設定、地域型保育事業者が連携施設を確保できない場合等に関する経

過措置を定めております。なお、この条例は、当町の実状が内閣府令の基準に対し劣る特別の事情や特性が見られないことから、国の基準と同様の内容としたものでございます。

以上が、第48号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての説明でございます。

続きまして、資料の27ページから47ページをごらんください。

第49号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する法律により、児童福祉法が改正となり、同法第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めなければならないとされており、このほど厚生労働省令第61号で基準が示されましたので、この基準に基づきまして、当市においても条例を制定しようとするものでございます。

条文の説明に入ります前に、家庭的保育事業等とは、利用定員5人以下の乳幼児を保育する家庭的保育事業、利用定員6人以上19人以下の乳幼児を保育する小規模保育事業、事業主等が雇用する従業員のために乳幼児を保育する事業所内保育事業、乳幼児を居宅で保育する居宅訪問型保育事業であります。

それでは、具体的に申し上げますと、第1条では、児童福祉法の規定に基づき条例の趣旨について定め、第2条では、家庭的保育事業等を利用する乳幼児の最低基準の目的を定め、第3条では、家庭的保育事業者に対して、最低基準を超える設備や運営の向上について定め、第4条では、最低基準と家庭的保育事業者等との関係を定め、第5条では、家庭的保育事業者等に対して、運営や評価及び質の改善等の一般原則を定め、第6条では、保育所、幼稚園、または認定こども園との連携について定め、第7条では、非常災害対策について定め、第8条では、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件を定め、第9条では、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技術の向上等について定め、第10条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定め、第11条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について定め、第12条では、家庭的保育事業者等の職員に虐待等の禁止について定め、第13条では、懲戒に係る権限の濫用禁止について定め、第14条では、衛生管理等について定め、第15条では、食事の提供等について定め、第16条では、食事の提供に関する特例を定め、第17条では、利用乳幼児及び職員の健康診断について定め、第18条では、事業の運営についての重要事項に関する事業所等の内部規定について定め、第19条では、職員、財産、収支等の帳簿の整備について定め、第20条では、職員に対し秘密保持等について定め、第21条では、苦情への対応について定め、第22条では、家庭的保育事業の事業を行う保育室等の設備基準を定め、第23条では、家庭的保育事業を行うときの職員室や資格、5人以下の定員等について定め、第24条では、家庭的保育事業における保育時間を原則8時間と定め、第25条では、保育の内容を定め、第26条では、保護者との連携を定め、第27条では、小規模保育事業の区分をA型、B型、C型に定め、第28条では、小規模保育事業A型に係る乳児室や保育室等の基準を定め、第29条では、小規模保育事業A型に係る職員の種類や数を定め、第30条では、小規模保育事業A型に係る準用規定を定め、第31条では、小規模保育事業B型に係る職員の種類や数を定め、第32条では、小規模保育事業B型に係る準用規定を定め、第33条では、小規模保育事業C型に係る乳児室や保育室等の基準

について定め、第34条では、小規模保育事業C型に係る職員の種類や数を定め、第35条では、小規模保育事業C型に係る利用定員は6人以上、10人以下に定め、第36条では、小規模保育事業C型に係る準用規定を定め、第37条では、居宅訪問型保育事業の保育内容を定め、第38条では、設備、備品等を定め、第39条では、居宅訪問型保育事業に係る職員1人につき乳幼児を1人と定め、第40条では、連携施設の確保を定め、第41条では、準用規定を定め、第42条では、事業所内保育事業に係る利用定員を定め、第43条では、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準を定め、第44条では、職員の種類と数を定め、第45条では、連携施設に関する特例を定め、第46条では、準用規定を定め、第47条では、利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所に係る職員の種類と数を定め、第48条では、準用規定を定めるものであります。

また、附則におきまして、施行期日を法の施行日とするとともに、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び利用定員に関する経過措置を定めております。

なお、この条例は、当町の実状が厚生労働省令の基準に対し、極端な特別な事情や特性が見られないことから、国の基準と同様の内容としたものでございます。

以上が、第49号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての御説明でございます。

続きまして、資料の49ページから54ページをごらんください。

第50号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な水準の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正となり、第34条の8の2第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めなければならないとされており、このほど厚生労働省令第63号で基準が示されましたので、当町におきましても、この基準に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

第1条では、児童福祉法の規定に基づき条例の趣旨について定め、第2条では、放課後児童健全育成事業に係る最低基準の目的を定め、第3条では、最低基準の向上について町の関わりを定め、第4条では、最低基準について事業者の関わりを定め、第5条では、一般原則を定め、第6条では、非常災害対策を定め、第7条では、放課後児童健全育成事業に従事する職員の一般的要件を定め、第8条では、職員の知識、技能の修得、維持及び向上に努める義務と研修権の確保について定め、第9条では、設備の基準を定め、第10条では、支援員の数を単位ごとに2人以上、支援員の資格、一つの単位の受容数をおおむね40人以下などについて定め、第11条では、利用者を国籍、信条または社会的身分による差別をすることなく平等に扱う原則について定め、第12条では、虐待等利用者の心身に有害な影響を与える行為の禁止について定め、第13条では、衛生管理等について定め、第14条では、放課後児童健全育成事業の運営についての重要事項に関する規定を定め、第15条では、職員、財産、収支等の帳簿の整備を定め、第16条では、秘密保持等を定め、第17条では、苦情への対応を定め、第18条では、放課後児童健全育成事業所の開所時間を休日、休日以外に区別し、開所日数を1年につき250日以上を原則として定め、第19条では、保護者の利用について定め、第20条では、町、児童福祉施設、利用者が通う小学校等との密接な連携について定め、第21条では、事故発生時の

対応について定めています。

また、附則におきまして、施行期日を法の施行日とするとともに、経過措置を定めております。

なお、この条例は、当町の実状が、厚生労働省令の基準に対し極端な特別な事情や特性がほとんど見られないことから、一部を除きおおむね国の基準と同様の内容としたものでございます。

国の基準を参酌した事項としましては、1項目として職員の資格で、国が基準としています旧中等学校令及び旧大学令による卒業生は、現在80歳代の高齢の方でございますので、支援員としては適当ではないとの考えから、対象から外したものでございます。2項目として開所時間で、国のガイドラインでは子供の放課後の時間帯、地域の実状や保護者の就労状況を考慮し設定し、休日の時間帯や保護者の就労実態を踏まえて8時間以上とし、また、国庫補助基準では、平日の開所時間が1日平均3時間以上、休日の開所時間が原則として1日8時間以上としていることから、今回の基準を定めたものと思っておりますが、現在当町では休日日は10時間または11時間、休日以外は5時間30分で、国の基準よりも長く開所しておりますから、現行のサービスを継続し、今後民間事業者が事業を行う場合も同様の開所時間としていくことから、この設定基準とするものであります。

以上が、第50号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長、久保田明美君。

高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課からは、本定例会に上程いたしました第55号議案、第61号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第55号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の63ページ及び歳入歳出決算書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次でございます吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入総額は、16億2,085万3,156円、歳出総額は15億8,263万7,752円、歳入歳出差引残額3,821万5,404円になります内容をお認めいただくものがございます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。事項別明細書は8ページ、9ページになります。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で、収入済額3億6,758万490円でございます。保険料の収納状況は、収納率98.0%、不納欠損額は113万3,710円でございます。

2款使用料及び手数料は、3万7,300円で、保険料の督促手数料でございます。

次に、3款国庫支出金でございます。事項別明細書の8ページから11ページをごらんください。

3款国庫支出金の収入済額は、3億2,441万7,120円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分と財政調整交付金でございます。



4 款支払基金交付金は、4 億3,155万円で、第 2 号被保険者の保険料になります。

次に、5 款県支出金でございます。事項別明細書の12ページ、13ページをごらんください。

5 款県支出金は、2 億2,221万3,390円で、県負担金、県補助金になります。介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分でございます。

次に、6 款財産収入でございます。14ページ、15ページをごらんください。

6 款財産収入は、3 万7,357円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、7 款繰入金でございます。14ページから17ページをごらんください。

7 款繰入金は、2 億3,577万円で、一般会計からの繰入金及び基金繰入金でございます。

8 款繰越金は、3,326万1,408円で、前年度決算による繰越金でございます。

次に、9 款諸収入でございます。16ページから19ページをごらんください。

9 款諸収入は、598万6,091円で、第三者納付金、返納金、雑収、預金利子、延滞金収入でございます。

平成25年度は介護予防事業及び任意事業における利用者負担金を雑入へ入れております。

次に、歳出を申し上げます。

決算書の 4 ページ、5 ページ、事項別明細書は20ページからでございます。

1 款総務費は、支出済額3,318万7,205円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。主な支出といたしましては、22ページ、23ページの 3 項介護認定審査会費の介護認定審査事務運営負担金でございます。

次に、2 款保険給付費でございます。事項別明細書の24ページから29ページをごらんください。

2 款保険給付費は、支出済額14億7,205万1,717円で、保険給付、予防給付、高額介護サービス、特定入所者介護サービスに要する費用等を支出しております。平成25年度は第 5 期介護保険事業計画の中間年度で、事業計画の計画値に対しまして90.5%の執行となっております。

次に、3 款基金積立金でございます。事項別明細書の28ページから31ページをごらんください。

3 款基金積立金は、681万円で、前年度決算による介護給付費準備基金でございます。平成25年度末現在、基金残高は1 億1,448万8,296円となっております。

次に、4 款地域支援事業費でございます。30ページから35ページをごらんください。

4 款地域支援事業費は、支出済額4,429万9,185円で、要支援、要介護状態になることを予防するための事業で、1 項の介護予防事業費と 2 項の包括的支援・任意事業費がございます。平成25年度は一次予防事業の体操教室や認知症予防教室を増して事業を行ってまいりました。

次に、5 款諸支出金です。34ページから37ページをごらんください。

5 款諸支出金は、2,628万9,645円で、前年度の実績に伴う国、県からの補助金の返還金、そして一般会計繰出金が主な支出でございます。

6 款予備費につきましては、1 款 1 項 1 目 2 事業の介護保険制度運営事業費へ22万3,000 円、介護保険システム改修費として充用いたしました。

以上が、平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、61号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案書の72ページと別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書を併せてごらんください。

歳入歳出予算額に4,557万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,765万9,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

詳細につきまして、補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ、事項別明細書の歳入をごらんください。

3款国庫支出金でございます。平成25年度の国庫負担金につきましては、実績が交付決定額を上回ったことから、精算金として269万9,000円を増額するものでございます。

4款支払基金交付金は、国庫支出金と同様に、実績が交付決定額を上回ったことから、前年度の精算金として101万9,000円を増額するものでございます。

次に、3ページをごらんください。

7款繰入金でございます。前年度一般会計繰入金の精算金と、社会保障税番号制度に係る介護保険システム改修の整備費を一般会計から繰り出し、464万1,000円を増額するものでございます。

8款繰越金は、平成25年度決算に基づくもので3,721万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

4ページをごらんください。

1款総務費でございます。1項1目一般管理費に社会保障税番号制度に係る介護保険システムの改修委託料として400万円を増額しようとするものでございます。

次に、2款保険給付費は、財源の振替をお願いするもので、事業費の補正はございません。

次に、5ページをごらんください。

3款基金積立金は、介護給付費準備基金条例に基づき、前年度の剰余金の範囲内で積み立てを行うもので、介護保険事業特別会計歳入歳出差引残額から、給付費等の精算による返還金を差し引き、当初予算額を差し引いて算出したもので、3,678万7,000円を増額しようとするものでございます。

次に、5款諸支出金でございます。1項2目償還金は平成25年度国、県からの補助金に対し、最終実績が交付額を下回ったことによる返還金で、491万3,000円を増額しようとするものでございます。また、2項1目一般会計繰出金は、平成25年度決算により、町からの繰入金に返還金が生じないことから、12万5,000円を減額するものでございます。

以上が、平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

高齢者支援課からは、2議案につきましての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、八木三千博君。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは、第47号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、第63号議案 町道の路線廃止について、そして第64号議案 町道の路線認定についての3議案について御説明申し上げます。

議案書の1、2ページ及び参考資料No. 1をごらんください。

最初に、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

吉田町営住宅管理条例の別表第1では、第5条で規定する町営住宅への入居者の資格のうち、高齢者、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者について規定しており、その中に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者という規定があり、ここで引用している法律の題名等が改正され、平成26年10月1日に施行されることから、これに伴い必要な改正を行うものがあります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

別表第1関係としまして、引用する法律の題名が改称されたことにより、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めることとしました。

また、町営住宅の入居資格の改正としまして、中国残留邦人等の配偶者に対する入居資格を法律が定める特定配偶者であることといたしますが、今回の法律改正以前から、同法の支援給付の対象となっていた者で、改正後の特定配偶者に該当しない者については、従来どおり入居資格を有することとするため、必要な文言を追加するものでございます。附則としまして、条例の施行日を平成26年10月1日としております。

以上が、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

次に、町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の74、75ページと参考資料No. 10をごらんください。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づき町道の路線を廃止しようとするもので、今回廃止しようとする路線は1路線であります。

廃止の主な理由は、防災公園の区域内に町道青柳田中線があり、防災公園の整備に当たり町道が分断されるため、新たに認定をする必要があり、認定に当たり、一旦路線の廃止をお願いするものであります。

議案書の75ページをごらんください。

町道の廃止の一覧表になります。

路線番号は、5102青柳田中線でございます。路線の箇所は吉田町神戸地内で、延長は620.6メートル、幅員は2.2メートルから4メートルであります。

次に、参考資料No. 10をごらんください。

廃止をしようとする路線の場所につきましては、県道吉田大東線から大窪川までとなります。この路線の途中に防災公園ができるため分断されるものであります。

以上が、防災公園の整備により町道の路線を廃止しようとする町道青柳田中線についての説明でございます。

続きまして、町道の路線認定についてでございます。

議案書の76、77ページと参考資料No. 11をごらんください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでございます。今回認定する路線につきましては、防災公園の整備に伴う2路線と、開発行為により新設された道路2路線の合計4路線でございます。

議案書の77ページをごらんください。

まず、防災公園の整備に伴い認定しようとする2路線について御説明申し上げます。

路線番号5102青柳田中1号線ですが、延長は189.2メートルで、幅員は6メートルから13.1メートルとなります。

また、路線番号5229青柳田中2号線は、延長が351.3メートル、幅員が2メートルから6メートルとして再認定を行うものであります。

次に、吉田町神戸地内に宅地造成の開発行為に伴い、新たに認定しようとする2路線について御説明申し上げます。

最初に、路線番号5230日の出上4号線ですが、開発行為により新たに認定する路線で、延長は51.9メートル、幅員は6メートルから13.1メートルとなります。

次に、路線番号5231日の出上5号線ですが、こちらも先ほどと同じ宅地の区域内で、延長は118.4メートルで、幅員は6メートルから13.1メートルとなります。

参考資料No. 11をごらんください。

場所ですけれども、青柳田中線につきましては、先ほどの廃止の説明のとおりであります。

また、開発に伴う新規の認定は、参考資料の4ページをごらんください。

第2大窪川付近の養鰻池を宅地造成したもので、日の出向原線からの進入になります。

以上が、防災公園の整備などにより再認定をする町道の路線認定についての説明でございます。

上程させていただきました3議案について御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、水野辰明君。

下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

下水道課から第56号議案、第62号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第56号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

提出議案つづりの65ページ、66ページ、別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、併せて参考資料No. 8の、下水道事業特別会計主要な施策と成果に関する説明書をごらんいただきますが、初めに決算書の6ページをごらんください。

平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入総額10億907万9,662円、歳出総額9億8,283万1,321円、歳入歳出差引残額2,624万8,341円という内容をお認めいただくというものでございます。

歳入でございます。

事項別明細書8ページ、9ページをごらんください。

歳入の1款分担金及び負担金、1項負担金、収入済額980万7,940円、下水道受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料は、収入済額7,750万6,246円、下水道使用料でございます。不納欠損額12万9,622円、収入未済額は300万6,383円でございます。使用料の収納率につきましては、現年分が98.7%、過年度分が13.1%ございました。

2項手数料は、下水道指定工事店証の手数料で、合計9件分の手数料でございます。3

万4,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、収入済額1億1,390万円、管渠整備及び管渠浄化センター耐震補強に係る社会資本整備総合交付金で、このうちの2,120万円が前年度からの繰越明許の補助金でございます。

事項別明細書の10ページ、11ページをごらんください。

4款繰入金、1項繰入金、収入済額6億3,546万7,000円、一般会計からの繰入金で、職員人件費、公債費などの一般会計から繰り出したものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、収入済額1,930万6,746円、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、収入済額435万7,730円、1項延滞金加算金及び過料1万7,600円、2項預金利子1万3,904円、3項雑入は432万6,226円で、消費税還付金422万2,828円が主な収入でございます。

事項別明細書の12ページ、13ページをごらんください。

7款町債、1項町債、収入済額1億4,870万円、管渠建設、浄化センター建設費の町起債分でございます。このうち、1,900万円が前年度からの繰越明許分でございます。

以上が、歳入合計、収入済額10億907万9,662円でございます。

次に、歳出でございますが、事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款公共下水道事業費の支出済額4億6,315万9,087円でございます。1目管渠建設費は、支出済額2億6,266万2,665円でございます。主要な施策と成果に関する説明書は1ページから8ページでございます。職員5名分の職員人件費のほか、公共管渠建設工事13件を初め、町単管渠建設費ほか附帯工事や取り付け管設置など、合わせて18件の工事と実施設計業務委託2件などが主な支出でございます。

平成25年度の管渠整備延長は1,624.76メートル、地震対策ではマンホール可とう継手などの耐震補強工事、吉中マンホールトイレの設置などを行いました。

なお、公共管渠建設工事費のうち4,240万円を24年度からの繰越明許事業で管渠整備を実施しております。

事項別明細書の18ページ、19ページをごらんください。

2目の管渠維持管理費は、支出済額623万4,289円で、主要な施策、成果に関する説明書は9ページをごらんください。

公共下水道台帳作成業務やマンホールポンプの電気料、保守点検料が主な支出でございます。

3目浄化センター維持管理費は、支出済額1億2,027万5,983円で、主要な施策と成果に関する説明書は10ページから12ページでございます。職員人件費1名分のほか、浄化センター管理業務委託など12件の業務委託料と検針負担金、電気料、機械備品修繕料などが主な支出でございます。

事項別明細書の22ページ、23ページをごらんください。

4目の浄化センター建設費は、支出済額7,398万6,150円でございます。主要な施策と成果に関する説明書は13ページ、14ページをごらんください。

25年度は公共町単合併施工で浄化センター汚泥処理棟と管廊、放流渠の耐震補強工事を実施しております。業務委託では耐震補強工事の監理委託と浄化センター長寿命化計画策定業務委託などが主な支出でございます。

事項別明細書の24ページ、25ページをごらんください。

2 款公債費の支出済額 5 億 1,967 万 2,234 円、1 目元金の起債及び借入金の償還元金 3 億 4,341 万 5,021 円、2 目利子の償還金利子及び一時借入金利子の 1 億 7,625 万 7,213 円でございます。

3 款予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、歳出合計支出済額 9 億 8,283 万 1,321 円となります。

次に、決算書の 30 ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 10 億 907 万 9,000 円、歳出総額 9 億 8,283 万 1,000 円、歳入歳出差引残額は、2,624 万 8,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 2,624 万 8,000 円となります。

以上が、平成 25 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。

続きまして、62 号議案 平成 26 年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書（第 1 号）、それから補正予算（第 1 号）に関する説明書をごらんください。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 265 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 8,409 万 7,000 円とするものでございます。

補正予算書（第 1 号）の 1 ページの第 1 表歳入歳出予算補正をごらんください。それから、説明書の 2 ページを併せてごらんください。

歳入でございます。

4 款繰入金、1 項繰入金は、一般会計からの繰入金で、2,390 万 5,000 円を減額し、6 億 938 万円とするものでございます。

5 款繰越金、1 項繰越金は、前年度決算に基づく繰越金で、当初予算の差額分 2,124 万 8,000 円を追加いたしまして、2,624 万 8,000 円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

説明書の 3 ページをごらんください。

1 款公共下水道事業費の 265 万 7,000 円を減額し、4 億 5,582 万 7,000 円とするものでございます。内訳でございますが、1 目管渠建設費につきましては、112 万 2,000 円を減額し、2 億 9,937 万 9,000 円とするもので、職員人件費につきましては、人事異動並びに育休のため、給与、職員手当等、共済費をそれぞれ減額するもので、加えまして町単管渠建設費の賃金につきまして、産休、育休職員の代替臨時職員分 76 万円を計上させていただく内容でございます。

説明書の 4 ページをごらんください。

3 目浄化センター維持管理費は、153 万 5,000 円を減額し、1 億 1,060 万 9,000 円とするもので、職員人件費につきましては、人事異動によりまして給与、職員手当等、それから共済費をそれぞれ減額するものでございます。

以上が、平成 26 年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

下水道課から 2 議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、大井一弘君。

水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課から第57号議案 平成25年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の平成25年度吉田町水道事業会計決算書と参考資料No. 9の平成25年度水道事業会計決算資料をごらんください。

水道事業会計決算書の1ページ目から4ページ目までの水道事業決算報告書及び20ページ目から21ページ目までの水道事業報告書中の建設改良工事の概況につきましては、消費税込みの金額で計上してあります。その他の損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表、水道事業報告書中の事業収入、事業費用に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書につきましては、消費税抜きの金額で計上してあります。

また、水道事業会計決算資料の1ページ目の収益的収入及び支出の最近5カ年の決算額の推移につきましては、消費税抜きの金額で計上してあります。それ以外の資料の2ページ目から16ページまでの資本的収入及び支出の最近5カ年の決算額の推移や、主要な施策と成果に関する説明書につきましては、消費税込みの金額で計上してありますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に、平成25年度吉田町水道事業会計の決算につきまして御説明申し上げます。

吉田町水道事業会計決算書の1ページ目をごらんください。

収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の水道事業収益の予算額5億3,284万2,000円に対して、決算額は5億3,388万8,767円で、予算額に対して104万6,767円増額となりました。その内訳は、第1項の営業収益の予算額5億2,712万3,000円に対して、決算額は5億2,796万9,947円で、予算に対して84万6,947円増額となりました。第2項の営業外収益の予算額571万9,000円に対して、決算額は591万8,820円で、予算額に対して19万9,820円増額となりました。

今申し上げました営業収益及び営業外収益の内訳を御説明いたしますので、水道事業会計決算資料の1ページ目をごらんください。

営業収益の給水収益は、町内人口の減少及び各家庭において節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、1,396万2,279円減額の5億102万6,594円となりました。受託工事収益は、事故補償費の内容変更により、72万151円減額の15万585円となりました。その他営業収益は、材料検査・設計審査手数料等の増額により7万2,600円増額の175万9,500円となりました。営業外収益の受取利息及び配当金は、期中における減債積立金、建設改良積立金の件数増加により1万6,085円増額の21万5,149円となりました。雑収益は、下水道料金算定資料計上分や欠損済下水道料金の収入が減少したことにより、48万9,820円減額の544万9,608円となりました。

決算書の2ページ目をごらんください。

収益的収入及び支出の支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の水道事業費用の予算額5億2,088万9,000円に対して、決算額は4億9,632万6,862円で、執行率95.3%となり、不用額は2,456万2,138円となりました。

その内訳は、第1項の営業費用の予算額4億1,860万8,000円に対して、決算額は4億51万1,780円で、執行率95.7%となり、不用額は1,809万6,220円となりました。

第2項の営業外費用の予算額1億28万1,000円に対して、決算額は9,581万5,082円で、執行率95.5%となり、不用額は446万5,918円となりました。

第3項の予備費につきましては、支出はありませんでした。

今申しあげました営業費用及び営業外費用の内訳を御説明いたしますので、また水道事業会計決算書1ページ目をごらんください。

原水浄水及び配水給水費は、浄水場の計装機器の点検項目が前年度と異なることや、隔年に実施している配水池の清掃委託業務などにより、委託料が減少したこと。また、緊急遮断弁の点検内容の変更、第9水源新設に伴う土地測量分筆の作業終了などにより手数料が減少したことなどにより、694万304円減額の1億630万3,316円となりました。

受託工事費は、修繕工事費の減少により47万6,142円減額の9万3,268円となりました。

業務費は、納付書の郵送件数が減少したことにより通信運搬費が減少したことや、水道会計システム委託料に本年度は納付書、督促状の諸事費用が含まれ、委託料が減少したことなどにより60万3,451円減額の4,012万6,184円となりました。

総経費は、前年度とほぼ同額の2,175万3,024円となりました。

減価償却費は平成24年度に取得した構築物の送配水及び給水設備の増加により、284万3,646円増額の2億1,775万5,746円となりました。

資産減耗費は、道路改良に伴い残存価格が多い配水管の布設替工事を実施したことにより、構築物の固定資産の受託が増加し、151万2,273円増額の991万6,584円となりました。

その他営業費用は、公用車車検に伴う代行料や重量税の減少により2万621円減額の8万9,669円となりました。

営業外費用の支払利息及び企業債取り扱い諸費は、財務省関係の支払利息が減少したことにより、205万5,232円減額の6,976万987円となりました。

繰延勘定償却は、平成24年度の吉田町上水道管網図作成業務委託、新水源調査業務委託の増加により、344万円増額の1,878万8,800円となりました。

雑支出は、平成23年度分の水道料金不納欠損金の減少により、13万8,305円減額の387万2,277円となりました。

この結果、当年度純利益は、前年度よりも1,244万8,312円減額の2,014万1,581円となりました。当年度純利益の減額の主な理由は、浄水場の計装機器の点検項目の違いなどによる原水浄水及び配水給水費の委託料や、電算システムの内容変更による業務費の委託料の経費節減を図りましたが、それ以上に町内人口の減少及び各家庭における節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、給水収益が減額になったためでございます。

ただいま決算資料において御説明いたしました収益的収入及び支出の内訳につきましては、決算書の5ページ、6ページ目の平成25年度吉田町水道事業損益計算書の内容と同様になっております。

この後御説明申し上げます平成25年度吉田町水道事業剰余金計算書(案)に計上してあります当年度末残高の未処分利益剰余金は、決算書6ページ目の当年度純利益と前年度繰越利益剰余金の合計金額となっております。

次に、決算書の3ページ目をごらんください。



資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的収入の予算額2,556万円に対して、決算額は3,383万255円で、予算額に対して827万255円増額となりました。その内訳は、第1項の企業債は、本年度借り入れを行いませんでした。第2項の他会計出資金の予算額67万2,000円に対して、決算額は102万1,955円で、予算額に対して34万9,955円増額となりました。第3項のその他資本的収入の予算額2,488万8,000円に対して、決算額は3,280万8,300円で、予算額に対して792万300円増額となりました。

今申し上げました資本的収入の内訳を御説明いたしますので、水道事業会計決算資料2ページ目をごらんください。

企業債は、損益勘定留保資金の一部及び減債積立金などの基金の取り崩しをすることで起債相当額分を補填できることから、企業債の借り入れを行わなかったためゼロ円となりました。他会計出資金は、前年度に第5水源非常用発電機設置が完成し、本年度は非常用発電機の設置がなく、304万6,196円減額の102万1,955円となりました。その他資本的収入の工事負担金は、物件移転補償費の増額により927万9,000円増額の2,293万8,300円となりました。加入分担金は、給水装置の新設件数の増加により244万円増額の987万円となりました。

決算書の4ページ目をごらんください。

資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の予算額5億2,606万2,000円に対して、決算額は4億9,034万3,816円で、執行率93.2%となり、不用額は3,571万8,184円となりました。その内訳は、第1項の建設改良費の予算額4億1,273万7,000円に対して、決算額は3億7,701万9,434円で、執行率91.3%となり、不用額は3,571万7,566円となりました。第2項の企業債償還金の予算額1億1,332万5,000円に対して、決算額は1億1,332万4,382円で、執行率100%となり、不用額は61万8,000円となりました。

今説明申し上げました資本的支出の内訳を御説明いたしますので、水道事業会計決算資料2ページ目をごらんください。

建設改良費は、水道課関係島田土木事務所関連工事などの工事請負費の増加により、1億6,844万4,456円増額の3億6,950万7,906円となりました。固定資産購入費は、大幡地内の第9水源の土地購入などにより、606万6,249円増額の751万1,528円となりました。企業債償還金は、1,690万9,637円増額の1億1,332万4,382円となりました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,651万3,561円となりました。この不足額を減債積立金2,000万円、建設改良積立金4,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額926万5,951円、過年度分損益勘定留保資金3億8,724万7,610円で補填いたしました。

次に、決算書の10ページ、11ページ目をごらんください。

平成25年度吉田町水道事業貸借対照表の主な項目につきまして御説明申し上げます。

流動資産の現金預金は、給水収益の減少や建設改良工事費の増加などにより、1億8,431万2,208円減額の6億804万5,801円となりました。また、未収金は消費税の還付金が発生したことにより、532万8,959円増額の2,177万2,153円となりました。流動負債の未払金は、未払消費税が発生しなかったことにより、ゼロ円となっております。

最後に、決算書の8ページ目をごらんください。

平成25年度吉田町水道事業剰余金処分(案)につきまして御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、2,495万3,450円となっております。この金額は、先

ほど御説明いたしました損益計算書の前年度繰越利益剰余金481万1,869円と、当年度純利益2,014万1,581円の合計金額でございます。このうち、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1,200万円積み立て、処分後の繰越利益剰余金を295万3,450円になることをお認めいただくとするものでございます。

以上で、平成25年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました第58号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第2号）については、5日、本会議第4日目で審議を行います。よろしく申し上げます。

---

### ◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第24、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 平成25年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成25年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成25年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします報告事項と概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は、3件でございます。それでは、各事項につきまして御説明を申し上げます。

第2号報告は、平成25年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ報告するものでございます。

第3号報告は、平成25年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第4号報告は、平成25年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、前3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程をいたします報告事項の3件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から、詳細を順次報告願います。

最初に、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第2号報告として、平成25年度決算に基づく吉田町健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

提出議案つづりの78ページと79ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、平成25年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率がございまして、算出された比率を指標にして財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。

当町の平成25年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、78ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計において実質収支が黒字でございましたので、いずれも比率は表示されておりません。また、実質公債費比率につきましては13.4%、将来負担比率につきましては102.8%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も基準より大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となり、いずれの指標でも健全な状態であるとをあらわしております。

それでは、別冊の参考資料No.12、平成25年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページの総括表、①健全化判断比率の状況でございますが、上段には先ほどの四つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されます。

その結果、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画などの策定や起債制限など、国や県の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率について御説明をさせていただきます。

初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計になります。この二つの会計の実質収支額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるかを比率であらわすこととなっておりますが、いずれの会計においても黒字の実質収支となっている当町の場合は、計算結果が反映されないため、1ページ総括表には数値が表示されておりません。

1ページ下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合は14.29%が早期健全化基準となります。また、財政再生基準は20%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は、2ページに示されておりますとおり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となっております。

連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質収支額、または資金不足総額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率であらわすものでございますが、いずれの会計も実質収支は黒字でございますので、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示されておられません。

1ページ下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思います。

連結実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合は19.29%が早期健全化基準となります。

また、財政再生基準は30%となっております。

次、実質公債費比率でございますが、この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれます。この比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借り入れを行う場合、協議の対象とするか、許可の対象とするかの判断の基準などに用いられております。

具体的には、一般会計が負担する元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているかをあらわしたものとなっております。

この実質公債費比率は、3カ年平均で判断することとなりますので、平成25年度決算に基づく数値は13.4%となりまして、昨年度の11.5%から1.7ポイント下がっております。これは平成24年度で終了した元利償還金の影響によりまして、平成25年度決算分に算入される元利償還金の額が低くなりましたことから、その結果として、平成25年度決算分の比率が低くなったことが要因でございます。

下段の早期健全化基準をごらんください。

実質公債費比率における早期健全化基準は、市町村の場合、一律25%、財政再生基準は一律35%と定められております。

それでは、3ページ総括表③実質公債費比率の状況の内容を御説明申し上げます。

この表は、実質公債費比率の状況を一覧で表示しております。

①の欄は、一般会計と土地取得事業特別会計において繰上償還等を除いた元利償還金の額を計上するものでございまして、平成25年度の合計額は、8億5,340万6,000円となっております。

④の欄は、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金の額を計上するものでございます。これは該当する公共下水道事業と水道事業において、決められた計算方法により求めた値の合計額4億7,556万5,000円を計上しております。

⑤の欄は、一部事務組合の起こした地方債に充てたと認められる補助金、または負担金の額を計上するものでございまして、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合への負担金のうち、それぞれが借り入れた地方債の償還に充てたと認められる額2億6,497万7,000円が計上されております。

⑥の欄は、公債費に準ずる債務負担行為に関わるものを計上するものでございます。平成23年度から債務負担行為を設定しております国営かんがい排水事業大井川用水地区負担金の1

期分が計上されております。

⑦の欄は、一時借入金の利子を計上するものでございまして、一般会計で一時借入れを行いました利子が計上されております。

⑧の欄につきましては、特定財源の額を計上するものでございまして、起債償還の財源に充てられた都市計画税が一定の算定方法で求められ、1億4,410万4,000円が計上されております。

⑨から⑭までの数値でございまして、普通交付税の算定で用いた基準財政需要額や算入公債費などでございまして、平成25年度交付税算定資料からの数値となっております。

⑮の標準税収入額等でございますが、交付税で定める方法によって算定した収入見込み額でございます。

⑯の普通交付税額でございますが、これは平成22年度から交付税の交付を受けておりますが、ここでは25年度に交付された1億8,454万4,000円を計上しております。

⑰の臨時財政対策債発行可能額でございますが、平成25年度交付税算定におきます財源不足基礎方式により算定される額となっております。

以上の数値から算定してまいりますと、平成25年度決算に基づく実質公債比率は、単年度で約10.6%となりまして、平成23年度から平成25年度の3カ年平均では13.4%となるものでございます。

続きまして、将来負担比率につきまして御説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など、今後、予定されている財政負担の割合を指標化したものでございます。

また、当町におけるこの比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合全ての会計となります。

当町の平成25年度決算に基づく将来負担比率は102.8%となり、昨年度の52.9%より49.9ポイント上回りました。

それでは、この表の個々の数値につきまして御説明を申し上げます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

上段の将来負担額の表の中の地方債の現在高は、平成25年度末における一般会計等の地方債残高として117億3,239万2,000円を計上しております。

次の債務負担行為に基づく支出予定額でございますが、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出にかかわるものでございまして、当町では平成22年度におきまして債務負担行為をお認めいただきました国営かんがい排水事業大井川用水地区負担金の1期分、平成25年度以降支払い予定額の金額となります。

次の公営企業債等繰入見込額でございますが、下水道事業及び水道事業の起債残高が対象となっております、定められた一定の割合をもって算定した額を計上いたしました。

次の組合負担等見込額でございますが、一部事務組合に関わる地方債の元金の償還予定額を計上しております。吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合の地方債元金の償還予定額を構成市町における負担率で計算した額となっております。

次の退職手当負担見込額でございますが、これは職員全員が平成25年度末日に自己都合により退職するものと仮定した場合、実質的に負担することが見込まれる額を計上したものでござ

ございます。

次の設立法人の負債額等負担見込額につきましては、該当するものがございません。

次の連結実質赤字額につきましては、全ての会計が黒字でございますので、計上されていない状態です。

次の組合連結実質赤字負担見込額は、組合等において資金不足額は生じておりませんので、計上されておりません。

ここまでの数値の合計が、下段算式中、分子の将来負担額Aに計上されてまいります。

次に、中段の充当可能財源等につきまして御説明を申し上げますが、充当可能基金は、地方債の償還に充当可能な基金で、財政調整基金を初めとする14基金の平成25年度末現在高を計上したものでございます。

次の充当可能特定収入でございますが、地方債の償還に充当可能な特定の収入を計上するものでございまして、都市計画事業に係る地方債現在高に対して、この償還に充当できる都市計画税収入を計上しております。

次の基準財政需要額算入見込額につきましては、地方債の償還に要する経費として交付税算定に用いる基準財政需要額に算入することが見込まれる額を計上しております。

ここまでの数値の合計が下段算式中、分子の充当可能財源等Bに計上されます。

次に、下段算式中、分母の標準財政規模C欄の数値でございますが、3ページの実質公債費比率の状況の表の中の平成25年度の⑮標準税収入額等、⑯普通交付税額、⑰臨時財政対策債発行可能額を合計した額でございまして、一般財源の標準規模となっております。

4ページに戻っていただきまして、下段算式中、分母の算入公債費等の額D欄の数値でございますが、3ページ総括表3の9から14の合計額でございまして、基準財政需要額における公債費及び事業費補正と密度補正の合計額でございます。

このように算出したしました数値をもとに算定いたしましたところ、この表にございまして、当町の平成25年度決算に基づく将来負担比率は102.8%となりまして、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

以上が、算定経過でございまして、こうした積み上げのもとで各比率を求めておりますので、報告とさせていただきます。

以上で、第2号報告の平成25年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についての内容説明を終わらせていただきます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、水野辰明君。

下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

第3号報告 平成25年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について御報告を申し上げます。

提出議案つづりの80ページ、81ページと参考資料No. 13をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率につきまして、監査委員の意見を添えて御報告をさせていただきます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定により算定しました結果、黒字と

なっております。したがいまして、報告書につきましては、資金不足が生じていないため、数字では表示してございません。

以上、第3号報告 平成25年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 続いて、水道課長、大井一弘君。

水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課から、第4号報告 平成25年度決算書に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案の82、83ページ目と参考資料No. 14をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算書に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告させていただきますのものでございます。

参考資料のNo. 14をごらんください。

同法第22条第2項の規定により、平成25年度決算書に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率は、(10)の事業の規模分の(9)の資金の不足額によって算定した結果、当水道事業会計は黒字となっており、資金不足は生じておりません。したがいまして、報告書の水道事業会計の資金不足比率案は数字では表示してございません。

以上で、平成25年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

---

## ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時40分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会2日目でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第51号の詳細説明

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第51号議案 平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第51号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。説明は款ごとに区切って行います。

初めに、歳入の1款から10款及び20款について順次説明願います。

なお、歳入の11款から19款までは、各課の歳出の説明に併せて行いますのでお願いします。執行部の説明は、歳入については、歳入事項別明細書により、お願いします。

また、歳出の説明は、主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に、各事業区分に沿ってわかりやすく簡潔に、自席でお願いします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。

それでは、歳入の1款から説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

歳入1款町税の収入状況につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策に関する説明書により御説明いたします。

決算書の12ページから15ページをごらんください。併せて、課税状況につきまして主要な施策と成果に関する説明書の56ページから59ページをごらんください。

町税全体の収入状況といたしましては、調定額57億324万219円、収入済額は54億6,956万2,161円でございます。町税全体の収納率は95.9%で、前年度と比較しますと0.88%の増でございます。収納に関しましては、臨時職員の増、県短期派遣制度の活用等、徴収体制の強化を行い、財産調査、差押等の滞納処分を行ったこと、また、財産調査をもとに納税相談等を行ったことにより、前年度末の未納者数が国保税を含み、前年度に比べ359人減少し、2,059人とな



っております。

次に、税目別の収入状況でございますが、個人町民税の現年課税分につきましては、調定額15億2,957万1,300円、土地等の譲渡所得の増加により、前年度に比べ増額となっております。収入済額は15億332万5,667円、収納率は98.28%、前年度対比0.17%の増でございます。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額1億3,619万8,497円、収入済額は4,494万9,682円、収納率は33%、前年度対比3.99%の増でございます。

次に、不納欠損でございますが、現年を含め536万7,853円でございます。不納欠損の理由といたしましては、時効によるものが37人、169万1,354円、財産のないものが19人、69万9,737円、生活保護者が8人、45万8,092円、所在不明者が15人、65万9,695円、海外出国者が17人、60万1,260円、死亡で相続人不存在が4人、25万9,773円、法人の解散、破産によるものが5人、99万7,942円でございます。

次に、法人町民税の現年分につきましては、調定額5億4,916万1,500円、収入済額5億4,840万1,900円、収納率は99.86%、前年度対比0.02%の減でございます。滞納繰越分につきましては、調定額334万1,900円、収入済額は137万1,843円、収納率は41.05%で、前年度対比19.18%の増でございます。不納欠損につきましては9万5,800円で、欠損の理由といたしましては、時効によるものが1件、5万円、法人の破産によるものが1件、4万5,800円でございます。

次に、固定資産税の現年分につきましては、調定額28億2,416万8,300円で、土地の下落、償却資産の減少により、前年度より減額となっております。収入済額は27億9,962万6,610円、収納率は99.13%、前年度対比0.13%の増でございます。滞納繰越分につきましては、調定額1億1,371万9,903円、収入額につきましては3,744万5,868円、収納率は32.93%、前年度対比1.73%の増でございます。不納欠損につきましては、欠損額797万8,558円、欠損理由といたしましては、時効が33人、109万7,149円、無財産が6人、23万3,533円、生活保護が1人、7万8,183円、死亡、相続人不存在が5人、656万9,693円でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は344万4,600円で、土地及び家屋の下落により、前年度に比べ減額となっております。

次に、軽自動車税の現年分につきましては、調定額6,971万7,500円で、自家用の四輪乗用の増加により増額となっております。収入済額は6,838万3,847円、収納率は98.09%、前年度対比0.03%の増でございます。滞納繰越分については、調定額396万6,720円、収入済額は118万8,909円、収納率は29.97%、前年度対比6.83%の減でございます。

次に、不納欠損でございますが、現年を含め32万3,930円、欠損理由といたしましては、時効によるものが45人、18万3,130円、財産のないものが3人、1万5,200円、生活保護者が6人、2万1,000円、所在不明者が5人、1万5,600円、海外出国者が12人、5万4,600円、死亡で相続人不存在が8人、2万円、法人解散、破産によるものが2人で1万4,400円でございます。

次に、14ページをごらんください。

たばこ税につきましては2億1,086万4,637円、税制改正による税率の変更により増加となっております。売り上げ本数につきましては4,134万3,513本で、健康志向等により5%の減となっております。

次に、都市計画税につきましては、現年分の調定額2億4,960万6,400円で、土地の下落に

より、前年度に比べ減額となっております。収入済額は2億4,743万7,350円、収納率につきましては99.13%で、前年度対比0.13%の増でございます。滞納繰越分は、調定額947万8,962円、収入済額は312万1,248円、収納率につきましては32.93%、前年度対比1.73%の増でございます。不納欠損につきましては66万5,042円、欠損理由につきましては、固定資産税と同様でございます。

以上、1款町税の収入状況でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、2款から10款まで、それと20款の町債の収入につきまして、決算書の中の歳入事項別明細書で御説明を申し上げます。

決算書の14ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2款の地方譲与税でございますが、収入済額は9,494万9,000円となっております。内訳でございますが、1項地方揮発油譲与税でございますが、平成21年度の税制改正により目的税から普通税に改められ、名称も、地方道路譲与税から地方揮発油譲与税とされて一般財源化されたものでございますが、収入済額は2,900万8,000円となっております。

次に、2項自動車重量譲与税でございますが、これは自動車重量税として収入されたものを、県を通じて譲与されるものでございまして、これも地方揮発油譲与税と同じように、平成21年度の税制改正によりまして一般財源化されたものであります。なお、算定の基礎は平成24年4月1日現在における市町村道の延長と面積でございます。収入済額は6,594万1,000円でございます。

次に、3項地方道路譲与税でございますが、例年どおり、税制改正前に地方道路税として課税されたものの、滞納繰越分に係る収入を当初予算で1,000円計上いたしましたでしたが、平成25年度には収入実績はございませんでした。

続きまして、決算書の16ページをごらんいただきたいと思います。

3款利子割交付金でございますが、県民税の利子割収入額のうち、本来市町村分に属する額について、都道府県から市町村に交付金として交付されるものでございます。収入済額は934万1,000円でございます。

続きまして、4款配当割交付金でございますが、この交付金につきましては平成15年度の税制改正によって創設されたものでございまして、一定の上場株式等の配当等の所得に対して、県民税配当割として課税して徴収した一部が、市町村に配当割交付金として配分されるものでございます。収入済額は1,534万3,000円となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、これも平成15年度の税制改正によって創設されたものでございます。源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対して県民税、株式等譲渡所得割として課税して徴収した一部が、市町村に配当されるものでございます。収入済額は2,688万7,000円でございます。

決算書の18ページをごらんいただきたいと思います。

6款地方消費税交付金でございますが、都道府県の地方消費税収入額のうち、市町村に配分される額をベースとして、直近の国勢調査人口と経済センサスによる従業者数をもとに算定した額が、各市町村に交付されるものでございます。なお、平成25年度は5%の消費税率とな

っており、収入済額は3億2,231万2,000円となっております。

次に、7款自動車取得税交付金でございますが、都道府県の自動車取得税収入のうち、町税経費を差し引き市町村に配分される額をベースとして市町村道の延長と面積をもとに算定した額が、各市町村に交付されるものでございます。収入済額は3,541万1,000円となっております。

続きまして、8款の地方特例交付金でございますが、これは長期にわたる景気低迷対策の一環として打ち出された恒久的減税で生ずる地方減収額の一部を補填するために、平成11年から創設された交付金でございます。平成25年度におきましての対象というのは、個人住民税における住宅借入金と特別税額控除の実施に伴う減収補填特例交付金のみでございます。収入済額は2,400万2,000円となっております。

18ページから20ページにかけての9款地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、平成25年度におきましても基準財政需要額が基準財政収入額を上回りましたことから、交付を受けております。収入済額は1億8,454万4,000円となっております。また、普通交付税に算入されない特殊事情を勘案して交付される特別交付税につきましては、1億2,927万3,000円の収入となっております。合計の地方交付税の収入済額につきましては、3億1,381万7,000円となっております。

続きまして、10款の交通安全対策特別交付金でございますが、これは、道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金に係る収入見込額から事務処理費相当額を控除した額が、都道府県及び市町村に交付されるものでございます。交付額は、交通事故発生件数や人口の集中度などを考慮して算定されることになっております。この交付金は一般財源として取り扱うものでございますが、用途につきましては、交通安全施設の設置及び管理に要する費用に限定されているものでございます。収入済額は594万5,000円となっております。

次に、50ページをごらんいただきたいと思えます。

50ページからは20款の町債となっております。町債の収入済額でございますが、38億2,731万2,000円でございます。

まず、50ページから52ページにかけての1目の総務債でございますが、コミュニティ広場整備事業に充てるために当初予算で2,730万円を計上いたしましたことが、地域の元気臨時交付金を充当するという方向になりましたことから、補正予算（第4号）で計上額の全てを減額いたしております。したがって、収入済額はゼロとなっております。

次に、52ページでございます。

2款2目民生債でございますが、高齢者人材活用センター建設事業及びすみれ保育園建設事業に充てるため、当初予算では6億9,960万円を計上しておりましたが、両事業とも地域の元気臨時交付金を充当できるようになりましたことから、補正予算（第4号）で同額を減額しております。収入済額に計上されております1億2,480万円は、すみれ保育園建設事業につきまして、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた1億2,910万円のうち、実際に収入した額でございます。

次に、3目の農林水産業債でございますが、水産基盤整備事業に充てるため、当初予算で1,290万円を計上いたしましたことが、補正予算（第4号）で750万円を減額いたしました。収入済額に計上されております2,510万円は、平成25年度予算計上分に関わる410万円と、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいて実際に収入いたしました2,100万円との合

計額でございます。なお、平成25年度予算計上分のうち、130万円は平成26年度に繰り越しをさせていただきます。

次に、4目の土木債でございますが、全体の収入済額は3億2,970万円でございます。内訳でございますが、まず、道路橋梁債につきましては、都市防災総合推進事業東向2号線道路改良事業に充てるため、当初予算に2,200万円計上しておりましたが、補正予算（第4号）で590万円を減額いたしております。したがって、予算現額と同額の1,610万円の収入済額となっております。

次に、地方特定道路整備事業大幡川幹線整備事業につきましては、平成24年度から25年度に繰り越すことをお認めいただいた額と同額の2,630万円を収入いたしております。

続きまして、都市防災総合推進事業高島4号線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただきました額と同額の300万円を収入いたしております。

次の都市防災総合推進事業舞台民附線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた2,830万円のうち、実際の収入済額が2,200万円となっております。

次に、都市防災総合推進事業中瀬高畑2号線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた310万円のうち、実際の収入済額が290万円となっております。

次に、都市防災総合推進事業日の出線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた330万円のうち、実際の収入済額は270万円となっております。

次の都市防災総合推進事業中瀬北原1号線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただきました1,070万円のうち、実際の収入済額は970万円となっております。

次に、都市防災総合推進事業西の坪大浜1号線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた額と同額の210万円を収入いたしました。

次に、都市防災総合推進事業東向2号線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただきました額と同額の、180万円を収入しております。

次の都市防災総合推進事業平島8号線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた470万円のうち、実際の収入済額は460万円となっております。

以上が道路橋梁債でございます。

続きまして、河川債でございますが、榛南幹線水路整備事業につきましては6,090万円を平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいておりますが、実際の収入済額も同額となっております。

次に、都市計画債でございますが、全体の収入済額は1億7,760万円となっております。

内訳といたしまして、まず、榛南幹線整備事業でございますが、当初予算に490万円計上しておりましたが、1,090万円減額補正し、現計予算額3,810万円としております。この予算現額に対して実際に収入いたしました額は3,750万円でございます。この予算現額と収入済額の差額60万円につきましては、平成26年度に繰り越しをさせていただきます。

次に、東名川尻幹線整備事業につきましては、当初予算に1,820万円計上いたしまして、同額収入しております。

54ページをごらんいただきたいと思います。繰越事業であります。榛南幹線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた額と同額の760万円を収入いたしております。

次に、避難路整備事業につきましても、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた額と同額の1,200万円を収入しております。

次に、都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた7,760万円のうち、実際の収入済は1,900万円となっております。

次に、都市防災総合推進事業北区公園整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた8,390万円のうち、実際の収入済額は8,330万円となっております。

続きまして、5目の消防債でございますが、全体の収入済額は28億4,330万円となっております。内訳といたしまして、まず、消防総合情報システム整備事業につきましては、当初予算で110万円を計上しておりましたが、その後の補正予算で予算現額を50万円としております。実際に収入いたしました額も同額の50万円でございます。

次に、津波避難タワー設置事業でございますが、当初予算に7,010万円計上いたしまして、補正予算（第2号）におきまして5億5,860万円増額させていただき、予算現額を6億2,870万円とさせていただきました。これに対し、実際に収入した額は4億5,110万円となっております。

次に、繰越明許事業の津波避難タワー設置事業でございますが、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただきました額と同額の4億4,640万円を収入いたしました。

次に、消防ポンプ車整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた880万円のうち、実際の収入額は810万円となっております。

次に、消防団詰所整備事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた5,000万円のうち、実際の収入額は3,510万円となっております。

次に、国補正対応分繰越明許の津波避難タワー設置事業につきましては、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた額と同額の19億210万円を収入いたしました。

続きまして、6目の臨時財政対策債についてでございますが、当初予算に3億5,700万円を計上し、補正予算（第2号）において3,481万2,000円を増額させていただき、予算現額3億9,181万2,000円としておりました。これに対して収入済額も同額となっております。

最後に、7目の教育債でございますが、住吉小学校校舎補強事業でございますが、平成24年度から平成25年度に繰り越すことをお認めいただいた1億2,320万円のうち、実際の収入済みにつきましては1億1,260万円となっております。

以上が2款から10款までと20款の歳入についての御説明でございました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 歳入の説明が終わりました。

これから、歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

決算書58ページ、59ページの歳出事項別明細書をごらんいただきたいと思います。それから、参考資料No. 3、主要な施策と成果に関する説明書の1ページ、2ページを併せてごらんいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。2の事業、議会運営費でございます。支出済額7,136万568円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は、議員報酬、議員期末手当、議員共済費となっております。

事業内容につきましては、定例会、臨時会及び各委員会など、議会の運営でございます。本年度も、全体的に昨年度と比べまして支出が大幅な減額となっておりますが、主な原因といたしまして、議員共済費の負担額の減額によるものがございます。

次に、歳出事項別明細書の60ページ、61ページ、それから主要な施策と成果に関する説明書の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

3の事業、議会調査活動費でございます。支出済額は332万81円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は、費用弁償、追録代、印刷製本費、協議会などへの負担金となっております。事業内容は、事務事業の調査、研究で、研修、委員会視察、委員会広報紙の発行を行っております。

以上が議会費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

なお、歳入につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の財源内訳及び特定財源の内訳欄に掲載してございますので、御確認をいただきたいと存じます。

それでは、決算書の63ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。決算額は3,835万2,865円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書5ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の2万1,000円でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、顧問弁護士の相談料や町長交際費、凶書の追録代、郵便料、事務機器借上料等の経常経費が主なものでございます。

次に、決算書65ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。決算額は19万2,654円でございます。概要につきましては、説明書の6ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、また行政に貢献してくれた方を表彰することにより、町政のさらなる発展に寄与することを目的としているものでございます。主な支出といたしましては、5名の受賞者に対します記念品代でございます。

次に、決算書67ページ、4の事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でございます。決算額は2,644万7,000円でございます。概要につきましては、説明書7ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を

牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、一般管理費として人件費が主なものでございます。

次に、決算書67ページの5の事業、日曜開庁事業費でございます。決算額は358万1,450円でございます。概要につきましては、説明書の8ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、平成15年10月から日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活の関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めているもので、日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金を支出しているものでございます。

次に、決算書67ページ、2款1項2目文書広報費、2の事業の広報事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は757万6,214円でございます。概要につきましては、説明書10ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報誌の発行やFM島田における放送番組製作委託料が主なものでございます。

なお、平成25年度における特筆すべき事項といたしましては、11節需用費の中の「広報よしだ」の印刷製本費でございますが、前年度より500部増刷しまして、9,000部を印刷しているものでございます。

次に、決算書71ページの2款1項5目財産管理費の2の事業、庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は6,886万7,624円でございます。概要につきましては、説明書13ページ、14ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため、維持管理を行っているものでございます。主な支出でございますが、庁舎の防水修繕や空調機の修繕のほか、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など、庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成25年度に特筆すべき事項といたしましては、町民サービスの向上のために、庁舎玄関西側に住民票等の自動交付機の格納ブース設置工事及びそれに伴う電気工事を実施いたしまして、744万4,500円を支出しているものでございます。

次に、決算書73ページの3の事業、公有財産管理費でございます。決算額は2,123万8,363円でございます。概要につきましては、説明書15ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、普通財産など、町有地の草刈りなどの管理業務費や、わかば保育園やあやめ保育園等の公共施設の土地借上料など、経常的な経費を支出しているものでございます。

次に、決算書73ページの4の事業、公用車管理費でございます。決算額は246万2,656円でございます。概要につきましては、説明書16ページ、17ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課の管理車両であります8台分の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料を支出しているものでございます。

次に、決算書75ページの5の事業、契約管理費でございます。決算額は241万2,280円でございます。概要につきましては、説明書18ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な事務の執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として聴

取する見積もり書や図面等の作成費用が主なものとなっております。

なお、平成25年度に特筆すべき事項といたしましては、工事量の増加に伴いまして、材料などの工場検査が例年より多くありましたことから、9節の特別旅費は89万2,970円を支出しているものでございます。

次に、決算書79ページの2款1項7目自治振興費、2の事業の自治振興費をごらんください。決算額は1,672万681円でございます。概要につきましては、説明書31ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。自治振興費でございますが、自発的、積極的にコミュニティ活動を行ってもらい、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金を支出しているものでございます。

次に、決算書81ページの3の事業、自治会運営費でございます。決算額は398万8,000円でございます。概要につきましては、説明書32ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。自治会運営費でございますが、自発的、積極的にコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚と地域の特色が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じていた額を、運営補助金として各自治会に交付しているものでございます。

次に、決算書81ページの4の事業、地域施設管理費でございます。決算額は265万円でございます。概要につきましては、説明書33ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。地域施設管理費でございますが、自発的、積極的にコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、各自治会が所有いたしますコミュニティ施設や町が管理委託している地域コミュニティ施設などのコミュニティ活動の拠点施設に対しましての、管理運営に係る補助金を交付しているものでございます。

次に、決算書81ページの5の事業、町内会運営費でございます。決算額は380万円でございます。概要につきましては、説明書34ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町内会運営費につきましては、各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付することにより、円滑な町内会の運営に資することを目的としているものでございます。

次に、決算書81ページの6の事業、町内会活動費でございます。決算額は793万5,000円でございます。概要につきましては、説明書35ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか利子及び配当金収入の2,499円でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の5つの分野につきまして、コミュニティ活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付することにより、自発的、積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、決算書84ページ、85ページの2款1項10目人事管理費、2の事業の職員福利厚生費をごらんいただきたいと存じます。決算額は290万4,824円でございます。概要につきましては、説明書42ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断を実施しているもので、血液、血圧、尿、心電図、聴力検査、胃部エックス線、胸部レントゲン検査などの検査の委託料が主な支出でございます。また、職員の心身のケアを図るため、産業医による健康相談を実施し、働きや



すい職場環境を整えるため、産業医の委託料も含むものでございます。

なお、平成25年度に特筆すべき事項といたしましては、全ての健康診断の委託先を榛原総合病院に変更をいたしました。この変更によりまして、これまで複数日で実施しておりました各種検診を1日で実施することができるとともに、検診結果と産業医の健康相談を一体化できるなど、職員の健康管理の増進に寄与する体制を整えたところでございます。

次に、決算書87ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。決算額は4,833万8,881円でございます。概要につきましては、説明書43ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この臨時職員対策事業費は、多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員に係る必要な雇用保険、社会保険料、健康診断委託料、公務災害負担金などの人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、決算書87ページの4の事業、職員研修事業費でございます。決算額は269万5,159円でございます。概要につきましては、説明書44ページ、45ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。職員研修事業費は、地方分権の受け皿となり、自立した職員を育成することを目的に、職員が自発的に参加する派遣研修などに必要な旅費や研修負担金を初め、町独自で実施する階層別研修などの講師料を確保し、職員が研修を受けやすい環境づくりの一環としての経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成25年度に特筆すべき事項といたしましては、健全な職場環境づくりに寄与するため、課長級、課長補佐級の管理職を対象とした階層別研修として、メンタルヘルス・ハラスメント防止研修を実施したところでございます。

次に、決算書87ページの5の事業、人事管理費でございます。決算額は947万9,831円でございます。概要につきましては、説明書46ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。人事管理費は、必要な人材を確保しながら、定員管理を適正に実施していくため、職員採用にかかる経費を初め、適正な人事管理を行うための給与、人事システムの委託料、また県からの技術派遣職員の人件費に係る負担金などの経費が主なものでございます。

次に、決算書88ページ、89ページの2款1項11目事務改善対策費、3の事業の情報公開制度推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は319万8,700円でございます。概要につきましては、説明書48ページ、49ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。情報公開制度推進費は、町政の透明性の向上及び公平性を確保するとともに、町が保有する個人情報に適正に保護され、適正な事務を執行することを目的に、吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などの経費が主なものでございます。

以上が2款1項の総務管理費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課関係の事業につきまして御説明を申し上げますが、決算書の67ページをごらんいただきたいと思っております。

最初に、決算書67ページの2款1項1目の6事業になりますが、行財政構造改革推進事業費になります。決算額につきましては、3万7,835円という決算額でございます。概要につきましては、説明書の9ページをお開きいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございまして、支出につきましては、旅費需用費という事務費だけでございます。この事業では、行政改革大綱や行財政構造改革推進本部の運営等々に伴う事務をここで掲げてございます。吉田町まちづくりステップアップ行政評価につきましても、この事業の中で実施をしているというものでございます。

続きまして、決算書の69ページをごらんいただきたいと思っております。

69ページの3目の2事業でございますが、財政管理費でございます。決算額につきましては176万7,833円でございます。概要につきましては、説明書の11ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計処理、その他財政健全化への取り組みなども行っております。また、財政情報の開示もこの財政管理事業の中で行いますが、平成25年度の公表につきましても、説明書の記載のとおりでございます。

続きまして、決算書75ページから77ページをごらんいただきたいと思っております。

75ページから77ページの2款1項6目の2事業になりますが、企画調査費でございます。決算額につきましては、231万1,110円でございます。概要につきましては、説明書の19ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

この事業につきましては、企画調査事務全般につきまして管理的な支出をしているところでございまして、平成25年度におきましては、内陸フロンティアに関係する予算もこの事業の中に入れてございます。執行率が結果的に4割弱となっておりますが、その要因といたしましては、13節の委託料において、総合計画策定業務委託につきまして、町づくりに関する住民意識調査補助業務に内陸フロンティア区域計画策定業務、この二つにつきましても、事業費が減少しておりますが、その事業といたしまして、総合計画につきましても、住民意識調査全体を委託するつもりでございましたが、補助業務に絞ったと。それから、内陸フロンティアについては、物資供給拠点確保事業の構想図作成にとどめたというところで事務量が減っております。こうした関係で執行率が下がったと、こういうものでございます。

続きまして、77ページをごらんいただきたいと思っております。

決算書の77ページですが、3事業の国際交流推進事業になります。決算額につきましては、140万5,120円でございます。概要につきましては、説明書の20ページになります。財源内訳としては、全て一般財源となっております。この事業は、国際交流協会に対する補助が主たる事業でございますが、平成25年度には国際交流協会が主催するホームステイ事業において、当初予定したよりも安価な経費で実施できたということで、この実績に基づいた補助申請となりましたことから、補助が140万円という執行にとどまっております。

続きまして、4事業の地域交流費でございます。決算額は337万4,533円でございます。概要につきましては、21ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに交流定住促進助成事業助成金77万4,573円を充当しております。この交付金でございますが、静岡県市町村振興協会でございまして、サマージャンボ宝くじの交付金が財源になっているものでございます。

事業は大きく分けまして二つでございまして、一つ目が、平成22年度から進めております

静岡県市町村振興協会の交流定住促進事業助成金を活用した福岡県八女市との交流促進事業でございます。もう一つの事業につきましては、カムカム補助金の交付を行う大規模イベントの開催誘発の事業でございます。平成25年度には、4つのイベントに対して合計250万円を支出しております。

次に、5事業の男女共同参画推進事業費でございます。決算額は128万2,061円でございます。概要につきましては、22ページでございますが、全て一般財源となっております。

事業内容で特徴的なものとしたしましては、平成23年度から平成25年度までの計画期間となっております男女共同参画プラン第2次を見直しまして、計画期間を28年度までに延長する改訂を行っております。そしてこの見直しに伴い、男女共同参画に関する住民意識調査と、中学生を対象とした男女共同参画に対するアンケートも実施しております。また、例年実施しております女性団体連絡協議会による女性フェスティバルも実施されまして、静岡大学教授の池田恵子先生を講師に迎えまして、「地域に暮らす多様な人々の視点で災害に強い地域づくりを」と題した講演もございました。

執行率が5割弱となりましたが、その要因でございますが、委託料の男女共同参画プラン策定業務につきまして、アンケート調査票の作成などを自前で行ってございまして、事業費を圧縮するようにいたしております。また、次期計画として新たな男女共同参画プランを定めず、既存計画を踏襲するために既存プランの改訂を行う方針に切りかえたということで、こうした影響から執行額が過小となったものでございます。

次に、6事業の国土利用計画事業でございますが、平成25年度は執行額は計上されておられません。

次に、7事業の生活交通対策費でございますが、決算額につきましては7,020円でございます。概要につきましては、説明書の24ページでございます。財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。この事業はバス路線の確保を目指すためのものでございまして、島田静波線と藤枝相良線が国庫補助対象路線となる要件を満たさない程度までに業績が悪化した場合に、国庫補助要件を満たすようになる額の補助金を関係市町と協調して交付することが主なものでございますが、平成25年度にはそのような事態にはならなかったということで、旅費のみの執行となっております。

次に、8事業の住民参画推進事業でございますが、決算額は2,620円でございます。概要につきましては、説明書の25ページでございます。財源内訳は全て一般財源でございまして、旅費のみの支出となっております。

次の決算書77ページから79ページにかけましての9事業、ユニバーサルデザイン推進費でございますが、決算額は500円でございます。概要につきましては26ページでございますが、財源内訳としては全て一般財源でございまして、支出も旅費のみとなっております。

次に、10事業のコミュニティ施設整備事業費をごらんいただきたいと思います。決算額は4,212万1,500円でございます。概要につきましては、説明書の27ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、国庫支出金の地域の元気臨時交付金2,100万円と、県支出金の空港隣接地域振興事業費補助金の2,100万円と、一般財源となっております。平成25年度は全額町立コミュニティ広場整備事業費の支出となっております。

次に、11事業、大井川流域s m i l e ネット事業費をごらんいただきたいと思います。決算額は671万2,186円でございます。概要につきましては、説明書の28ページでございます。財

源内訳は、県支出金の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金581万1,286円と一般財源でございます。

平成25年度は、吉田中継局の保守管理業務委託のほか、大井川流域 s m i l e ネット番組放送業務委託として、S L フェスタにあわせて当町が企画した大井川流域魅力体験ツアーの特別番組を放送したほか、地域の魅力情報発信業務委託では、県補助金の起業支援型の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、F M 島田においてスタッフを雇用していただくとともに、8月から毎週木曜日の午後1時半から30分、吉田町の放送枠を確保し、よしだ s m i l e ラジオという番組を立ち上げ、3月まで毎週放送をしております。

なお、起業支援型の緊急雇用創出事業でF M 島田に雇用されました職員でございますが、現在そのままF M 島田の正規職員として雇用していただくことになりました。

次に、12事業の大井川流域交流費でございますが、決算額は106万9,600円でございます。概要につきましては、説明書の29ページと30ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、諸収入の大井川流域交流事業参加者負担金10万1,000円の特定財源と一般財源でございます。

この事業につきましては、大井川流域の市町が連携しさまざまな交流を図るとともに、流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりますが、大井川流域の大規模イベントでありますS L フェスタにおきまして、吉田町の皆様方にS L に乗っていただいて、大井川流域の魅力を体験していただく大井川流域魅力体験ツアーを企画いたしましたことから、車両客車1台を借り上げてございます。このほか大井川流域交流費では、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る経費等を負担してございます。

少し飛びますけれども、決算書の89ページをごらんいただきたいと思います。

決算書89ページの2款1項11目の2事業でございますが、情報化推進費でございます。この事業につきましては、決算額2,956万7,847円でございます。説明書につきましては、47ページになります。財源内訳としては、全て一般財源でございます。この事業では、町の行政情報を町の総合情報システムやL G W A N の保守管理など、ウイルス対策なども含めて実施している事業でございます。

続きまして、決算書の91ページをごらんいただきたいと思います。

ホームページ運営費でございます。決算額は41万9,310円となっております。概要につきましては説明書の50ページになりますが、財源内訳としては、全て一般財源となっております。事業は、町のホームページの管理運営でございます。なお、平成25年度には、議会基本条例、委員会報告と議会報告会のコンテンツを新たに追加させていただいたということもございます。

次に、12目の2事業、空港活用推進費をごらんいただきたいと思います。決算額は108万6,575円でございます。概要につきましては、説明書の51ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳としては、全て一般財源となっております。空港対策と空港利活用の両面について、空港周辺市町や他の関係自治体などとも連携しながら対応しているところでございます。吉田町空港対策協議会とも連携をして諸事業を行っておりますが、活動については、資料をごらんいただきたいと思います。

以上につきまして、2款1項についての当課の事業説明でございました。

○議長（八木 栄君） 続きまして、会計課長、お願いします。

会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） 会計課でございます。

2款1項4目会計管理費につきまして御説明申し上げます。

決算書の69ページをごらんいただきたいと思います。

2の事業、出納管理事務費をごらんいただきたいと思います。決算額は175万24円でございます。概要につきましては、説明書の12ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。公金の収納及び支払い事務を円滑、適正に執行するための事務費でございます。主な支出は、指定金融機関派出手数料が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項町税費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の93ページ、2の事業、税務総務費をごらんください。決算額は2,873万371円でございます。概要につきましては、説明書の52ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。税務事務の効率化を図るため、臨時職員の雇用、各種協議会への負担金、過年度分町税還付金が主なものでございます。

次に、決算書95ページ、2の事業、賦課徴収費をごらんください。決算額は4,473万1,278円でございます。概要につきましては、説明書の53ページから55ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。課税の適正化、収納率の向上を図るため、税務相談員の顧問料、固定資産税評価業務のための委託料、滞納整理機構負担金が主なものでございます。平成25年度につきましては、3年に一度行います平成27年評価替えに伴いまして、町内111カ所の基準値、標準値の鑑定を行っております。また、航空写真の撮影等も行っております。

以上が当課に関わります歳出の状況でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の97ページをごらんください。

2款総務費、3項1目2事業の戸籍住民基本台帳事務費でございます。決算額は2,674万6,042円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の60ページから62ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金34万1,000円、県支出金106万7,000円でございます。戸籍法や住民基本台帳法等に基づき、各種届け出書の受理及び各種証明書の交付事務などを行っております。

主な支出といたしましては、臨時職員賃金や電算事務委託料、事務機借上料などがございます。平成25年度は東日本大震災の状況を踏まえ、戸籍データの滅失を防止するため、戸籍の複本を遠隔地にある総務省の戸籍複本データ管理センターで保全管理するための戸籍複本デー

タ管理システムを構築いたしました。これにより、戸籍複本データは翌日管理センターに送信され、滅失を防止しております。

また、平成25年10月15日から、住民サービスの向上のため、総合証明自動交付機を稼働いたしました。利用状況につきましては、主要な施策と成果に関する説明書62ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

このほか外国人住民も住民票に記載されましたので、平成25年度7月には、住民票コードを付番し、通知するなどの事業を実施しております。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款選挙費の4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の98ページ、99ページの2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと思います。決算額は42万440円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の63ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の2,706円でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催に係る経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、決算書100ページ、101ページの2目明るい選挙推進費の2の事業、明るい選挙推進費をごらんいただきたいと思います。決算額は9万5,191円でございます。概要につきましては、説明書64ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。選挙に対する意識の向上を図るとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、新成人への選挙啓発用品や小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールの参加者への参加賞、副賞代などの経費が主なものでございます。

続きまして、決算書101ページの3目参議院議員選挙費、2の事業の参議院議員選挙でございます。決算額は792万4,407円ございました。概要につきましては、説明書65ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て県支出金でございます。平成25年7月21日執行の参議院議員選挙の執行経費でございます。公正かつ適正な選挙事務を執行するため、選管委員、投開票管理者の報酬を初め、選挙事務従事者の職員手当、選挙事務にかかわる消耗品、入場券の郵送代などの通信運搬費、選挙人名簿の電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、決算書103ページの4目県知事選挙費、2の事業の県知事選挙費でございます。決算額は671万7,124円でございます。概要につきましては、説明書66ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て県支出金でございます。平成25年6月16日執行の静岡県知事選挙の執行経費でございます。公正かつ迅速な選挙事務を執行するため、選管委員、投開票管理者の報酬等を初め、選挙事務従事者の職員手当、選挙事務にかかわる消耗品、入場券の郵送代などの通信運搬費、選挙人名簿の電算委託料などの経費が主なものでございます。

なお、この事業の財源でございますが、財源内訳全て県支出金ということでございます。

大変申しわけないですが、決算書の37ページをごらんいただきたいと思います。

37ページの歳入事項別明細書の関係ですが、ここで14の県支出金、3款県委託金、1目総務県委託金の1節総務管理費委託金の中で、備考欄でございますが、静岡県知事選挙708万4,874円となっております。これは、実際の県知事選挙の委託金としましては、この708万4,874円が委託金として町に歳入として入ったわけでございますが、実際に県知事選挙につきましては671万7,124円が実際の支出額で、それにこの県の選挙費の中には、差額としまして36万7,750円の差がありますが、この分につきましては、選管職員の時間外手当のほうに充当させていただいておりますので、あくまでも県知事選挙のときの金額につきましては、事業費と同額を財源内訳として記載しておりますので、その点を御了承いただきたいと思います。

それから、続きまして、決算書312ページ、313ページの13款1項1目、2の事業の普通財産取得費をごらんいただきたいと思います。平成25年度につきましては事業執行がございませんでしたので、決算額はゼロでございました。このため、参考資料の主要施策の説明書には関連する資料がありませんので、御了承いただきたいと存じます。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、2款5項と、それから12款、13款、14款について御説明を申し上げます。まず、決算書の105ページをごらんいただきたいと思います。

105ページ、2款5項1目の2事業、統計一般事務費でございます。統計一般事務につきましては、決算額18万5,107円となっております。概要につきましては、説明書の67ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、県支出金の県単独統計調査委託料3万円と、統計調査員確保対策委託料1万5,000円の特定財源のほかに、一般財源を充てております。この事業の中では、主なものとしては統計要覧を500部作成したという事業がございます。

続きまして、決算書107ページの2目、2事業、統計調査費をごらんいただきたいと思います。諸統計調査費につきましては決算額は、174万4,623円でございます。概要につきましては、説明書の68ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳でございますが、全額県支出金の統計調査委託料を充てております。平成25年度に実施した統計につきましては、工業統計調査、それから住宅土地統計調査、漁業センサスでございますが、26年度に実施いたします経済センサスと農林業センサスにつきましても準備事務が始まっておりますので、支出が出ているというものでございます。

続きまして、決算書の311ページをごらんいただきたいと思います。

12款の公債費に移らせていただきますが、決算書11ページの12款1項1目の2事業、公債費の元金でございますが、決算額につきましては、7億3,071万3,212円となっております。概要につきましては、説明書の329ページと330ページをお願いいたします。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。借入先ごとの償還額及び地方債現在高の推移につきましては、説明書の330ページのとおりでございます。また、それぞれの推移において、通常分と津波防災対策分とに分類いたしまして集計しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、2目、2事業、公債費の利子についてごらんいただきたいと思いますが、決算額につきましては1億2,304万2,117円となっております。概要につきましては、331ページと332ページに掲げてございます。財源内訳としては、全て一般財源でございます。

説明書の332ページに償還利子額一覧表がございますが、上段の表に掲げました長期借入金に係る償還利子額は、1億2,269万3,173円でございます。また、一時借入金に係る償還利子額、下段の表でございますが、34万8,944万円となっております。なお、長期借入金に係る償還利子額の内訳につきましては、元金が通常分と津波防災分のどちらに属しているかによって利子も分類してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、決算書の313ページとなりますが、3目、2事業、公債諸費をごらんいただきたいと思いますが、この公債諸費につきましては特段の支出がなかったということで、説明書も作成をしておりません。

それから、次に、13款に移らせていただきますが、諸支出金でございます。決算書の313ページでございます。

まず、13款2項1目の2事業、財政調整基金につきまして御説明させていただきますが、決算額は7億7,510万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の333ページでございます。財政調整基金の基金利子100万6,027円のほか、一般財源を充てて積み立てを行っております。

次に、決算書315ページの3事業、減債基金費をごらんいただきたいと思っております。減債基金費につきましては、決算額1万226円でございます。説明書334ページになりますが、基金利子の1万226円の積み立てをしたものでございます。

次に、4事業の環境保全基金費でございますが、決算額は2,567円でございます。概要につきましては、説明書335ページとなりますが、基金利子の1,488円のほか、一般財源として前年度積み残し分のものが1,079円ございますので、この前年度の利子分も合わせて積み立てたものでございます。

続きまして、5事業となりますが、小・中学校建設基金費でございます。決算額は6万7,760円でございます。概要につきましては、説明書336ページでございます。基金利子の6万7,760円を積み立てたものでございます。

次に、6事業の教育振興基金費でございますが、決算額は34万6,519円でございます。概要につきましては、説明書の337ページでございますが、基金利子の1万5,640円のほか、高等学校等奨励金の返還金32万円と、一般財源として前年度に積み残しました1万879円を、合わせまして積み立てたものでございます。

次に、7事業の地域の元気臨時交付金基金費でございますが、決算額は4億3,406万3,000円でございます。概要につきましては、説明書338ページでございますが、国庫支出金の地域の元気臨時交付金のうち、平成26年度において実施する建設地方債の対象となる単独事業に充てるための4億3,406万3,000円を積み立てたものでございます。なお、この基金は平成26年度末をもって廃止されることになっております。

次に、8事業の緊急地震津波対策事業基金費でございますが、決算額は1億500万411円でございます。概要につきましては、説明書の339ページでございますが、県支出金の緊急地震津波対策交付金1億500万円と基金利子の411円でございます。なお、この基金につきましては、平成27年度末をもって廃止されることとなっているものでございます。



以上が13款でございます。

続きまして、14款予備費に移らせていただきますが、決算書314ページをごらんいただきたいと思ひます。

予備費につきましては、当初予算で2,000万円を措置いたしました但、571万7,000円を充用いたしまして、予算減額決算としては1,428万3,000円となっております。そのまま不用額として繰り越しをさせていただきます。

なお、充用先につきましては、説明書の340ページの(4)のところでございますが、それぞれの充当先に571万7,000円を充当しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上が企画課の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○議長(八木 栄君) 続きまして、議会事務局長、お願ひします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長(仲田京司君) 議会事務局でございます。

決算書106ページ、107ページをごらんいただきたいと思ひます。併せて、主要な施策と成果に関する説明書69ページ、70ページをごらんいただきたいと思ひます。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、2の事業監査委員費でございます。支出済額は103万4,078円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は、監査委員報酬となっております。

本年度の特徴といたしましては、年間を通しての例月出納検査、定期監査、その他各種審査のほか、町のホームページで監査結果報告並びに監査結果に基づく措置状況を公開し、情報の提供を行うこととしております。

簡単ですが、以上が監査委員費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長(八木 栄君) ここで暫時休憩いたします。再開は、10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時38分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、3款民生費の説明を求めます。説明は自席でお願いいたします。

初めに、健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、お願いいたします。

健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長(大石修司君) それでは、決算書の108ページ、109ページをごらんください。

3款1項1目のうち、2事業の福祉総務費の決算額は、55万5,760円です。説明書におきましては71ページになりまして、社会福祉業務に係る消耗品や自動車修繕等の経常経費となっております。財源内訳としましては全てが一般財源です。

次に、決算書の110ページ、111ページをごらんください。

3事業の民生児童委員活動費は、613万1,700円です。説明書では72ページとなり、民生児

童委員の活動費に係る負担金が主なものであります。財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。

4事業の戦没者追悼事業費は、57万2,000円です。説明書では73ページで、戦没者追悼式に係る記念品と委託料が主なもので、戦没者の御霊を弔う事業です。財源内訳としましては全てが一般財源です。

5事業の社会福祉協議会補助金は、2,794万7,000円です。説明書では74ページになり、事務局の人件費のほか、相談事業、民生児童委員の活動費、それから福祉団体の補助金でございます。財源内訳としましては全てが一般財源です。

続きまして、決算書の120ページ、121ページをごらんください。

5目のうち、2事業の心身障害者福祉費は、388万4,320円です。説明書では91ページになりまして、身体、知的、精神の3障害者の相談員の報酬と心身障害者扶養共済に係る補助金が主なものですが、平成25年度につきましては障害者計画の策定が新たに加わったことによって増加しております。財源内訳としましては、県支出金、諸収入、一般財源です。

続きまして、122ページ、123ページをごらんください。

3事業の心身障害者更生援護費は、4,860万6,009円です。説明書では92ページで、身体障害者、知的障害者のうち、重度障害者に対する医療費、移送費、日常消耗品等の給付費であります。財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。

4事業の心身障害者施設等負担金は、1,843万2,200円です。説明書では93ページで、駿遠学園とつくしの家に対する負担金であります。財源内訳としましては、全てが一般財源です。

同じく4事業の心身障害者施設等負担金繰越明許費は、平成24年度からの繰り越し221万円です。説明書では94ページで、天竜ワークキャンパス移転改築整備費で天竜厚生会に対する補助金です。財源内訳としましては、全てが前年度繰り越しになります。

5事業の心身障害者技術支援事業費は、3億716万5,319円です。説明書では95ページ、96ページになります。身体、知的障害者約200人の技術と社会参加を促進するためのもので、平成25年度事業の増加要因としましては、デイサービス等給付費、更生医療給付費、生活介護給付費等を中心とした扶助費の伸びによるものです。財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、一般財源です。

次に、決算書の126ページ、127ページをごらんください。

6事業の障害者自立支援施設管理事業費は、427万6,820円です。説明書では97ページで、障害者に対する生活介護、就労継続支援、放課後児童クラブ等の事業で、増加要因といたしましては、前年度中に指定管理者から後期委託料の請求がなく未執行であったことから、平成25年9月会議におきまして補正予算をお願いしてお認めいただいたことで、執行したことによるものです。財源内訳としましては、全てが一般財源です。

7事業の地域生活支援事業費は、2,961万7,070円です。説明書では98ページで、訪問入浴サービス、相談支援や日常生活用具の給付等の障害者が生活を営むための事業です。財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源です。

続きまして、決算書128ページ、129ページをごらんください。

8事業の障害者（児）社会参加推進事業費は、500円です。説明書では99ページで、県障害者スポーツ大会の随行経費でございます。財源内訳としましては、全てが一般財源です。

6目、2事業の人権・地域改善費は31万2,832円です。説明書では100ページで、差別のな

い社会の実現を目指し、人権啓発活動を推進するための啓発経費であります。財源内訳としましては、国庫支出金と一般財源です。

3事業の神戸西会館運営費は458万7,261円です。説明書では101ページで、差別のない社会を実現するための拠点として設置しています神戸西会館の指導員、保守等の運営費です。財源内訳としましては、使用料、県支出金、一般財源です。

次に、132ページ、133ページをごらんください。

2項1目、2事業の児童福祉費330万8,168円です。説明書では105ページになります。臨時職員の賃金、子ども・子育て支援計画策定に係るアンケート調査が主なものになっております。財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。

続きまして、134ページ、135ページをごらんください。

3事業の児童虐待防止事業費は、416万9,762円です。説明書では106ページで、児童虐待等、要保護児童の相談、指導等に係る経費であり、県補助金によります雇用者の雇用によるものが増加要因となっております。財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。

4事業のひとり親家庭対策事業費は、532万1,998円です。説明書は107ページで、二十歳未満の児童を扶養している父、母に対する医療費の助成が主なものになっております。財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。

続きまして、136ページ、137ページをごらんください。

2目、2事業の児童手当費は、5億9,387万4,325円です。説明書では108ページになります。子供の健やかな育ちを経済面から応援するためのもので、中学校修了までの幼児・児童・生徒の保護者に対する助成金でございます。財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、一般財源です。

続きまして、138ページ、139ページをごらんください。

3目、2事業の保育園管理費は、1億417万4,877円です。説明書で109ページになります。臨時保育士の賃金、保育園児の他施設への委託や、園医の報酬等、保育園全体に係る経費です。財源内訳としましては、県支出金、諸収入、一般財源です。

続きまして、140ページ、141ページをごらんください。

3事業のさくら保育園運営費は、1,722万1,602円です。説明書は110ページで、保育園の運営費です。財源内訳としましては、分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。

続きまして、142ページ、143ページをごらんください。

4事業のすみれ保育園運営費は、1,328万7,870円です。説明書では111ページで、保育園の運営費になります。財源内訳としましては、分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。

5事業のさゆり保育園運営費は、1,982万2,155円です。説明書では112ページで、保育園の運営費でございます。財源内訳としましては、分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。

続きまして、144ページ、145ページをごらんください。

6事業のわかば保育園運営費は、2,051万9,110円です。説明書では113ページで、こちらも保育園の運営費になります。財源内訳としましては、分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。

続きまして、146ページ、147ページをごらんください。

7事業のあやめ保育園管理費は、57万6,623円です。説明書では114ページで、休園中の保育園の維持管理費です。財源内訳は全てが一般財源です。

8事業のすみれ保育園建設事業費は、8億1,280万3,771円です。説明書では115ページで、旧施設の老朽化と津波浸水区域からの移転をするため、中央小学校東側に、平成24年と平成25年の2カ年をかけて移転した保育園で、平成26年3月に完成したものであります。

事業内容としましては、本体工事、設計監理費、備品購入等であります。

財源内訳としましては、国庫支出金であります地域の元気臨時交付金と一般財源です。

次に、148ページ、149ページをごらんください。

8事業、すみれ保育園建設事業費繰越明許費は、平成24年度からの繰り越し2億2,874万8,000円です。説明書では116ページで、事業内容としましては、設計委託料、造成工事、用地購入費の一部であります。財源内訳としましては、国庫支出金であります都市防災総合推進事業費と地方債前年度繰越金です。

次に、4目、2事業、児童館運営費は、958万5,660円です。説明書は117ページで、児童たちに健全な遊びを与え、健やかに育てるための児童館の各種事業に係る経費であります。財源内訳としましては、諸収入と一般財源です。

次に、150ページ、151ページをごらんください。

3事業の放課後児童健全育成事業費は、3,054万8,255円です。説明書では118ページで、子供たちに適切な遊びと清潔な場所を提供するもので、指導員の賃金等と放課後児童クラブ運営費であります。財源内訳としましては、県支出金、諸収入、一般財源になります。

次に、152ページ、153ページをごらんください。

4事業の地域子育て支援拠点事業費は、431万7,553円です。説明書では119ページになります。子育ての不安感を緩和し、保護者の交流の場として適用する子育て支援センターに係る運営費でございます。財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。

次に、154ページ、155ページをごらんください。

5事業の子ども会育成連合会助成事業費は、40万円です。説明書では120ページで、地域における児童の健全育成を推進するために子供会育成連合会の助成金となっております。財源内訳としましては、諸収入と一般財源です。

5目、2事業の児童厚生施設整備費用40万7,708円です。説明書では121ページで、町内にあります児童遊園の管理費となっております。財源内訳としましては全てが一般財源です。

3項1目、2事業の生活保護費は、900円です。説明書は122ページで、行旅人3人に対する隣市へのバス代の支援です。財源内訳としましては全て一般財源です。

なお、156ページ、157ページの4項1目、2事業の災害救助費は支出がありませんでした。

以上で社会福祉課の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

3款民生費では、1項社会福祉費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の113ページをごらんください。

2目、2事業、国民年金事務費でございます。決算額は53万8,092円でございます。概要につきましては、説明書の76ページ、77ページをごらんください。財源内訳としましては、全

て国庫支出金でございます。国民年金の資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続きの一部を行っております。主な支出といたしましては、電算処理委託料や複写機借り上げ料などの経常経費でございます。

次に、決算書の115ページをごらんください。

3目、2事業の国民健康保険事業会計繰出金でございます。決算額は7,254万906円でございます。概要につきましては、説明書の78ページ、79ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。これは、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

主な支出といたしましては、低所得者の保険料軽減分を補填する保険料軽減分と軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険料額の一定割合を補填するための保険者支援分などがございます。

また、職員給与費等につきましては、総務費の一般管理費、賦課徴収費、運営協議会費のうち、該当経費を繰り出すものでございます。

主な支出は、以上のようなものでございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、高齢者支援課長、お願いします。

高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課からは、3款民生費の1項1目社会福祉総務費のうち、6事業、福祉介護手当支給事業、そして4目の老人福祉対策費と7目介護保険費につきまして御説明申し上げます。

決算書の113ページ、3款1項1目、6事業の福祉介護手当支給事業費をごらんください。決算額は254万円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の75ページをごらんください。常時介護が必要な方を3カ月以上在宅で介護している介護者に対し、月額1万円の介護手当を支給しているもので、介護者の心身及び経済的負担軽減を目的に実施しております。財源内訳としましては、一般財源のほか、15款財産収入の地域福祉基金利子及び配当金の収入を充当しております。

次に、4目の老人福祉費でございます。決算書の115ページ、116ページ、2事業、老人福祉対策費をごらんください。決算額は63万2,868円でございます。概要につきましては、説明書の80ページ、81ページをごらんください。経常的な一般事務経費のほかに、介護保険の給付対象にならない在宅福祉サービス事業が主な支出でございます。財源は全て一般財源でございます。

次に、決算書117ページ、3事業、敬老事業費でございます。決算額は284万7,032円でございます。概要につきましては、説明書の82ページをごらんください。町内在住の77歳及び80歳以上の高齢者を対象に記念品の贈呈をし、2,102人の方が受領していただきました。また、最高齢者の102歳おひとりの方と100歳3人の方には、長寿のお祝い訪問をさせていただきました。そして、米寿を迎えられました方には、誕生日月に記念写真等の贈呈をさせていただきました。財源は全て一般財源でございます。

次に、決算書117ページ、4事業、社会福祉施設管理事業費でございます。決算額は6,245万4,170円でございます。概要につきましては、説明書の83ページ、84ページをごらんくださ

い。当課が管理する健康福祉センター、老人福祉センター、北区いきいきセンター、デイサービスひまわりの家の4施設の指定管理委託料と、牧之原市にあります相寿園管理組合負担金、そして施設整備補助金が主な支出となっております。指定管理につきましては、施設の目的に沿った形で事業が実施され、管理者による適正な施設の管理運営が行われました。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、12款の健康福祉センターの使用料、19款の諸収入を充当しております。

次に、決算書の119ページ、5事業、老人保護措置費でございます。決算額は658万4,753円でございます。概要につきましては、説明書の85ページをごらんください。環境上の理由や経済的理由、家族からの虐待などで65歳以上の高齢者が在宅での生活が困難であるとなった場合に養護老人ホーム等に措置するもので、平成25年度末ではお二人の方が入所されております。施設入所することで、高齢者の安定した生活が保たれております。財源内訳としましては、一般財源のほかに11款老人施設入所者負担金を充当しております。

次に、決算書119ページ、6事業の高齢者社会参加推進事業費でございます。決算額は5,485万9,226円でございます。概要につきましては、説明書の86ページ、87ページをごらんください。町老人クラブ、さわやかクラブへの活動補助金、シルバー人材センター運営費補助金は、高齢者の活動支援や就業の機会の支援をすることを目的として補助を行っております。高齢者人材活用センターは新たな老人福祉センターとして、高齢者の生きがいをづくりや社会参加活動への支援、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の福祉施策の拠点となるよう建設をするもので、平成25年度、平成26年度と2カ年で事業を行ってまいります。平成25年度は、施設管理用地買収に係る土地鑑定評価、建設工事設計業務委託、そして用地の取得を行いました。

財源内訳につきましては、一般財源のほかに、町老人クラブ、さわやかクラブ活動補助金には14款の県老人クラブ活動補助金を充当し、高齢者人材活用センター建設事業には13款の地域の元気臨時交付金を充当しております。

次に、決算書121ページ、7事業、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定事業費でございます。決算額は141万7,500円でございます。概要につきましては、説明書の88ページをごらんください。平成27年度を初年度とする第7次吉田町高齢者保健福祉計画、第6期吉田町介護保険事業計画を策定するための基礎資料として、アンケート調査を実施しております。アンケート調査は、一般高齢者1,000人、要支援、要介護認定者662人、ひとり暮らし高齢者625人を対象に調査を行いまして、回収率は61.4%でございました。財源は全て一般財源でございます。

次に、決算書の121ページ、8事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。決算額は48万2,381円でございます。概要につきましては、説明書の89ページをごらんください。

平成24年度から始めました高齢者見守りネットワークは、平成25年度には5つの事業所に協力事業所としてお願いをいたしまして、35事業所となりました。そして、協力事業所や関係機関の皆様にご参加をいただきまして、高齢者見守りネットワーク連絡会を開催し、静岡福祉大学教授を講師にお招きいたしまして、見守りネットワークの活動のポイントなどを学びました。財源は全て一般財源でございます。

次に、決算書121ページ、9事業、ひとり暮らし高齢者対策事業費でございます。決算額は75万8,982円でございます。概要につきましては、説明書の90ページをごらんください。平成25年度から2事業の老人福祉対策費に予算化されておりましたひとり暮らし高齢者を支援す

る事業、緊急通報システムや配食サービスの、この事業を移して実施しております。ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システムや配食サービスは、ひとり暮らし高齢者の安否確認の手だてとして役立てております。財源内訳は、一般財源のほかに19款諸収入を充当しております。

次に、決算書の131ページ、3款1項7目介護保険費の2事業、介護保険事業会計繰出金でございます。決算額は2億2,470万円でございます。概要につきましては、説明書の102ページ、103ページをごらんください。介護保険事業会計繰出金は、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金があり、それぞれの法定費用負担率により一般会計から介護保険事業会計へ繰り出してしております。財源内訳としましては、一般財源のほかに14款県補助金と19款諸収入を充てております。

次に、決算書の133ページ、3事業、低所得者負担軽減措置事業費でございます。決算額は44万6,416円でございます。概要につきましては、説明書の104ページをごらんください。社会福祉法人による低所得者の利用者負担軽減は、低所得者で特に生計が困難であると町が認められた方に対しまして、社会福祉法人が基本的に利用者負担の1割の4分の1の軽減を行い、その軽減額に対しまして4分の1を町が負担するもので、低所得者に対してサービスの利用の促進につながっております。財源内訳としましては、一般財源のほか、14款県補助金を充当しております。

以上、高齢者支援課から決算の御説明を申し上げました。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費の1目から8目でございます11事業につきまして御説明をいたします。

決算書の156、157ページの1目保健衛生総務費、2事業、保健衛生管理費をごらんください。決算額は829万2,571円でございます。概要につきましては、説明書の123ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入でございます。健康づくり課が行う保健衛生事業及び保健センター施設の総務管理費でございます。25年度は臨時職員の人件費、電算処理委託料、榛原医師会予防接種業務負担金が主なものとなっております。

次に、決算書の159ページ、3事業、救急医療対策事業費をごらんください。決算額は468万166円でございます。概要につきましては、説明書の125ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。

地域の救急医療機関を確保し、その管理運営が円滑に行われ、町民の皆様が安心して救急医療を受けることができるように、また町民の皆様が救急医療に対する理解を深めていただくための事業でございます。

支出は、救急医療の適正化を推進する社団法人志太榛原地域救急医療対策協会への負担金と、休日の当番医の救急医療業務委託に対する榛原医師会への負担金、2次救急医療を輪番制で実施する焼津、藤枝、島田、榛原の各総合病院に対する負担金でございます。

続きまして、決算書の161ページの4事業、榛原病院負担金をごらんください。決算額は4億4,643万7,886円でございます。概要につきましては、説明書の126ページをごらんいただ

きたいと思います。財源は全て一般財源でございます。町民が地域において速やかに質の高い医療が受けることができるように、榛原総合病院組合の経営の健全化を図るための、町から病院組合に対する負担金でございます。平成25年度の吉田町の負担割合は31.555%でございます。補正対応をさせていただきました業務委託報酬請求事件判決に係る支払い分は、1,413万4,386円となっております。

続きまして、決算書の161ページ、6事業、災害時医療救護対策事業費をごらんください。決算額は32万9,394円でございます。概要につきましては、説明書の130ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか基金繰入金でございます。大規模地震等の災害時に備え、医療救護体制の整備を図ることを目的とする事業でございます。災害時医療救護活動に関する研修会の開催、救護所での使用する物品の購入を行っております。

続きまして、決算書の161ページ、6事業、災害時医療救護対策事業費（繰越明許）をごらんください。決算額は193万3,260円でございます。概要につきましては、説明書の132ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金と前年度の繰越金でございます。災害時医療救護体制整備のため、救護所等で使用する医療器具類の備品の購入をいたしました。

続きまして、決算書の161ページ、2目予防費、2事業、感染症予防費をごらんください。決算額は7,800万5,495円でございます。概要につきましては、説明書の133ページをお願いします。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の11万6,000円でございます。

伝染のおそれのある疾病の蔓延を予防するための知識の普及と各種予防接種事業を実施しております。主な支出は、集団予防接種の医師等の謝礼金、それから医薬材料費、また個別接種時の医療機関への委託料でございます。過去数年間にありました予防接種法の改正と、それから積極的勧奨の差し控え等の影響によりまして、平成25年度は集団、個別ともに予防接種の対象者数が少なくなっております。全体に減額となっております。

なお、風疹の流行に伴いまして、13節委託料から32万5,000円を流用いたしまして、風疹予防接種費助成事業を実施いたしました。

続きまして、決算書の169ページ、5目、2事業、母子保健衛生費をごらんください。決算額は1億6,913万2,017円でございます。概要につきましては、説明書の146ページをお願いします。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに国庫支出金、県支出金、その他諸収入でございます。母子保健衛生費は、妊産婦や乳幼児に対する母子保健事業、医療費助成事業を実施しております。主な支出は、こども医療費と乳幼児・妊婦検診の委託料でございます。

こども医療費助成事業につきましては、小・中学生の医療費助成方法を償還払い方式から現物給付方式へ変更したことから、一層利用しやすい制度となっております。平成25年度は、小・中学生の通院費の助成額が増額となりました。また、不妊治療費助成事業の利用実績が前年度の2倍あり、増額となっております。

また、新規事業といたしまして未熟児養育医療費給付事業がございますが、平成25年度から、県から町へ権限移譲されたものでございます。

続きまして、決算書の171ページ、6目、2事業健康づくり事業費をお願いします。決算額は147万8,853円でございます。概要につきましては、説明書の148ページでございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入でございます。生涯を通じた健康づくりを推進するための講座、会議、地区組織育成等の事業を実施しております。主な支出は各種事業の講師謝礼金でございます。平成25年度は、ストックウオーキング、ヨガ、ダンベルに続きま



して、70歳以上の元気力アップ教室についても、自主グループ化を進めております。

次に、決算書の173ページ、3事業、ダンス・健康づくり事業費をごらんください。決算額は568万6,700円でございます。概要につきましては、説明書の150ページをお願いいたします。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、諸収入の9万2,000円でございます。ダンス・健康づくり推進員を中心に、一般ダンス講習会やキッズダンス講習会等の開催を通じまして、健康づくりを推進するものでございます。主な支出は、ダンス講習会等の講師謝礼金、笑っしょいよしだフェスティバルパフォーマンス発表会の委託料でございます。年1回開催のパフォーマンス発表会は、5回目を迎えております。

続きまして、決算書の173ページ、4事業、健康体操運営費をごらんください。決算額は309万6,640円でございます。概要につきましては、説明書の152ページでございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入でございます。一人でも多くの町民の運動習慣の定着を図ることを目的としており、全て総合体育館を使用して開催をしている健康体力づくり事業でございます。主な支出は、講師謝金とスポーツ傷害保険料でございます。平成25年度から受講料を増額しておりますが、参加者数の増減に大きな変化は見られておりません。

次に、決算書の173ページ、5事業、食育推進事業費をごらんください。決算額は61万1,306円でございます。概要につきましては、説明書の154ページをお願いいたします。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入でございます。食と健康に関する知識を学び、意識を高める教室の開催、地域の組織育成等を通じて、食育推進を図る事業でございます。主な支出は会議、講座の講師等の謝礼金、実習に係る資料及び食材料費でございます。平成25年度は、食育推進のための鍵となります食育推進連絡会議に力を入れております。

最後になりますが、決算書の177ページの8目、2事業、健康増進事業費をごらんいただきたいと思っております。決算額は2,854万7,512円でございます。概要につきましては、説明書の159ページをお願いいたします。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに国庫支出金、県支出金、諸収入でございます。生活習慣病の予防を積極的に推進するため、成人対象の個別の健康相談、各種健康教育、各種検診を実施いたしまして、主な支出は検診等の委託料となっております。

平成25年度は、特にがん検診の新規受診者を増やすことを目的といたしまして、無料クーポンの配布事業、複合がん検診や総合がん検診等、複数の検診が同時に受けられる体制の整備等を実施いたしました。受診者数が伸びなかった検診も中にはございまして、本年度は町民の皆様に対して、より一層周知を努めているところでございます。

なお、平成25年度は、検診費用の自己負担分を町が徴収する方法から、受診時に直接医療機関に支払っていただくことといたしましたので、検診の委託料と雑入がそれぞれ減額となっております。

以上、健康づくり課の平成25年度事業の実施状況についての説明でございます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

4款衛生費では、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書による御説明を申し上げます。

決算書の161ページをごらんください。

1目、2事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）でございます。決算額は1,330万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の128ページ、129ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。これは、火葬場の維持管理に係る負担金でございます。

次に、163ページをごらんください。

3目、2事業、環境衛生推進事業費は、決算額185万8,223円でございます。概要につきましては、説明書の135ページ、136ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金、その他として手数料でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射に関する事務など、動物法に係る事務などを行っております。主な支出といたしましては、犬・猫等死体収集運搬委託料や飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などがございます。

次に、165ページをごらんください。

3事業のごみ減量リサイクル推進事業でございます。決算額60万7,045円でございます。概要につきましては、説明書の137ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、その他として手数料でございます。主な支出でございますが、生ごみ処理機等設置費補助金や団体による資源回収事業に対しまして補助するクリーン活動事業奨励金でございます。

次に、167ページをごらんください。

5事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。決算額は140万2,620円でございます。概要につきましては、説明書の139ページをごらんください。財源といたしましては全て一般財源でございます。主な支出といたしましては、住宅用の太陽光発電システムを設置する方に対し、2万円を補助するものでございます。

次に、6事業の環境教育推進事業費でございます。決算額は1万8,910円でございます。概要につきましては、説明書の140ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業では、夏休み親子環境教室の実施に伴う講師謝礼金や材料費、啓発に係る消耗品等を支出しております。

次に、7事業の環境保全費でございます。決算額は1,013万1,735円でございます。概要につきましては、説明書141ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業は、公園や河川等の公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境整備に係る臨時職員の賃金、作業に係る消耗品代や修繕料、使用車両などの借上料でございます。

次に、決算書の169ページをごらんください。

8事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理費でございます。決算額は9,289万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の142ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。これは、し尿処理施設の維持管理等に係る負担金でございます。

次に、9事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費でございます。決算額は4億446万9,000円でございます。概要につきましては、説明書の143ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。ごみ収集業務やごみ処理施設の維持管理等に係る負担金でございます。

次に、4目、2事業の公害対策費でございます。決算額は394万105円でございます。概要

につきましては、説明書の144ページ、145ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金でございます。この事業は、通年で実施しております公害関係特定施設等の届け出と、環境調査分析業務が主なものでございます。河川水質、環境中の大気、臭気、騒音、ダイオキシン等をサンプリング、分析、調査を実施いたしました。

次に、決算書の175ページをごらんください。

7目、2事業の老人保健事業事務費でございます。決算額は588円でございます。概要につきましては、説明書の156ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。旧老人保健法に係る給付費等について、過誤等による診療報酬返還金に対し、国・県診療報酬支払基金からの交付確定に伴い、返還金及び事務費を支出したものでございます。

次に、3事業の後期高齢者医療事務費でございます。決算額は2億3,498万3,842円でございます。概要につきましては、説明書の157ページ、158ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金、その他として諸収入でございます。

この事業は、後期高齢者医療保険料の徴収に係る事務や資格の管理事務、給付に係る事務などを行っており、主な支出といたしましては、特定健康診査委託料、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などがございます。平成25年度から後期高齢者人間ドック助成事業を開始いたしまして、34人の方に助成をいたしております。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、下水道課長、お願いします。

下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

下水道課から、4款1項3目、4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明をいたします。

決算書の165ページと167ページをごらんください。

生活排水改善対策事業費の決算額は、3,472万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の138ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。生活排水改善対策事業費は、合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としておりまして、浄化槽設置費補助金3,468万9,000円が主な支出でございまして、25年度は95件分の補助金の支出でございます。

以上で下水道課の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、5款労務費、6款農林水産費及び7款商工費の説明を求めます。産業課長、お願いします。

産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 産業課でございます。

産業課からは、一般会計における5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の179ページ、5款1項1目、2事業の雇用対策費であります。決算額は28万6,000円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の162ページをごらんください。財源といたしましては全額一般財源でございます。主な支出でございますが、職

業訓練校補助金として、御前崎市、牧之原市と2市1町で職業訓練法人榛南職業訓練協会に補助金を交付しております。

決算書の同じく179ページ、3事業、労働福祉費であります。決算額は257万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の163ページをごらんください。財源としましては全額一般財源でございます。例年と同様、勤労者の福利厚生への支援として、榛南地区労働者福祉協議会及び榛南地区勤労者共済会にそれぞれ補助金を支出いたしました。

5款労働費は、以上でございます。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

決算書181ページ及び183ページとなります。

6款1項1目、2事業、農業委員会運営費でございます。決算額は326万6,220円でございます。概要につきましては、説明書の165ページをごらんください。財源といたしましては、一般財源のほか、県支出金132万3,000円、その他としまして使用料及び手数料として3,000円、諸収入計としまして12万2,991円でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費の支出を行いました。主な支出としましては、農業委員会委員報酬となります。農業委員会総会は、毎月1回の合計12回開催いたしました。

続きまして、決算書の同じく183ページとなります。

3事業、農業者年金事務費でございます。決算額は15万3,922円でございます。概要につきましては、説明書の166ページをごらんください。財源でございますが、その他としまして、諸収入であります農業者年金基金受託事業収入15万3,800円が財源となっております。この事業は農業者年金基金からの100%受託事業でございます。事務に伴う需用費が主な支出となっております。

続きまして、決算書185ページをお願いいたします。

2目、2事業農業総務費でございます。決算額は101万3,306円でございます。概要につきましては、説明書の167ページをごらんください。財源は全額一般財源となります。事業内容でございますが、農業共済組合負担金と各負担金と雇用者関係経費が主なものでございます。

決算書の同じく185ページ、187ページをお願いします。

3目、2事業、農業振興費でございます。決算額は331万7,757円でございます。概要につきましては、説明書の168ページをごらんください。財源といたしましては、一般財源のほか県支出金3万5,777円でございます。意欲的な経営を行う農家や組織の育成、連携を図り、農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的として設立した農業経営振興会と部農会組織の活動補助金が主なものでございます。

決算書の同じく187ページとなります。

3事業、担い手育成総合対策事業費でございます。決算額は51万3,400円でございます。概要につきましては、説明書の169ページをごらんください。財源といたしましては全額一般財源となります。農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて担い手の育成を図るための農地利用集積奨励補助金が主なものでございます。

決算書の同じく187ページとなります。

4事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。昨年度までの戸別所得補償制度導入推進事業費から名称を変更しております。決算額は12万3,000円でございます。概要につきましては、説明書の170ページをごらんください。財源といたしましては、国庫支出金12万

3,000円でございます。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、100%国庫補助による事業実施をしております。平成24年度に水田台帳システムの整備が完了し、システム保守費と旅費のみの事業支出となっております。

決算書の同じく187ページとなります。

5事業、耕作放棄地対策事業費であります。補助事業の対象となる支出はございませんでした。概要につきましては、説明書の171ページとなります。農地パトロールの実施や是正指導、また、担い手農家へのあっせんを推進しまして、25年度は5.9ヘクタールの耕作放棄地解消に至っております。

決算書の同じく187ページ及び189ページとなります。

4目、2事業の畜産業費でございます。決算額は11万5,835円でございます。概要につきましては、説明書の172ページをごらんください。財源は全額一般財源となります。前年度同様の負担金、補助金が主な事業費でございます。役務費の水質検査は、排水に関係なく実施する必要がございませんでした。

決算書の同じく189ページから191ページになります。

5目、4事業の土地改良事業費でございます。決算額は2,403万2,754円でございます。概要につきましては、説明書の176ページをごらんください。財源は全額一般財源となります。大井川土地改良区負担金が主なものでございます。当町におきましては、老朽化に伴う基幹水利施設の機能回復改修工事として、吉田12号水路及び吉田13号水路の補修工事を行っていただき、通水量の安定確保や円滑な消火活動に向けた防火用水機能の充実など、適正な維持管理が図られております。

決算書の同じく191ページになります。

2項1目、2事業の松くい虫防除事業費でございます。決算額は594万3,362円でございます。概要につきましては、説明書の177ページをごらんください。財源でございますが、一般財源のほか、県支出金225万7,500円でございます。例年同様、地上散布防除、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除事業を実施し、松枯れの蔓延防止を図っております。

決算書の同じく191ページになります。

3事業、保安林等保護環境整備事業費でございます。決算額は648万3,534円でございます。概要につきましては、説明書の178ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほかに県支出金計407万4,850円、その他としまして、使用料及び手数料3,400円でございます。例年同様、保安林等の環境維持事業としまして、除草や支障木の伐採、また大幡川の桜並木の保護として、薬剤散布を実施いたしております。

また、緊急雇用創出事業としまして、住吉・川尻地内の保安林の下草刈りや枝払い等を町のシルバー人材センターへ事業委託し、環境整備と景観の維持に努めております。

決算書の193ページになります。

3項2目、2事業、水産振興費でございます。決算額は224万9,010円でございます。概要につきましては、説明書の179ページをごらんください。財源は全額一般財源となります。

事業内容でございますが、水産業の振興や活性化を目的とした負担金、補助金が主なもので、中でも漁業近代化資金利子補助金は、海面5件、内水面7件が対象となっております。

漁港環境保全対策事業補助金でございますが、南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行う吉田漁港の港内清掃活動に要した経費の2分の1以内を補助しております。昨年は8回実施してお

ります。

決算書の同じく193ページとなります。

3事業、地域栽培推進事業費でございます。決算額は41万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の180ページをごらんください。財源は全額一般財源となります。

事業の内容についてであります。負担金、補助金が主なものでございます。榛南地域栽培漁業推進事業では、ヒラメ、マダイの放流を行っております。昨年度までございました藻場・干潟保全活動支援事業負担金でございますが、国の直接補助事業に採択されましたことから、町の負担金はなくなっております。

決算書の195ページになります。

3目、2事業、漁港管理費でございます。決算額1,036万8,123円でございます。概要につきましては、説明書の181ページをごらんください。財源は全額一般財源となります。

内容についてであります。吉田漁港の維持管理費で、漁港管理会の開催、また公用車の維持管理、例年同様、緊急時に備えた陸間・水門被制御所の保守点検作業業務を行っております。駐車場管理業務委託であります。海岸利用者のため、駐車場出入口の開閉管理を吉田町シルバー人材センターに管理委託をしているものでございます。また、その他の事業としまして、県漁港漁場協会負担金、パソコン等の使用料及び賃借料がございます。

決算書の197ページとなります。

3事業、水産基盤整備事業費でございます。決算額は1,958万6,600円でございます。概要につきましては、説明書の182ページをごらんください。財源内訳でございますが、一般財源のほか、県支出金1,394万960円、町債410万円、分担金及び負担金107万7,000円でございます。

事業内容でございますが、委託費としまして、浚渫工事に伴う漁港内底の土質調査の実施、工事では、航路の水深確保のため、港内航路浚渫工事、航路護岸改修工事を実施し、一部を平成26年度に繰り越しさせていただいておりますが、繰越工事は本年5月末に完了しております。

決算書の同じく197ページになります。

3事業、水産基盤整備事業費の繰越明許分でございます。決算額は9,176万4,650円でございます。概要につきましては、説明書の183ページをごらんください。財源内訳でございますが、県支出金計としまして6,534万240円、分担金及び負担金としまして440万円、町債の国補正対応分1,860万円、同じく町債の水産基盤整備事業240万円、前年度繰越金の102万4,410円でございます。

事業内容でございますが、平成24年度の繰越明許事業、航路護岸改修工事、河川護岸改良工事、航路浚渫工事を行っております。

続きまして、決算書の同じく197ページになります。

4事業、小規模局部改良事業でございます。決算額は1,740万円でございます。概要につきましては、説明書の184ページをごらんください。財源内訳でございますが、一般財源のほかに県支出金580万円、その他としまして分担金及び負担金522万円となっております。

工事の内容としましては、漁港内の西側泊地に車どめ、また係船柱を設置し、計画水深確保のため、航路浚渫工事を実施いたしました。

決算書の同じく197ページになります。

5事業、津波高潮危機管理対策事業費でございます。決算額は1,123万5,000円でございます。概要につきましては、説明書の185ページをごらんください。財源内訳でございますが、

一般財源のほかは県支出金736万9,000円でございます。業務委託として、吉田漁港内の津波堤、水門の耐震性の調査を実施いたしました。

6款農林水産業費は、以上でございます。

7款商工費でございます。

決算書199ページをお願いいたします。

7款1項1目、2事業の消費生活費でございます。決算額は252万2,101円でございます。概要につきましては、説明書の186ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかに県支出金180万6,101円、その他として諸収入3万円でございます。

消費者保護の体制づくりを推進し、賢い消費者となるための消費者行政活性化基金事業費補助金を活用し、被害防止のための消費者生活講演会を開催いたしました。約300人の御来場がありました。また、啓発リーフレットを各団体に配布いたしまして、消費者被害防止に努めております。

平成25年度における吉田町の消費生活相談件数でございますが、82件でございます。なお、昨年1月より消費生活専門相談員を週2日お願いし、消費生活相談に対応しております。

決算書の同じく199ページから201ページとなります。

2目商工業振興費、2事業、商工業振興費でございます。決算額は600万6,410円でございます。概要につきましては、説明書の187ページをごらんください。財源内訳でございますが、一般財源のほかは県支出金6,300円でございます。商工会への運営費補助金を主に町内商工業の振興を図っております。

続きまして、決算書の201ページになります。

3事業、中小企業振興費でございます。決算額は153万294円でございます。概要につきましては、説明書の188ページをごらんください。財源は全額一般財源となります。中小企業者の経営安定のため、事業資金の低利融資や利子補給を実施し、借入者の負担を軽減するとともに、経営基盤の安定及び合理化を図るための事業を進めております。

決算書の同じく201ページになります。

4事業、企業立地振興費でございます。決算額は56万6,100円でございます。概要につきましては、説明書の189ページをごらんください。財源内訳でございますが、一般財源のほかは、県支出金28万5,839円になります。企業立地可能性調査業務委託と静岡県と市町が企業誘致活動を一体的に推進するために設置されております連絡会の負担金、また、企業誘致活動及び企業誘致の会議、研修等の旅費でございます。25年度におきましては、県企業立地推進課、また民間企業からの引き合いが増加傾向にございました。

決算書の同じく201ページ、203ページになります。

3目観光費、2事業の観光振興費でございます。支出済額3,046万9,450円でございます。概要につきましては、説明書の190ページ、191ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかは県支出金計が139万5,283円、その他としまして使用料及び手数料の計158万6,191円、寄附金2万5,000円、諸収入計62万4,369円となっております。

臨時職員賃金につきましては4人分ございまして、うち1人分につきましては緊急雇用創出臨時特例対策事業の対象となっております。また、委託料の凧揚げ大会、港まつり花火大会、小山城まつりの委託は、観光協会へのイベント委託費でございます。委託料のその他の歳出としまして、観光施設の維持管理、修繕を行っております。

決算書205ページになります。

3事業、産業委員会運営事業費でございます。決算額は10万5,000円でございます。概要につきましては、説明書の192ページをごらんください。財源内訳としましては全額一般財源となります。内容は、委員報酬となります。例年同様、産業委員会を開催し、産業4団体の現状について情報交換を行いました。

以上、産業課からの説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

なお、午後に予定しております全員協議会は、本会議終了後といたしますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 零時58分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

それでは、次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

都市建設課長、お願いたします。

都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは、2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち、4の事業、交通安全施設整備費、6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門・排水機場管理費と3の事業、用水路改良維持修繕費、8款土木費、9款消防費、1項4目の水防費及び11款災害復旧費につきまして御説明申し上げます。

決算書の85ページをごらんください。

2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち、4の事業、交通安全施設整備費になります。決算額は574万8,750円となりました。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の40ページをごらんください。財源は全て一般財源となっております。町内全域を対象に、通学路や生活道路等の安全性、利便性を確保するため、各種交通安全施設を計画的に維持、修繕等を行っております。平成25年度は、東名川尻幹線の県工事の遅れにより安全施設の工事ができず、26年度に繰り越しをしております。

次に、決算書の189ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業の水門・排水機場管理費でございます。決算額は745万9,632円となりました。概要につきましては、説明書の173ページをごらんください。財源は全て一般財源となります。この事業は、農業用の用排水の整備、維持管理に努め、農地の効率的な利用を推進しております。

次に、決算書の同じく189ページになります。

3の事業、用水路改良維持修繕費でございます。決算額は88万2,587円となりました。概要につきましては、説明書の175ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となりま



す。こちらの事業も、農業用の用排水の整備、維持管理に努め、農地の効率的な利用を推進していきます。

次に、決算書の205ページから207ページをごらんください。

8款土木費のうち、1項1目土木総務費の2の事業、土木管理費になります。決算額は1,776万8,970円となりました。概要につきましては、説明書の193ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか、県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費の一部、142万7,600円を充当しております。土木管理費につきましては、土木行政の事業を円滑に運営するための費用となり、土木事業の総務費的なものとなっております。

次に、決算書の209ページをごらんください。

8款土木費、2項1目道路橋梁総務費の2の事業、道路橋梁総務費になります。決算額は92万250円となりました。概要につきましては、説明書195ページをごらんください。財源内訳は、一般財源と都市計画街路東名川尻幹線附帯事業費1万9,350円になります。道路事業に必要な不動産鑑定手数料と大井川用水決済金となっております。

次に、決算書の209から211ページになります。

8款土木費、2項2目道路維持費の2の事業、道路維持費になります。決算額は5,178万7,752円となりました。概要につきましては、説明書196ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。道路維持費については、安全で快適な道路環境を維持するための費用であります。維持修繕件数でございますが、住吉が93件、片岡68件、川尻83件、北区123件の、合計367件の修繕工事を行っております。

次に、決算書の同じく211ページの土木費、2項2目道路維持費の2の事業、道路維持費繰越明許になります。決算額349万8,000円となりました。概要につきましては、説明書198ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金が165万円と、その他の繰越金184万8,000円となります。路面性状調査委託料の事業を国の補正予算を受け、3月に町の補正も行いましたけれども、年度内での業務完成が見込まれていないために、24年度から25年度へ全額を繰り越したものであります。

次に、決算書の同じく211ページになります。

2の事業、横山森下線道路改良事業でございます。決算額217万6,650円となりました。概要につきましては、説明書199ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。横山森下線は、静岡銀行から北へ約123メートルの、今回は測量設計業務委託であります。

次に、決算書の同じく111ページの3の事業、都市防災総合推進事業東向2号線道路改良事業費でございます。決算額3,773万4,127円となりました。概要につきましては、説明書200ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金の地域の元気臨時交付金195万8,000円と都市防災総合推進事業費1,785万5,000円、そして土木債として1,610万円、そのほか一般財源となります。事業内容は、公有財産購入費と補償補填及び賠償金となっております。

次に、決算書の同じく211ページになります。

3の事業、都市防災総合推進事業東向2号線道路改良事業費繰越明許でございます。決算額は378万円となります。概要につきましては、説明書201ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費189万円と土木債180万円、そしてその他繰越金となります。平成24年度において国の補正予算に採択され、3月に町の補正をお願いしましたが、年度内での業務完成が見込まれないために、平成25年度へ全額繰り越したものであります。

す。

次に、決算書の213ページをごらんください。

8款2項3目道路新設改良費のうち、4の事業、地方特定道路整備事業大幡川幹線改良事業費繰越明許でございます。決算額2,923万3,500円となりました。概要につきましては、説明書202ページをごらんください。財源内訳は、土木債2,630万円と、そのほか繰越金となります。事業としましては24年度からの繰り越し事業で、川尻地内横手橋から南側の部分の道路改良工事を行いました。

次に、決算書の同じく213ページになります。

7の事業、都市防災総合推進事業高島4号線道路改良事業繰越明許でございます。決算額602万2,800円となりました。概要につきましては、説明書203ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費として301万1,000円、土木債300万円、そしてその他繰越金となります。これは、24年度において国の補正予算を受け、3月に町の補正をしましたが、年度内での完成が見込まれないために、25年度へ全額繰り越しとなったものでございます。

次に、決算書の同じく213ページになります。

8の事業、都市防災総合推進事業舞台台民附線道路改良事業費繰越明許でございます。決算額3,372万3,347円となりました。概要につきましては、説明書204ページになります。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業1,164万3,000円と、土木債としまして2,200万円、そしてその他繰越金となります。こちらも国の補正を受け3月に町の補正をしましたが、年度内での用地取得が見込まれないために、平成25年度へ全額繰り越しとなりました。

同じく決算書の213ページになります。

9の事業、都市防災総合推進事業中瀬高畑2号線道路改良事業費繰越明許でございます。決算額598万5,000円となりました。概要につきましては、説明書205ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費299万2,000円と土木債290万円、そしてその他繰越金となります。この事業も、24年度において国の補正予算を受け3月に町の補正をしましたが、年度内での完成が見込まれないために、平成25年度へ全額繰り越しとなりました。

次に、同じく決算書の213ページになります。

11の事業、都市防災総合推進事業日の出線道路改良事業費繰越明許でございます。決算額549万9,900円となりました。概要につきましては、説明書206ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費279万4,000円と土木債270万円、そしてその他繰越金となります。こちらの事業も、24年度において国の補正予算を受け3月に町の補正をしましたが、年度内での完成が見込まれないために25年度へ全額繰り越しとなりました。

次に、決算書の同じページの12の事業、都市防災総合推進事業中瀬北原1号線道路改良事業費でございます。決算額18万9,050円となりました。概要につきましては、説明書207ページになります。財源内訳は全て一般財源となります。中瀬北原1号線は、24年度において国の補正予算に伴い3月に町の補正をし、24年度内での完成が見込まれないために平成25年度へ全額繰り越しとなりましたが、委託箇所を待ちまして事業の進捗を図ろうとしたところ、繰り越し事業では予算が足りなくなったために、差額分を9月補正において25年度事業として新たに設けたものであります。

次に、決算書の215ページになります。

12の事業、都市防災総合推進事業中瀬北原1号線道路改良事業費繰越明許でございます。決算額1,853万9,006円となりました。概要につきましては、説明書208ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費878万円と土木債970万円、そしてその他繰越金となります。こちらの事業は先ほど説明しました事業のもととなる事業であります。

次に、同じく決算書の215ページの13の事業、都市防災総合推進事業西の坪大浜5号線道路改良事業費繰越明許でございます。決算額は462万8,400円となりました。概要につきましては、説明書209ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費231万4,000円と土木債210万円、そしてその他繰越金となります。こちらの事業も24年度において国の補正予算を受け、3月に町の補正をしましたが、24年度内での完成が見込まれないために、平成25年度へ全額繰り越しとなりました。事業概要は、測量設計と用地物件調査となります。

次に、同じく決算書の215ページ、17の事業、都市防災総合推進事業平島8号線道路改良事業費繰越明許でございます。決算額は936万4,950円となりました。概要につきましては、説明書210ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費468万1,000円と土木債460万円、そしてその他繰越金となります。こちらの事業も24年度において国の補正予算を受け、3月に町の補正をしましたが、年度内での完成が見込まれないために、平成25年度へ全額繰り越しとなりました。事業のほうは、設計業務委託と道路の改良という形になっております。

次に、同じく決算書の215ページの18の事業、大幡川幹線道路改良事業費でございます。決算額3,334万8,000円。概要につきましては、説明書の211ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、地域の元気臨時交付金3,301万2,000円と一般財源となります。内容は、アスファルト舗装工が主な事業となっております。

次に、同じページの19の事業、西中瀬8号線道路改良事業費でございます。決算額143万9,914円となりました。概要につきましては、説明書212ページをごらんください。財源内訳としまして、県支出金143万9,910円となります。

次に、同じページの20の事業、西の宮6号線道路改良事業費でございます。決算額1,172万1,150円となりました。概要につきましては、説明書213ページをごらんください。財源内訳としまして、国庫支出金の地域の元気臨時交付金1,172万1,150円でございます。内容は、測量設計の業務委託となります。

次に、決算書の217ページをごらんください。

8款2項4目橋梁維持費のうち、2の事業、橋梁維持補修費繰越明許でございます。決算額242万6,550円となりました。概要につきましては、説明書214ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金132万円とその他繰越金となります。こちらの事業は、安全で快適な道路環境整備に努めるため、橋梁の長寿命化に基づき、補修計画及び補修を計画的に進めていきます。24年度におきまして、国の補正予算を受け、3月に町の補正をしましたが、年度内での完成が見込まれないために、平成25年度へ全額繰り越しとなりました。

次に、決算書の同じく217ページをごらんください。

8款3項1目河川総務費のうち、2の事業、河川総務費になります。決算額78万6,738円となりました。概要につきましては、説明書215ページをごらんください。財源内訳は、県支出金の水門管理事務費46万8,000円と一般財源となります。こちらのほうは、湯日川水系3カ

所、坂口谷川水系3カ所の水門管理について静岡県から委託を受けており、町は消防団に再委託をしております。

次に、同ページの3の事業、治水対策推進事業費になります。決算額1万円となりました。概要につきましては、説明書217ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。2級河川坂口谷川の水門建設促進期成同盟会の負担金となっております。

次に、決算書の219ページをごらんください。

3項2目河川維持費のうち、2の事業、河川維持管理費になります。決算額3,217万3,913円となりました。概要につきましては、説明書218ページをごらんください。財源内訳は、県支出金、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費としまして、561万2,801円と一般財源になります。河川の維持管理に必要な費用で、堤防の除草、水路の浚渫などが主な事業となっております。緊急雇用として1年間で3名の方を臨時職員として雇い、用水路の草刈り等を行っていただきました。作業の件数でございますけれども、住吉が76件、川尻が84件、片岡が139件、北区が144件、合計443件、主に草刈り作業となっております。

次に、決算書の同じく219ページをごらんください。

8款3項3目河川新設改良費のうち、2の事業、大窪川改修工事費になります。決算額829万8,150円となりました。概要につきましては、説明書220ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源です。事業内容は、大窪川改修事業計画策定ほか業務委託を実施いたしました。

次に、同じく決算書の219ページをごらんください。

3の事業、榛南幹線水路事業です。決算額4,655万6,000円となりました。概要につきましては、説明書221ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金の地域の元気臨時交付金3,491万7,000円、土木費の県補助金としまして1,163万9,000円となります。事業内容は、榛南幹線の両側に水路を設ける事業の負担金となっております。

次に、決算書の221ページをごらんください。

3の事業、榛南幹線水路事業繰越明許でございます。決算額9,026万950円となりました。概要につきましては、説明書222ページをごらんください。財源内訳は、県補助金2,252万5,000円と土木債6,090万円、そのほか繰越金となっております。事業内容としまして、住吉南部の浸水被害の軽減を図るための榛南幹線に水路を設ける事業となっております。

次に、決算書の221ページ、6の事業、西川原問屋2号線水路改良事業費でございます。決算額294万円となりました。概要につきましては、説明書223ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。平成25年度は測量調査委託の事業となっております。

次に、決算書の221から223ページをごらんください。

8款4項1目都市計画総務費のうち2の事業、都市計画総務費について説明いたします。決算額2,085万414円となりました。概要につきましては、説明書224ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業404万2,000円と、一般財源となっております。主な支出は13節の委託料ですが、津波避難タワー建設に伴う積算、工事監督支援業務委託と同じく、タワーの関係で見積聴取を一括に行うように建設資材価格特別調査委託と、またタワーの関係で工事の影響で補償が発生することがありますので、工事前の現況調査と地盤変動影響調査業務委託が主な支出となっております。

次に、決算書の223ページ、3の事業、建築確認事務費になります。決算額11万7,600円と

なりました。概要につきましては、説明書225ページをごらんください。財源内訳は、県支出金として、権限移譲事務交付金7,977円と一般財源になります。建築確認件数でございますが、総数で156件でございます。

次に、同じく決算書の223ページの4の事業、土地利用対策費になります。決算額235万9,836円となりました。概要につきましては、説明書226ページをごらんください。財源内訳は、県費補助金としまして、土地利用規制等対策費、県権限移譲事務交付金など9万8,916円と一般財源となります。事業内容としまして、土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備を促進するための事業を展開しております。

次に、決算書の223ページから225ページの4の事業、土地利用対策費繰越明許でございます。決算額1,467万5,000円となりました。概要につきましては、説明書227ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、前年度からの繰越金163万円と土木債1,200万円、そしてその他繰越金となります。開発行為で道路後退をさせていただいている箇所を都市防災総合推進事業において整備することになり、平島8号線として用地買収になりました。

次に、決算書の225ページをごらんください。

5の事業、T O U K A I - 0 促進事業になります。決算額600万3,000円となりました。概要につきましては、説明書228ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金の既存住宅耐震診断事業費100万1,000円と県費補助金が4事業ありまして、合計で293万8,000円、そして一般財源となっております。

T O U K A I - 0 事業は、我が家の専門家診断事業、既存住宅耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の四つの事業から成り立っております。

次に、決算書の225ページから227ページをごらんください。

4項2目土地区画整理事業費のうち2の事業、土地区画整理事業費になります。決算額9,564万3,127円となりました。概要につきましては、説明書230ページをごらんください。財源内訳は、権限移譲事務交付金1万9,139円と一般財源になります。事業内容としましては、主なものは浜田土地区画整理事業への負担金でございます。

次に、同じく決算書の227ページをごらんください。

4項2目土地区画整理事業費のうち2の事業、土地区画整理事業費繰越明許になります。決算額487万円となりました。概要につきましては、説明書231ページをごらんください。財源内訳は全てその他繰越金となります。こちらのほうは、養鰻業を営む組合員から、稚魚を入れたばかりで池になじむまでに時間がかかるため、工期内に完成ができなくなったということで繰り越しとなりました。

次に、同じく決算書の227から229ページをごらんください。

8款4項3目街路事業費のうち、2の事業、榛南幹線整備事業費になります。決算額1億482万2,415円となりました。概要につきましては、説明書の232ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金の社会資本総合交付金事業費5,156万6,250円と土木債3,750万円、そして一般財源となっております。委託は、道路台帳の作成業務ほかと、工事のほうは榛南幹線道路改良工事ほかとなります。

次に、決算書の229ページをごらんください。

8款4項3目街路事業のうち、2の事業、榛南幹線整備事業費繰越明許になります。決算額2,060万4,150円となります。概要につきましては、説明書234ページをごらんください。財

源内訳は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業1,045万円と土木債760万円、そして一般財源その他繰越金となります。

この事業は、24年度において当初要望どおりに事業費の補助がつかず、他事業と調整を図りながら事業を進めてきましたが、県の計画別流用により事業費、補助金の増額となったため、年度内での完成ができないことから、繰り越し事業となっております。

次に、決算書の同じく229ページをごらんください。

3の事業、県費東名川尻幹線整備事業費になります。決算額5,034万9,600円となりました。概要につきましては、説明書の235ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業2,475万円と土木債1,820万円、そして一般財源となります。事業内容は、道路改良工事としまして、盛土工、側溝工、舗装工などを実施いたしました。契約件数としましては、4本となっております。

次に、決算書の同じく229ページの5の事業、住吉幹線整備事業費でございます。概要につきましては、説明書236ページをごらんください。道路用地と補償費を予定しておりましたけれども、要望した補助金がかず、他事業との調整を図り、この事業を実施することはできませんでした。そのため、3月補正において全額の減額補正といたしております。

次に、決算書の同じく229ページの6の事業、都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業でございます。概要につきましては、説明書237ページをごらんください。こちらも先ほどと同様に、道路用地買収を予定しておりましたけれども、要望した金額がつかず、他事業との調整を図り、この事業を実施することができなくなりましたので、3月の補正において全額減額の補正といたしました。

次に、同じページ、6の事業、都市防災総合推進事業費富士見幹線整備事業繰越明許でございます。決算額4,082万5,391円となりました。概要につきましては、説明書238ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費1,343万9,000円と土木債1,900万円、そしてその他繰越金となります。この事業は、24年度において国の補正予算を受け、3月に町の補正を行いましたけれども、年度内での完成が見込まれないために、25年度へ全額繰り越しした事業となっております。

次に、決算書の229ページから231ページの7の事業、都市計画道路事業負担金でございます。決算額156万円となりました。概要につきましては、説明書239ページをごらんください。財源の内訳は全て一般財源となっております。こちらのほうは各種同盟会などへ負担金を支出しております。

次に、決算書の231ページの4項5目都市下水路のうち、2の事業、都市下水路費になります。決算額10万円となりました。概要につきましては、説明書241ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。

次に、同じく決算書の231ページの4項6目公園維持管理費です。2の事業、公園維持管理費になります。決算額3,422万1,277円となりました。概要につきましては、説明書242ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。公園維持管理費の主な支出につきましては、都市公園の管理について町内にある都市公園を五つのグループに分け、造園業者に委託発注し、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを行っております。

次に、同じく決算書の231ページをお願いします。

3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。決算額30万円となりました。概要につき

ましては、説明書244ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。公園愛護活動を自発的に行う団体に報奨金を交付しております。

次に、決算書の233ページをお願いします。

4の事業、都市防災総合推進事業北区公園整備事業費でございます。決算額279万9,226円となりました。概要につきましては、説明書245ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。この事業は、事業の進捗を図るため12月に補正を行い、用地買収を実施いたしました。

次に、同じく233ページをお願いします。

4の事業、都市防災総合推進事業北区公園整備事業費繰越明許でございます。決算額1億2,771万6,000円となりました。概要につきましては、説明書246ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金、都市防災総合推進事業費4,440万9,000円と土木債8,330万円、そしてその他繰越金となります。この事業も24年度において国の補正予算を受け、3月に町の補正をしましたがけれども、24年度内の完成が見込まれないために、平成25年度へ全額繰り越しとなりました。

次に、同じく決算書の233ページ、4項7目の2の事業、緑化推進費になります。決算額287万4,720円となりました。概要につきましては、説明書247ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源になります。主な支出は、委託料としてみどりのオアシスマつり実行委員会へ委託をし、毎年みどりのオアシスマつりを開催しております。

次に、同じく決算書233ページの3の事業、花のまち推進事業費になります。決算額205万6,755円となりました。概要につきましては、説明書248ページをごらんください。財源内訳は、その他の地域コミュニティ活性化助成事業120万3,110円と一般財源を充当しております。吉田町花の会への補助金と花いっぱい活動団体への補助金が主な支出であります。花いっぱい活動団体は、現在17団体が活動しております。

次に、同じく決算書233から235ページの4の事業、みどりのまちづくり事業費になります。決算額5万円となりました。概要につきましては、説明書249ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。道路に面している部分を生け垣にする個人に5万円を上限に補助金を交付しております。25年度は1件のみの申請となりました。

次に、決算書の235から237ページをお願いします。

8款5項1目住宅管理費のうち、2の事業、町営住宅維持管理費でございます。決算額863万3,621円となりました。概要につきましては、説明書250ページをごらんください。財源内訳は、住宅使用料のうち863万3,621円を充当しております。平成25年度末の町営住宅の管理戸数は141戸となっております。

次に、決算書の243ページをお願いします。

9款1項4目水防費の2の事業、水防費になります。決算額7万9,628円となりました。概要につきましては、説明書261ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源となります。水防資機材の充実を図ることによりまして、水害の軽減を図ることを目的としております。

次に、決算書の309ページをお願いします。

説明書のほうは327ページと328ページ、11款災害復旧費のうち1項1目農林水産施設費災害復旧費、それと同じく2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、支出はございませんでした。

以上、都市建設課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

防災課長、お願いします。

防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 防災課関係の説明をさせていただきます。

初めに、2款のほうから説明をさせていただきます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の81ページをごらんください。

1項8目防犯対策費、2の事業の防犯対策推進費をごらんください。決算額は1,673万5,398円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の36ページ、37ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の718万円でございます。町民、また町内事業者に対する防犯広報及び町民などが行う自主防災活動の支援を行い、犯罪被害に遭いにくい町づくりを推進しております。主な支出としましては、防犯まちづくり推進協議会委員報酬、それから防犯灯整備委託料、防犯灯の新設、修繕、更新を行ってございます。また、防犯カメラ4基分のレンタル料が主な支出でございます。

次に、決算書83ページ、9目交通安全対策費、2の事業の交通安全推進費をごらんください。決算額は628万5,411円でございます。概要につきましては、説明書の38ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。啓発広報活動による地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善、また交通安全施設の充実などの事業を進めております。主な支出でございますが、カーブミラーの修繕料とカーブミラーの新設設置工事、各種連絡会等の負担金でございます。

次に、決算書85ページの3の事業、交通指導員活動費でございます。決算額は545万9,638円でございます。概要につきましては、説明書の39ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。啓発広報活動による地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善、また交通安全施設を充実させることにより、安全で安心した町づくりを展開するものでございます。主な支出でございますが、交通指導員の報酬、交通指導員の費用弁償が主な支出でございます。

以上が2款1項の総務管理費の説明でございます。

次に、9款消防費、1項消防費につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の237ページをごらんください。

1項1目常備消防費、2の事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費をごらんください。決算額は2億3,960万円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の252ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、県支出金6万円でございます。吉田町牧之原市広域施設組合消防本部の運営のための負担金でございます。

次に、決算書の237ページ、3の事業の消防救急広域化事業費でございます。決算額は99万6,961円でございます。概要につきましては、説明書の253ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、県支出金の29万1,000円、地方債の50万円でございます。消防救急広域化へ向けた整備を行うもので、主な支出としましては負担金で、消防救急広域化運営協議会負担金と消防救急デジタル無線整備実施設計業務の負担金、それから消防総合情報



システム整備事業負担金でございます。

次に、決算書239ページの2目非常備消防費、2の事業の消防団運営費でございます。決算額は1,811万4,627円でございます。概要につきましては、説明書の254ページ、255ページをごらんください。財源内訳であります。全てが一般財源でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図るもので、主な支出としましては、消防団員の報酬、消防団員の費用弁償、本部運営費交付金、分団運営費交付金でございます。

次に、決算書239ページ、3の事業の消防団員福利厚生費でございます。決算額983万1,764円でございます。概要につきましては、説明書の256ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、その他としまして退職手当基金交付金274万5,000円、消防団員福祉共済返戻金3万8,188円、公務災害補償費55万4,330円でございます。主な支出としましては、退職団員10名分の報償金、それから消防団員退職報償金の負担金、福祉共済掛金負担金でございます。

次に、決算書241ページ、3目消防施設費、2の事業の消防施設整備事業費でございます。決算額535万1,565円でございます。概要につきましては、説明書の257ページ、258ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金50万円でございます。主な支出としましては、修繕費として消防車両の修繕と格納箱等の修繕を行いました。また、備品購入でございますが、可搬ポンプ1台を購入いたしました。

次に、決算書241ページ、2の事業、消防施設整備事業費の繰越明許費でございます。決算額1億92万2,120円でございます。概要につきましては、説明書の259、260ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫支出金として4,331万2,000円、地方債としまして4,320万円、その他としまして前年度繰越金1,441万円でございます。主な支出としましては、第1分団、第2分団の消防団詰所建設に係る設計委託料、それから第1分団、第2分団の建築工事費、第1分団の消防ポンプ車両の購入でございます。

次に、決算書245ページ、5目災害対策費、2の事業の地震対策費をごらんいただきたいと思います。決算額8億8,277万8,514円でございます。概要につきましては、説明書の262ページ、263ページをごらんください。財源内訳としまして、国庫支出金として2億5,805万3,000円、地方債としまして4億5,110万円、その他としまして指定寄附金200万円、緊急地震津波対策事業基金繰入金357万9,000円、コミュニティ助成事業助成金200万円、地震津波対策事業交付金30万9,000円でございます。災害の未然防止や災害組織体制及び災害発生時の対応策の充実を図り、災害に強い町づくりを進めるための費用でございます。

主な支出としましては、委託料としまして津波避難タワーの用地測量費、また地域防災計画策定業務委託を実施し、吉田町地域防災計画の全面改定を行いました。工事請負としまして、津波避難タワー6基分の上部工の追加工事、公有財産購入費では、津波避難タワー建設用地として、A、D、G、H、M、P、Rの7カ所、9件分の土地買収費でございます。補償費につきましては、避難タワー建設に伴う補償と大井川用水決済金でございます。

次に、決算書247ページ、2の事業、地震対策費繰越明許でございます。決算額は48億1,207万1,500円でございます。概要につきましては、説明書の264ページをごらんください。財源内訳としまして、国支出金として24億284万9,000円、地方債としまして23億4,850万円、その他としまして前年度繰越金でございますが、6,072万2,500円でございます。主な支出としましては、委託料では5基の避難タワーの設計業務委託、津波防災まちづくり計画の策定業務、

工事請負費では、津波避難タワー15基の工事費でございます。

次に、決算書249ページ、3の事業、国民保護対策費をごらんください。決算額は1,000円でございます。概要につきましては、説明書の265ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。国民保護J-A L A R Tの研修への参加で、旅費のみの支出であります。

次に、決算書の249ページ、4の事業、防災意識向上事業費をごらんください。決算額368万8,360円でございます。概要につきましては、説明書の266ページ、267ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか、その他としまして緊急地震津波対策事業基金繰入金74万2,000円でございます。

地区本部長、副本部長、自主防災会の皆様に御自分の目で被災地を見ていただき、実際に被害を経験した方から話を聞く機会を提供するため、東日本大震災の被災地視察研修を行いました。参加者は39名でございます。また、富士常葉大学の協力を得まして、地域防災指導者養成講座を吉田町で開催をいたしました。参加者は65人の方々に受講をしていただきました。

次に、決算書249ページ、5の事業、情報伝達充実強化事業費をごらんください。決算額は888万5,287円でございます。概要につきましては、説明書の268ページ、269ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか県支出金16万4,000円、その他としまして、緊急地震津波対策基金繰入金61万9,000円でございます。災害時の情報収集、情報伝達のさらなる充実を図るための費用でございます。主な支出としましては、役務費の通信回線使用料は防災メールと衛星電話回線使用料で、委託料は防災行政無線を初めとして、防災用M C A無線等の通信の保守点検を行ってございます。また、C C T V画像情報共有システム設計業務委託を行いました。使用料及び賃借料は、同報無線の土地の借り上げとM C A無線の電波塔の使用料でございます。

以上、簡単ではございますが、防災課からの説明になります。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、教育委員会事務局長、お願いします。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局でございます。

教育委員会事務局からは、5款1項2目勤労者会館運営費と、10款のうち10款4項4目の図書館費を除いた10款の説明をさせていただきます。

それでは、最初に、5款1項2目勤労者会館運営費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明をさせていただきます。

決算書178ページから179ページ、2の事業、勤労者会館運営費をごらんください。決算額は4万2,000円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の164ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、勤労者の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として、中央公民館の同じ建物の3階、4階部分に設置しております勤労者会館の管理運営についての事業でございます。支出につきましては、6人の勤労者会館運営委員への報酬でございます。

次に、10款1項教育総務費につきまして御説明をさせていただきます。決算書の252ページから253ページをお開きください。決算額は117万6,395円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書270ページから271ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づ

き設置され、同法第3条により、5人の委員をもって組織され、地方公共団体が処理する教育に関する事務で、同法第23条に掲げるものを管理し執行するもので、この中の主な支出としましては、教育長を除く教育委員の委員報酬、教育委員会評価委員報酬及び先進地視察研修の補助及び負担金等の経常的経費、視察研修等の旅費、それと、補助金及び負担金等の経常的経費が主なものでございます。

次に、決算書の254ページから255ページ、2の事業、事務局事務費でございます。決算額は660万5,859円でございます。概要につきましては、説明書の272ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県委託金の1万5,000円でございます。こちらは、教育委員会学校教育部門の運営費で、賃金、役務費等の経常的経費が主なものでございます。

次に、決算書の同じページで3の事業、幼稚園就園奨励費、幼稚園運営費補助事業でございます。決算額は2,025万7,800円でございます。概要につきましては、説明書の273ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫補助金の378万9,000円でございます。私立幼稚園における幼児教育の振興を奨励し、その充実と向上を図ることを目的とするもので、幼稚園就園奨励費は、私立幼稚園へ通う園児を持つ保護者の負担軽減のためのものです。また、幼稚園運営補助は、町内にございます私立幼稚園の2幼稚園の運営に対する補助で、支出は負担金補助及び交付金のみであります。

次に、決算書の256ページから257ページ、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。決算額は1,190万7,295円でございます。概要につきましては、説明書の274ページから275ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。学校における児童・生徒等及び職員の健康の保持管理を図るため、学校保健安全法に基づき、児童・生徒及び教職員の健康診断を行うためのものでございまして、医師の報酬や検査料など、学校で行う健康診断等の経常経費が主なものでございます。

次に、決算書の256ページから259ページをごらんください。

3の事業、教育振興事業費でございます。決算額は4,409万8,990円でございます。概要につきましては、説明書の276ページから277ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫補助金の5万6,000円及び雑入の108万5,700円でございます。教育振興事業は、教育効果を高め、良質な学校教育が展開できるよう、児童・生徒及び教職員を支援することを目的としたものでございます。報償費、需用費等の経常経費に加え、平成25年度は自彊小学校の通級指導教室のための施設改修、通級指導教室備品購入等の執行を行いました。また、学力向上策として、高知県と敦賀市への視察を行うとともに、静岡大学教授による教職員研修を実施いたしました。

次に、決算書261ページ、4の事業、教職員等負担金補助金でございます。決算額は285万6,305円でございます。概要につきましては、説明書の278ページから279ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。教職員の資質向上と児童・生徒の学校教育の振興を図ることを目的として、各種の負担補助をするものでございます。支出としては、確かな学力育成事業、小・中学校活動補助金、競技大会での派遣についての補助金等、負担金補助及び交付金でございます。

次に、決算書の同じく261ページから263ページ、5の事業、ちいさな理科館事業費でございます。決算額は599万6,410円でございます。概要につきましては、説明書の280ページから281ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか雑入の4万9,400円がご

ございます。理科の実験を行い、子供たちの探究心を喚起し、理解の楽しさを学ばせることを目的として、理科の振興を図ろうとするものでございます。主な支出としましては、臨時職員賃金、講師謝礼金、管理委託料及び教材備品等、経常的経費が主なものでございます。

次に、10款2項の小学校費につきまして御説明をさせていただきます。決算書の262ページから267ページ、2の事業でございます。住吉小学校維持管理費をごらんください。決算額は2,544万8,501円でございます。概要につきましては、説明書の282ページから283ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫補助金10万9,000円及び使用料の38万3,400円でございます。住吉小学校において良好な教育活動が展開できるようにすることを目的として行うもので、支出としましては、賃金、需用費、役務費等の経常的経費とともに、平成25年度は高圧電気設備修繕及び太陽光発電設備の修繕と耐震補強工事に伴う関連工事として、高架水槽の工事を行いました。

次に、決算書267ページ、2の事業、住吉小学校維持管理費の繰越明許分でございます。決算額は1億7,734万9,515円でございます。概要につきましては、説明書の284ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫補助金574万1,800円のほか、前年度繰越金733万1,515円及び町債の1億1,260万円でございます。こちらの繰越明許につきましては、耐震補強工事と理科備品の購入につきまして執行したものでございまして、耐震補強工事につきましては、調査委託と工事監理の委託料、耐震補強の工事費、また理科備品の備品購入費でございます。

次に、決算書の267ページから271ページ、3の事業、中央小学校維持管理費をごらんください。決算額は3,067万9,517円でございます。概要につきましては、説明書の285ページから286ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫補助金472万300円及び使用料の24万4,500円でございます。中央小学校において良好な教育活動が展開できるようにすることを目的として行うもので、支出としては賃金、需用費、役務費等の経常的経費とともに、平成25年度はトイレの改修のための設計委託を行いました。

次に、決算書271ページをごらんください。

3の事業、中央小学校維持管理費の繰越明許分でございます。決算額は33万2,745円でございます。概要につきましては、説明書の287ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫補助金16万6,000円のほか、前年度繰越金16万6,745円でございます。こちらの支出は、備品を購入し良好な学校教育を展開しようとするもので、理科備品の備品購入費でございます。

次に、決算書の271ページから275ページをごらんください。

3の事業、自彊小学校維持管理費をごらんください。決算額は1,860万3,621円でございます。概要につきましては、説明書の288ページから289ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫補助金5万3,000円及び使用料の19万6,000円でございます。自彊小学校において良好な教育活動を展開できるようにすることを目的として行うもので、支出としては、賃金、需用費、役務費等の経常的経費とともに、平成25年度につきましては、学級数の増加に伴う備品購入を行ってまいりました。

次に、決算書275ページをごらんください。

4の事業、自彊小学校維持管理費の繰越明許分でございます。決算額は46万3,050円でございます。概要につきましては、説明書の290ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫補助金23万1,000円のほか、前年度繰越金23万2,050円がでございます。支出としまして

は、こちらも備品を購入し良好な学校教育を展開することを目的として、理科備品の購入を行いました。

次に、決算書の同じく275ページ、2目の教育振興費、2の事業の住吉小学校要保護、準要保護就学援助費でございます。決算額は194万7,771円でございます。概要につきましては、説明書291ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫補助金7,250円がございます。こちらは、経済的な理由により住吉小学校への就学困難な児童について学用品等を供与するもので、支出は全て扶助費でございます。

次に、決算書同じく275ページ、2の事業、中央小学校要保護、準要保護児童就学援助費でございます。決算額は194万7,780円でございます。概要につきましては、説明書の292ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のみでございます。こちらも住吉小学校と同様に、中央小学校への修学が困難な児童について学用品等を供与するもので、支出は全て扶助費でございます。

次に、同じく決算書の275ページ、自彊小学校要保護、準要保護就学援助費でございます。決算額は63万1,458円でございます。概要につきましては、説明書の293ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のみでございます。経済的な理由により、こちらも自彊小学校への修学困難な児童・生徒について学用品等を供与するもので、支出は全て扶助費でございます。

次に、決算書の277ページ、3目特別支援学級費でございます。2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。決算額は54万2,865円でございます。概要につきましては、説明書の294ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫補助金17万6,000円がございます。こちらは、特別支援学級の維持管理を含め、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減することを目的とするもので、支出は、特別支援学級の維持管理のための需用費、借上料等、それと保護者への経済的負担を軽減することを目的とする扶助費等、これらの経常的経費に加えまして、平成25年度は備品購入がございました。

次に、決算書の同じく277ページ、3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。決算額は26万5,401円でございます。概要につきましては、説明書の295ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫補助金7万7,200円でございます。こちらも住吉小学校と同様に、特別支援学級の維持管理を含め、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減することを目的としたもので、先ほどと同じく、支出は需用費、扶助費等のほかの経常的経費に加えまして、こちらも備品を購入させていただきました。

次に、決算書の同じく277ページ、4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。決算額は26万3,636円でございます。概要につきましては、説明書の296ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、国庫補助金4万8,000円がございます。こちらも先ほどの2項と同じく、特別支援学級の維持管理と特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減することを目的とするもので、自彊小学校につきましては、需用費、扶助費等の経常的経費の執行がございました。

次に、決算書の279ページから281ページをごらんください。

3項中学校費、1目の学校管理費でございます。2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。決算額は3,565万9,437円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書297ページから298ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほ

か、国庫補助金30万7,000円及び使用料の55万7,700円がございます。こちらは、先ほどの小学校と同様に、吉田中学校において良好な教育活動が展開できるようにすることを目的として行うもので、支出としましては、賃金、役務費等の経常的経費とともに、平成25年度につきましては、屋内運動場屋根改修設計業務の委託を行いました。

次に、決算書281ページから282ページをごらんください。

こちらは、2の事業で吉田中学校維持管理費の繰越明許分でございます。決算額は137万7,390円でございます。概要につきましては、説明書の299ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫補助金68万9,000円のほか、前年度繰越金68万8,390円がございます。支出としましては、良好な学校教育を展開するために理科備品の購入を行ったものでございます。

次に、決算書の283ページをごらんください。

2目の教育振興費でございます。吉田中学校要保護、準要保護生徒修学援助費でございます。決算額は400万4,103円でございます。概要につきましては、説明書の300ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫補助金1万4,750円がございます。こちらも経済的な理由により吉田中学校への修学が困難な生徒について学用品等を供与するもので、支出は全て補助金でございます。

次に、決算書の同じく283ページ、3目の特別支援学級費でございます。2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。決算額60万1,341円でございます。概要につきましては、説明書の301ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫補助金18万6,800円でございます。こちらは、吉田中学校の特別支援学級の維持管理、それと特別支援学級への保護者の経済的な負担を軽減するためのものでございまして、支出は需用費、原材料費、扶助費等の経常的経費に加え、備品購入を行ってまいりました。

次に、10款4項社会教育費につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の285ページをお開きください。

1目社会教育総務費の2の事業、社会教育総務費でございます。決算額は165万8,561円でございます。概要につきましては、説明書の302ページをごらんください。教育委員会社会教育部門の運営のために執行するものでございまして、臨時職員賃金、旅費、需用費、役務費等の経常経費が主なものでございます。

次に、決算書の同じく285ページから286ページ、3の事業、社会教育委員費でございます。決算額67万8,150円でございます。概要につきましては、説明書の303ページから304ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。社会教育委員は、社会教育法第15条の規定により設置され、同第17条の規定により各活動を行っておりまして、社会教育を振興することを目的とするものでございます。活動につきましては、説明書の304ページをごらんください。主な支出としましては、委員報酬、旅費及びこれに伴う負担金等でございます。

次に、決算書287ページ、4の事業、人権教育事業でございます。決算額は1万4,520円でございます。概要につきましては、説明書の305ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。人権問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的としたものでございます。

主な支出としましては、旅費のみでございますが、事業としましては、平成25年度は社会福祉課と共催で、平成25年11月22日に静岡県人権啓発センター長の角替弘志先生をお招きしまして、人権教育地域指導者研修会を実施いたしました。

なお、ここでの講師料でございますが、社会福祉課のほうで捻出しましたので、予算執行は旅費のみということでございます。

次に、決算書の同じく287ページ、5の事業、芸術文化振興事業費でございます。決算額は318万7,743円でございます。概要につきましては、説明書の306ページをごらんください。財源は、一般財源のほか雑入の23万1,700円がございます。文化芸術を振興し、心豊かな暮らしを創造することを目的として行っているものでございます。主な支出としましては、報償費、需用費、負担金及び交付金等の経常経費でございます。

なお、平成25年度は、お花見お茶会につきましては、桜の開花状況により2回実施を行いました。

次に、決算書の同じく287ページ、6の事業でございます。文化財保護事業費でございます。決算額は28万6,105円でございます。概要につきましては、説明書の307ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。文化財を保存し、理解を深めることを目的として行っているものでございます。主な支出としましては、報酬、需用費等の経常的経費が主なものでございます。

なお、平成25年度につきましては、吉田町の文化財の増補改訂のための検討を文化財保護審議会の皆さんに行っていただきました。

次に、決算書の同じく287ページから289ページ、7の事業、青少年健全育成事業でございます。決算額は33万3,615円でございます。概要につきましては、説明書の308ページから309ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。こちらは、たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年を育成することを目的として行っている事業でございます。主な支出としましては、需用費、負担金補助及び交付金等の経常的経費が主なものでございます。

なお、こちらの事業につきましては、青少年健全育成委員会を5回開催するとともに、吉田町成人式を行いました。

また、吉田町笑顔いっぱい運動を展開してまいりまして、昨年もスタッフベストを40着ほど発注いたしました。

次に、決算書の289ページをごらんください。

8の事業、生涯学習推進事業費でございます。決算額は12万116円でございます。概要につきましては、説明書の310ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。こちらの事業は、人が生涯にわたり学び続け、豊かな生活を送ることを目的として行う事業でございます。主な支出としましては、報償費、委託料等の経常的経費が主なものでございます。

昨年度は、生涯学習推進員の研修会を行うとともに、にこにこ青年講座、ぽっかぽかの会等、障害者における生涯学習につきましても、事業を進めてまいりました。

次に、決算書の同じく289ページ、8の事業、地域教育推進事業費をごらんください。決算額は76万6,120円でございます。概要につきましては、説明書の311ページから312ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか諸収入の26万6,445円がございます。こちらの事業では、地域全体で子供を育てる体制を作り、子供たちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を図ることを目的として行う事業でございます。主な支出としましては、委託料、負担金補助及び交付金等の経常的経費がございます。

次に、決算書の同じく289ページから291ページ、2目公民館費の2の事業、中央公民館運

営費でございます。決算額が3,031万1,981円でございます。概要につきましては、説明書の313ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、使用料の25万8,000円及び国庫補助の1,942万5,000円がございます。生涯学習の場を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的として行っております中央公民館の管理運営を執行するもので、役務費、需用費等の経常経費に加え、平成25年度は中央小学校の耐震補強に関する委託料が主なものでございます。

次に、決算書の291ページでございます。

3の事業、中央公民館活動費でございます。決算額は405万268円でございます。概要につきましては説明書の314ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか雑入の374万3,000円がございます。生涯学習の振興を図ることを目的として中央公民館の学習活動を展開するもので、報償費、需用費等の経常的経費が主なものでございます。平成25年度につきましては、生涯学習教室、前期55講座、後期33講座、それと65歳以上を対象とした生涯学習の場としての寿大学、こちらの講座、さらに大学特別公開講座を開催いたしました。

次に、決算書の291ページ、4の地域教育活動費でございます。決算額が295万6,420円でございます。概要につきましては、説明書の315ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、使用料の73万1,000円及び雑入の93万4,500円がございます。地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行う事業を展開するもので、報償費、使用料及び賃借料等の経常的経費が主なものでございます。

次に、決算書の293ページをお開きください。

3目学習ホール運営費であります。学習ホール運営費の決算額は807万967円でございます。概要につきましては、説明書の317ページをごらんください。こちらは、町の生涯学習環境を向上させ、町民が快適な環境を図る生涯学習を取り込む場所として提供しております学習ホールの運営費でございます。主なものとしましては、役務費、需用費等の経常的経費に加えまして、平成25年度につきましては、ユニバーサルデザイン化事業によるトイレ改修に関する工事を行ってまいりました。

次に、10款教育費、5項保健体育費につきまして御説明をさせていただきます。

301ページから303ページをお開きください。

1目の保健体育総務費でございます。2の事業、社会体育振興費でございます。決算額847万6,698円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書321ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、寄附金の5万円及び雑入の計63万60円がございます。社会体育振興費は、体育の振興を図ることを目的として、町民1人1スポーツを目指したスポーツ活動の場を提供する事業で行っております。こちらにつきましては、報償費、需用費等の経常的経費が主なものでございます。

特に、平成25年度におきましては、町の駅伝大会では第30回大会として過去最多の203チーム、約1,400人の参加がありました。また、市町対抗駅伝については5位に入賞し、8年連続入賞を果たしました。

次に、決算書の303ページから304ページ、3の事業の体育施設広場維持管理費でございます。決算額は1,100万2,718円でございます。概要につきましては、説明書の323ページでございます。財源は全て一般財源でございます。社会体育の振興を目的として地域の社会体育にかかわる施設の維持管理を行うもので、中央コミュニティ、住吉コミュニティ、高島スポーツ広



場等の維持管理で、役務費、委託料等の経常的経費に加え、平成25年度につきましては老朽化しました住吉小学校のナイター設備の改修に関する修繕費を行いました。

次に、決算書の305ページをごらんください。

2目の給食施設費でございます。2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）でございます。決算額は1億264万1,000円でございます。概要につきましては、説明書324ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。こちらは、吉田榛原共同調理場の運営費につきまして牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政における学校給食事業の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、施設管理費が主なものでございます。

次に、決算書305ページから307ページをごらんください。

3目体育館運営費でございます。2の事業の総合体育館運営費でございます。決算額が1,369万1,207円でございます。概要につきましては、説明書の325ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、使用料の275万5,900円及び県補助金の148万9,662円がございます。こちらは、社会体育の振興を目的としました総合体育館の維持管理を行うもので、主なものとしましては、賃金、需用費等の経常的経費が主な支出でございます。

次に、決算書の307ページから309ページ、3の吉田町体育センター運営費でございます。決算額は150万9,760円でございます。概要につきましては、説明書の326ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、使用料の71万1,100円がございます。こちらにも、社会体育の振興を目的とします吉田町体育センターの維持管理を行うもので、需用費、委託料等の経常的経費が主なものでございます。

以上が教育委員会事務局の決算内容であります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、図書館長、お願いします。

図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 図書館でございます。

10款4項4目図書館費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により説明させていただきます。

決算書の297ページ、2の事業、図書館管理費をごらんください。決算額は4,472万6,713円でございます。概要につきましては、説明書318ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、その他といたしまして図書館使用料43万2,000円と公共施設省エネルギー機器及び新エネルギー機器導入事業助成金299万8,800円でございます。

図書館管理費は、図書館施設の維持管理費のための経費で、施設設備の修繕料、電気水道使用料、警備保障業務、清掃業務、ビル管理業務、その他図書館設備の保守点検のための委託料、図書検索システムインターネット等の使用料、図書館情報システムの借上料、図書館用地の土地借上料等が主なものでございます。

平成25年度は、15節の工事請負費につきまして、省エネ対策として図書館照明機器LED取りかえ工事を、また落雷による被害を少なくするために、図書館サージアブソーバ（避雷器）設置工事を実施いたしました。

次に、決算書の299ページ、3の事業、図書館活動推進費につきまして御説明いたします。決算額は2,155万7,998円でございます。概要につきましては、説明書の319ページ、320ページをごらんください。財源につきましては、一般財源と指定寄附金の100万円でございます。図書館活動推進費は、主に図書館サービス、運営のための経費で、主な支出といたしましては、

図書館協議会委員報酬、臨時職員賃金、講師謝礼金、図書費、図書視聴覚資料のマーク作成業務の委託料、日本図書館協会、静岡県図書館協会への負担金等でございます。

なお、平成25年度の利用状況でございますが、開館日数は286日、貸し出し人数5万2,250人、貸し出し冊数23万5,707冊、来館者数は12万6,308人ございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で第51号議案の詳細説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時32分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会4日目でございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第58号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第58号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先日、全員協議会の中でお伺いいたしました地域交流費の生活交通確保対策費、バス停のバス交通活性化対策事業ということですが、内容としては、しずてつさんのほうでやっ

てくれるということは聞いておりますけれども、その中でぜひ補助をする以上お願いをしたいことがあります。夜間の照明が防犯対策上、非常に重要なことというのは、よくわかります。

その利用者にとっては確かに安全を得ることであり、大いに賛成してしっかりやっていただきたい、しっかりしたものをつけていただきたい、そう思うんですけれども、ただ、先日も申しましたように、農業をやっている方、その方に防犯灯の中止というか、取り消しをされたことがあります。それで、先日からちょっと専門家に確かめてみたんですけれども、やはり夜間照明による水稲を含めた植物、それに対する影響というのはやはり発生をします。当然、1,000とか2,000ルクスで発生をしますよという話だったんです。

そうするとそのときに、もう一つは、気がつかなかった、虫もやっぱり電気によって寄ってきて、その虫による害、そのほうが心配だよと、そういうことを言われたものですから、これからこの金額を補助をするに当たって、当然ぜひ実行される側をお願いをしたいと思いついて、その辺を、どのような対策に対する助言というんですか、そういうものができるかどうか、そういう部分はお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 現段階で、この補助金を執行する用意までの段階の準備段階でございますので、そこまでの細かい詰めた話はまだ行っておりません。

照明を設置するに当たって、周囲への配慮というのは当然考えなければいけないものだと思いますので、補助者側としてそのお話をさせていただきますが、あくまでも設置者はバス事業者でございますので、バス事業者として周囲環境へどう配慮をするかというところで、バス事業者に求める形はとらせていただきたいと思いついて。

その結果、この予算額で設置できるかどうかというのは、また別の問題になりますので、また、この事業がスムーズにいくかどうかというのは、その結果次第だと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

やる側にそういうものを投げかけていただいて、しっかりした研究をしていただく。当然これ防犯灯とかいろんなものにかかわってきますし、これから同じような問題が起きてくる問題ですので、ぜひその辺をしっかりと伝えていただきたいと思いついて。

これは要望で結構です。お願いします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） よろしいですか。ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） よろしいですか。ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今回の商工業振興費の企業立地振興費についてお尋ねいたします。

これは、住吉工業用地の株式会社ヤマザキさんへの売却に伴う企業立地振興費でございますけれども、今回のこの費用の中で、本来、その住吉工業用地を取得した多目的広場としてあった状態と、それから年数がたっているわけで、それから町として利用したものもあると、先日の全協の中で聞いているわけなんでございますけれども、今回のこの企業立地振興費になる前に売却が決まった後に、町としてもそれ相応の動きをされたと思うんですが、この費用に入っていないものはあるのでしょうか。それについて確認したいと思っておりますけれども、質問したいと思っておりますけれども、お願いいたします。

要するに、費用として捉われないものもあったのかということですが。売却できたものがあるとか、町の中で片づけたとか、そういったものがあるのか、それについてお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） こちらの27ページの企業立地振興費1,455万3,000円の中に計上されている予算につきましては、現在、住吉工業用地の中に実際に所在していて費用を負担しなければ片づけられないというものだけでございます。

そのほかにも費用を負担しないで処分できるようなもの、それから、草もありますので、草刈り等も当然、境界を出すための草刈りとか、買い主に対して草の除去を行った上で現場確認をしていただくとか、そういうものは当然発生するわけでございますので、そういうのは環境整備班の作業の中で行うとか、そういう工夫を凝らして行った上で、費用を払わなければ処分できないというのがこれだけ予定されるものがあったということでございますので、実際に片づけというのは、これ以上の業務量になっていることは確かでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 全員協議会で確認させてもらった中には、この企業立地振興費の中の処分運搬委託料としては、平成23年の台風の漁港内に入ってきている流木1,500立米ですか、もあるよと。

後日、担当課に聞いたところによりますと、解体工事の中には、旧吉田高校の野球場グラウンドの支柱の下についている基礎部分のコンクリートの解体費用が入っているということになっているわけでございます。

今回の企業立地振興とは別に、通常の場合には、この解体工事に関しては総務の関係ではないかなと。

また、流木に関しましては、漁港整備といった費用計上という考え方もあると思われるわけでございますけれども、今回、ヤマザキさんが進出されることによって、あそこにあるもの

を片づけるという考え方のもと、企業立地振興費の中で一括してやられるということの説明を聞いているわけなんですけれども、庁舎内でそういったあるものの原因は何であるという、先ほど参事が言われました中には、多分あそこの中には、榛南幹線の用地取得に関わるアパートの建築物補償費で買い取った木材もあったと聞いているわけでございます。それは売却できたということによかったなと思うんですが、そういったものもあるわけで、買ったというか、仮置き場で置いてあった流木を今回の企業立地費でやったり、総務管理費でやったほうが私はいいと思うわけでございますけれども、解体工事費というのを一括でやった理由と、どのような検討をされたかということをお尋ねいたします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この予算づけのときにはそうしたところも検討いたしまして、その予算づけのあり方というのをどうしようか討議をいたしまして、結論を出した結果、こういう予算になっているわけでございますが、その原因の最初の発生理由というものを考えますと、議員がおっしゃられたとおり、流木については漁港管理費に計上するのがふさわしいということになるろうかと思えます。

また、その他のものについては、それぞれの原因のところで処理をしていくべきであるという意見も、当然あるかと思いますが、ただ、町有地として取得をして、使用できない町有地じゃございませんので、流木をあそこに仮置きすることがいいかどうかということについては、また議論があるかもしれませんが、町有地としての利用をしていた一環で、それで企業誘致を図るために、今回、引き渡しのためにそうしたものを一切合財撤去をするということを経済条件として買い主と調整がついたわけでございますので、それは逆に買い主から造成をしてくれと、それから建物を解体して更地にして売り渡してくれというような条件じゃなければ折り合えないのであれば、そうせざるを得ないわけでございますが、その場合でも、購入した原因にさかのぼって予算づけをするかどうかという、そんな必要はないというふうに考えた次第でございます。

今回、あくまでもその処理をすべき事由が発生したのは、企業誘致を成功して、それを引き渡すための基礎条件を整えるための処理でございますので、それはその前を追っていくとそういう話になるかもしれませんが、今回の予算としては、企業誘致のための企業立地振興費に一括計上するのがふさわしいというふうに考えた次第です。

また、流木処理とか過去にさかのぼって予算立てをしていきますと、非常に今後財政上の手法といたしまして、この企業立地振興費については特別交付税の特殊事情の要因の中に上げていこうというふうに思っております。そのときに、浸水区域に誘致するための特殊要因という理由づけを行ってまいりつもりでおりますが、もともとの発生原因を今、特殊事情として掲げるのは非常に困難でございますし、いろんな財政上の観点からいっても、この企業立地振興費に一本化して今回計上するのが好ましいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それこそ売却に当たって、さまざまな条件をつけずに、町にとって本当に最高の条件で売却ができたということで、その一環の中の作業でございますので、役場内でそのような検討をされた結論であるということで納得いたしました。

今、参事のほうから、特別交付税算定のこの企業立地振興費のほうも、後年度において、

来年度以降ですか、特別交付税算定の要因として上げられるということでありましてけれども、そういった観点から考えると、台風災害も、確か駿河湾沖地震で建物、水道の下水道施設とかいろんなところでなったときに、その費用に対しまして特別交付税の算定の基準になってくるというような話も聞いた経緯があるものですから、そういったもので特出しというんですか、別立てしたほうが率的にはよくなるということはないんですか。

それとも、この一括でやったほうがいいという、そういったお金のかかるものに関しましても交付税措置されるというのは、さまざまな形でメリットがあると思われるものですから、その辺の切り口からも御検討された結果、企業立地振興費の中で特別交付税措置するような形で申請をしていくといった結論になったんでしょうか。それについても御答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 特別交付税の算定というのは、非常にルール上で算入できるものと、ルール外で本当に一件審査で、特殊事情として認めていただくものと、それぞれございまして、ほとんどこの災害に当たっても一件審査になってまいります。

この一件審査で過去の台風のものを後年度において、特殊事情として認めていただけるかという、まずそんなことはございません。特殊事情として去年も1億超えるぐらいの特別交付税をいただいているわけですが、それも申請額というのはそんな少ない額じゃなくて、本当に特殊事情というこちらで理由をつけて申請をするわけですが、その中で特殊事情として頭から認められないようなものは、入れていくと逆効果になるものですから、とても入れられない状態です。

それに優先順位をつけまして、それで総額のうち、必ずこれだけは認めてもらいたいとかいう認められやすいものから順番に掲げていくような手法をとるわけでございますが、そうしたときに、23年の台風被害であれば23年のときの特別交付税に措置していくというのであればのるわけですが、ほとんど対象にはなるんですが、ただ交付額が幾らになるかというのは、非常に特別交付税の財源というのはそんなに多くありませんので、しかも、よそに災害等があれば、そちらのほうにほとんど、全国的にも予算が集まってしまうということになりますので安定した財源にはならないわけでございますが、そういう中で、後年度の理由なんていうのはまるで特殊事情にならないと。23年のときであれば、なったと思いますが、この23年度の事業というのは緊急雇用創出事業を利用してまして、10分の10の事業で行っていますので、その場合、地方負担額というのはありませんで、特殊事情に入る要因というのは全くないんです。

そういうことで事業をこれまで行ってきておりますので、そういうところも十分検討した結果で、そうした予算措置をさせていただいたということです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 十分わかりました。ぜひとも交付税に算定されるような形で、またお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、参事のほうから一件という形でのお話があったわけで、これで町有地、多目的用地広場として買収して企業誘致、その過程において有効利用について考えて、それで売却するという形で方針を出した。それで今回売却したという形で、あそこの事案の一つ書いて、一つ的一件書類としてやはり町としてどういったてんまつがあつてこういう形という形でなると思われるんです。

そうなった場合、企業立地振興費はもともとあった残存のものと、先ほど言われました町有地としてあるから利用したという形で、ちょっと意味合いが違ったお金も、多分担当課に聞くと8割ぐらいは後からの原因の起因にしてあるもので、もともとあったクーリングタワーとか、いろんな屋根の部材とか、そういったものに関しては2割ぐらいではないかなというようなお話を聞いているわけで、そうなった場合は、やっぱりこの一件書類としてまとめたときには、最後にこのそこに来ていただくのに当たって、費用的なものの計上というのをそういったような配慮で、配慮というかそういったものでまとめたもので、今後書類として管理されるのか、それについて最後御答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この売却につきましては、当然企業会計のような感覚を持って見なければいけないというふうに思っておりますので、何らかの形で公表させていただくことにはなるとは思いますが、その際も、取得原価にかかわるものと売却利益にかかわるものとの差し引きになるわけでございますので、その取得原価の中に今回の流木とか、買った後に費用負担が発生するような要素まで含めるかどうかというのは、検討した中で、検討するというよりかそれは取得原価の中に含まないというふうに考えておりますので、そうしたところで、この売却益に対して原価がどうであったのかというところは、はじいてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

この運搬の中で、屋根、多分アスベストの関係でお聞きをしますけれども、スレートの部分というのはかなり昔のやつですので、アスベストの恐らくその心配というのを考えるわけですが、この中にはそういうものについての考慮、それはされていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） アスベストにつきましては、アスベスト検査が全国的に話題になった時点で、それから国・県からもアスベスト調査の特令があって、当町においては契約管理課が設置されている時代だったんですが、そのときに全て調査をいたしまして、その調査結果も株式会社ヤマザキさんのほうには提出してございますが、アスベストの含有物はないという結果が出ておりますので、その旨で処理をします。

以上です。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。



次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 8番（吉永満榮君） 質疑です。
- 議長（八木 栄君） ちゃんとルールで、しっかりやってください。
- 8番（吉永満榮君） やります。
- 議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。
- 8番（吉永満榮君） 8番です。

昨日の会議の中でも話ししましたけれども、32ページの消防施設整備事業費6,429万9,000円について質問をさせていただきますけれども、昨日の課長の説明の中で、まず、建築の内容、自彊館の東側、結構だと思いますけれども、活用していただければいいところになると思うんですけれども、出入口の件です。

今、自彊館に入る方々は吉田大東線を活用して出ていくわけですが、あそこへ出る時に、私もしょっちゅう使うんですけれども、信号で止まるのは多分出入口まで3台で、4台でもういっぱいになっているわけなんです。そうすると、救急の消防車が出入りするときに、右折するには左側車線を通行するのか、左へ出ていくのかということ非常に厳しい状況じゃないかなと。それも普通車が出入りするわけじゃありませんので、やはり消防車という緊急の用を足す車が出入りするという意味では、やはり将来的にいろんな問題で消防車が出る、消防署員が入ってくる、そういう場合が出てくるじゃないかなということを考えると、もう1カ所、東名川尻線のほうも口をあけておくというのも必要じゃないかなと思っていたんですけれども、お答えの中に、東名川尻線は一方通行であり、中央分離帯があるという話なんですけれども、東名川尻線に出れば即信号機、四つ角になるわけですから、あそこへ出れば、四方八方出入りは可能なわけなんですから、やはりもう1カ所、今、昔の藤相線の跡地は、あれ歩道だと思うんですけれども、そこを活用するという事は消防車できないので、即東名川尻線に出られるような将来性、検討をしていくという価値が、この設計図にあるかないか、その辺伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 全協でもちょっと話をさせてもらいましたが、消防団ともこの件につきましては話をさせてもらってあります。消防団のほうは、初めは東名川尻幹線のほうに直接出たいという話がありました。場所が決まったところでそういう話がありました。

その中で、やはりうちのほうも管理者が土木事務所ということになります。そういった中で土木事務所のほうにもちょっと足を運ばせてもらって、それが可能なかというところがあります。可能なら、建屋のほうにつきましても向きが東向きにするのか、南向きにするのかということもありましたので、消防団のほうからぜひそこは聞いていただきたいという話がありまして、土木事務所のほうに話をかけました。

そういったところ、信号機と信号機の間で緊急車両が出るという話の中で、4車線のところという話もありまして、できれば今現道の吉田大東線のほうでやっていただきたいという話がありました。なかなか難しいということでした。

私のほうも、あそこ自転車道があって直接出入りできちゃうものなんですから、消防車はちょっと小さいものなんですから、常備消防とはちょっと違って、団の小さいものなんですから、そのまま出られちゃうものなんですから、その辺も考えたんですが、やはりそこは縦断占用という話があり

ますし、法的にもなかなか難しいという話で、大東線ということで消防団のほうも納得をしていただきました。

それに当たって、今、大東線のほう、それこそ信号待ちをしている車があるということも私のほうも、消防団のほうも考えておまして、路面表示をしなくてはならないなということ、それから看板の設置、緊急車両ここ出入りするよということで対応していきたいということで、一応決着はついたということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 議長と呼んでください。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） すみません、議長と言わなくて、すみませんでした。

それこそ今お答えいただきましたけれども、さっきのと同じお答えです。詳しくちょっと、消防詰所のほうの向きをどうするかということは結構だと思うんですけども、やはりもし東海地震等で家屋が倒壊した場合には八方塞がりになりますけれども、その点の考慮はどうするのか。

あそこに3間ほど出入口あると思うんですけども、道路幅も6メートルはないと思うんです。出入口は多分5メートルぐらいじゃないかと思うんですけども、多分消防車とほかの車のすれ違いは私はできないと思うんですけども、緊急車両の場合、もう少し広いほうがいいなという気もするんですけども、そこは表示するというところでございますけれども、非常に何もかもそこへ一点張り、1カ所のあれだけの施設がある中で出入口というのは非常に厳しいなど、将来東名川尻線のほうへ、また事情によっては検討されると思うんですけども、その辺の考慮をまたお願いしたいと。

もう1点、跡地の関係ですけれども、27年度の解体というお話を聞きましたけれども、自彊小学校は100周年を迎えておるわけでございます、非常に地元としては古い学校であり、また最近……。

○議長（八木 栄君） 吉永議員。跡地のほうは、この補正予算にちょっと関係ないものですか、あとのことは……。

○8番（吉永満榮君） いや、ここを取り除くという……。

○議長（八木 栄君） 取り除くのは、これは入っていないものですか。

○8番（吉永満榮君） そうですか。

○議長（八木 栄君） 来年ということなので、またそのときに、いや、その前にまた……。

○8番（吉永満榮君） 予算に絡んでくることなんですけれども、いいんですか。

○議長（八木 栄君） この予算にはそれ絡んでいないということですよ。

○8番（吉永満榮君） 絡んでくると思いますよ。この跡地はそれじゃ、27年度やるときの予算はということになれば。どう検討するのか。

○議長（八木 栄君） 今のこの提出議案のこの予算には絡んでおりません。申しわけございませんが……。

○8番（吉永満榮君） わかったんですけども。その辺がちょっと聞いたんで。

○議長（八木 栄君） ですから、ちょっとその辺は質問を抑えてください。

○8番（吉永満榮君） 許可願いたいと思うんですけども。

○議長（八木 栄君） いや、あの……。この議案には直接かかわっていないものですか。

○8番（吉永満榮君） その中で教育委員会と協議していくということなんですけれども、その辺について伺いたいと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） もしあれなら、直接行って聞いていただければと思いますが、いかがですか。

○8番（吉永満榮君） いや、ここで言わせてもらいたいと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） ですが、それはこの議案には今載っていないことなもので。

○8番（吉永満榮君） いや、消防署の関係ですから、同じだと思うんです。

○議長（八木 栄君） 消防署。関連質問ではないものですから。この上程された議案のこの補正予算に対する質疑をしているものですから。

○8番（吉永満榮君） ええ、理解しました。

○議長（八木 栄君） お願いします。

ほかには質疑ありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 同じく第4分団の詰所の話なんですけれども、これが地元の早期完成要望で今回補正に上がってきたということなんですけれども、町民が望めば全て事業を前倒しするという事はないと思うんですが、今回前倒しするという事に関して言えば、町民の声に対してその町のどういうその基準とか条件とか、それを満たすことによって事業を前倒したんでしょうか。そこをちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまのご質問にありましたとおり、町民の皆様方が望めば事業年度が早くなるというようなことには、とてもできません。それに対する事業を行うためには財源をどうするかと、それから事業の準備期間をどうするかとかいろんな調整もございますので、要望があったから一概に早く前倒しができるというようなものではございません。

ただ、今回の第4分団詰所につきましては、都市防災総合推進事業の中に当初から計画しておる事業でございまして、それで都市防災総合推進事業が平成27年度までの計画でございましたので、事業の進捗上、用地の確保とかそういうところも含めまして、27年度の事業実施でなければ実行が難しいだろうということで計画を決定していたものでございます。

ただ、今回、その27年度終わるに当たりまして、用地が、先に地元と合意がとれたということがまず1点。

それと、都市防災総合推進事業の中で、25年度と26年度の国の補助金の年度間調整が行われるということもございまして、財源的には国庫補助金を充てることができるということで財源も確保できますので、そういう意味から財源準備、地元の合意、こうしたものを全てそろって、工期的にも本体工事、一部舗装等は工期として間に合わないと思いますけれども、その間に合わない部分を外しまして、年度内に完成できるまでのところを事業費として見込ませていただいて、事業展開することができるということが調査の時点でわかっておりますので、それで前倒しを決めたということでございますので、非常にケースとしては特殊なケースだというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 今回、そういう土地の問題とか予算の問題とか、そういうことでやれるという話になったということなんですけれども、そういうことを調べようとか、検討しようとかいう、そのドライビングホースというか、それをやろうと決める、そこにもう一步何かがあるはずですよ。町民の声がかかればそういうことをしっかり町はやってくれるのか。たまたま今回はそれができると判断ができたんでやりましょうという決断をしたんですが、町民からそういう声が出ればやれるかどうかというのは、しっかり今後も検討していただくと、そういうことなんでしょうか。

○議長(八木 栄君) 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長(塚本昭二君) 今回、前倒しをしても事業実施ができるという大きなファクターの一つに、都市防災総合推進事業の中に事業計画を盛り込んでいたということがございます。それで、国の採択も受けていて、事業年度をどうやって調整するかどうかというような段階にあったということが、大きいといえますか、決定的なものでございます。

そういう事業調整を既に図っていたんでできたということですので、住民の方々からご要望があっても、財源から事業調整を行っていかなければいけないようなものであれば、やはりまだまだ時間がかかるということになりますので、どういう計画、既に既存計画にのっているものであればそうしたこともあり得るわけでございますが、新規で計画を作ってやっていかなければいけないというものについては、やはり一から積み上げていくというやり方をせざるを得ないかというふうに考えております。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) これ最後にしますけれども、そうすると、事業計画としてののっている、3年間出ていますよね。そういうものに関しては、まだ可能性はあるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長(八木 栄君) 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長(塚本昭二君) 私の勝手な思い込みかもしれませんが、今、事業計画というのは実施計画のことではないかというふうに受けとめさせていただいたんですが、今回の場合は、実施計画にのっていることも当然なんです、国で認められている都市防災総合推進事業の事業計画にのっていると。そこで採択を受ければ財源というのは保障されてくるわけでございますので、そうした実施計画にのっても、あそこにのったからすぐ国庫補助事業であれば、その採択を目指して申請をしていくというようなことにはなりませんので、その裏負担をどうするかとか、あと状況的にその例えば道路であれば用地が確保できるかとか、交通安全の協議がちゃんとできるかとか、そういういろんな要素を全部クリアできるんだという見通しが立った段階で補助申請等に入ってまいりますので、実施計画にのっているからすぐできるというふうには、我々としては考えておりません。

全て単費でやるのであれば、そういうことも可能性としてはあるかもしれませんが、非常に単費だけで町政を運営していくというのはなかなか難しいことですので、単費で行うというのは、ほかに補助の道が全くないとか、最初に事業採択するときには、町で事業をやるかどうかというのを決めるときには、まず補助事業はないかとか、どこからかお金を持ってこられないかということをもっと最初に探してもらいます。

それで、全然幾ら探してもお金を持ってこられないということであれば、事業の必要性からどうしてもやらなきゃいけないというものは、全て単費をつぎ込んでやるという結論に

なりますので、そういう段階を踏まえた事業採択を行っておりますので、実施計画にのっていて住民の方々が望めばすぐできるかと、前倒ししてできるかというのは、そういう状況にはならないというふうに思います。全ての環境が整ったところで、初めてでき上がるというものでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後にしようと思ったんですが、答弁の中で単費ならやれるというお話が出てきたので。ちょっとひっかかるんですけども、単費であれば町民の声がかかれば、要望が出れば、やれるものであればやるというふうに解釈するとすれば、町民の声に対する何がしかの制限がない限り、やっぱりそれ全てやるわけにはいかんわけですから、それに関しては何がしかの基準というのはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） その基準、明確にこれが基準ですということにはならないかと思いますが、実施計画にのせる段階でも、十分なる内部のヒアリングを行いますし、そのヒアリングに臨むに当たって、担当課は、地元の意向とか環境がどうなっているのかとかいうことについては、調査をした上でヒアリングに臨んでいただいておりますので、事業の熟度というのとは絶えず把握をしているつもりでおります。

そういう熟度が整って、必ず必要なものなんだというようなことが認識できれば、その時点で事業化を図っていくということになります。その段階でも、予算をどの程度つぎ込めるかというのは別問題ですので、それはまた予算の段階で判断をしていくという2段階でフィルターをかけていきますので、そんなに簡単にはいかないというのが現状でございます。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 33ページの地震対策費の関係でお伺いをいたします。

説明では、M工区の避難タワーの周辺ということで工事をされるという予算であるという説明でありましたけれども、このM工区の周辺の耕作者からは、早くやってほしいなという要望の御意見はたびたび寄せられておりました。そういうことで、予算計上されたことについては、大変ありがたく思います。

そのようなことから擁壁の工事でありますけれども、周辺を見渡しますと、用排水路の必要なところでもあります。そういうことで、そのような見方をしてこの工事が進められるのか、あるいは周辺の地権者の御意見も既に聞いてくれてあるのか、その辺の確認をしたいと思いません。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、もともと田んぼの中に用排水の水路というものがなかったものですから、もともと田越しで耕作をしていたところでありまして、今回タワーを作りまして、そのすぐ北側の田んぼにつきましては、その西側のほうに流れるような勾配という形になっております。

耕作者という話がありましたけれども、実際要望が出てきているのは地権者のほうから要望が出てきておりまして、地権者のほうとの話し合いのほうはスムーズに進んでおります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） ただいまご答弁いただきましたように、ぜひ周辺の耕作者に支障がないように、田越しの現状であっても、擁壁をやることによって防波堤というか、堰になってしまうということのないように、ぜひ状況の調査をされて、後日に支障がないように施工してほしいと、このように思います。

なお、周辺の耕作者も待ちわびておりましたので、関心を持っておりますので、ぜひ内容を事前に知らせてほしいとこのように思います。

次に、地震対策費でありますけれども、15基の避難タワーをやったことによって、このような工事が伴うということについては、この予算が最後という解釈をしてよろしいでしょうか。ほかにはないということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 日はちょっと忘れたんですけれども、過日、行政報告会、そちらのほうでタワーの金額については報告のほうさせていただいておりますけれども、中にはこれを含んでおります。

今回、この工事で町のほうとしましては、全てタワー関係のものは終了すると、そういうことを考えております。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先ほどの同僚議員の回答の中でちょっと聞きたいことがありまして、条件がそろわないとできない、確かにそのとおりだと思うんですけれども、そのときに、周りの人たちの民意というもの、それに対してどういう感覚、民意というものに対しての基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 関連質問であるものですから、ちょっと答えられそうもないものですから、すみませんけれども。よろしいですか。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 個別の案件ということでなしに、我々が事業を採択するというときには、当然先ほど総務参事のほうから説明しているように、各種条件を考えて、その事業を当初予算で採択するか、補正予算で採択するか考えるわけです。その前提として、当然そういった状況も含めて判断するのが採択ですよ。

その中で、個別に、あるケースじゃなくて一般論で言えば、地権者の意向とかそういうのは必ずしも100%できないかもしれない。今後、取得するために条件が必要になってくるかもしれませんが、そういった諸条件を全て、予算も含めて予算制限、補助があるのかとか、町の予算規模の中でこなせるのかどうかと総合的に勘案して、そういった採択をしていくわけですから、山内議員の言うようなことについても十分考慮して、事業採択しているというふうに一般的に考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。ありがとうございます。

その中で、もう一つ、消防第4分団の関係でお聞きをしたいんですけども、今、その話をまとめるに当たって消防団というものの話が出てきました。その消防団というのは基本的には何を指すんですか。どの範囲まで指すんですか。消防団というのは全員……。

要するに言いたいことは、たくさんの意見、これから実際に消防に携わる人たちの意見とか、そういうのを当然のこととして聞かれているんですねということなんです。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 消防団第1分団から第4分団までありまして、今第4分団の詰所をつくっているという話の中で、第4分団の分団長も含めて副分団長も中に入ってもらいまして、いつも来てくれているのは3人、いつも出てきてくれています。その人たちが当然、班、分団の方々に話をしながら進めていっています。4分団の方々に話をかけている。

それから、自治会については、正副自治会長もその中に入っただきまして、位置とそれから向きとか、そういうものを検討させてもらっているということです。

それから、出入りについても先ほど話をしたように、中に入っただきまして、どんなふうに出ていったらいいかという話もさせてもらっております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。わかりました。

その中で、今回の緊急であるとか防災であるとか、それに関しての、できればその中に専門性を持った人が入ってくるとか、そういう都市計画的な専門性、防災の関係の専門性がある人とか、そういう人たちに入っただきましてということは、将来的には考えるということはありませんか。そういうことによって、より将来に向かって安全なもの、いいものができるという確信を持つものですから、その辺のお考えは。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 位置を選定していく中で、消防団、使われる方がどうかという話、それから自治会のほう、どこがいいのかという話の中で、いろいろな意見が出たわけです。消防団詰所といいますと防災、先ほど言ったように注水という話になります。北区のほうの注水という話の中で、中心がいいではないかという話が持ち上がってきまして、自治会のほうの西側という話も来ています。

そういった中で、今、都市計画の専門というか、設置するに当たって、そこまでをうちのほうは考えませんでした。都市計画の専門家を入れてという話だと思うんですが、それは考えませんでした。利用者、使う方ということで考えました。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、聞こうと思ったことは、今回はそういう形で今までずっとやってきましたよね。これからのいろんなものが起きるに当たって、当然防災であるとか一番重要な部分が、そこに含まれているわけですよね。先ほどの同僚議員の話の中から、機動力が一番発揮するのは何かあるとかそういう部分を含めて、これから先に向かってそういうものをぜひ考慮していただきたい。例えば、防災、よく……、それですからやめます。

そういう意味で専門的な人たちを本当は入っただきましていいんじゃないかなという気がいつもしているものですから、そういうものに関する考慮というのはなかったんですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） それこそ今、防災のほう担っているのは消防団が地域のほうの安全対策、安全を担っているという話の中で消防団、それこそ専門家というか話になると思いますので、その方々に利用とかそういうものを含めて位置も選定させてもらったということでございます。

○3番（山内 均君） わかります。了解。いいです。

○議長（八木 栄君） ほかに。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

災害対策費の津波避難タワー擁壁設置工事ということなのですが、もともと設計段階で、ここはこの擁壁が必要じゃないかというような議論は、一番最初の設計当時あったのかなかったのか。そのときは必要ないと思ってやっていなくて、今になって必要になったというのは、地権者から要望があってやるのか。そういったところですよ。今ここで補正として出てきているわけで、最初からもうわかっていることだったら、もっと前の段階でできたと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、当初からというか、工事説明会を行ったときにもそうですけれども、周辺には壁をやって農地のほうにご迷惑がからないような形にしますよということで説明もしております、当初のときにもそういうつもりでございました。

実際工事に入る前に、近所とか隣接の方とかにいろいろ説明というか、お願いというか、そういうお話し合いをするんですけれども、このM工区につきましては、そういうお話し合いが正直な話、できませんでした。そういうことがありまして、強硬に工事をやるということもできなくて、少し逃げた形で、現在仮設的な形で施工してあります。それは隣接の方たちに配慮をしたということでそういう形をとってあります。

その中で、地権者との話し合いが行われ、話し合いがついたということで、今回最終的な、恒久的なものにやっていくと、そういうことで補正という形になりました。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） M工区のあるその地域の方と話ができなかったというのが、すごく今びっくりしたんですけれども、そういう中で事業だけやっちゃった。今になって話ができるようになったからやりますよ。もともと今の話だとちょっとおかしいと思うんですが、いかがですか。ちゃんと話ができているあそこやったんじゃないんですか。今さらそんなこと、ちょっとおかしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの説明、大変申しわけない説明だったんですが、M工区に関係する地域の皆さん方と話ができなかったというような説明をしておりますが、実際のところはそうではなくて、建設するについても地権者との合意もいただいておりますし、場所を設定する中でも、その地域の皆様方と御相談しながら行っておりますので、事業を進める上では、地域の皆様方とは合意を得ながら進めていったものでございます。

ただ、田んぼで耕作者もございまして、実際に耕作されている中でどういう工事を行っていくかということについては十分に合意するまでに至らなかったもので、影響がないだけ、影響



があるところは工事ができずに、仮の工事で行わざるを得なかったというところがございます。

その後、ちゃんと恒久的な対応ができるように、その関係者の方と話し合いをしながら合意点を見つけていって、ようやく合意がとれたので、この段階での補正というような対応になったということで、決して全然周辺と調整しないで進めているというような事業ではございませんので、そういう内容でございます。

以上です。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

先ほど、災害対策費の中の地震対策費、今出ている関係ですけれども、先ほど都市建設課長のほうから、これで避難タワーができました、全て町の工事は終わりましたというご発言がありました。今回補正が出ていないということでもありますけれども、住宅の地区、新田とか、あと、ありますよね、民家に隣接したような形で避難タワーをやったときに、たしか事前に調査して、あと事後に調査してどれだけ影響があるかという調査もされたということで、工法的な問題がある場合は民間が払うよと、それ以外のイレギュラーの場合は町が補償するというような話を、過去答弁で聞いたような覚えがあるわけなんですけれども、そうしますと、今回は擁壁でありますけれども、避難タワー完成後、住民からの苦情とか改善要望とかそういったものがなくなっただけなのか、それとも、そういうものは全て済ませて今回終了になったか、それについてご答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件、事前に工事前に調査し、工事終わった後にまた再度調査しております。そういう中で判明したところがありまして、確かにそういう前にはなかったものが後から出てきたという箇所がありました。そういうものにつきましては、全てそのお宅の方とか、行き方と話し合いをしまして、全てもう既に解決をしております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 解決したということでいいんですが、それは町の予算でやられたということで、26年度の当初予算、25年度予算、補正含めてもう終わっているということで、特段説明を聞いたような覚えがないものですから、今回上がっていないものですから、それとも業者がやったのか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件につきましては、それこそ業者と町とその地主さんというのか周辺の方、そういう三者の話し合いもございまして、そういう中で、今回につきましては業者の負担という形で、結果は終わっております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

34ページの小・中学校活動補助金という形で、昨日、全国ニュースで川勝知事が校長名をホームページ上で公表するという形で学力の関係のものが出ております。

また、市町の結果についても出ているわけですが、今回のこの活動補助金というのは、スポーツの実績に応じて、活動とか全国大会とか、そういったものにおいて実績に応じた補正だと聞いておりますけれども、町ではラーニングプランという形で全国に先駆けて2,000万円ほどのお金をかけてやっているわけでございまして、今回、校長先生の名前が出ていたんですけれども、名前なものですからこの学校というのは特定されないようになっているものでよくわからなかったんですけれども、今後、スポーツ関係はそういった形で補助するんですけれども、例えばの話、どこかの学校が相当頑張ったということで、その活動の実績に対しましてそのインセンティブじゃないけれども、そういったところには教育的ないろんなものを、整備を、要望があつて今まで我慢してもらったものを少しつけてやるとか、そういったことはやはりこういったことはスポーツだけ、学力に関しましてはやっぱり関係ないんでしょうか。

自分としてはそういうものも少しは、あんまりあつたら義務教育ですから問題あると思えますけれども、そういったものは必要ではないかとなど。

町単独予算を2,000万円かけている以上、そういった成果に対しましてもあつてもいいんじゃないかなと思いますけれども、この活動補助金に関しましては要綱等あると思うんですけれども、やはりスポーツの活動に関して特定なものになっているんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会でございます。

このスポーツに関しては大会活動補助金ということで、これは中部大会以上の大会に参加した場合であります。ただ、これは一般的にはスポーツが多いんですが、中体連、中文連ということで文化活動も入っております。今回の場合は、吹奏楽が、静岡のほうへ2回ばかり大会へ行っております。こちらについても今回の補助の中に入っております。ちなみに、今回は14競技、16大会に出場したのに対して補助をさせてもらっております。

なお、先ほどの議員の事後質問がございました、この実績に応じて整備をしていくということについては、やはり当然ながらそこら辺は考慮しながら、教育委員会では考えているところではありますが、これも予算を伴う話でございますので、そこら辺の強いところということがあれば、それはそれで考慮をしていきたいというふうに考えております。

これについては、補助金の補助要綱等もございまして、大会の参加については補助要綱もございまして、そちらの規定に沿いながら出しているということで、よろしく願います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の御答弁だと、補助要綱を見直して学力で頑張ったところには、そういったものを見直すようなことを今後検討していくよというような御答弁に私は聞こえたものですから、ぜひともよろしく願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 補助金の件ですので、私のほうから御答弁をさせていただきますが、まず一つ、学業がいいところに補助金を出すというのは、どういう補助金を出すのでしょうか。学業がいい人には何万円というあれを払うんですか。それとも、学業のよかった学校には、さらに教育上何か配慮をするための補助金を出すんですか。

そういったことは普通、学校であれば、どこの学校であれ、学業については一番大事なことで、今の経費の中で最大限の教育をしていただいて、成績を、学力調査の結果を上げていただくわけですから、これは県大会とかその大会に出場するためには、経費がかかりますから、その経費を補助するわけです。その成績がよかったから補助金を出しているんじゃないんです。成績がよかったから、大会に行くために経費が余計にかかるから補助金を出す。何らかの経費が発生しない限り、補助金というのは出せないんじゃないでしょうか。

ですから、議員が出せと言うのであれば、どういうものを、学力調査の結果がよかった学校、校長、生徒に補助金を出せばよろしでしょうか。そこが私、先ほど来、質問を聞いていて、私たちは先生の給与は当然県が払っているんですが、それ以外の経費は町で、小・中学校については全て払っているわけです。この中で最大限の効果を上げるべく、教育長を初めとして先生方に頑張らせていただいているわけですよ。それ以外の補助金というのはどういうものが必要なのか、よく教えていただければ、私のほうも検討の必要があると思うんですが。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 補助金という形でお金を出すというのは、やはり副町長言われたような形で、やはりこれは義務教育でありますし、成績がいいお子さんにどうのこうのということはないんですけれども、補助を厚くしてやる、小・中学校から要望が100%、何ていうんですか、必要と欲されているものが、予算的な関係から全部賄えるとは思っておりませんので、少しずつ我慢していただいていると思いますので、次年度以降、その予算編成において優先順位的なものがあるならば、少しは加点して今回はこうだよということを、そういった政策的意図をやってもいいんじゃないかなという趣旨で質問したんですけれども、御答弁のほうで、要望を見直すような形でとなったものですから、ちょっと話がずれちゃったんですけれども、やはりお金やるというのはまずいと、私も思います。

思いますけれども、そういった環境的な整備とかいろんなものになったときには、少しはやるよという、やはり今回の川勝知事が校長名を公表したような形で、やはりそういった努力した教職員に対してはしっかりとした形でというのは、私は、賛成する同じ意見でありますので、町としても独特な形で公表するという形で、うちの町の教育委員会も発表されているということを考えると、この補助金要綱の中でそのままイコールであるというのは、副町長が言われるように、私も問題があると思いますので、違った形ででもそういったものを御検討されてもいいんじゃないかなという趣旨で質問したわけですので、お願いいたします。

ですから、そういった形で少しインセンティブというようなものを設けていくかと、それについて御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） すみません、先に申し上げますが、この大会参加要綱、これによって変更していくというようなことは、私は申し上げてはおりません。こういった大会に出ていただいて、先ほども副町長がおっしゃいましたが、必要経費が生じるものですから、

これは補助要綱に沿って出すというふうに答えているわけでありませぬ。

この大会に、例えば野球なら野球で、すごい大きな大会に出たというようなことがあれば、それは当然ながら必要経費が生じますので、それによって補助金要綱に沿って出すということですね。当然ながら、その中には、大きな大会であるということでもいろいろところで考慮していくということはあるかもしれませんが、実際それが予算の執行だとかそういったことになりますと、いろいろなことがございますので、それはお約束はやはりできないものというふうに感じております。

また、今回の全国学力学習状況調査においても、やはりこれも必要が生じるものであって、特定の子に、あるいは特定の学校にということではなくて、吉田町全体を見回した中で、教育の強化が必要であろうという判断のもとで事業を行うものでありますので、そこら辺のところは御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

以上で、本案の質疑を終結します。

これから本案について討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございます。

ございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時16分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会9日目でございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎訂正箇所説明

○議長（八木 栄君） ここで、都市建設課長から発言を求められていますので、許可をします。  
都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。訂正のほうをお願いしたいと思います。

主要な施策と成果に関する説明書をごらんいただきたいと思います。243ページをお願いします。

243ページ、表が2つありますけれども、上の大きいほうの表になります。一番下の大井川清流緑地管理業務委託、ここの欄の一番右、工期の欄がございます。工期、平成25年8月21日から平成26年3月7日となっております。この3月7日が誤りでありまして、3月26日が正解となっております。訂正のほうをお願いします。申しわけありませんでした。

---

◎議案第51号の質疑

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第51号議案 平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第51号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き歳出は、款別に区切って質疑を行いたいと思います。

質疑につきましても、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町税についてお伺いします。

町税はここ数年収納率が上がってはいますけれども、ここ数年、減少の一途をたどっております。平成21年から25年までは3.4億円の減少であると。個人町民税に関しましては、前年度に対して6,000万円ほどアップしておりますけれども、法人町民税が対前年6,000万円ぐらい減少している。固定資産税は、平成21年度からは4億4,000万円ぐらい減少しております。対前年度に関しましても8,000万円ぐらいの減少でございます。

今後、人口の減少とか地価の下落、景気の回復が遅れているというようなこともマイナス要因として上げられるわけですが、今後の町税はどのような方向に進むのか、また、それに対してどのような対策を考えていらっしゃるのか、そこについて御説明を願えますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 今後の町税ということでございますけれども、個人住民税に関しましては、今年度、26年度の課税状況が出てきておりますが、やはり若干下がっているということで、今後は景気も回復してくれば、その点は上がってくるのではないかと考えております。

固定資産税に関しましては、家屋につきましては、まだ来年度の評価替えがどうなるかというようなことは国から来ておりませんが、資材が上がっておりますので、そんなに下がってくることはないとは思いますが、土地に関しましては、まだ海岸沿い、浸水区域につきましては下落状況でございますので、土地に関しましては下落修正が必要になってくるかと思っておりますので、固定資産税も下がってくるということと、あと、法人につきましては、税制改正もありまして、税制改正で下がった分が今回下がっているということもございます。それから、来年度に向けましては、また法人税のほう、税制改正がありまして、ほかの財源に、交付税のほうの財源になるということで、町の法人税に関しましては下がってくる傾向でございます。

軽自動車に関しましては、税制改正で若干増えてくるのではないかと考えておりますけれども、全体的にはまだ町税のほうは下がっていくのではないかと考えておりますけれども、ちょっと今後のことですので、詳しいことはわかりませんが、そういうふうになっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま税務課長のほうから町税の今後の見込みという点については御説明をさせていただきましたが、対策をどうするのかということについては、私のほうから述べさせていただきたいと思っております。

町税の推移については、今、税務課長申し上げたとおりだというふうに見込んでおまして、固定資産税については下落修正を行っていく中では、さらに下がっていくという傾向にあることは間違いないわけですが、その固定資産税の対策というのは非常に難しいわけですが、個人町民税、法人町民税については、能動的に働きかけることによって税収を上げることは見

込まれるという部分でございますので、今年度、住吉工業用地の売却も達成をできておりますが、そういう企業誘致を図ることによって、税収の増加と。今、住吉工業用地の場合には、今まで町有地であったものが企業所有地ということになることによって、固定資産税も収入増につながっていくということもありますし、あと、今、各所で行っている区画整理であったり、内陸フロンティア関係のにぎわいづくり、そうしたものについても、宅地化が進んで固定資産税の増という部分も出てまいります、企業、それから商業、そうした活動の拠点ができ上がるということによって、全体の税収を上げていくということで今取り組んでいる最中でございます。

また、我が国においては人口減少の深刻な問題ということが課題として上がっているわけでございますが、こうしたものについても、当町の場合もピーク時の人口というのは3万600人ぐらいいたわけてございますので、それが現在では2万9,842人というところまで落ち込んでおります。こうしたところも増加に転じると、全体の町の活性化を図ることによって、いろんな子育て支援とか教育含めて、いろんな施策を充実させることによって、人が住んでもいいというように思っただけのような地域を作っていくことによって税収を上げていくという、そういう総合的な対策を今とっていると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今の答弁に対してですけれども、対応のほうなんですけれども、能動的な働きかけをやっていくということで、企業誘致とかいろいろ説明がありましたけれども、その中で活動の拠点を作っていくというところをもう少し具体的に説明いただけませんか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 活動の拠点というふうに表現申し上げましたが、具体的には内陸フロンティアの物資供給拠点とかですね、企業活動維持支援事業の推進区域、そうしたところが実際に企業誘致が進んで宅地化していけば、少なくとも固定資産税収入は上がってくるし、そこで最もいいのは、そこで現地法人化されて、法人税も本社扱いで上がってくるというのが非常にありがたいことですので、そういう企業が活動できる場所を作って今いこうとしているわけでございますけれども、それを捉えて活動拠点というふうに申し上げております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 企業誘致というところで、先ほどヤマザキさんが工業用地を買っていただいたわけですが、町としては、ヤマザキさんがあの土地を買っていただいて、吉田町に関して経済効果といいますかね、それはどのぐらいの経済効果がこれによって得られるかというような推定とか計算とかはやられているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今、計画書が出た段階でございますが、その計画書の中で、どれだけの設備投資をされるかとか、そうした金額面についての提示というのはまだ受けておりませんので、あそこに立地されることによってどれだけの経済効果があるかというのは把握できていない状態でございます。

ただ、固定資産税等の試算はできておりますので、そうしたところは増収になるというこ



とですが、ここでは具体的な数字は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それと、活動の拠点ということで、北区の内陸フロンティアで、北区が商業輸送拠点というんですかね、大型の商業施設が来るというような絵を見せていただいたわけですが、そうしたときに、吉田町の中小の商店とか、そういうものに対する影響とか、今、大型スーパーというのもありますけれども、そういうものとの兼ね合いとか、そういうことを考えて、それは吉田町にメリットがあるということなのか。要するに、イメージとしたら、吉田町のパイだけであれば、それを買ってもらうんです、固定資産税は上がりますけれども、活性化という点では、やっぱりほかの市町を呼び込んで吉田町で金を落としてもらうと、そういうことが起これば上向きでいくと思うんですが、その辺の読みというか、そういうことは計算されてはいるわけでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 多少決算とはちょっと違っているような感じがいたしますが、御質問ですので、お答えいたしますが、既存の中小商店への影響ということについては、十分考慮の中に入っております、それで、どちらの推進区域にいたしましても、協議会を設置するという中で、物資供給拠点の推進区域については、9月の下旬には推進協議会が立ち上がる予定で今動いておりますが、そうした中にも、商工会の方々に入っていくとか、地域の皆様方、それから既存商店の関係者の方々とかですね、そういう意見も集約できるようなメンバーを取り込んでおりますので、そういう中では、全く無関係な中で動いているということにはなっておりません。

それで、今あるものを守っていくだけでは、今以上の発展はないわけでございますので、新たなものが生み出されて、それとどうコラボレーションしていくかというところで、今あるものも時代に合わせて変わっていかねばいけないというふうに考えておりますので、そうした機会の提示ということになれば、さらに町のためにはなるだろうというふうに考えております。

あと、非常に吉田町内に、実際に企業進出を図ろうとしているヤマザキさんも含めて、商店の方々についても非常に引き合いは多くなっております。というのは、実際に商売されるの方々というのは非常にリサーチ力が素晴らしいものを持っていますので、そうした中で吉田町を目指して今動きを強めていただけるというファクターというのは確かに、一つのものではないわけですが、いろんな要素が絡んでいるわけでございますけれども、やはり町の勢いというのは、そういうリサーチの中で察知をしていただいているというふうに思っておりますので、これを失わないように展開できれば、可能性はさらに高まっていくというふうに考えております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 平野議員の御質問でございますけれども、決算の認定の問題でございますので、今後の町づくりの問題であるとか、そういう問題については、当然のことながら予算編成にかかわってくる、また町づくりにかかわる問題でございますので、直接的には決算の

認定とは関係ないと思っておりますので、ぜひともそのような質問につきましては、一般質問であるとか、予算編成についてですね、そのときにお答えいただければありがたいと、こんなふうに思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 決算を出す、決算の数字を出すだけで終われば、これを確かめるだけでいいんですけども、この決算を見て、町が今後どう考えていくかということが、決算をやる大切なことなんじゃないでしょうか。ただ数字を出すだけ、これを終わりましたというだけじゃなくて、この数値を見てどうしていくか、それがPDCAサイクルを回す、そのPDCAで予算を立てて結果が出る。その結果をどう踏まえるかということがPDCAサイクルを回すということからすると、この決算で吉田町がどう考えるかということをしっかり確認するというのが我々の役目だと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 決算の認定というのは、このような、今、25年度中に行われた事業についてどのような効果があったのかというのが基本的に決算の認定にかかわる問題でございまして、これを踏まえてどんなふうにしていくかというのは、基本的には町づくりの、私の、行政の事項の問題でございまして、それについては一般質問であるとか、それから予算編成の際、それから予算審議のときに当然聞くことが肝要ではなかろうかと思っておりますので、ぜひともそれらについては控えていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それに関してはちょっと見解の違いがありますので、この控えるというのは言いかねますけれども。やっぱり私の考えとしては、決算というのはしっかりPDCAサイクルを回す中の一環として考えれば、その効果の確認だけじゃなくて、今後どうしていくかということもしっかり町は考えていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君、最後ね。

○町長（田村典彦君） 私は、行政を担当する人間でございまして、基本的にこのようなものについて、今後どのような形で町づくりに生かしていくか、どのような形で町づくりをしていくかというようなことは当然のことと考えているわけでございまして、それは今年度末に、当然のことながら皆様の前に提示される予算の編成について、もともと頭の中ではいろいろと主要施策については考えておりますので、そこら辺については御懸念のないようお願いいたします。

それから一つだけ、うちの総務参事が申し述べたことについて付加しておきますと、議会中でございまして昨日も東京で、夜遅く帰ってまいりました。先週もそうでございまして、今週も明日、来週も2回、再来週もまた2回か3回行きますけれども、基本的にはヤマザキの問題というのは、現在中央では、ある人々の間で非常に話題になっておまして。というのはですね、基本的に防災のまちづくりというものがいわばヤマザキの進出という形になったということの評価しておまして、地方創生の中で位置づけていかなければならないというようなことで、当然のことながら、それは国土交通省、農林水産省、財務省と全部上がっておりますので、いずれ大臣に上がると思います。

それから、当然のことながら北区のそういうようなの問題ですけれども……

○議長（八木 栄君） まだ関係した答弁ですか。

○町長（田村典彦君） 関係していますよ。

○議長（八木 栄君） そうですか。

○町長（田村典彦君） 総務参事が答えておるのに触れているわけでいいでしょう、それで終わりというわけですか。

○議長（八木 栄君） 短めにお願いします。

○町長（田村典彦君） だから、それらのことについて、私のほうでしかるべきところ、国を含めて手を打ってございますので、御懸念のないようにお願いします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今、町長から御答弁があった内容に即した決算の認定に、この結果についてですね。今年度ですけれども、58億円の繰越事業を踏まえました吉田町ができて初めての174億円の歳入歳出決算の認定という形で、この事業全体を動かすに当たりましては、それ相応の御努力があったらうと。予算編成においてもそうですし、現年の執行状況においても、並々ならぬ努力をされたのではないかなと思うんですが、この決算を認定するに当たりまして、町長のほうから各部門に対しまして、税務、会計管理、それとかさまざまな制度を利用しながら補助を利用する、また資金繰りに関しましても、非常に普通の年ではないような考え方があると思うんですけれども、総括して、このようなことの指示の方針のもと1年を回したというものを町長のほうから御答弁願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にはもうお聞きしたいんですけれども、このいわば、私の3期目でございますけれども、3.11以降、私が何を今までやってきたのかというのを議場で何度も説明しております。それでもわからなければ、非常に申しわけないんですけれども、要は3.11というものは、基本的に3.11以前に、これまでにあった安全というものなくなった瞬間でございます。だからこそ単純な話、改めて町政の基本にあるのは安全の担保でございますので、いかにして安全を担保するかというようなことを当然のことながら主要施策としてやってまいりました。

津波防災まちづくりでございますけれども、基本的には最善に期待し、最悪に備えるというわけでございますので、まず最悪に備えるのは人命、それから最善に期待するのは、海岸でもって南海トラフの地震が起きた場合にこの町を襲来するであろう、いわば津波を防御すると。最善に期待し、最悪に備えるという形で全てを考えてまいりました。当初からずっとやっておりまして、単純な話、皆さんも御承知のとおり、25年度末でもって人命に関しては確保できた。当然のことながら、もう防潮堤の工事も始まります。いつとは私はお話しできませんけれども、国のほうでは基本的に考えておりますので、いつか皆様の目の前にあらわれてまいります。それが終われば基本的にこの町は、ハード面においては、安全は担保されるというわけでございます、全てがそこです。

人命に関するいわば津波避難タワーの問題は、これは町の事業でございますので、皆様にお話し申し上げたように、昨年2月の終わった補正でもって21億3,800万のいわば防災安全交付金をいただいたと。それに伴って15億8,900万と、全部もらってまいりました。これは平野

議員から、単純な話、津波避難をどうするかといったときに、国から持ってまいりますよと言った、そのとおりにやったわけでございまして、何の不思議もございません。

この町が、いわば危急存亡の現物であるというのはそういうことでございまして、安全が担保されていない町にとっては何の意味もないと。長期的に見れば、低落傾向にあるのは、わかり切っているわけでございますので、安全を担保するために必要な事業について心血を注いでまいります。町でやるところの人命の対策については、津波避難タワーであるとか、避難道路の整備であるとか、そういうものでもってほぼできましたし、あと残っているのは避難路の整備と。あとは単純な話、防潮堤の整備であるとか、一丁目一番地のいわば海岸における津波の防御という形で安全確保されればそれでよろしいと私は思っています。

あとはそうなれば、単純な話、いわば町民の皆様の生活を支えるいわば行政サービスの充実といったことが今後、町の主要な政策として出てくると、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、町長述べられたことは、当初の段階でそのような方針を示されまして、私としましても、その案に対しまして賛成したわけなんですけれども。

私が聞きたかったのは、実際そのような形で事業展開をするには、国から確かに持つてくるということを言われましたけれども、全てイコールで出るわけじゃないですね、工事は少しずつ発注をしていくという形で、やはりお金の流れというものがいつもにないほど非常にナーバスな形で行われると思うものですから、事業執行する、立てるほうに関しましてもそうだろうし、また資金の町税であるものの徴収業務におけるそういった事業を担保するための考え方、また、財調を切り崩したり一借りを行ったりというのですか、そういった資金的な今までにないような規模でのやりくりがあったんじゃないかなと思われたものですから、そういった面に対して、町長として、事業の持ってきたとか、そういった津波防災まちづくりに関しましては私も理解しておりますので、その辺は今再度御説明いただきましたので十分わかりましたけれども、内部的なそういった事業展開を図るにおいて、やはり後ろ盾となる、そういったキャッシュフロー的なものがしっかりしていないと、担当課としても大変苦慮されると思いますので、そういった面について、25年度途中においてもさまざまなもので支出金をいただいた中で基金を積み立てたいろんな形でやってきたわけでございますので、その辺のところをですね、トップとしての方針としてどのようなことを述べられたかと。それを受ける格好で、個々に具体的に各部門について詳しく確認していきたいなと思いますので、まず方針について答弁いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほどから藤田議員の質問を聞いていますと、今決算の款別で町税の議論をしているんだと思うんですが、その町税は、幾ら事業が170億になろうと200億になろうと、300億になろうと、先ほど来、平野議員からの質問のあるとおり、税務課長からの答弁にあるとおり、増えていないし、幾ら政策を打っても、来年度の税収が増えるというようなことは全くないんですよ。あり得ませんよ。景気が回復して企業が進出して、雇用が生まれて、そこに勤める人が給与を得て、町民税を払って、あるいは給与が上がって町民税が増える。地価が回復して固定資産税が増える。そういうような状況にない限り、町税は増えないんです。

でありますから、我々はきちっと、別に町長に資金繰りの心配をしていただかないようにするために、会計管理者もいて、企画課長もいて、我々は25年度決算時には、津波避難タワー

というたくさんの方の事業をやりますから、一時借り入れもいたしました。そういったキャッシュフローそのものが、キャッシュフロー計算書というのはどういう意味でおっしゃっているのかもしれませんが、まさに決算、予算がキャッシュフローなんです。歳入があつて歳出がある。まさに全てのキャッシュフローはこの決算にあらわれているわけですから、この決算について御議論をいただければ、まさに議員のおっしゃる26年度の歳入というキャッシュフローも、歳出というキャッシュフローも、現金の出が全てここにあらわせているわけでありますから、ここを見ていただいて議論をしていただければ、町長の苦勞は当然、いつもは90億、100億を切るぐらいの歳出規模の予算を、去年は繰り越しも含めてですが、26年度においては170億という、これはキャッシュフローだけじゃなくて、都市建設課の津波避難タワー、通常の業務に加えて津波避難タワーを60億というわけですから、60億近い事業を進めるとするのは、別にキャッシュフローだけじゃなくて、町全体で取り組んだ結果がこの決算書ということ踏まえて御議論をいただければというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） どうも私の質問の仕方が悪いかもしれないですけども、私が聞き取ったのは、今、副町長が言われた、町全体として、今回のこの非常時の超大型予算を執行するに当たって、やはりトップたるものね、確かに国から持ってくるなんかもあるけれども、それぞれのところが頑張つてこれをしっかりやるんだというようなことを言われたのかなと思つたものですから、御質問をしたわけでございます。

町税についてじゃなくて、歳入の全体についての流れなものですから、そういったことは言わなくてもわかっているということなんですね。そういった訓示とかそういうものはなくて、年頭の町長からの話ということで、そんなことを一々言わなくてもわかっているということの認識でよろしいんですか。余りこれはやるとあれですから、そういった認識でいいんですね。何か、できれば町長からね、こういった方針で、担当課ごとにしっかりとやれという形ですね、税もしっかり取れよ、なるべく少ない利子で資金を借り入れてやれよとか、そういった細かいことは一切言わなくてもいいということですね。

〔発言する人あり〕

○12番（藤田和寿君） 何かあるみたいですので。じゃ、ないということでもいいですか、わかりました。

では、細かく聞かせて……

〔発言する人あり〕

○12番（藤田和寿君） あ、そうですか。では、お願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 町長ということでございますが、内容的にちょっと実務的なところまで要求がございますので、実務担当している者のほうからお答えをいたしますが、これだけ繰越事業全体として58億を超える繰越事業を持ったと。そのうち津波避難タワーについては約48億円の繰り越しであったという24年度末の状況でございましたので、それを踏まえて、町長としては、すぐさま決断したのは、この膨大な事業量をどうやって処理していくかということについては、我々事務方にも指示もありましたし、相談もあったというところで、町全体の対応として、まずこの津波避難タワーを処理するだけの事務処理能力を持たなければいかんだろうということで、御承知のとおり都市建設課の中に津波避難タワーの処

理スタッフをまず置いたと。これは例年にないことでございます。

それとあわせて、ほかの約10億の繰越事業でございますが、それについては都市建設課にも多くありましたし、社会福祉課などにもあったと。それから、教育委員会などにも分散して事業が組まれておりましたが、それぞれの事業に対しては、持てる力の中でプラスしてみんなに頑張ってもらおうというようなところで事務処理を行う、まず体制づくりから入っております。

これを行うときには、こうした事業を組むというのは、事務方にとってもふだんはあり得ないことでございますので、どういう状況が訪れるかというのは事務方であれば誰しも承知をしていたところでございます。

あと、この170億ぐらいになる事業規模を動かしていくためのお金をどうするんだということもございました。それで、起債も全て繰り越しになるわけでございますので、一般的な起債というのは、事業完成の後に実際の借入れを起こすというのが通常のパターンでございます。途中で借りていきますと、それだけ金利もかかりますので、できるだけ金利を生まないような形で精算をして借入れを行っていくというようなことを行うわけですが、そうしますと、通常の時期の借入れというのは翌年度の5月に集中してきます。3月から5月に借入れでお金の現金量を増やしていくというようなことをやるわけでございますが、津波避難タワーの完成時期というのは、9月ごろからずっと段階的に出ておりましたので、それに合わせて現金量のピークを何度も作らなければならないというようなこともございましたので、会計管理者と財政当局、当然、町長、副町長も入った中で、どういう現金の調達をしていくかというようなことも、例年ではそのようなことがない中で、何とか現金は回っていくんですが、25年度においてはそうしたことを年度当初からずっと行いながら、資金ショートしないような方策を講じてきました。その中で、議会でもお認めいただいた、途中で一時借入金の限度額を、増額を認めていただくというようなこともやらせていただいたわけでございまして。

ふだんにはないような管理体制を作りながら、何とかこの事業を25年度末までに終わらせていくと。しかも24年度の繰越事業でございますので、26年度に繰り越すという事故繰越は理由がない限りはできないという、背水の陣に似たような体制で臨んでおりましたので、全職員、それを理解しながらここまで仕上げたということで、絶えずそれに対する特例というのは町長、副町長からいただきながらやってきたというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 通常ではない58億の繰越事業をやる中で、そんな形でやってきたということであるわけなんですけれども、ここで具体的に今度は聞いていきますから、歳入に關しまして、全体的なことなものですから、歳入としましては町税、町税がありますね。それと譲与税、交付金、国庫支出金、県支出金、それとそろえた使用料等もあるわけなんですけれども、そういったお金の需要と、これは避難タワーに、津波防災まちづくりに関してで、通常の年のことはいいです。特別的なことで、津波防災まちづくりのことで、今、参事からお話があったとおり、9月ごろから完成、引き渡しが始まって、資金需要が出てくると思います。今もお話があったとおり、15億円の一借りの枠を広げているわけであるんですけれども、その一借りの時期を見ると、11月6日から199日で5億円、11月20日に14日間で1億5,000万、12月20日に20日間で1億5,000万と、計8億円ね、その年末にかけて借入を起こしているわけであるわ

けでございます。

そうなってくると、おのずとですね、出納閉鎖を行って町税が入ってきて、入ってくるのが6月以降なんですかね、ちょっとあれですけども。それから、国からいろんなもののお金が入ってくるという流れの中で、そこまで一借りを最大限行わず、枠は広げてあるんだけれども、それ相応の努力をされているのじゃないかなと思うものですから、避難タワーの発生の費用に関してですけども、会計管理者のほうがいいかな、参事でもどちらでも結構ですけども。その辺のところの需要的なものが、やはりこれはこの今回の決算の認定において、やはりこの点についてはしっかりとしたその辺のところのものをしっかりとした形で残しておかないと、すべきではないかなと思ひまして、財調も取り崩しが5億5,000万、期間中取り崩しているわけでありまして、そういったところの資金の流れについてちょっと説明をお願いします。

○議長（八木 栄君） 会計管理者兼会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） 会計課でございます。資金の関係でございましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、財政調整基金からの繰りかえ運用でございますが、25年度の当初には、細かく申し上げますと10億3,087万4,939円の残高がございましたが、それを11月上旬までに基金からの繰り入れで10億3,000万円をいたしました。それがいつときになぜしなかったかと申し上げますと、定期預金で管理しているものがほとんどでございますので、途中解約するにはちょっと、金利の関係もございまして、満期まで持ってそこで解約という形をとって、財政調整基金からの繰りかえ運用をさせていただきました。

津波避難タワーに関しまして申し上げますと、先に作った3基の精算金が始まりまして、その後のタワーの前払金とかのお支払いも始まってまいりましたので、一時借入金を起こす必要もあるかとちょっと考えまして、一時借入金の増額もお願いさせていただいたわけですが、その途中で7月末に概算払いの国庫金が入りましたこともありまして、それで少しタワーのほうに資金を回すことができました。

それからのことでございますが、あと、これは例年なんですけど、11月くらいからにつきましては、歳入が減ることも、納期もないこともございまして、歳入が減ることが通常起こっております。その時期からが、また、そして年末に向けてお支払いのほうが増えてまいりますので、例年その時期が大変支払いが苦しくなるわけでございます。その時期は例年ですと運用定期をそちらで回してお支払いをさせていただいたわけですが、25年度に限りましては運用定期等ができる余裕はございませんでしたので、11月6日から26年5月23日まで一時借入金として5億円借り入れをいたしました。それだけでもちょっと足りない時期がございましたので、当座貸し越しをさせていただいて、具体的に申し上げますと25年11月20日から12月3日までの14日間と12月20日から26年1月8日までの20日間、この二つの期間においてそれぞれ1億5,000万円ずつ一時借入金を行いました。

3月には国庫金とかの収入と、あと、起債の部分も収入がございましたので、そちら、3月、それを見越したところもございまして。一時借入金は、26年5月23日に返済するわけですが、そちらは起債の歳入を待って返済に充てさせていただきました。

概要としては以上でございます。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま会計管理者から細部にわたる説明が

ありましたけれども、その会計管理者の作りましたシミュレーションに基づいて、今、補助金の概算払いがあったとかいう説明もありましたけれども、通常であれば概算払いを受けるようなことはないわけでございます。今回、一時借入れを行う量をできるだけ抑えたいという意向がございましたので、それを踏まえてどういう措置をとれるんだということで、防災課のほうに、都市防災総合推進事業の補助金を要求する、申請をする窓口がございましたので、そうした担当者、それから企画課の起債の担当者とかですね、そうしたところも全部指示をいただいて、できるだけお金を先にもらえるような算段をしてもらいたいと、こういうことがございましたので、都市防災の直接的な交付を行う事務は県のほうで担当していただいておりますので、県のほうにも再再交渉をして、それでできるだけ資金を手当てできるような、そういう努力をしていったということで、その結果として、一時借入金の量は極力抑えることができたんだと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 藤田議員にお聞きしたいんですけれども、一体全体事業をするに当たってですね、お金のやりくりというのは基本的には私に一任されている問題でございまして、決算の認定に何ら関係ございません。私が違法な金の、いわゆるやりとりをやっているなら、これは当然問題でしょうけれども、このいわば単純な話、今歳入のどこの関係してやっているんですか、議員の質問というのは。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしましたら、細かく言いますよ。43ページ、財政調整基金繰入金5億5,800万円、45ページ、剰余金利子運用定期利息1万3,749円、それとですね、41ページ、財産収入、財産運用収入、財産調整基金100万6,027円、このような形がそういったやりくりをやることによって財政調整基金を解約することによって、先ほど会計管理者が言ったように、高利率の預金が漁連の利率が2本あって、それを崩してしまうとだめだったんだけど、当初は32万の基金利子だったのが100万に上がったということで、そういったやりくりをやったということが先ほどですね、説明があった中でありますので、完全認定であります。

町長ですね、私が質問すると、何か自分に対していつもとびかかってくるじゃない、今回は、いつもそうですけれども、すばらしいことをやられたもんですから、こういったものは町民にかわりまして、かわりに聞いて、広く町民にお知らせするために、町長はトップダウンで国から持ってくるんだけれども、持ってきて、なかなか受け皿のほうでしっかりとしたものがないと、できないですね。それをやられているから、すばらしいなという形での質問なもんですから、ちょっと誤解をされないようお願いしたいと思います。

そうした中ですね、それはいいです、いつもやっていますので、今回はいいです。

起債計画を県に出して、本来であれば、過去であると年度末に起債が集中するという形で、過去の質問で、資金需要が皆さんないときに借りると割と安い金利があるんだけれども、年度末に全国の市町が集中して起債を行うもんですから、なかなかいいメニューがないよという御答弁も聞いたこともありますけれども、今年度は、先ほど参事が言われたように、25年度内の起債額が38億2,731万円、25年度内の起債は全部で38億2,000万です。そのうち10月から12月までに起債された金額が5億5,000万、残りは年度内27億、出納閉鎖前の翌年ですね、翌年4月1日以降、26年度になってからのお金が5億という形で、我々もちょっと素人なもんですから、



国がお金を持ってくるという、もうすぐ持ってきて使えると思ったんだけど、そうじゃないわけじゃないですか。町民の方々は、町長が国から持ってくるからすぐできるよ、津波タワー、みんな国がやったんだと言うんだけど、実際はお金が入ってくるのはそういった状況で、今回はまれで、本来ならば年度末に入ってきて、それまで町がある財産をもってやらなければならないということで、どの市町もやりたいんだけど、うちの町は財政的ないろんなものでそういったものは恵まれているし、職員の皆さんのスキルもアップして素晴らしいものですから、やりくりができてきたんだよということを確認したかったんだけど、非常に残念ですね。

そういったことでありますので、そういったことに、県にね、それ相応のですね、起債を行うには、実質公債費比率が18%以下でありますので、許可はなくて同意でいくと思われるものですから、そういった形で、どのような県への働きかけを行ったかということ最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 県に頻繁に働きかけを行いましたのは、都市防災総合推進事業にかかわる補助金と起債の窓口であります自治財政課のほうでございます。補助金については、普通、資金に余裕があれば、完成の時点で完了報告を出して、それで補助金を受けるとというのが普通のやり方でございます。

国庫補助金、補助採択されればすぐお金をもらえるかどうかというような意味合いのお話もありましたけれども、普通はそんなことあり得ないですよ。ちゃんと補助メニューどおりに作ってあるかどうか、その検査を受けて初めて補助金というのは来るわけですので、それは誰が考えてもそうだと思います。ですから、その補助採択されるかどうかというのは、町長が一番政治手腕を発揮している部分でございます。ですから、最初からお金来なかったからという考え方はちょっと誤解があるのではないかなというふうに思っております。

補助金の受け方としていろいろあるわけですが、一番オーソドックスなのが完成後に全額いただくということになるわけですが、その前段階で、一応の概算でも一部の完了が確認できるような状態までいった場合に、そこでその出来高に応じて補助金を部分的に支払ってもらえないかというような、そういう要求を今回はさせていただきまして、それが概算払いになっているわけでございます。それを、特に違法なやり方じゃないものですから、必要があればそういう制度がございまして、それに乗っかって今回はやらせていただいたと。

それから、起債についても、細かく、いつもであれば大体同じ時期に、3月25日とか5月20日とか、そういう決まった時期に借入れを行うのが一般的でございますが、もっと毎年度、事業の推移を見ながら、一番早く借入れる時期を探りながら貸付を行っていただける窓口と交渉を重ねながら、タイミングを逃さないようにしていったというようなところでございます。そうしたところで、常には注意を払わないような注意を払ったり、交渉を進めたりしながら事業完了まで資金ショートを起こさないできたということでございます。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 議会費に関しまして、自分たちの関係ではあるわけでございますけれども、議会事務局においてはですね、平成24年に従来までのカセットテープ録音からポータブル式のICレコーダーを3台導入し、議場と第1、第2会議室について設置して、会議録をデジタル化した。25年度には、会議録の音声や記録等を補完するためにポータブルHDDを導入して、そのデジタル情報を保存するような形で行っているわけでありましてけれども、この効果というものは、従来のカセットに比べて、IC化にすることによって、情報も管理できるだろうし、本年度このポータブルHDDを導入したということで、一種の議会のICT化が少し進んでいるのかなと思うんですけれども、その効果についてどのように認識して、今後どのような展開を考えているかお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

今の御質問の24年から25年にかけて会議録を作成するに当たっての補助するものとして、音声を記録するために全てを電子媒体という形に変えてきてございます。まずそのことにつきましては、以前からですね、会議録を作るに当たっては電子媒体のものを、音声記録をですね、業者に渡していたということは変わっていないわけで、同じようなことはやっているわけですが、そちらにつきましては、補助という形でカセットテープをやっていたものを全て電子媒体にしたいというような状況で、25年度につきましては全てが、補助の部分についても電子媒体で記録をしているということでございます。

ということで、カセットテープをもとにして会議録を作っているということではないんですが、実際のところ、そのカセットテープでやるのがですね、実際にそのカセットテープでないと聞けない部分、議員の方でちょっと確認をしたいというような方があったということで当時はやっていたわけですが、実際には今、議員の方々も電子媒体での確認ができるような形になっておるということで、それにつきましては、聞くに当たっても電子媒体のほうが先へ戻ったり後へ行ったりということの確認についてはやりやすくなったんじゃないかなという事は感じてございます。

それから、この電子媒体にしたことによっては、あくまでもこの音声記録につきましては、会議録を作るに当たっての補助的なものであるということでありまして、実際には会議録がこれからどういうふうになるかということは、今までどおりの紙媒体での記録として保存していくという中で、今後につきましては電子媒体での保存という形も考えられてくるわけですが、今のところそこまではまだ考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 決算書の61ページに速記、会議録の作成費用として174万9,000円載っているわけでありましてけれども、会議録を作るというのは、もちろん本会議、定例会及び臨時会の本会議ですね、本日もそうだと思いますが、それに全員協議会、あと常任委員会と議会運営委員会の開会中の委員会という形でなされていると思われるんですけれども、それでよろ

しいんですよ。

○議長（八木 栄君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

それこそですね、今、議員の言われたとおりに、この会議録の反訳の委託をお願いするに当たっては、定例会及び臨時会中の会議全てについてを出して、お願いをしているわけでございます。本会議に限らず各常任委員会、それから特別委員会及び全員協議会という形のものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 定例会中の委員会ですよ。そうですね。

そうしますと、23年度46回開会して会議録が141.5時間、24年度が45回開会中に行いまして、委員会ですけれども、120時間。23年度が本会議の日数とって19日、24年度が19日、25年度決算においては、定例会、臨時会が8回あって21日本会議を行いまして、定例会中の委員会が58回という形で119時間行ったわけでございます。

確かにデジタル化という形で、そういった形になったんですけども、これをまた会議録にするには、事務局としてそれを確認する作業が出てくると思われるんですけども、その作業というのはこの委員会回数が増えることによって変わっているのか、それとも時間によって変わるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

それこそ作業的には音声記録を業者のほうへ出しまして、粗原稿という形で上がってくるわけですが、それを職員が全てもう一度聞き直して、途中抜けている場所ですね、わかりにくい言葉とか聞きにくい発言等で抜けている場所、それから固有名詞等がちゃんと変換されているかどうか、その辺の確認を、25年度で言いますと119時間のものを委託しているわけですが、最低でもその119時間の部分についてはもう一度聞き直してという形の確認はしている状況でございます。

ただ、先ほど言ったように、わかりにくい言葉とか聞き取りにくい、発言というところがありますので、そちらにつきましては何回も聞くということでもありますので、それ以上の時間をかけてやっているということでございます。

それから、会議中の会議につきまして、その内容的なものがそのまま修正がなくて、そのまま校正がなくて、そのまま会議録として使えるような状況であればいいんですが、状況によっては、もう内容が本当に何回も聞かなくては会議録として、校正の段階で時間をかけてというものもあるものですから、実際にはどれくらいの時間をかけて一つの定例会にですね、どれくらいの時間をかけてやっているかというのはちょっと、時間的なものはちょっと言えませんが、とにかく最低でも119時間はやっているということで、もう一回聞き直してという形で行っている状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先の臨時会の町有地、住吉工業用地の売却の臨時会が開催されたときに、傍聴された方々から聞いた話であります。本会議の中で議案上程して、暫時休憩で全員

協議会という形で、別室へ移動したと。約1時間ぐらいそちらのほうで会議をして戻ってきたという形で、せっかく関心のある内容について傍聴に来ただけけれども、何かなされているかわからないよというような御意見をいただいたわけです。今この会議も、議会事務局のほうには今音声が出ておりますので、課長以下の統括補佐の方々が多分関係する場合は、そちらで聞いていていろんなことをされていると思うんだけど、そういった設備があるということになりますと、全員協議会の会議の音声だけでもね、こちらのほうに流すとかね。できれば動画で流すのが一番いいかなと思うんだけど、目的とかいろいろあるんですけども。そういったような町民に開かれた議会という形で、そういったものを事務局として、議会のほうでも今検討しているんだけど、これは執行権にかかわってくることでありますので、そういった声もありましたということで要望とさせていただきますので、御答弁は結構です。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書の31ページから続いております自治振興費についてお伺いします。

自治振興費の中には、自治振興費、自治会運営費、地域施設費、町内会運営費、町内会活動費というのが出てきておりますけれども、その意図として記載されていることは全て同じでございます。自発的、積極的にコミュニティー活動を行ってもらい、自治意識を高めてもらうというふうでございます。ここ数年、同じような金額が自治会とか町内会に支給されておりますが、この意図として期待していることに対して、31ページの自治振興費に関しましては、一つの生活共同体として地域の自主性を高めることができたというふうに記載されているわけです。具体的にどういうことをもって地域の自主性を高めることができたかということは、判断理由ですね、ここに記載されている。どういうことでこういう記載ができたんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいまの自治会振興費と、代表的なということで多分自治会振興費ということで今言われたということだと思いますけれども、こうした今回ですね、自治振興費も含めましていろいろなさまざまな自治会の運営費を補助というようなことでやらせていただいているわけですが、ここです、地域の自主性を高めることができたということで、何をもってということだと思いますけれども、確かにアウトプットとしての数量ですね、そうしたのではなくて、例えばこちらにもありますが、自治会自体がですね、自治会の財政援助団体の監査等もありますけれども、そうした中で、各自治会が特色ある活動もしながら、文化展も含めてですね、そうした活動で、一つの地域の共同体としてそれぞれが、運営ができたということがありますので、ここは確かに何をもってという各論的なことではなくて、総称的な形でですね、地域のそれぞれがそれぞれの自治会におきまして、地域のその各それぞれの自治会が自立的な活動に資することができたということで、この高めることができたというようなことで効果を一応上げさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この意図の中にあります自主的、積極的にコミュニティー活動を行ってもらい、今、それをやってもらうための活動として、お金を出しているだけなのか、もう少し自治会とか町内会に対して、それをやってもらうための行動を示しているのか。そこに関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず一つは、自治会というのは地域のそれぞれ住民の自治組織ということですので、その活動を補助するということが今補助をしているわけですがけれども、当然必要なものにつきましては、必要な補助を増やすなり新たに加えていくということもありますし、これによって将来的に自立がされていけば、補助というのは、基本的にはですけれども、自治が、何ですかね、その自立性が高まってくれば、補助というのが、質が、今、振興費とかいろいろ活動補助金という形をしていますけれども、そうしたものが今度、今後は形を変えた形で、補助というのは自主的な事業に対しての補助とか、そうした目的は当然変わってくるものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今の答弁では、金は出すけれども、口は出さないと、そういうことですね。金は出すけれども、行動はしていないと。それでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 金は出すけれども、口は出さないとという部分も確かにあります。ただし、町内会活動費などについては、目的を明確に持っておりまして、交通安全とか防災会とか社会福祉とかですね、もともとその単体の補助金を寄せ集めて集約化して補助金にしたものです。補助目的というのはしっかりございまして、その補助目的の中で、自由裁量によって傾斜配分を町内会、自治会でやっていただいて構わないというような中で補助金を活用していただいているものもございまして。あと、地域施設管理費とかそういうものもしっかりした補助目的があるということで、他に使うということはないものだと思っております。

それ以外のものは、地縁団体という自治組織を維持していく難しさも昨今あるわけですが、自治会という組織、町内会も含めて、これを町のために必要なものというふうに認識するかどうかということが大きなものだと思いますが、町としては、そうしたコミュニティーというのが失われることは、町のためにはならないというふうに考えておりますので、そのまず自治組織のコミュニティーが培われるというための補助目的が最も大きなものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 次に、町内会活動費、今説明があった、それについてお伺いしようと思ったんですが、分配の算出に交通安全、防災会、社会福祉、環境整備、青少年育成という分類がございまして。ところがですね、最後に合計というのがございまして、その分類はあるけれども、結果的には合計の上にある均等割と世帯割と町内会数と世帯数を掛け合わせれば、もう合計だけなんです。全部一緒なんですよ。それよりも、目的があつて、交通安全とか防災会

とか、そういう分けているわけだから、そこの項目に関してどういう活動をしたのか。互いに自治会から提出させて、しっかり活動しているところには大目に配分するとかですね、そういう配慮をすれば、より活性化が図れるのではないかなというふうに思うんですけども、その配分の率をちょっと、ただ世帯だけじゃなくて、そこを活性化するための一つの手段として活用できないかという思いはあるんですが、そこに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） その議論は確かにやってしかるべきだと思いますが、この形をどういう経過でここへ至っているかというのは、以前にも議場でも発言をさせていただいたことがあるんですが、ちょっとその繰り返しになりますが、この町内会活動費補助金につきましては、もともとばらばらに所管に箇所づけがございました。それで、非常に少額な補助金として分散をしていたということがございまして、非常に古い話なんですけど、昭和60年に第1次行革大綱を策定いたしております。第1次行革大綱を作るときに、行革大綱の委員さん方を外部から入っていただいたわけですが、その中には自治会長さん方4人の方も入っていらっしやいまして、それで合理化を図る一つの方策として、この自治会に対する小規模補助金というのは集約できないかと。非常に一つ一つ補助申請をして、事務処理が非常に大変なんで、それと、もう少し自治会独自で、もう少し傾斜配分したり、自由裁量で事業を厚くしたいような、そういうところにも使えるような内容にしてもらいたいというのがございまして、その結果として、行革大綱の中で少額補助金を集約化して一つの補助金にして、今で言うのであれば交付金化ですよね。交付金化を図って、自治会、町内会の自由裁量で傾斜配分を可能なような補助金に仕上げましょうという形でこうなっているんですね。

これはいつも予算の中でも議論になるんですが、こういう町内会活動費というのは、ちゃんと目的を持ったものなんで、例えば交通安全の経費とか、ここから自治会、何ももらっていませんよみたいな議論にならないで、ちゃんと活動費の中に入っていますということで訴えて、ちゃんと補助金の意味合いを理解させてくださいということをお願いをしておりますが、その使い道については、各実情に応じて事業計画を受けていただければいいということで、今のところはこういう形になっているという次第でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 多分去年ですね、連合審査でそのお答え、もらっているんですよ。だから、それを踏まえて、やっぱりそういう配分ということを活発化という意味で、川尻が頑張っていれば、交通安全で頑張っていると、そうしたら川尻ももう少し。北区とか片岡がちょっと怠っているとすれば、川尻を多くしてやるとか。活性化をしっかりやっているところに大目に配分していくとかですね、そういうことができないかという今の質問なんですけれども。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 大変過去の経緯だけ申し上げて申しわけございませんでした。

頑張っているところにはもう少し多目の補助金ということでございますが、この補助金だけをもって、自治会、町内会がそんな脆弱な団体であるというふうには思っておりませんので、この補助金を原資にして、さらに活動を高めていただくというような意識は、自治会、町内会としても持っていていただいていると思っておりますし、また、交通安全等であれば、町内会独自でかなり大きなことをやって、もっと波及効果が広がるとかいうようなことであれば、交通安全

全対策費、別のそれ用の予算に組み込むということも可能なわけでございますので。この補助金を細分化して、その事業計画に沿って予算を配分していくというような方向性は、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これは最後にしますけれども、今の御答弁の中で、例えば交通安全頑張ろうとすれば、別の補助というのを考えていますという、別の形で、この町内会活動じゃなくて別の形で補助を出すという、そう理解してよろしいのか。ちょっと私の理解が違うのか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 頑張れば別の予算がつくということじゃなくて、通常以外の、例えば交通安全のこういう事業をやりたいということであれば、やりたいんでお金頂戴という、それほど安易な予算を作っているつもりはありません。地元として、そういうことがあれば、まず交通担当のところに相談があったり、財源的にはどうするんだとかいう話が当然あるんだと思うんですね。そういう中で、町としても、この町内会活動費以外に別立てで予算措置をしたほうが効果が出るだろうということであれば、その段階で予算が、要求が上がってきて、組織として認めるかどうかということ判断をしていくということになりますので。やりたいから予算がつくというような、そういう問題ではないということです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと私の頑張るという言葉が悪かったみたいで。要は、しっかりした目的があって、こういうことのために予算立てしていただきたいということを申請すれば、町のほうで吟味して予算化するとかしらないとか、そういう判断をしていただけると、そういうことで。わかりました。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

29ページですが、説明書のほうね。大井川流域交流費ということですが、これはイベントに参加したよというようなことが多いんですが、大井川流域といっても、結構イベントは上流域というか、中流から上流がすごく多いように見えます。こういうイベントに関して、吉田町として最下流域にある町ということで、何かイベントを提供して採択されなかったとか、そういった経緯というものはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この中で目立つのは、確かにイベントでございますが、大井川流域の中では、例えばボランティア活動なども行ってまして、あと、まちかど博物館とか、それからふるさと探検隊みたいな、チェックポイントを設けて、そこをめぐっていただいて記念品を出すとかですね、というようないろんなことをやっているわけでございますが、こういう大々的なイベントというのは吉田町、どちらかというところへ参加していくという立場にいるんですが、探検を行うようなポイントとして、吉田公園とか小山城とか、港とか住吉神社なども入れましたけれども。吉田町に訪れていただくというポイントは必ず出

してありまして、それで大井川流域でも河口部というののうちにございますので、そこまで視察に見えていただくとか、そういうこともやっておりますので。イベントという活動だけではないと。それ以外には、吉田町もかなり参加をしているという理解でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

その次のページ、30ページの冒頭の効果のところにあるんですが、これは大井川の清流を守る研究協議会のことだと思うんですが、当協議会の目的である大井川流域の環境保全と流域改善に必要な調査研究を行うことに寄与できたということなんですが、我々吉田町は、先ほど申したように最下流にあって、流木の問題というのが非常にありまして、この流木は多分、多分というかもうほとんど大井川から流れてくる流木が海に行って、それで海岸に打ち上げられるという形だと思うんです。そういう中で、環境を守るというのか、環境に関してですね、その流木に関する事というようなことは、この場では協議はされるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） もう一つの団体として、大井川流域研究協議会というところがございます、もう一つ、この中の一つでございますが、大井川の清流を守る研究協議会の中などでは、大井川というのはその流域にあるところだけではなくて、大井川から取水しているようなところまでちゃんと恩恵をこうむっているんだというような議論が生まれて、この中には掛川市とか、非常に離れたところであっても参加をさせていただいているという経過もあるんですが、こうしたことになったのは、もう大分前になりますけれども、平成16年ごろだったと思いますけれども、そうした議論が首長さん方の間で大きく生まれて、大井川の治水、利水、両面からそういうことを考えなければいけないんだというようなことがございまして、それで広く利水にあずかっている掛川市とか菊川市も呼び込んで、一緒に活動しましょうというようなこともございまして、今に至っているわけですが。

その中で、やはり流木についても、流れ着くのは上から来る、みんな上流から来ているものなんだということで、しばらくの間、上流部の方々が海岸においていただいて流木を拾っていただいたというような活動もやっているんですが、ここ近年はちょっとそこまでいってなくて、視察だけにとどまっているとか、そういう状況でございますが、その流木の実態も承知していただいておりますし、そういう被害があるんだということも承知はしていただいているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

非常にこの流木の問題は、漁業の方々も非常にかかわってくる問題でありまして、せっかくこういう交流、交流というのはただ人間がイベントで交流するだけじゃなくて、流域の市町の対応というか、そういうものも当然やっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと、要望でございます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。



31ページのところとか、51ページですかね、52かな。中にですね、先日の全員協議会の中でちょっとお尋ねをしまして、研修、特別旅費を計上して研修をしっかりとした目的を持ってね、そして研修に行くわけですけれども、教育委員会の返事としては、研修の結果をレポートとか研修結果として出していますよと。そのときにですね、以前から必要があるんじゃないかと思ってはいたんですけども、自治会に要求するというものなんですけれども、研修、特別旅費を作り、目的を持って行ったときに補助を含めて、そういうレポートであるとか研修結果とか、そういうものというのは全体的に町としては要求をするわけですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず視察のほうの研修ですけれども、当然視察には目的がありまして、その目的の後に、視察研修の報告書というのを提出していただいております。また、自治会のものに関しましても、研修報告のほうはいただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） どういうものが出てくるかというのが重要なことだと思うんですけども、教育委員会に関しては結果が出ましたので、すぐに結果が出るということじゃないんですけども、今、議会としての報告会とかそういうものに関して、情報としてとにかく積極的に町の人たち、税金を使っていくわけですから、使って物事をやるわけですから、それに対して積極的に出そうということで、今、自治会とか、自治会何カ所かへお願いをしてということで、報告書とかそういう研修結果とか、そういうものを出せばいいなということで動いているわけですけれども。そういう情報のですね、今出ていますよという返事をいただきました。それに対して、情報の公開の中で、どこへ行けばそういうものというのは見られるんですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まず、空港対策協議会、51ページに係るものについては、この視察に伴う特別旅費でございますが、こうした空港対策協議会については、町から補助金も出ておりますし、それから静岡県富士山静岡空港利活用促進協議会からの補助金も得ておりますので、視察研修報告というのを作って提出をいたします。町の監査にも当然、監査をいただいて、それで内容を精査していただくということになっています。

その協議会としての目的を持って行っておりますので、それを外部に出すかどうかと、それ以上ですね、ということについては、その協議会の判断が必要だと思われまして、町で勝手に出せるというものではないと思います。どうしても調べたいのであれば、特別委員会でも作れば良いと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、出す出さないの判断は委員会、各団体とかね、任せるという話だったですけども、やっぱり町の人たちというのは、確かにこういうものを見たときに、行ってお金を使って行っていますよと。そのときに、当然一番議論のしなければならんところだと思うんですけども、その辺をしっかりとした議論のもとに、公開をする、基本的に公開をする。情報公開制度、情報公開というものをやりながらやっていくことによって、先ほどの質問に対する答えではないですけども、やっぱり周りの人たちが、町民の人たちが、これ頑張っているねというしっかりしたのが見えれば、それによって、この町全体とか委員会とか、そ

ういうものが当然向上するし、ある意味皆さんが安心できると思うんですよね。そのために、自分の考え方としては、基本的には公開をすべきだろう、出すべきだろう、積極的なものを公開するべきだろうという意見で言っているんですけども、公開に関しては非常に難しいと感じるわけですか。どの部分を感じるわけですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 正論というか、建設的な方向からいけば、議員のおっしゃるとおりだと思います。全て公表されて公開されている状況で、それを前向きに捉えていただけるという方向が世の中のあるべき姿であろうというふうに私も思うわけでございますが、実際に私どもが実務を行う上で、そうした考え方を必ずしも持っていらっしゃらない方もいらっしゃいます。非常に協議会の存続がもう危機にまで瀕しているというようなところまでも発展する場合もございましてですね。現実にもそういうところに直面しているところもございまして。

そういうことになると、協議会としても全てそういう好意的に見ていただけるか、もっと発展させるための方策として受けとめていただけるかというのは、ちょっと共通認識を全て持っている状況にはないかと思っております。かなり高度な研究対象だというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） いろいろの方がいますから、確かに大変なことは、どんなことをやっても重々承知しておりますけれどもね。

その中で、やっぱり特別旅費という形で計上された分、こういうものに関しては、少なくとも今言った町の人たちは余りネガティブにね、考え過ぎてもまずいと思うんですけども、そういう意味で必要ではないかなと思うんですよね。その辺の、これからの議論になると思うんですけども、またどこかでそういう場を作っていただければと思いますけれども、そういうまた議論をしていただけるような考えというのはお持ちでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） これは本当に、先ほども申し上げましたけれども、一つの結論に導かれるかどうかというのは、そのときにいらっしゃる方々と、条件とか全てこう整う必要がございまして、それが中途半端な形で踏み切って、もともとある協議会までもう解散してしまうとかですね、自治会まで、いや、もうみんな分散してしまったとかですね、というようなことになったんでは、元も子もないこととございまして、そうしたところの配慮も含めて、建設的に前向きに捉えながら議論をしていくということは当然必要なことだと思いますので。そういうところで、ちょっと気長、時間はかかるかもしれませんが、常に議論はさせていただく余裕はあるということでお考えいただければと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 確かにその辺の部分でまた議論しながら、ぜひそういうチャンスを作っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

52ページ、55ページ、税の徴収でございますけれども、本年度99%という形で、現年度分ですけれども、非常に収納率が上がっているという形で、県から指導もいただきながら臨時職員も採用し、やってきたということであるわけですけれども、この分母の管理としまして、昨年の連合審査の中でも話があったと思われるんですけれども、外国人の方が出かけていって、もうどうしようもないといったものはすぐ除却するというかね、分母から外してやっていくという作業もね、適正な収納状況を管理する上では必要だと思われるんですけれども、この主要な施策に載っていない部分において、もう特にこういったことをということでやられていることもあると思われるものですから、そういった事案について、特に県からですね、特にいただいた指導というのはどういったものがあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 短期派遣のほうからの指導によって行っているということで、やはり欠損の関係ですけれども、欠損年度ごとの進行管理表を昨年度から作成いたしました。進行管理として、その中でどうしようもない、どうしようもないと言うと変ですけれども、財産調査等は全て、預金調査等させていただくんですけれども、預金調査の中で無財産になっているものとか、それから先ほど言いましたように、外国人で出国してしまった方、また行方不明の方等に関しましては、先に執行停止という形で、執行を停止いたします。執行を停止いたしまして、それからやっていくわけですが、外国人につきましては、昨年でしたか、戸籍法のほうが改正されて、日本人の方と同じように住民票が、住民としてなりましたので、そこからは出国したと同時に即時欠損というのはしないで、町民の方と同じように3年間様子を見てということで今年度から変えさせていただいた部分もございます。

特に短期派遣のほうからというのは進行管理表の作成をして、時効管理をきっちりしなさいということで、そちらを今年度は主にやらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 不納欠損処理に関しましては、そういうふうな形でやられたということでもありますけれども、納税義務者の総数が1万3,163人ですか、56ページに書いてありますけれども。その中で特別徴収、25年度が特別徴収を取り入れてきたということで、この状況、その特別徴収義務者2,897社、法人入れて、個人入れてもあると思われるんですけれども、そういったところの比率というのは、この徴収率の99%ぐらいまでいかれているんですか。それでまた、その取り組み状況ですね、もし御協力いただいていないところに関しましては、文書等で依頼をかけると思うんですけども、そういったものに関しては、県からの指導でそういったものをしっかりとやるようになった形でもあったと思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 前回一斉に特別徴収にということで、県下で推進を行ったのが24年でございます。それから、各町村同じ会社、どこにもございますので、県のほうで推進対策本部会議を、副町長が入っております住民税対策本部会議下部組織として、各財務事務所管内で住民税のほうの対策法の会議がございますので、その中でどういった会社が協力的ではないとか、まだ特別徴収ができていない会社、そういったところを洗い出しまして、県で指導をしなければいけないところは県がやっていただいて、町の小さなところ、町に本社があつて

というところは、うちのほうからも出向いたり、各町村、出向いてお願いをしたりしておりますけれども、大分25年になりましたら、そういったほとんどの特別徴収しなければいけないところはやっていただいておりますので、そういったものはなくなったんですけれども、逆に特別徴収になったことによって、若干未納になってきた法人もございます、法人、個人もございますけれども。そういったところに関しましては早目の対策をとということで、督促が出ましたら電話催告等をしながらか、特に各町村にまたがって大きく滞納になってしまったところは、財務事務所のほうに48条という徴収のやるものがあるもんですから、財務事務所のほうにお願いしたりして行っております。特別徴収、そんなに大きく未納者はないんですけれども、そういった関係で、県下一斉にという形で行っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 職員福利厚生費、42ページに関係ないということで、43ページ、臨時職員対策費という形で、さっきの歳入のときに174億円の大きな事業、58億の繰越事業という形で、全庁一丸となって今回の大きな事業を執行されたということで、それに伴いまして、職員の時間外及び管理職の人たちは時間外ないもんであれなんでしょうけれども、その労働の、休日出勤したり、遅くまで事業をすることによって、臨時職員で対応できるものについては臨時職員だけでも、その人がいなければできないということも多分あると思われるもんですから、そういったものに対する代休の取得の関係、休日の適正な管理という形で、この臨時職員、健康も関係あると思いますので、職員厚生福利で産業医の相談とか、日々の健診の状態とか、そういったものの状況をトータル的に考えたときに、非常時だからということで大分無理もされているとは思いますが、休日の取得状況というのはどうなんでしょうかね、例年に比べて相当変わっていますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、休日の取得状況ということでございますけれども、ちょっとすみません、今ちょっと資料が手元にないものですから、ちょっと後ほど回答のほうをさせていただければというふうに思いますけれども、まず休日のほうですけれども、今回その事業が増えたというようなことで、取得ができなかったとかですね、そういったことはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それに関連して、職員研修事業、44ページですけれども、幹部管理職を対象にメンタルヘルスハラスメント、主に言うパワーハラですか、この忙しいときに休みをとるとかという、そういった雰囲気がないような形でのものと、女性に対するハラスメントもあるだろうけれども、そういった研修を10月ですか、受けている中で、意識改革も相当されたと思うんですが、こういった研修はうちの町には必要ないと思うんですが、できているから問題ないということだと思いますけれども、そういったことで今、総務課長が言われたように、休日はしっかりとれているといったことでよろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、研修のほうは職員研修のほうということで、今回、昨年度ですね、メンタルヘルス、それからあとパワーハラスメントの研修を行ったわけでございますが、

これがやっでできているというものではないものですが、これはずっと継続をして研修というのは行っていかなければならないというふうに思っております。

それから、これについて、職員が、これはまず管理職に対して、やはり休暇の命令等、時間外もそうですが、命令を行うということになりますので、そうしたことを踏まえるということで、管理職、昨年ちょっと、この4月ですか、管理職の強化ということをちょっと答弁させていただいたことがあるかと思いますが、そうしたことを昨年からも管理職としての心構えというようなことでさせていただいています。

また、この研修以外にも、毎月課長会議がございます。課長会議のときには、各課長に対しまして休暇の取得、それからあと、夏休み、夏季休暇ですね、取得、それからまた病気等の連絡、声かけであるとかですね、そうした研修を踏まえた中で、そうした課長会議において話等もさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そういった御努力がある中で、今回大きな事業が進行できたということで、本当に喜ばしいことだと思います。

最後にしますけれども、69ページ、70ページです。

監査委員費でございます。先般の全員協議会の中でも聞いたわけでございますけれども、代表監査委員、議選の監査委員においても、非常に監査業務を一生懸命やっでいただいで、今は監査室という形で常時やるような形になっているわけなんですけれども、25年度の決算でありますので、出たのは44日、議員におきましては議会中ということで、プラス、費用は弁償されていないですけども、同じように出ていたということでありますので、それ以外に御自宅へ持って帰ったり、そういった形で、またよく代表監査委員においては、4階でお会いするもんですから、この例月、定月決算とか、いろんな招集で来ていただいでいる以外にも、そういったものに対する費用弁償とか公務災害とか、そういったものについての考え方というのは、この費用に載っていないんですけども、どういった考え方で今やられているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

先週の全員協議会の中でも言ったわけですが、平成25年度につきましては、まだ執務室等の用意がなくて、実際には自宅で執務をいただいでいるということで、報告書等の作成に係ることについてはやっでもらっているわけですが、ということで、その部分については、代表監査委員につきましては、監査委員に関する庶務を処理するという中で行っでもらっているわけでございます。実際に公務として来ていただいでいる部分につきましては報酬を出しているわけですが、それ以外のものにつきましては、出していないという状況でございます。

今年度ですね、執務室のほうを用意してございます、専用ではございませませんが、そこでパソコン、プリンター、それから書類を保管するロッカーを設けてあるわけですが、そちらに来るに、そこで執務をするに当たって、監査委員、代表監査委員のほうとの確認の中では、公務ではないということで、その部分については報酬の対象にならないということは確認をいただいでいるわけですが、これからどうするかということでございませませんが、それにつきましては、また監査委員、代表監査委員とも相談させていただくとともに、ちょっと検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 庶務においても、今までは、代表監査委員さんにおかれましては甘えている、町が甘えるということもないと思うんだけど、そういったことでやっていないということかもしれませんけれども、少なくともそういった監査執務室という形でお見えになってやっていることに関しましては、報酬等はまた報酬等審議会のほうで話し合いをしてもらえれば結構なんですけれども、やはり公務災害と考えたときには、それ相応の手当てをしてやるべきではないかなと考えるわけでございます。

本当によく見えていただいているものですから、本当に頭が下がるわけなんですけれども、それに伴いまして、事務量も増えているという形で、今、議会事務局と監査室が一応一緒になっているという形でなっているわけで、過去は別々であったけれども、やはり執行部側で持つべきではないという形で分かれたという経過も聞いております。そうした中を考えると、やはりそれだけの事務量を精査して、今後議会事務局の中の人数を増やすとか、そういったことはまた執行部側で考えてもらうにしても、代表監査委員のほうからそういった、議会の行事をやっているときに議会事務局員が捉えていて、監査庶務を行うに当たって事務局、監査事務局の人がいてほしいときもあると思うんですよね。そういうバッティングしたときはできないということで、待ってもらう等、不都合を感じてあるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった御意見というのはどうなんですか。出ておりますか。

○議長（八木 栄君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

その辺に関しては、代表監査委員との協議をする中で出ていることにつきましては、やはり決算審査等、定期監査等、書類等を最初から見わけですが、その前に、できれば事務局のほうで一度目を通したものをという形のものでいただきたいというような御要望もございまして、それから、できれば監査委員事務局のほうを設置していただけないかというふうな要望も聞いてございます。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書の40ページ、交通安全施設整備費についてお伺いします。

下の取組内容、実績の中に表がございまして、工事をやっていますけれども、これはグリーンベルトの舗装のことでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 事業量のところに3行になっておりますけれども、一番上の薄層カラー舗装というのがグリーンベルトという形になります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） このグリーンベルトに関して言えば、通学路の安全確保と、そういうことだと思うんですけれども、吉田町全体でグリーンベルトのあるところというのは余りないんですよね、まだ数カ所しかない。今後通学路の安全確保ということで、歩道橋以外にもです

ね、歩道としての区別のないところをしっかりと通学路はグリーンベルト化していくというようなお考えは、全てをやっていこうというお考えがあるのか、やっぱり申請があれば、それはやっていきたいと思いますという考えで、そのグリーンベルトとかを進めていくのか。そこに関してはどういうお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 主に通学路が対象になりますけれども、申請があればやるかということだけでなく、順次やっていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） さすれば、順次というのは、どのぐらいのスパンを考えて順次とおっしゃっているのでしょうか、全てやろうということでお話があるとすれば。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ計画的にやっていくのが一番好ましい話なんですけれども、今、計画というものはちょっと作ってありません。

そういう中で、大きい道路のほうも順次できてきていますので、通学道路のほうも変わったりすることがあります。そういうのを見た中で、通学道路が、必ず通学道路というわけじゃないんですけれども、生活道路の中でも必要とある場合、やりたいというふうには考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 大きな道ができて通学路が変わるといのは理解できますけれども、大きな道に関係ないところはいっぱいあるわけですよ。そのグリーンベルト化を町として、何年かかるかというのはまだ明確じゃないようなんですけれども、明確にグリーンベルト化していくという考えがあるのかないのかという点ではどうなんでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 交通安全の関係でございます。

交通安全の関係の中で、今、建設課長のほうから話がありましたように、よく使われている道路ということで、歩道の関係、ないところをという話でございます。

この歩道がないところにつきましては、当然警察との協議が必要でございます。ある程度の幅員を確保するという意味でグリーンベルトという話をしましたところです。これについては、今、順次やっていきたいという話がございますが、主に、それこそ多く歩行者が通っているところを中心にうちのほうでも要望が来ていますので、そういうところを、話をしながら今進めているというところです。

何にしても、各町内にある道は幅員が狭かったりというところもありますし、センターラインが入っていないところもあるという中で、なるべく歩行者を守るという意味の中で今進めている事業でございます。順次今後進めていきますが、交通の関係、歩行者が多いところ、多いところから、横に沿いながら進めていきたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと整理しますと、ある程度の幅員の確保ができているところから要望があるところから順次進めていくということよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） まず初めに歩行者が、交通量が多い、歩いている方が多いという

ところが一つあります。そこで交通量、交通の車の量が非常に危ないよという要望があるわけですよ。そういったところから進めていきたいという話です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それはそういうふうに理解をします。

それで、この下の取組内容、実績の表を見ますと、当初請負金額が294万円で、変更請負金額が67万2,000円というふうに出ておりますが、これはもう9月8日あった全協でおっしゃったような、差金が生じたためにこういうことができたということによろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 予算の範囲内でできるだけのことをやるということでありまして。たくさん、もっとやらにゃんところはたくさんありますので、推進を図っているというようなことになります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この入札結果を見ますと、予定価格が478万8,000円で、入札価格でいいのかな、入札価格は280万で、消費税を掛けて294万円になっているわけです。この落札率を見ると61.4%なんですね。それで180万ほどの差額が出たと。そのお金を使ってやりたい工事をちょっと増やしましたという話なんだと思うんですが、結局これやっていると、入札価格見ると10万円多いとか16万円多い入札も出ているわけです。低い価格でとっておいて、差金をしっかり確保して、追加工事をもらえば、工事としてはたくさん工事ができるわけですよ。そういう作戦も入札するときも考えられるし、追加工事するかどうかに関して言えば、町がやるかやらんかは決めるわけで、そこにいって、ある面、恣意的行為も入ってくる可能性も出てくるということからすると、入札したものはしっかり入札した、その工事の範囲でやって、差金があれば、また改めて入札するとかですね、何かそういう明確なやり方のほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 入札全般に対する御質問のようですので、こちらで答えさせていただきますが、まず差金があるから追加で変更を行うということが常態化しているかどうかということについては、決してそんなことはございません。どうも都市建設課長の所管のところでは、そうしたことも見られるのではないかという発言ですので、ちょっと反省をして縛りを厳しくしてまいります。財政サイド、それから契約サイドからの話として徹底しておりますのは、補助事業については、補助金があって、それで例えば道路の築造なんかですと、設計金額と補助採択と、その補助採択の範囲内でしか設定できませんので、それが結果によってもっと増工できるということであれば、それは増工していくということで変更、もしくは追加の入札をしていくというようなことで、補助金を返すようなことがない中で事業進捗を図りましょうというようなことはやっております。

ただ、そうしたこともない中では、明確な変更理由がない限りは、変更は認めないということを行ってしまして、それで、勝手に担当課が、もっとやりたいから変更契約、担当課サイドでできるかという、システム上はそんなことになっていないわけですね。一旦出した契約をまた変更したいという変更する場合には、変更の実施伺いを出します。担当課から上がりまして、実施伺いで、しっかりした変更理由が認められない限りは、それもできないということになります。



したがいまして、多分この67万2,000円についても、変更理由があつて、それを承認して変更するだけの理由があつたと。そこに差金があるからやりたいという理由を書いたら、ほとんど認める人はいないと思いますので。そういう実態ではないというふうに思っております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） それでは、ここで暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時18分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

ここで総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 先ほど藤田議員のほうから御質問ありました年次有給休暇の取得日数の関係につきまして、すみません、御報告させていただきます。

平成25年の年次有給休暇の取得日数でございますが、1人当たりの平均でございますが、7.4日でございます。

ちなみに平成24年につきましては1人当たり7.3日という数字になっています。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） それでは、休憩前に引き続きまして、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

36ページの防犯対策推進費でお願いします。

この費用に関して、前年度、24年度が21万4,000円のもの、6番の委託料ですね、そのときに安全施設点検調査業務委託料、これが前年は21万4,000円、25年度が718万、大幅に上がっているものに関しては確認をいたしまして、今までアナログ的なものを全て電子化で、電子化にする、そうした電子化ということでの委託、それをやっていただいたということで、これは非常に便利、当然いろんな意味で便利になると思いますけれども、まず第一に、なぜ電子化にしようかと、目的、不都合とか、そういうものがあつたわけですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） この防犯灯、それからカーブミラー、防火水槽ですね。町内には数多くあるという状況の中で、今までは台帳整理だけで進めてきました。なかなかその台帳整理が経過しておりますので、精度がちょっと落ちているというような状況がございました。そうした中で、入のほうに書いてございますが、緊急雇用の創出事業、これをもちまして、10分の10の事業でできるという話がありましたので、その防犯灯1基1基について、今どういう状況にあるのか、そこまで調査したいということで、さびの具合とかそういうものも含めてそのデータを入れてあるという状況でございます。

24年につきましては、事前の調査ということでやらせていただきまして、本調査を700万かけて25年にやったと。その副本については、自治会のほうにも提供させていただいてありまして、それで管理しているということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今の理由で、デジタル化によって確かに瞬間的にわかるようにするという事なんですね。

ただ、この金額的に、かなり大きな金額をかけましたよね、718万という金額が。それが今までの本当に見合っているものかというのはちょっと議論というかね、のところになると思うんですけども、それであると、今言われたこのものに関して、これからどのような形で、今、さびとかそういうものじゃなくて、いずれにしても何かの形で、例えば少ない部分であるとか、ちゃんと確認できますよね、このデータの中で。そういう形で、どのようにして生かしていくかというこれから、これを踏まえてその考え方というのは持っているんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、安全施設の点検の委託料という中で、防犯灯が一番主になっているわけでございます。こちらにつきましては、今年度、先日の行政報告会でも御報告させていただきましたが、LEDのほうの関係がございまして、確かにLEDと直接的にはないですが、このデータを使用してLEDの位置とか、ここの修繕が出ていますので、こうしたところも併せて直していくというところにも活用されるというものでございます。

台帳につきましても、従来からですね、このLEDがなかった場合も、自治会と総務のほうで、どこが一番効果的なのかということで地図上に落としてありますので、移設も含めて今後最良の場所に設置していくというようなものに活用していくというものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） もう一つ、なぜ質問させてもらったかといいますと、実際にこの718万、大きなお金をかけて、非常に便利な形で、すぐ瞬間的にわかる形、それが防犯灯に限ってですよ、これに関してね。例えば街路灯であるとか、要するにそういう部分も含めて、そのくらいの情報能力を持っていますので、そういうものも含めて使っていくという課題もあるんじゃないかなという、自分の中では見えますので、そういう意味で十分に活用するにはということ考えておりますけれども、その辺のお考えを。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 街路灯については、今現在確か156本ですか、住吉幹線、中央幹線、それから海岸幹線に街路灯があります。それはもう数少ないもんですから、確認はできているという状況でございます。2,000本という数について防犯灯があります。その中で、どの位置にどういうふうにあるのかというのをまず初め、どこが足りないのかというのがここで見えてきていますので、新規で今後防犯灯を建てたりという話がありますので、それにも活用できているという話になります。

街路灯については、道路柱という話でございますので、もう位置が決定していますが、防犯灯についてはいろんな箇所についているところがありますので、それも把握できたということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、せっかくこれだけ大きなお金をかけてやるんだからということで、別々ではなくて、確かに範囲というか、管理をする範囲は違うかもしれないけれども、ぜひやるんですから、その辺まで当然含めてやっていただきたいというのがお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません。先ほど防犯灯のLEDの関係も、うちのほうで総務の関係になるものですから、一応話をさせていただきましたが、使っているシステムは同じものですので、そちらのほうには、街路灯のほうも入れていけば、一括管理ができるというものですので、御理解いただきたいと思います。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにはいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで2款の質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

全員協議会の中でも、敬老事業費の中で、贈呈品の関係でお聞きしました。このやつが去年、23年度で廃止されて、操業を廃止されて、そして24年、25年で新しく試行錯誤段階に入っていると思うんですよね。その中で……

○議長（八木 栄君） 山内議員、できればページ数を言ってお願いします。

○3番（山内 均君） 82ページになります。

23年に廃止されて、24年、25年と試行の段階で入ってやっていますね。そのときに2年間行って、過去にいろいろな意見というので出ているとは思いますが、その辺のこれを踏まえたアンケートであるとか皆さんの思っている部分のデータであるとか、そういうものは町としては試行する条件としていろいろな出てくると思うんですけれども、その辺の確認というかチェックというのはやったんですかね。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 敬老事業で敬老会を廃止したことにつきましては、さわやかクラブだとかここに来られた皆さんの御意見をお聞きして、廃止の方向に向かったわけです。そして、その事業のかわりに何をするかといったときに、記念品の贈呈と、あと米寿の方のお祝いのお写真を届けながらの訪問をさせていただいているという状況でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これに関して、実際にお年寄りを抱えている方がそういう意見をいただいたんですね。そのときに、今、総合体育館と、先日ではちょっと聞いた、役場のほうにということで。ところが、今、サラリーマンの人、大変ですよ。実際に個人でやっても、なかなか今大変な状況の中で、乗っけてわざわざもらいにいくというのが非常に大変ということと、もう一つは、やっぱり高齢化を迎えた中で当然足腰が弱くなってきている人、多いんですよ。その人たちの切実な意見の中で、1カ所ではなくて、例えば自治会とかそういうところ

ろで、近くで何か方法がないかとか、例えば民生委員の方は余分な仕事になってしまうかもしれませんが、訪問してもらえますよね。そういうものとかという切実な意見が出ているわけですが、町のほうにはそういうような意見とかそういうのというのは届いてはいませんか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 御高齢の方々が総合体育館なり役場のほうに来られるのが大変ということでもありますけれども、今のところですね、隣組同士とかお隣近所まとめてはがきを持ってきて、取りに来てくださっている方とか、あと、民生委員さんも、役場に来た際に持っていったいていただいているという状況もございます。そして、当課のほうにはそういった、来られないから困ったやというような御意見はいただいてはありませぬけれども、私どももその地域のつながりというか、地域の方々のお力をお借りして、この敬老事業をやらせていただいているというところもありますので、御意見として、自治会とかと、そういうところで分散してやったらどうかという御意見もありますけれども、今年も私も体育館のほうに行って状況を見させていただきましたけれども、そんな何件かまとめて取りに来ていただいた方がかなりいらっしやまして、そういった中では、地域の方々となつながつているかなど。そして、直接来られて高齢者の方の顔を拝見することもできたなというところでは、すごく喜ばしいこと、今年も来られたというふうな御感想もお持ちになって来られていらっしやった方もいらっしやったものですから。今のところはこの形でやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、この形というのは、今の状況をですか。情報をいただいた中で、例えば大幡の遠くの一歩隅のほうとか、住吉の遠くのほうとか、要するにバスとか交通機関がないところがあるんですね、交通機関がね。それと、やっぱり恐らく課長が言われた、それに関しては、要するに歩ける人、まだ歩く力とは言わないけれども、もともとお年寄りの方というのは、そういう表彰されるということに非常に喜びを感じていますので、その方もそういう意見強かったです。やってくれることは本当にありがたいと。ただ、その中で具体的にといったときに、遠くの、バスに乗っていくとかね、そういうものが非常に何ていうんですかね、逆にネガティブのほうになってしまうわけですね。恐らく体育館とか来てくれる人は、はっきりいって歩ける人、それ以外の方はこれから当然増えてくるわけですから、3年目、今年はそのような形で、しっかりしたアンケートとかそういう情報をとってもらって、やっぱり切実な願いとして、この施策をみんなに喜んでもらうとしたら、もう少し踏み込んだ、ぜひその辺で、3年目までは許容範囲ですけれども、4年目はそうはいきませんからね。そういう意味でちょっとしっかりとっていただきたいと思うんですけれども。そして、何がいかを模索していただきたい。その中で喜びという、確かに喜んでいられるのを本当にいつまでも喜んでもらえるような状況をいかに作るかというのが間違いなく福祉の世界の直面する話ですから。その辺を踏まえて、今の、もう今の状況しかやらないよということじゃなくて、それをどういうふうにか考えるか、お願いをしたいんですけれども。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 交通機関を使ってこのところに来ていただけるという方については、やっぱりまだお元気な方で、来られるという方だと思います。そういう方が大勢いらっしやればいいわけですが、そういう中でもなかなか来られない状況になってき

ているという方もいらっしゃるの事実でございますので、今後、今、日赤の奉仕団の方々がお手伝いしていただいて、贈呈をしておりますので、そういう方々の御意見も考えながら、今後どういうふうやっていくか考えていきたいなと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

特にですね、今、自分たちが含まれた高齢化の中で、目の前の話ですので、ぜひその辺はしっかりとしたものを作って、やっぱりいい、満足できる行事というかね、それをぜひ確立をしていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。要望として出します。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 110ページからの各保育園の運営費についてお伺いします。

各運営費の需用費の中で、保育材料費と賄材料費、給食費ですね、を園児1人当たりで比較いたしますと四つの園で、保育材料費に関して言えば1人当たり2万5,282円のものもあれば、1万9,959円、差が5,000円ぐらいあります。率として21%。給食費でいくと8万4,000円から7万7,800円、差が6,200円で7.5%と。園によって差が生じるということは、どういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今の御質問でございますが、保育材料費だけを捉えると、おっしゃられたような差が生じている可能性はあります。ただし、それを特定消耗品とか、ほかで急増しているケースもございますので、一概にこの歳出だけの比較というわけにはいかないんじゃないかと思います。基本的には、賄材料につきましても、これは給食費の関係でございますが、うちのほうにいる栄養士のほうから指示があって、同じようなものを作っているわけでございますので、園児にいく給食内容については特に差がないというような理解をしています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 特定消耗費とかそういうのを加えても差があるというのは計算済みなんですけれども、特に気になったのが予算に対して、ある園は決算が107%、ある園は90%、それで差が広がっているわけですよ。その予算管理というのはどういうふうな体制でやっているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今おっしゃられたのは、施設費というところの需用費という中のお話かと思います。需用費の中については、今、園によっては修繕の必要なところもあるでしょうし、需用費の中の流用というのは認めますので、それを園によって運営をしていくために必要であれば、そこを使うという形は、ある程度園のほうにも話してあるつもりでございます。全く同じものを各園ともやるというのはちょっと難しいんじゃないかと思います。状況によって違ってきますし、だから、特に園児の人数、それから園児の歳児別によっても変わってきますので、一概に同じ保育園であっても同じようなものをするというわけにはいかないと思います。そういうことから、若干ですが、そういった差異が生じているというように理解しています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） おっしゃるのもわかります、人数にもよるし学年差にもよると。実際学年差を見ますと、ほとんど変わらないんですよ、平均すると。人数的にもバランスとかですね、やっぱりそこに差があると。同じ設備なんですか、その中でやりくりすると。ある面、園長先生なり先生の裁量に任せてやっていくということに対しては反対するわけじゃございませんけれども、やっぱり金額的に、保育材料として画用紙とかですね、折り紙、玩具、絵本とか、実際子供たちが手にする。知識とか知性を高めていくというようなところで差が出るというようなところが問題じゃないかなと私は思います。水道費とかですね、先生、特定消耗品、給食員の白衣と、それは勝手にやってよと思うわけ。子供たちが実際に手にして保育とか教育とか、そういう面のところで園によって差があるというのは問題あると思うんですね。基本的には同じ金額払っているわけですから。そこに対して、やっぱりしっかり予算として同じような予算というのは決めているわけだから、そこに関しては同じ施設だから、やりくりするのは自由じゃなくて、ある程度、その使うものに関しては先生たちの自由度はあると思いますが、その金額という点では、ある程度の差の範囲の中でおさめて、できるだけ平等なサービスを提供していくということが必要だと思うんですが、どう思いますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 各園に全く裁量というのを与えるというわけではございません。今お話しのように園によって状況が違うといたしますのは、例えば園によっては、作るものにおいても購入してやるものと、そうじゃなくて、あるものをうまく使ってやると、出し物によっても変わってきます。したがって、同じこの運営費の中でおさめていただいている状況は変わりませんので、そこについては同じ保育料を払って、全く違うような保育をしているということはないと確信しています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後の言葉が気になったから言いますけれども、確信していますと言いますけれども、それは調べているわけですか。そういうことをしっかり調べた上でそうおっしゃっているのか、多分そうだろうかと、俺はそう思うとおっしゃっているのか、そこはどんなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 少なくとも私の見えるところの範囲でやっていますので、特に保護者等からの苦情等もございません。そういう中で、特に問題があったり、相談事があれば、こちらに相談が来るわけでございますので、そういう中で私としては職員を信頼してやっているというようなことでございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 同じく109ページから、今の多分、近いと思うんですがけれども、この中で、109ページに、保育士とか臨時保育士とかという表がありますよね。それと、次のページ、ずっと、さくら、さゆり、すみれ、わかばに関して数字が出ていますね。そのときに、これをちょっと調べてみたら、確かに議会報告会でも保育園を増やせませんかという意見が出ていまして、その意見は意見として、出ていますよということなんですけれども、この中で調べ

ていくと、例えばゼロ歳児、一番手間がかかると思うんですけれども、さくら保育園9人でしょう、さゆり保育園15人、すみれ保育園はゼロ、25年度ですからね、わかば保育園が13人、手がかかる1歳児がさくらが16、さゆり17、すみれ17、わかば17。こういう形で現実的にはさくら保育園がゼロ歳児から5歳児までが118人の中で保育士が18人。さゆり保育園に関しては145人の中で保育士が25人、すみれに関しては去年のやつですので、保育士、臨時保育士が15名、わかば保育園に関しては、保育士が10名、臨時13名、要するに23名なんですね。

この数字を見て、恐らく報告会で意見を出された方が、割合ばらばらに分布というか、割合、ばらつきがありますので、その辺で公平なこと通じると思うんですけれども、これはこの表を出された中では、26年に関してはこうしようとかという考察とかそういうのは出たんですか。それに向かって何かはやっているんですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） まず、各保育園の人数が園によって職員数も違います。これは議員御存じのように、ゼロ歳児の場合は3人に対しまして職員1人、1歳児、2歳児については幼児6人に対して1人というように人数が決められています。もちろん3歳児になると20対1、4歳児、5歳児になると30対1という形になっています。こういう中でゼロ歳児、あるいは1歳児、2歳児が多いとなると、そこに人を配置するというような形になっています。

特に気になる子、本年度はすみれのほうに発達支援施設という関係もございますが、これまでは各保育園のクラスの中に気になる子がいまして、どうしても加配をつけないとクラスがまとまっていけないというようなこともございまして、加配という形でつけておりました。ただし、26年につきましては、その割合というのは発達支援のほうに移行した子供たちがいる関係で、今まで、議員がおっしゃっている数については加配がつかなかったという中での話じゃないかと思えます。御質問があったかと思えますので。ただ、全体としましては、発達支援のほうに行って、少人数を保育士がついてやっている状況ですので、そっちに行けばそういった細かな対応ができるという御理解を得ながら今やっている最中でございます。

今現在、26と25の比較というお話があったんですが、そういう意味では、25に対して26は若干その加配の分は減っているという状況があります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、法的な数字を言われましたよね。確かにその中でやっていくということになるんでしょうけれども、やっぱりその中でも、もし本当に安全とか安心を担保するんであれば、範囲の中でできるだけぎりぎりというか、できるだけ余裕を持ってもらえる範囲でやっていけば、そうやってほしいとか、そういう要望というのは、結構2件、加配の助成がありましたので、そういうものも含めて要望の中で、大事な情報ですので、その情報を踏まえながらしっかりとした運営をやっていってほしいということが、やっていかなければならんということが重要なことだと思うんですよね。そういう意味で、しっかりとやっていくということです。

特にすみれに関しては、今度ゼロ歳児と1歳児が17、昨年ですから、その中でも、当然この保育士とか数字というのはえらいたくさん変わってくると思うんですよね。この中でぜひ安心とか、安心が担保できる、そういうものをこれからどういうふうにやっていくかというやつ

もしっかりやっていただきたいと思うんですけども、そのお考え、これから、これからにいつてしまってますか。何かありましたらお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 先ほど言いました歳児別の人数につきましては、この人数であれば保育が十分できるという基準です、国の基準になります。それに基づいて町でやっているわけでして、必要に応じて加配等もつけているわけでございます。先ほどのお話の中で、ちょっとそういう申し出があったお母さんについては、恐らく昨年度うちのほうから発達支援施設ができるから、そういったところに行きましたら対応がちょっとうんと細かくなりますよというような御案内をした方だと思います。しかしながら、保護者のほうでその選択して、現在の保育園がいいというお話があって、恐らく保育園に残された方だということに思っています。

したがって、もしその保護者の方が発達支援のほうに行かれるのであれば、今度、12人の方が行っているんですが、非常に子供さんの状況も上がったと、発達状況が上がったというお話もあるもんですから、できればそういった本当に前向きに取り組んでいただければ、町としても、少なくとも子供さんを預かった以上、早くにいい方向に向けていきたいという考えがございまして、いつまでも発達支援に置いておくという趣旨じゃなくて、いずれもしよければ保育園のほうに戻すという考えを持っていますので、早い時期に発見をして手当てをしていけば、そういう方向にいけるんじゃないかというように我々は思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 118ページでございます、あと、117ページ、児童館運営費と放課後児童健全育成事業費についてお尋ねいたします。

両事業とも似たような趣旨で、学童を放課後預かるのと、学童も含めまして未就学のお子さんも預かるというような形の運営を行っているわけでありましてけれども、放課後児童クラブが町内に4地区あって、182名という形で、夏休みは14名という形で、非常に運用状態的に、定員的にですね、今状況的にでこぼこはあると思うんですが、50を超えている中央小学校区第2と自彊小学校においては非常に窮屈な感じがするんですが、その辺について、利用者から、また運営委員会というんですかね、その管理する立場から、どのような認識であるかお願いします。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 児童クラブにつきましては、基準がございまして、1人当たりの児童の面積というのが決められています。そういう中で、定員を大き目にしてやっているという状況でございます。

今の御質問の住吉小学校、それから自彊小学校ですか、そこにつきましては、本当に定員を若干上回っている月もありますが、平常時に見える児童については実際よりも少なくなっているのが現状です。自彊小学校につきましては、年度当初は自彊小学校だけじゃなしに、神戸集落センターにつき2カ月間いまして、そこで児童の保育をしていたわけでございますので、ある程度落ちついて人数が減ってきた段階で現在の自彊小学校内の児童クラブの施設で保育を行っているという状況でして、これにつきましても、実際のスペースが大体45人まで入るよう



な状況でございますので、常時何人いるかということになりますと、45人内外いますので、特段今問題があるというように思っておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 各施設についてはそうだということで、夏休みにおいては、効果の中で、中央児童館において4学校合同保育を実施、交流を行ったということでありますけれども、これはあれですか、この夏休み期間利用の4年生の14人が中央児童館に行ったんですか、それとも各学区は長期休暇中でありますので、放課後児童クラブはあいていなくて、全員が中央児童館のほうへ来たということですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 合同保育につきましては、例年3回ほど行っています。7月の下旬に1回と8月に2回ほど行っていて、これは各地区のクラブで行うのをまとめまして、1カ所に集めて合同で行ったのが趣旨でありまして、3小学校の児童が来まして、そこで交流を深めているのが主な趣旨でありまして、児童館においては、その3日については、多いときで150名ぐらいですかね、行って、スイカ割りをやったり、あるいは綱引きをやったり、あるいはその後にビデオを見たり、あるいはお話を聞いたりというようなことでやっていますので、この3日間につきましては、全ての児童が対象にここに集まってやっているという状況でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 中央児童館のほうでございます、児童館でありますけれども、入館者が2万3,242人、一般の方が2万880人いて、放課後児童クラブですね、中央小学校で使っていると思うんですが。利用されている方々は、就学されている方々ももちろん対象なんだけれども、それ以外の未就学の方々もいらっちゃって、非常に夏季休暇中、非常ににぎわいが、にぎわっているというか、非常に全体的に見ても、さまざまな年代の児童の方々が触れ合っているという形で、ちょっと小さいお子様をお持ちの親御さんからも、ちょっとなという形で、今度すみれのほうでそういった施設ができたもんですから、多少はあれですけども、25年度でありますので、この児童館の運営委員会の中でもそのような、非常に年代的なもの、また児童館の中に放課後児童クラブを設けているということ等も、いろんな課題として上がっていると思うんですが、どのような内容で今後ね、すみれのほうに回すのか、そういったことも含めて御検討されたことがあるようでしたら、お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 御質問の児童館においては、確かに児童クラブを、一部屋クラブ室を使っているのが現状でございますが、あとのスペースについては、一般の方、あるいは団体の利用の方等さまざまでございますが、児童館、それから今お話の支援センターの利用とか、あるいは主任児童委員が行いますすすく広場、こういったのも必ずしも児童館ではなしに、小藤路公園、あるいははあとふるとかで行っていますし、そこにも同じような方が、幼児の方が保護者とともにいらしています。

今度の支援センターについては、スペース的にも広うございますので、多くの方が今見えています、児童館の利用だけじゃなしに、児童館とともに支援センターの活用をしていただいている状況にありますので、今現時点では特段町のほうに困ったというようなお話は聞いておりませんが、今後もしそういうようなお話があれば、また検討させていく余地はございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

今年の夏ですね、私ごとですけれども、やはり孫が来て利用させていただいて、児童館へ行ったら、もうちょっと危ないということで、すみれのほうへね、危ないというか、混んでいるなどと思って行ったということがあるものですから、できる前は相当混んでいたんじゃないかなということで確認させていただきました。今、別段担当課として問題を認識していないということであるならば結構です。

社会福祉協議会について、83ページと74ページ、社会福祉協議会補助金という形で、町の福祉の拠点であります社協についてお尋ねいたします。

こちらのほう人件費部分のところを2,000万ですね、補助金という形で人件費分を賄いながら、また、83ページの指定管理という形で、健康福祉センター、老人福祉センター、健康センター総合設備管理、こっちは違うか、という形で行っているわけでありますけれども、それぞれ運営委員会があって、1回ずつでありますけれども、協議も行っているわけなんですけれども。非常に福祉の部分についてはお金もかかるという形で、非常に運営、経営というんですか、そういうものが難しい中で、その引き受け手として社会福祉協議会にはその大部分を担っていただいているわけなんですけれども、その中で、この今の現状の決算という形であったんですけれども、相当きつい中での決算状況だったんじゃないかなと思うんですが、その辺について、いろんな要望が出ていると思うんですけれども、その要望等があるようでしたらお願いしたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 要望というお話なんですけど、今、社会福祉協議会の補助金の点で申し上げますと、今現在、事務局の人件費等に対するもの、相談の事業に対するもの、民生委員の活動に対するもの、それから福祉団体に対するものという中で、特に人件費につきまして、24年と25年を比べますと、事務局の人件費の補助率を10分の9から10分の10に25年度は引き上げて対応させていただいた経緯がございます。あとの相談事業、それから民生児童委員の活動事業、それから福祉団体の補助については特に御要望は聞いておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 運営事業について今までの補助率を上げたということでもありますけれども、指定管理を行っている指定管理委託料に関しまして、運営委員会を行ってそれぞれ健康福祉センター及び老人福祉センターの中でやられていると思うんですが、そちらのほうで今後、施設整備とかそういったものに関してはその都度その都度修理等、施設的なものは町が管理されていると思うからよろしいんですけれども、運営に関して指定管理している中において問題というか、課題とかね、そういったものの要望というのはないということでもよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 健康福祉センターと老人福祉センターの運営に関しましては、そのセンターのそれぞれの目的に合わせた活動をしていただいております。そして、セ

ンターのほうも、センター自体の建物につきましては10年以上たっておりまして、修理のところも増えてきているわけですが、その都度適切な措置はさせていただいておりますので、運営委員会の中での御意見としては、そのセンターの維持について適切な措置をしていただきたいというふうな御意見をいただいております。そのそれぞれの活動につきましては、今のところ私どものほうの管理しているほうにつきましては、問題なく来ているというふうに感じております。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。再開は13時10分とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時04分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

休憩前に引き続き、3款民生費の質疑を行います。

なお、質疑は簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。よろしく申し上げます。

106ページの児童虐待防止事業費でございます。

臨時職員1名の家庭相談員の賃金と公用車という形で、新たに公用車を用意して、虐待防止のさまざまな相談に乗っているということなんですけれども、事業計画で子供関係のその辺のところの年間的な予定というのは聞いてはいるわけでありましてけれども、実態ですね、このような相談事業を設けることによって、改善されたこと、また今後において課題として明白になったものがあるようでしたらお示してください。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 虐待ということで今回、県の補助金を利用しながら公用車を購入したということでございますが、実際この公用車を使って虐待に関する措置の関係等で昨年度の利用はございました。これは福祉の関係、静岡のほうになりますが、そちらへ行ったり、あるいはその家庭とのやりとり、訪問等をして活用している状況でございます。

課題といいますか、御質問でございますが、実はこの虐待につきましてもほとんど通報に基づいてやっています。潜在的にはどのくらいあるかというのはちょっとつかみ切れていない状態でございますが、通報等があれば速やかに対応して、関係機関との調整を図っているという中でございますし、それからまた、内部組織の中で、うちの社会福祉課、あるいは健康づくり課、そこに関連する事業所等も含めた中の相談会等も開いておる状況でございますので、そういったのを通じまして虐待防止といったことも努めておりますが、なかなか現実的にはすぐなくなるという状況下にはございませんので、その辺も早くに発見して対策をとるということ

を心がけている状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

親が通報することはないと思うんで、やっぱり本人とか周りとかかかわる人たちが、大人が目を光らせていかなければならないということで、そういった指導を、なかなかその相談員の方はそういったことで教育を受けて研修も受けてやられていると思うんだけど、児童にかかわる学校関係、保育園とかさまざまな対象となる児童の方が携わる場所について、そういった教育的なものとか研修的なものとか、そういったものに関しまして、事業というのは特に行ってはいないということですか。そういったものも併せてやられているということですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 指導員を含めて職員の研修等は、これは行っています。さらに、先ほど言いました連絡会等において情報交換もしていますので、そういった情報を各方面において社会福祉課、健康づくり、あるいは教育委員会等を含めた中で情報交換はしています。研修等についても、そういった研修を受けた中での情報もお伝えしていますので、少なくともそこにいるメンバーについては意思統一がある程度図られていると思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 一番いろんなところで携わる方として、民生児童委員の方が関わってくるとは思いますけれども、その相談に行くまでの過程のプロセスというんですかね、そういった場合を聞いた場合は、全て社会福祉課のほうに一度集まって、それから行くのかね、その問題の提起の仕方というのはどのような形で集約化されて、この相談員の方のところまで行くんでしょうかね。その対応というんですかね、そういったものをもう少し何ていうんですかね、広く、そういった虐待防止月間とかあって、そういったPRもされていると思うんだけど、普通の方がちょっとおかしいなと思ったときに、どういった形で声かけをしたり、投げかけをするというのがどうも見えて、されていると思うんだけど、見えてきているかどうかというのを少し確認したいと思うんですけれども、そういった集約の仕方、情報収集の仕方を今現状どうなっているか教えていただけますか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 民生児童委員等につきましては、自分の地域の地区の範囲の中で、そういった情報があれば民生委員の中で対処する場合もあるし、あるいは事件性によってはうちのほうに上がってくるケースもあります。また、直接電話等で通報があつてこちらに来る場合もあります。そういったことについて、民生児童委員の中でも研修会を設けてやっていることもありますので、民生児童委員についてはそういった研修の中で意識の統一といいますか、そういったことはやらせてもらっています。

虐待防止の関係でちょっと、ジャンパーとポロシャツを作ったということを決算においてお示ししてあるところですが、非常にこれが地域においても目立つといいますか、いろんなところで着用しているものですから、非常に効果があるというように聞いております。

以上です。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） つきましては、基本的にはうちの課のほうに連絡が来るケースが一般的といいますか、多くなっています。あとは、さっき言いましたように、民生委員を介して来る場合もあるし、直接来てお話する場合もあるんですが、それはまれでして、ほとんどは電話等で連絡をいただいて、匿名のケースも結構あります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

わかりました。

続きまして、その前の105ページです、しずおか子育て優待カード、これは過去、総務常任委員会で愛知県なんかを視察して、この子育てカード優待ということで先進地ということで視察をした経緯もあるわけですが、町内余り利用されている状況じゃないような、これも県の制度でありますので、子育て世代を支援するという形である制度なんだけれども、町内の普及状態が余り、広がっているのかね、その辺のところちょっと尻つぼみになってしまっているんじゃないかなと思うんですけれども、この連絡担当者会議等で県内の情勢を踏まえて、うちの町の今状態というのは普通なのか進んでいるのか、少し遅れているのか、どのように認識して1年事業を行いましたでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今おっしゃるように県の事業とありまして、加盟する団体というか店舗によっても変わってきます。当町においては、商店街等も少ないといいますか、そういう状況にありまして、そういう比較でいいですよと、若干少ないのかなと。現状としましては、当初はこういうPRをしてやっていたんですが、利用頻度については伸び悩みといいますか、現状ではそんなに増えている状況ではないというように理解しています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 子育て世帯が町に集まることによって、その児童福祉とか保育とか、医療費とかね、そういったものでよそからうちの町に大勢見えている、そういった施策の中で増えている現象もあるわけで、こういった子育て世代を優待するような事業というのももう少し展開を図っていけば、単費で図るような形でも、そういった話し合いというのもこの会議の中で出ていますかね、県内。長泉なんかありそうですけれどもね。そういった話というのは出て、そういった話を聞いて、また担当課の中でそういった独自性の事業というのは検討されていないですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） これは県の会議の中でのお話になりますが、そういった会議の中でのお話は出てはいます。ただし、全県を挙げてもっとPRしようといいますか、拡大しようというような動きはありますが、現実的にはなかなか、現状のままといいますか、そういったことになっておりまして、各市町においてもそういった議論といいますか、取り組みをしようという動きは若干ありますが、特別にこれに対してお金をかけてやるという話は特に聞いておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） いや、この子育て優待カードを促進するじゃなくて、これと似たよ

うな独自性を持ったものも必要であるよというのがその会議の中で出て、やろうとしている市町があるわけですね。そういったのを聞いて、我が町はどう考えたという、そこを聞きたいんですよ。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） ちょっと言い方がまずかったかもしれませんが、この会議においては、優待カードの会議が主でありまして、各市町から独自性を持ってこういったものをやるというのは余り議論をされていないように聞いています。したがって、市や町が単独で行うという議論は余り、ちょっと現在つかんでおりません。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

150ページをお願いします。

ダンス健康づくり事業ということですが、この中で8節、11節、12節、13節とありまして、その中でフェスティバルという関係のものとパフォーマンス発表会委託料というものがあります。このフェスティバルというのは笑っしょいよしだフェスティバルのことだと思うんです。このパフォーマンス発表会というのは別物であるのか、フェスティバルの中の一つの部門として発表会という位置づけをされておるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） フェスティバルとパフォーマンス発表会の件なんですけれども、全く同じものをございまして、聞いている範囲では、これを開催する一番最初のときに、名前をどうしようというときに、出てきたものがこれで、それを全部つなげたというようなことで聞いておりますので、吉田町パフォーマンス発表会というのと笑っしょいよしだフェスティバルは同じもので、看板も並べてお名前を書かせていただいているところをございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうしますと、パフォーマンス発表会委託料というのがありまして、その中に、どうして一括で委託してフェスティバル関係の駐車場の警備の料金であるとか、フェスティバルの昼食代であるとかというものをね、一括でやればいいんじゃないのかな、一般的に、課は違うんですけれども、産業課なんかでよそに委託してお祭りというか、夙あげであるとか、ああいったものにぼんと一括でやるわけじゃんね。そういう中で、その委託料の中でみんな賄ってもらうような形に多分していると思うんですけども、何でこういうわざわざ分けてしまっているんですかねというのが一番疑問に思っていますので、そのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） このパフォーマンス発表会、笑っしょいよしだフェスティバルの場合は、全部そのお祭り、行事全部を委託するというにはなっておりませんで、その中の、総合体育館で行っているんですが、会場の中の中心部の設営と音響と司会の一部のような、あと照明ですね。そのような部分だけを委託をしております、あとは直営で行っておりますので、したがいまして、その会場の当日の中央の会場の部分だけが委託料に入っております、それに向けて周知をするための準備であるとか、その発表会のときに一緒に行ういろいろな行事であるとか、あと会場のことだとか、それから参加する人たちに対する対応であるとか、そういったものは直営で行っておりますので、それについては委託料には含まれていないということで、こういう形になります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 分けた理由はわかりましたけれども、だったら一緒に全部頼んでしまえばいいのにというのがあって質問しました。いいです。

次のページに、151ページで内容、効果というところにあるんですが、吉田町ダンス・健康づくり推進委員会ということで、これを今度任意団体へ向けた体制作りをしているということなんですが、その任意団体にするという理由と、じゃ、そうした場合の町のメリットですかね。それをしたことによって、この金額、この事業に関して金額が変わってきますよというのがあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） ダンスを通じた健康づくりを行っていく、ダンスを通じて町の健康づくりを行っていくというのは、町の健康づくりに対する考え方の中でこれが発生しているわけなんですけれども、その中ででき上がって集まってきました、活動の中心になってきた、7年ぐらいたっているんですけれども、このメンバーたちが、今この事業のほとんどを行っているんですが、ただ、例えばこのパフォーマンスの発表会を一つ行うにしても、町が主導でやっていきますと、町の方針とかやり方でいきまして、この方々がこんなふうに皆さんに対してダンスを広めたいとかという、その意思がうまく出にくいということもありまして、より皆さんの中でそういったものを広めていただくというような考え方で、それができそうなグループになって、育ってきたといたらおかしいんですが、時間を経てそのような団体になってきたということが感じられましたので、そうしたことの方向で持っていくのがよいのではないかというような考え方で行っております、基本的に、予算的なことよりも効果的なことを考えているものでございます、どちらかという。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

わかったようなわかんないような感じなんですけれども、予算的に余り関係ないようなお話だったんですけれども、健康づくり事業費というのがもうこれ見る限り、本当にパフォーマンス発表会に占める割合が非常に多いわけですね。それ以外にもっとやっておられると思うんですけども、その辺に関しては、経費というのはもうほとんどかからない、せいぜい講師料くらいだということで認識していいんですね。

そういう中で、パフォーマンス発表会に出るためのダンス教室というかダンスの講習というか、そういう方向にいとってしまうと、もともと健康づくりのためにやるんだよというのと、

ちょっとこう違った意味合いが出てきてしまうのかなど。受講する人というか、ダンスを中心に健康づくりをしたいよ、別にそんな何とかの大会に出たくはないよという方もいると思うんですよね。そういった方々の対応というのは、今後というか、今もやっておられるのか、この1年通して、何かあったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 取り組み内容だとかを見ますと、非常にパフォーマンス発表会であるとかキッズダンスという子供たちのダンスのところ非常に強く出ているように見えますが、実はそれはやはり広告として、皆さんにダンスに目が行ききっかけとして、ある程度こちらを向いてもらいたいという意味とか、あるいはそれを目指していただくという目標のような意味であるということがありまして、実際は非常にダンス講習会であるとか体操教室であるとかそういったもの、あるいはイベント会場で自分たちもダンスを踊るんだけど、会場に来た人たちを誘ったりとか見ていただいたりとかいう、そういう地道な活動もこのメンバーの皆さんには非常にたくさんやっていただいております、そういう中で発表会だとか子供たちのダンスというのもあるということで、より皆さんにこちらを向いてもらうというような考え方をしております。

それから、ダンスのほう非常に強くなるような感じがするという事なんですけれども、パフォーマンス発表会の中で一つ気をつけているのが、必ず吉田町のオリジナルダンスというのが、今六つあるんですけれども、この発表会ではこれをやっていただくということで、実はこの中に吉田音頭とかも入っているんですね。なので、実際発表会を見に来ていただきますと、高齢者の参加が非常に多いです。吉田音頭はもちろんかなり高齢の方が踊るんですが、ダンスにつきましても、結構60歳以上の皆さんのメンバーだとかというのもありまして、本当にお子さんとお年寄りが同じ会場で、皆さんが発表会をするという感じがありますが、会場の雰囲気は若々しいという感じのものになっておりますので。

それから、ここの任意団体にしていきたいという中には、その健康づくりというもののところから外れないということを十分に検討しながら進めていきたいというふうには思っております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 最後にしますけれども、そうした大会とかそういうのに出る前の段階であってもね、意外とユニフォームというのかTシャツとかね、みんなそろいのものを作っていますよね。それがそのグループでそういうものをしているのか、町のほうで、結構教室とか行って、そうするとみんな同じTシャツを着ているから、これ買わなきゃいかんみたいな、そんな雰囲気があるというのを1回聞いたことがあるんですよ。だから、そういうのがあるんで、そういったところのものは、全く町は関係なくて、そのグループ内でそういうものを作っているんですよということならいいんだけど、でもそういうのが余りこう広がってしまうと、なかなか参加するにはそれを着ないといけないみたいな、そうなるくとまた全然変わってきてしまうので、その辺の指導というか、そういったものはされているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 発表会に出場するような皆さんということでしょうか。

町のほうから衣装については、日ごろのダンスの教室のときに講師が誰かわかるように、講師たちにはごく普通のTシャツですが、色のそろったものということでしていただいております。



ます。それから、発表会用のキッズの衣装については、町のほうで、少ないですが、用意をしてあるので、いつもそれを使っている形になっております。そのほかの衣装については全くこちらからこういったものということではございませんで、全て皆様の自由な発想の中で、例えば発表会に出場するときの衣装についても、自分たちのテーマの中で用意をしてきているものと思っております。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書146ページの母子保健衛生費、その中で、全協でもお伺いしましたけれども、子ども医療費、これは対前年600万円の増という結果になっていきますけれども、この結果を見て課としては、町としてはどのような分析をされていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 分析でございますね。内訳でいきますと、通院医療費の小・中学生の分のみが増額になりまして、乳幼児の入院と通院と、それから小・中学生の入院については減額となっているということで、先日もお話をいたしましたように、償還払いの形をとっていたものが現物給付になったということで、小・中学生の通院医療費については、今まで少額であったので申請をするのをやめていた方々が、申請をするに至った部分の伸びではないかというふうに考えておりました、何らかの疾患が流行したりだとかという場合ですと、ほとんど全部の医療費の部分が上がってくると考えますので、そこだけが上がったということについては、医療費が上がったというよりも、そのサービスの利用をしていなかった方が自動的に利用できたというふうになったと考えます。

なお、受給者証の交付率ですが、97%程度を交付している、子供たちの数の中のしているということで、その時点があれなんですけれども、ほぼほとんどの方々がもう受給者証を持っているという状況ですので、非常に償還払いも少なくなってきておまして、そういった意味では、制度はほとんど、受給者証を持っている限りは利用されていて、よその県とかで受診したもののだけが償還払いだったりだとか、そういったことがあるのかなというふうに思っております。

そうしますと、通院医療費以外が下がってきたものにつきましては、多少、子供さんの数が減っている影響もあるのかなと。何か疾患が、この年は流行がすごく少なかったということも非常に多かったということもないですが、少なかったということも考えられませんので。それと、救急医療のほうで分析をしているのは、この志田榛原の地域の救急医療なんです、やはり昨年度の救急医療のほうの医療費、救急医療センターの利用に関する収益も、やはり落ちておまして、全体的にその部分の分析も、24年度に比べて、インフルエンザであるとか、そういった目立った疾患が24年度に比べて少なかったようなことが考えられるということで分析をしておまして、その関係市町の方々に聞いても、似たような見解だったので、そのようには考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 乳幼児と小・中学生、昨年度から受給者証で小・中学校もやられるようになるということで、私自身、小・中学生というのが結構がっとな伸びるんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですが、思ったよりは伸びていない。

一つは、乳幼児に関して言えば、23年度から24年、24年から25年に関する、もう2年間減

少を始めているんですね。そこがちょっと減ったという、人数が減ったというお話もあったけれども、私としては、健康の課として、医療費の抑制というPRされているので、その効果が出てきたのかなというふうに思っていたわけですがけれども、それも多分きいているのだと思いますけれども。それに対して小・中学生のほうは毎年700万、700万、今年が900万ぐらい伸びていると。そこに対してある程度もう少しPRとかですね、やっていくことによって、もう少し抑えられるかなと。期待感とすれば、乳幼児が小・中学校行けば、そんなにもうそういうコンビニ受診なんていうのをできるだけ抑えるように考えを持ってもらって、だんだんそれが下がっていくのかなという期待もあるわけですよ、学年が上がることによって。

だから、そういう面では、今、小・中学生というところでは増加はしているわけで、伸びの率としては少ないけれども、増加はしているということからすると、もう少し小・中学生のところをしっかりとPRして、教育委員会もちょっと使ってPTAの教育をしていくとか、そういうことをやっていただきたいと思うんですが、そういうことに関してはどういうふうにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） おっしゃるとおりに適正医療についてのことなんですけれども、この子ども医療費、もともと乳幼児医療費等が始まったときに一番心配したことでもあるわけなんですけれども、医療費のこともそうなんですけれども、かかるお医者さんがそんなに数があるわけではないので、例えば特に小児科などが破綻してしまっただけでは困るというような心配もあったわけなんですけれども、小児科の先生方に、管内の先生とか、あるいは町内にも小児科が2軒あるんですが、先生方に伺うと、やはりそのような、いわゆるこのぐらいなら来なくていいのと思うような極端に気になるというような方は、医療費が無料になったからそういう方が増えたというような感覚は、今ここまで来て余り思っていないよというようなお話は聞いております。

ただ、適正医療の周知をしていくのは重要であるので、受給者証の更新が1年に1回なんですけれども、そのときをみては周知したり、あるいは窓口のところでいろんな相談だとかがあるときに、どうもかかりそうというような方があれば、ちょっとそういうお話、かかり方のお話をしたりだとかというような形ではしているんですけれども。あと、救急医療センターのほうでも、ちょっと意味が違うんですが、救急のかかり方というのの適正受診ということで、1次救急と2次救急ということで、うんと重症の方とそうでもない方はかかり方が違うんだよというようなことの周知もしていこうということで、その受診の流れをある程度こちらから皆さんに周知していくことで、かかるべき医療機関はその方たちに備えていくという体制を作っていきたいというような話もしております。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 144ページの公害対策費をお願いします。

この公害対策費に関して担当課が出水川ということで、魚が浮いたたんに非常にいい動きをしてくれて、すぐに検査をしてくれるんですけれども、ここにちょうど同じような結果が出ていまして、145ページに、最後に結果があるんですけれども、やっぱり困難であったということが出ているわけですね。ところが、やっぱりこの困難であったという結果を見ながら、

毎年その川が、大きな雨が降って川に水が出るたびに魚が浮くんですね。やってもらっても毎年同じことが起きていて、これは影響というのは、ひょっとしたらある。当然魚が死にますから、影響があると考えなければいかなと思うんですけども、今、町ではどのような検査と  
いうか、検査体制というのはお持ちなんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 河川等で魚が死んでいたりとかいたしますと、こちらのほうに連絡が入りますので、職員のほうがそちらに出向きまして、状況を確認いたします。その段階で、この河川水であるとか、あと、死んだ魚であるとか、そういうものを確認いたしまして、委託している業者がございますので、そちらのほうに連絡いたしまして、検体を採集し、その後  
に検査をするというような流れで現在はしております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われたように、自分もその場に立ち会っているわけですけども、非常に動きよくやってくれるんですね。ところが、確かに毎回同じことが起きていて、魚が浮いていく  
というか、要するに必ず原因があって、とにかくこの水というのは農業関係にみんな使っていますからね。もう少しちょっと精度を上げる方法というのを考えていただけるようなこと  
というのはできないもんなんですかね。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） こちらのほう、株式会社静環検査センターのほうに検査を依頼しているんですけども、一応必要な検査は全て実施しているというふうにこちらのほうは  
思っておりますので、ただ、例えば河川であっても、こちらのほうが、通報があればすぐに行くんですけども、当然水は流れがありますので、時間的なあれで、そういうような状況で、  
結果としてこの原因が特定できなかったというようなこともあるかと思えます。こちらのほうといたしましては、検査結果によって、その原因が特定できないということであれば、当然原因の  
ものが何かは判断できませんので、通報していただいた方とか周りの方がもしかしたらというようにところがありましても、そちらのほうを調べてみるというようなことはできません  
ので、あくまでもこの業者さんの結果によりまして、こちらのほうはその対応をさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われたように、ずっと上のほうまで見てくれるんですよ。ただ、どうしてもその中にこういう結果というか、困難になった、最終的にそういう魚が死ぬという  
ことの結果だから、やっぱり結果が出ていないと、どうしても憶測というのは出るわけですよ。その辺を解消するというためにも、保健所の問題とかいろいろやってくれているんですけども、  
その辺で精度を上げて、1回でもいいから確認をしてもらえたらなということがあるんですけども。この会社に対しては、もうこの会社しかだめということはないわけですから、  
その辺はどうなんですかね。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 検査できる範囲のものはやっているというふうに、こちらについて思っておりますので、その辺に関しましては、もし今後、もう一度確認するという  
ことは可能でありますので、現状ではうちのほうは、必要とする検査はしていると思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた、また検討しながら、ちょっと検討していただきたいと思  
いまして、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

152ページの健康体操運営費とダンス健康づくり事業費、健康づくり事業費に関連して  
おりますので、その中の、参加される方々の費用負担について確認したいと思います。

健康体操運営費に関しましては、スポーツ傷害保険料ということで50万ほどかかっている  
わけなんですけれども、たしか男性トランポウオークかな、私も参加したことがありますけれど  
も、傷害保険のほうね、参加される方々に払っていただいて、多分この健康体操運営費のかか  
わる、教室にかかわる参加される方々それぞれ傷害保険を払われて参加しているといった認識  
だと思います。

健康づくり事業、こちらのほうですけれども、ストックウオークとか元きん力とかいろい  
ろな自主グループ、自主グループもあるものですから、どういう形になっているかわかりませ  
んけれども、148ページを見ますと、スポーツ傷害保険で元きん力アップ教室で5,250円という  
形になっているわけで、ということは、参加される方で元きん力の方々は御負担願っているん  
だけども、ほかの方々は、御負担はどうなっているのかなというところ。先ほどのダンス健  
康づくり事業、これについては多分、これ全部イベントで保険を掛けていると思うものでは  
から、あれですけれども、その中にハッスル体操という形で703名の方が出ているハッスル体  
操のダンス関係でのものがありますね。

そういった参加されるメニューによって、参加される方々の費用負担、受益者負担とい  
うときの考え方、健康づくり課としてどのような分け方をされているかをお願いします。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり事業の中の体操の関係に関する保険料の考え  
方ということでございますが、健康づくり事業の場合には、まず健康づくり事業の中での体操  
教室というのは、コース、1コースということで6回程度が平均なんです、それを終了するま  
でということの考え方でございまして、基本的には保険料はここで掛けるような形になって  
おります。

一応その体操の参加料の中に保険料の部分も含むという考え方でしておりますので、健康  
づくり体操教室の参加料は大体1回500円程度を平均としている、大体ほとんどが500円なん  
ですが、しているんですが、その中で保険料を含むという考え方で徴収をさせていただいて  
おりました、このもとは講師料と保険料になるみたいな形で賄わせていただいている部分  
がござい

ます。  
ただ、健康づくり事業の場合には、体験をしたことがない方が体験をして、自分に合  
った運動を見つけて、それからその後、自分で継続するとか、自主グループを作るとか、そ  
ういったことに結びつけるということもございますので、恐らく初めての参加でずっと  
継続を、この教室にずっといるということではないという考え方もございまして、全部  
を自分で負担してもらおうということではなくて、そのうちの一部の500円程度という  
ことで考えております。

それから、ダンス健康づくり事業につきましては、キッズの受講料だけは年間で、  
キッズについては講師料が非常にかかりますので、負担をしていただいているという  
部分がござい

すが、ほかの一般の方については、吉田町の中で吉田のダンスを覚えていただくという考え方がありますので、これについては参加料というのは取っておりませんので、参加料も保険料も町のほうでというふうな考え方でございます。

参加する方もずっと同じものに参加するということではなくて、基本的にはそれを覚えて終了みたいな形のお教室ということで考えております。

それから、最後に健康体操教室なんですけど、この健康体操運営費の関係につきましては、総合体育館で行われている体操の事業をここに持ってきてございまして、この場合は、最初の二つとちょっと違いまして、長くここで体操を続けていこうという方が参加するためのいろんな年代だとか種類によつての教室、あと運動の強さ、強度とかによつて教室を分けているものでございまして、基本的にずっと参加したいという方の割合が非常に高く、ちょっとなれるまでというようなことではないので、ここになりますと、非常に継続していくのに、この方たちに利用者負担は、やはり講師料と保険料程度に近いものは負担をしていただくという形になっておりまして、ここが一番本人の負担が大きくなっているところですが、いわゆる自主グループ化して自分たちで講師料や保険料を持っていこうというのと非常に近い部分でございまして、総合体育館を使用するということがお教室になっているものでございまして、ここは本当に長く続けていくのだけれども、自分1人の力ではちょっと難しいということで、続けていただくための教室というような分け方になっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

そうしますと、講師料とか、184ページの財源内訳の中の18万1,000円というのがこの全ての教室の講師料、保険料ということ、今の御答弁だと賄っているということで、こんなに安くやることができるんですか、これだけの人数が参加した傷害保険と講師料というのを18万1,000円で賄えるといったような話でなっているんですけれども。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） すみません、説明が悪かったので、申しわけありません。

講師料と保険料を参加者で賄っていくというのは、健康体操運営費のほうでございまして、健康体操運営費は、長く運動を続けていきたい方たちの総合体育館での教室になりますので、ここはほぼ御自分で負担をしていただくのに近いということで考えておりますが、148ページの健康づくり事業費については、自分に合った運動を始めていただくという考え方でございまして、少し参加料は高くはなりますが、参加者も人数も少なく、講師のほうもちょっと専門にというようなことになっておりますので、この参加料で賄うということではございません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最初に説明されたのと今説明というのはちょっと違うんですね。体験型のもは安い費用で、1回当たり500円ぐらいの御負担を願ってやるというのが健康体操運営費であるということだったんですけども、500円で総合体育館のほうですね、これだけの人数の方々に、本当の一部ですよ。

ですから、考え方として、御本人さんの健康なんだけれども、町として皆さんが健康になっていただければ、結果的には衛生費、トータル的には出方が少なくなるもので、もう少しそういうものに関しても手厚くしてもらったほうがいいんじゃないかなという考え方で質問しているんですが、その違いを、自主グループ化している方々には町が講師料及び保険料は全部

見て参加費という形で手厚くしている。体験型で、これから総合体育館で体験型でやられている方々はということで、ちょっともう一度御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） すみません、もう一度初めから。

健康づくり事業費というのは、148ページですが、これは初めて、例えばヨガとかダンベルとか、初めて始めよう、ストックウオークとか、始めようという方のために、その専門の講師が来まして行うものでございまして、参加料は大体1回500円程度になるんですけども、これについては、講師料は実はもう少し高いので、参加料で講師料や保険は賄えないものですが、これを卒業してしまって自主グループになったときは、これに少し足して自分たちで続けていくか、あるいは講師はなしでも続けていけるならば、自己負担はもっと少ないしというような、やり方はいろいろになるんですが、基本的に健康づくり事業費は初めて参加する人のためのもので、講師料等は自己負担で賄えないものということでございます。

健康体操につきましては、152ページですが、これは総合体育館を会場にしまして、いろいろな種類の教室をほぼ1年中に近いぐらい、年間通じて30回とかやっているものでございまして、これについては参加者と、全部の教室の人数がばらばらなので簡単には言えないんですけども、賄えるものと賄えないものがあるんですが、ならしてしまうと参加料で保険料と講師料が賄える程度の内容になっているものでございまして、ずっと続けていただくものということ考えているものでございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 164ページなんですけれども、今、耐震補強と改修という形で行っているわけなんですけれども、最初に建てたときの財源の内訳で、中央公民館と上部分は勤労者会館という形での、その流れの中で運営委員会というのがあって、なされてきたと思うんですけども、今度新しく建てかえ、耐震補強等が終わった形になった場合は、この勤労者会館は廃止して、効果のところにも書いてあるんですけども、中央公民館を利用することになったという形で、この勤労者会館というもの自体がこの時点で廃止して、この組織も終わるということの運営委員会の中で話がまとまったということで。そうしますと、吉田町の中には、この勤労者会館というものもなくなるという考え方でよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） こちらの効果に書いてございます勤労者会館を廃止として中央公民館を利用するなどを協議したということで、平成25年度におきまして、勤労者会館運営委員会の中で、一体の建物ではございますが、その用途が1階と2階、3階と4階が違うということでありますので、またこの建設当時、昭和48年当時、やはりそれぞれの補助をいただきまして建設したものでございますので、そういった縛りがあるということでございましたが、町内では体育センター、こちらがかつては勤労者体育館というふうに言われておりました。

て、国のほうでもこの勤労者関係の施設がたくさんあったんですが、それぞれ売却というか、手放して、各市町村、あるいはいろんなところで所有が変わってきているという中で、勤労者会館につきましても、そういった流れの中で、今回建設をしているということで、少しそういうことについても審議をしていただきました。

ただし、これにつきましては、まだ決定を見ないという状況でございます。本年度ももう一度委員会を開きまして、その上で決めていきたいというふうに考えております。

なお、これについては、関係各機関についても、そういった方向にもしなった場合、問題があるかということで、職員のほうも調査しているところでございますが、そういうふうに廃止ということについては、今のところ関係機関については問題ないというような回答を得ております。

ですので、今回のこの25年度で、運営委員会でやったものについては、まだ決定を見ておりません。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） それでは、ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 187ページの商工業振興費でございます。

この実施計画の目的・意図というところに、魅力ある商店を増やすとともに異業種交流等による連携を図り、町内商業の活性化を図るというふうに記載されておりますけれども、この町内商業の活性化されている状態というのは、町としてはどのような状態だというふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 産業課でございます。

吉田町の商業につきましては、昔に比べれば大分衰退しているというのは現実でございます。そうした中で、現在の商業者が活性化できる方策としまして、やはり特産品の販売等を町が宣伝して、地元の人ですね、それから来る人にも買っていただく、食べていただく、そういった消費を伸ばしていけるというのが理想でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 総合計画の5年後の姿というところに、情報交換の場や経営相談などの充実により、個々の商店の魅力が高まり、地域の人が気軽に安心して買い物できる商店が維

持されていますというふうな記載がございます。それに対して、これは27年にこうなりますよというお話なんですけれども、それに対して今の現状、これは25年度ですけれども、25年度の現状としてどの程度まで進んでいるというふうにお考えでしょう。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 実際には、余り進んでいないというふうに認識しております。その辺は、商工会とも話はしているのでございますが、やはり後継者等の問題もありまして、なかなか活性化には至らないという現状でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ここに記載されている取り組み内容、実績というところを見ていきますと、ここ数年、内容的にはほとんど同じでございます。25年度に関しましては産業振興事業費補助金交付要綱を作成して200万の予算を確保いたしましたけれども、交付することはなかったということからすると、やっぱりこの活性化していこうというのは目的として上がっているわけで、いろいろ工夫されてやっていらっしゃるんだと思いますけれども、今のアプローチの方法というのは、もっといいアプローチがあるのではないかということが、今までなかなか活性化できていないという認識であるならば、よりよいアプローチの方法があると思うんですが、その辺に関して、今までどおりやっていこうとするのか、やっぱり27年度に達成するためには、もっと新しいアプローチを考えてやっていこうというふうにお考えなのか。どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 現時点におきましても、商工会等とかなり話をしまして、実際には25年度に申請寸前までいったところがあるんですが、取り下げとなってしまいまして、非常に残念だったんですけれども。ちょっとアプローチが弱いという御意見もございますけれども、当然そういった御意見も当てはまる部分もあるかと思えます。

商工会だけでなく、いろんな企業にもうちょっとアプローチ、商工会員だけではなく、商工会員ももちろん含めてですけれども、もうちょっとPR等をしていけたらと現在思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番。増田です。

190ページ、観光振興費のところなんですけど、凧あげ大会と小山城まつり、花火大会、吉田の三大祭りと言われるものなんですけど、これを観光協会のほうへ委託してやっているわけなんですけど、花火大会はちょっと別として、凧あげと小山城まつりね、委託するメリットというものがちょっとわからないんですけれども。結局私が言いたいのは、協会は事務的なものは産業課課内でやっているわけですが、とすると、わざわざこの委託という形をとらなくても、直接産業課のほうで、委託された協会のほうも、いろんなイベント会社なり何なりにやってもらっているところが多いと思う。そうすると、わざわざ委託しなくても産業課のほうで、もう全部事務的なことは同じことをやっていると思うんで、どうしてこれわざわざ委託するのかというのがあるんですけど、そこのメリットというのは何かあるんでしょうか。



○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 吉田町の三大祭りとして、これは委託事業になっているわけですが、具体的にちょっとメリットというと非常に難しいんですが、委託して、観光協会に委託だと、行政レベルじゃなくて民間レベルで動けるといことがございます。それが一番大きなメリットかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 民間レベルだと、じゃ、その交渉が民間レベルでやるからもっとえげつなくて、安くできますよとかという意味での民間レベルのほうがということなんでしょうか。

花火はわかるんですよ、協賛金を募ったりするんで、なかなか行政がやると、何だ、行政が銭もうけするのか、その寄附を募るのかみたいなのでいろいろあるかもしれない。だから、花火はいいと思うんだけど、ほかの、小山城まつりと凧あげに関してはほとんど投げしまっていると言ったら失礼なんだけれども、プロモーションなり、イベント会社に任せてしまっているわけね。だから、それを考えると、別にその交渉をするのに民間のほうがやりやすいよ、町行政と民間業者、イベント会社とやるよりも、そのほうがやりやすいよということで委託しているということに理解すればいいんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） そういった面もございまして、あと、テント等使用料を取っているんですが、これが行政になるとちょっとややこしいことになってくるということもありまして、観光協会としてお金の出し入れができるというのがメリット、先ほども議員さんおっしゃったのも含めて、そういったこともメリットと考えております。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

242ページ、土木費、公園維持管理費ということでありまして。その次のページの243ページ、今日開会前に訂正があったわけですが、この表でですね、委託料が、変更がないところとあるところがあって、しかもその変更の期日というのが工期の非常に近いところ、10日、11日前、16日前とかということでありまして。工事とかだったら、途中でいろいろ何かあって追加しなければいけないよということであるのかもしれないんですけども、事業内容を見ていくと、何でこんな急に増えたりするのかというのがあるんですけども、その辺の内容というか、何でそういうことが起きるのかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけども、幾つか契約しておりまして、

そのうち三つほど変更しておりますけれども、一番最初の大道公園という、真ん中辺にありますけれども、そのことについてちょっと、それじゃ、回答させていただきます。

大道公園の変更につきましては、去年ですけれども、台風のほうが9月16、10月15、10月25日と、三つほど台風の出動も町のほうでしております。そういう中で、強風の関係で樹木のほうが、大道の関係につきましては9本が傾いてしまったということで、今後強風などで倒れる可能性もあるということで、急遽そういうものにつきましては切らせていただいたということであります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

そうしますと、ほかのところもそういった特別な理由が何かあって急遽という、追加のことがあったということなんでしょうか。特に一番最後、今日訂正したところなんですけど、金額が非常に大きいわけですね。ここは、ほかのところは数万円でいっていると思うんだけど、非常にここは大きいんですが、これは面積が広いから、やっぱりこのくらいの金額になってしまうよというのか、もともと当初予算というか、請負金額が低かったのか、その辺のところを。一番金額が大きいところを教えてくださいと思います。

○議長（八木 栄君） 産業建設グループ参事、田村政博君。

○産業建設グループ参事（田村政博君） 大井川清流緑地の管理業務委託につきましては、これも塩害による枯れた木だとか放置木がございましたので、それらの伐倒も増加をしております。またあわせまして、当初設計で見込みました除草の量が、思ったより生えたということで、その除草の増工ですね。あと、塩害によります古木というのはさっき言ったんですけれども、あと、園内に野芝が生えているんですけれども、当初見込んだやつよりも園内の不陸がとれていないもんですから、不陸をとるために目土を増工して、目土の土量が増えたために金額がのしたということで、変更させていただきました。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうした委託をするときというのは、じゃ、町で大体これぐらいかかるというのを見て委託する。委託業者が、これぐらいかかると言ってやってくるわけじゃないということですね。先にもう町のほうで、これだけの面積をやるにはこれだけかかるから、これくらいの金額じゃないかということをお願いする。そこが最初わからなかったんですよ。委託業者が、もう最初からこのくらいのところをやってくれと言われてたら、これくらいのものがかかって、当然金額は出して、この金額で受けますよと言ってくるのかなと思っていたの。そこが違ったらもう全然違うんで、お願いします。

○議長（八木 栄君） 産業建設グループ参事、田村政博君。

○産業建設グループ参事（田村政博君） 目土につきましては、町のほうで設計をして範囲を決めた中で発注しておりますけれども、現地へ入った中で、当初設計よりもでこぼこがひど過ぎたために、目土の量が増えたということで変更させていただいたということです。

あくまでも発注は町のほうで発注をしてやりますので、請負業者のほうからでき上がったものが来ると、そういうことではございません。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

よろしいですか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 230ページの土地区画整理事業なんですけど、ここ住吉富士見のところに利子補給という形で出ているわけなんですけど、非常にこれ、私いろいろ言われていることがありまして、ここの整理事業組合自体が非常に今大変なことになっているということを聞いております。というのは、組合員が非常に高齢になってきているということがあって、組合自体に6,000万以上の借金がある。その返済の、今、利子部分だけを返している状態であるということを知っております。震災以降、地価も下落しているということで、非常に不安に、その組合自体が思っているということで、町として何か策がないのかということを非常に頻りに言われるんですけど、その点について、何か対策ということか、今後どういう形でここの組合に指導ということか、そういったこともしていくんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、議員さんがおっしゃるように、組合の方たちも大分高齢になってきてまして、議員さんもおっしゃるように本当に心配しているというのは、本当のところであります。

そういう中でも、町としましても、富士見につきましては早く終結したいというところがありまして、いろいろ組合の理事さんたちともお話をしています。それで、こういうぐあいにやったらどうだ、こういうぐあいにやったらどうだという案も二つほど上げましたけれども、結局はこれじゃこうなっちゃうね、だめだねとかということもありましたり、相手がいたりすることもありまして、相手がいたのが、交渉がうまくいかなかったということがあったりして、今のところはちょっと頓挫しているような状態です。

今後につきましても、理事さんたち、組合のほうと一緒に、早く終結するような形で進めていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 終結という意味は、どういった意味なんですか。組合を解散ということか、もう売り払ってしまうという意味の終結、今の終結の意味がちょっとわからないんですが。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 現在、保留地が何筆か残っておりますけれども、そういうものを処分して、最終的には組合が解散するということまでいきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 言葉尻をつかむようで悪いんですけども、処分するというのは、ちゃんと売ることか、町が買うのか知らないけれども。処分と今言われたんで、そのところをちゃんと聞いておかないとうまくないと思うんですけど、どのようなお考えでしょう。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 組合のほうの土地を動かすときに、よく処分という言葉を使っていますので、今、処分と言わせていただいたんですけれども、売買することかという、そういうことであります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 現在、借財があるわけですよ、組合に。それを売り払ったところで、それが埋まるかどうか分からない状態に多分あって、そこが非常に組合の理事の方々は心配しているんですけども、そこに関しては、もう組合がやっていることなんだから、町は、それ

はもうしょうがないよという立場なのか。その辺のケアというのはどうなのでしょう。結局この整理組合を作るに当たって、町の指導というのかわからないんですけども、町がやってくれよ、やってくれよみたいな形でこれが立ち上がったというのがもともとあるようなんですね。最後、ここへ来て、もう売れないやとなったときに、ひっぽ投げられても困るよというのが一番の思いだと思うんですが、その点はどのように考えているか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、議員さんがおっしゃるように、保留地を処分しても、多分、それも3.11以降、物すごく土地が下落していますので、多分そこまではいかないじゃないかというふうになると思います。ただ、今、町のほうとしましては、組合のほうの抱えている保留地、こちらのほうがとにかく処分、処分という言葉はあれですね。整理できないと、その先には進めないんじゃないかなということで、今、組合のほうにもそういう旨で伝えてあります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） わかりました。

とにかく組合の方々とねんごろにお話をしてもらって、理解していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

決算書の217ページにある、ちょっとどこの費用で見るとかということで、事業を行っているから費用が上がっていないと思うんだけど、土砂災害の関係、広島では痛ましい事故が起きているわけでございまして、うちの町でもあれだけの雨が降れば、安全かとかどうかというのも非常に危惧するわけで、そうした中ですけれども、26年2月25日に防災計画の中で吉田町土砂災害警戒区域の指定箇所一覧という形で区域指定を行っているわけなんですけれども、この全部で6カ所、イエローが6カ所、レッドが5カ所という形で、山根、横山とか、向原とかですね、なっているわけでございます。これは管理するのは県のほうで対策をするというのはなっているんですけども、今回の広島の事案とか見ていると、やはり市町のパトロール等々のね、なっているんですけども。決算的に全く載っていないもんですから、今、担当課としては問題ないといった認識で、もうこの箇所については指定地域に指定してあるけれども、どのような認識でやられている、それとも費用的なものが出ていないけれども、定期的に巡回して、大雨が降ったときに見て回っているのかね。そういったところの現状を教えてください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、議員さんがおっしゃるとおり、施工も管理のほうも、今、県のほうがやっている状況でありまして、町のほうとしましては、週に一度、道路パトロールという名前をもって、当番制で都市建設の職員が2名体制で回っているときがありますけれども、そういう中の1カ所には、何か変化があるかというので回りますけれども、雨が降らない、続いて降っているときには特にそこに注意をいけますけれども、近年、このごろはちょっとそんなに降っていないもんですから、ほかのところへ、パトロールへ行っていることが多いかと思えますけれども。毎週パトロール。それから、もちろん大

雨警報等が出ているときには必ず変化を見に行っております。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 危険箇所については、先ほどあったとおりでございます。

その中で、住宅に関係しているところ、住宅に関係しているところの裏山の防護柵ですね、それは全てもう完了しているということでございます。

今後の話ですが、今言ったように、パトロールをしていくという話になってきます。沢について、土砂災害なもんですから、沢のところを出てくるという話ですので、そのパトロールを今後していくという話になると思います。

それこそうちのほうで今後土砂災害に対する避難の関係が出てきます。今、これからですが、地区は片岡と北区になります。北区が一つ、向原、それから前が片岡の横山から山根にかけてでございます。地区としては北区と片岡ですので、町内会のほうに入りまして、こういうときにはこういう避難をしてもらおうよという話を今後していきたいなと考えています。○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 隣接されている方々にとりましては、命にかかわる問題でありますので、十分認識されていると思うんですけども、たまたまそこを通りかかったりとか、いろんな形もあると思うもので、25年度に関しては、もう対策が県でやってあるからということで、特にそういったものは行っていなかったが、今後については広島の事案を踏まえて防災課としても対応していくということで、PRというか、そういった表示もしていくということですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 国土交通省のほうからも、広島事故、災害がありましたよね。それを踏まえてPR活動をやりなさいという話が来ていますので、うちのほうもそれに倣って説明をしていきたいと思っています。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、9款消費費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書の266ページ、防災意識向上事業です。

ここに特別旅費といたしまして87万2,500円、自主防災組織視察研修とございます。その目的といたしましては、自主防災組織の地域における防災意識の高揚と防災力向上というふうに記載されております。この視察をすることによって、自主防災会の防災意識の高揚とか防災力向上ということが図られたかどうか。効果のところでは、高揚につながったというようなことが記載されておりますが、町としてはどのように御判断されておりますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） ただいまの御質問でございますが、平成25年度につきましては、平成23年の東日本大震災の影響を受けまして、町としましては、まず津波防災まちづくりを推進していくという中で、自主防災会の皆様にも現地を見ていただいて、町が行う津波防災まちづ

くりに御理解をしていただくというとともに、自主防災会の活性化に向けてそれぞれの自主防災会長の皆さん、防災意識も高めていただきたいという中で、視察研修を行わせていただきました。

そんな中で、先ほど来お話も出ていましたが、研修の報告書も出していただいております、その中では大変有意義な研修であったと、皆さん、喜ばれていらっしゃいますけれども、その中で、ある地区では、やっぱり自主防災会長イコール町内会長さんでありますので、そうしたところも改善をしていきたいというところで、消防団のOBであるとか、そういう方々を地区の防災の専門の委員としてお願いをしてきたというところの成果も出てきておまして、皆さん、今後の自主防災活動に反映をしていきたいというような研修の内容であったというところで報告もいただいております。中には、町もまだまだこういうことをやってほしいというような要望もございますけれども、自主防災会としては、大変有意義であったというようなところであります。

そんな中で、同じ年に地域防災指導者の養成講習会も開かせていただいて、改めて地域の指導員も養成をしてきたというところで、まだまだ今後、地域のリーダーを養成しながら、地域防災力の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 養成講座、また後で聞きます。

多分研修を受けて、報告書を書けといったら、多分物すごい意識高揚して書いてくると思うんですね。ところが、経過するにしたがってだんだんその意識、レベルというのは下がってくるというのが世の常なんです。その防災会の意識ということで顕著にあらわれるのは、ある面、防災訓練だと思います。ところが、見る限りにおいて、行った行かないで、具体的にどうということが防災訓練に関して変わったかということに関しては、どういう御意見をお持ちでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） まずですね、自主防災会の皆さんにおきましては、やはりこの研修を通じて、マンネリ化をしている訓練であります。やはり引き続いて何回もやっていくことが必要だというような意見が多かったです。町としましても、津波の避難訓練、3月に開催されますけれども、そのときだけではなくて、各自主防災会が自主的にやる訓練を含めて、ちょっと町のほうからも啓発をしていきたいというふうに考えています。

今回の、26年の話になってしまいますが、9月1日にやった総合防災訓練については、津波だけじゃなくて、地震対策も必要だというところで、改めて地震対策の訓練を今回行ったというところでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） マンネリ化といえども続けていくのが必要、続けていくことは必要だと思いますけれども、いろんな、こういう機会を含めて、訓練何とかかならんのかというお話をすると、津波避難タワーができると、これからしっかりやっていくんだと。家から何分で着くというお話されるんですけども、一向にそれやっていないですよ。やっていますよ、数字は。だけれども、実際に逃げるとか、正確な数字ではないと思っているわけ。

だから、そういうことをやっていくことが必要なんじゃないかなと思うんですが、今、答弁の中で、より具体的に自主防災会に対してアプローチしていきたいというようなお話があり

ましたけれども、その具体的にはどういうことをやっていただくというふうに今お考えなんでしょうかね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 私は、それこそ3年間、今、防災のほうをやらせてもらって、3回、総合防災訓練をやらせてもらっています。

説明会を今やっているわけですが、9月1日に向けての説明会の事前、前に、自主防災会の方々を集めたりして説明会をやっています。そういった中で、先ほど3.11が終わってから東北のほうへ、視察へ行かせてもらって、いろいろ研修をさせてもらってきました。自主防災会の方々の説明会の中での話なんですけど、自分らでやらにゃ、やっぱりだめだなというのがすごいこう、私のほうが説明をしていてひしひしと感じます。中で、役場が何もやってくれないもんで、俺はやらんたっていいわという話も、自主防災会の中の説明会に出たんですが、それを抑える自治会長なり、そういう方がいて、おまえら、それは話が違うぞという話を、自主防災会のほうでもしてくれるような、こういう雰囲気になってきたのは事実です。それは、やはり地元の方々が被災地を見て、話を聞いてわかってきたということだと私は思っています。

今、防災監のほうから、マンネリ化も必要だと、私もそういうふうに思っています。毎回毎回訓練を重ねていくというのがまず一番だと思っております。その中で、今、平野さんのほうから話があった、議員から話があった、やることは真剣になってやりたいというのは、私も気持ちがありますので、そういう会があると言っていきます。

前回、当初予算でしたか、話があって、真剣にやろうという話もあったもんですから、その話も自治会の中で、説明会の中でいろいろ事あるごとに言ってきました。やるのは当然自主防災会の方々、気持ちも入っていますので、今後だんだんそれなりに進めていけるのではないかなと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） マンネリ化、結構、レベルの高いマンネリ化でやっていきたいと思います。

次に、防災指導者養成講座、これ178万使ったわけです。その後ということからすると、こんな研修あるよというような紹介は受けます。ところが、実際研修が終わるときの御意見として、受講者の御意見として、やっぱりそのサークルを作って、お互い切磋琢磨しながらレベルアップを図っていかよというお話が出ていたと思うんですが、そういうコミュニティーを作ってやっていくということに対して、結局延び延びになっているわけですよ。私も受けたわけです、去年ですよ。もう1年たっているわけです。かなり意欲も知識も下がっているというのは実感している、それは私だけじゃないと思うんですよ。やっぱり熱いうちにしっかり中を作って、下がっていくのをいかに食い止めて、たまに講習会とかでまたぐっと上げていく。

そういうことをやっていかないと、もう1回落ちてしまうと、上げていくのはまた大変な努力が必要です、金もかかってくるわけです。だから、そういうことに対して、やっぱりやったのはやったんだけど、今年も予算がついていないわけで。これしっかりやる以上は、その次のフォローということも考えて計画を立てていただきたいと思うんですけれども、そこに関してはどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 昨年度、地域防災指導者養成講座を開かせていただいて、大勢の、

六十数名の修了者が出ました。その中で、やはりその方々を今後どうしてケアしていくかと、フォローアップの研修も必要であるというようなところも大変重要であると思っております。

その中で、やっぱりその方々の横断的というか、横のつながりも含めたつながりですね。地域防災計画にも載せさせていただきましたが、地域防災指導員制度というものも、今はまだ課内でございますが、今整理をしているところでございます。そうした制度を作りながら、町の地域防災指導員として任命をさせていただきたいというふうに考えております。平野議員がおっしゃるように、ちょっと時間がたってしまったんですが、この地域防災指導員制度につきまして、また改めて今整理をしているところでございますので、今後またしっかり整理をして、地域防災指導員を認定して、できれば県のふじのくに地域防災指導員にも、格上げじゃないですが、そういったものにも認定をさせていただいた中で、いろんな研修会にも参加をして、フォローアップをしていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、266で回答をもらったんですけれども、自主防災会の視察。それで、そのときにですね、要するに先ほど言ったレポートというかを出してほしいというのは、そういうことなんですよ。今言われた、ああいうことがよかったよとなったときに、やっぱりそれを文字化することによってモチベーションを保つことができるし、その中でいろんな人がいろんなもの考えたときに、その考え方が、じゃ、一番何が必要かと、最大公約数が出てくるんですよ。その人が考えたということのをぱっと聞いて、そして頭の中でだっと順列つけるというわけにいかん、多分そんな能力というのはなかなか人間というのは持っていませんので、そういう意味で、そういう研修というやつに対して、さっき言ったものもとまで公開したらという、意味はそういう意味を持たず、そういう部分でできたものに関しての結果、それは残しておくべきだと思うんですけれども、それはどうに考えますか。現実的にはないんでしょう、残っているのというのは。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど来から、各議員から視察研修のレポートとか報告書を公表したらいいのではないかとか、今はどういうふうにすればいいんでしょうか、どこかに備えつけて見せるというようなことを要求されているんでしょうか。よくわかりませんが、少なくとも私は、こういった視察研修に行った方々が、本来であれば、その行ったこと、感じたこと、あるいは学んだことをですね、自主防災会の視察であれば、自主防災会の活動に生かしていただくことが一番大事なんです。まさに視察というのは、ここにいる、私はどこの視察にも行ってないんで、余り偉そうなことは言えないんですが、視察というのは、その現場に行って、百聞は一見にしかずというように、見ていただいて、その人が感じたことを、その持ち場に戻ったときに生かしていただくことが一番いいんです。レポートを書くなんていうのは、別にレポートは今、うちにありますから、必要であれば見せられるものは見せませんから。ぜひそこは御理解いただきたいんですけれども。視察に行った人が本当に自主防災会であれば、地元の自主防災会に、その見たこと、あるいは感じたこと、やらなくてはいけないというふうに学んできたことを生かしていただくことが一番大事なんです。

だから、そこをきちっとやる方策というのは、これから、いろんなところで批判がたくさ



んあることも、無駄じゃないかとか、ありますけれども、それは生かし方が悪いんで、私もいろんなところでいろんな立場でたくさんの方のところに行きましたけれども、やはりその現場に行かないと気づかないこと、あるいは実際に見たことによっていろんな発想が湧くことというのはたくさんありますので、そこは視察についても適切に、必要であれば、何年か置きに自主防災会の方は、いつまでも東北に行くわけじゃないでしょうけれども、広島に行くのもいいでしょう。そういったところを見て、きちっと、それが先ほど来の平野議員の言うような訓練にもつながっていくというふうに考えていますので、もしレポートが必要であれば、相談してですね、見ていただいて結構だと思うんです、私。そのかわり、その結果ですね、こんなレポートかというようなことを発言するのは控えていただきたい。それは、その人のレポート、そうしたらもううち非開示にします、それからはずね。

ですから、それについて御意見をいただくのは結構ですし、視察がどういうところをやるべきだというような建設的な議論であれば、幾らでも受けていきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今言われたネガティブな部分というのはよくわかりました。確かにその人、自分も考えることもあるでしょうし、一番デメリットと言えそうですけれども。要するに言いたかったことは、確かに今マンネリ化されている、マンネリ化してきた、非常に本当に今回の9月1日を見ても、なかなか、ちょうど普通の日だったもんですから、集まるのもかなり少なかったです、いつもよりね。要するに、その中で視察をしてきて、なぜレポートとかそういう感じたことを書く必要があるかというのは、見てきた人、100人見てきたら100人違うはずですよ。要するにその中の最大公約数が一番必要な訓練にいくんじゃないですか。そういう意味で僕は、言っているのは、そういうものを出したときに、それがその最大公約数、一番必要なもの、当然地域にそれはありますけれども、それを考慮してやる、出すことが、やっぱりある程度、一種、表へ出すこと、それが必要ではないかというように判断をしているわけです。それは、今言われた、もちろん全部、本当は全部出ればいいんですけれどもね、そういうものができればいいんですけれども。

その中で、例えば個々の出てきたやつ、今、副町長の言われた、一人一人の批判に対するものが出てくるという可能性は確かにあるもんです、よくわかりますが、そのときにですね、それをまとめたものを公表の意見が多かったと、それなので、もしまとめたものができたとしたら、恐らくそれが最大公約数、現地へ行ってきて、津波に関してですよ。あそこへ行って見てきて、そしてそのときに見てきた、実際に見てきたやつを、ランクづけとは言わないけれども、表へ出して、それでその中の一番必要なものが恐らく一番必要な訓練になるじゃないですか。僕はそうに思いますので。

そうした訓練をやったときに、初めて現地へ行ってきて、確かに本当に効果という出るわけです……

○議長（八木 栄君） 山内議員、簡潔明瞭に、質疑。

○3番（山内 均君） いやいや、そういうことです、だから。

○議長（八木 栄君） 質疑の時間ですもんですからね。

○3番（山内 均君） だから、そういう……

○議長（八木 栄君） やっぱし自分の意見を述べてしまっているもんですから。

○3番(山内 均君) だって。

○議長(八木 栄君) ま、簡潔明瞭に言ってくればいいですよ。簡潔明瞭に言ってください。

○3番(山内 均君) じゃ、そういうことです。出すものを出すことによって、書くことによって順列をつけて、そしてそのことによって、初めて一番重要なものができるということを出していただきたい。全部とは言いませんけれども、出していただきたい、そういう方向を持っていただきたい。それが、でも、視察に行って結果を出すということだと思っていますよね。一応そういうことですので。

そういう意味で、全然あれですか、やっぱり変わりませんか。

○議長(八木 栄君) 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長(塚本昭二君) 視察結果という意味において、ちょっと御紹介だけさせていただきますが、女性団体連絡協議会としても、この同じ自主防災会の視察研修に参加をさせていただいております。その女性団体連絡協議会がここへ行って何をその後に行ったかといいますと、女性フェスティバルにおいて、ここの視察研修の体験を掲示しておりますし、その体験を踏まえて発表も行っているということもございますので、全く公表されていないということじゃなくて、それぞれの立場でそういう活動の中に生かされていると、こういうことございますので、その辺も、形は違うけれども、何らかの生かされ方はしているんじゃないかというふうに感じております。

以上です。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

今、一つの例、教えていただいたんですが、そのときに、本当は、こういう行ってきた結果に、こういうことによって出ましたよというものは表へ、その分当たって問題ないでしょう、何も弊害を持ちませんよね。そういうものが出てくれば、本当に必要なものが何かという訓練までいけるようなものができるという意味で、目的を持った全部の研修ですから、そういう意味で、プラス部分を出していただけるような形を持っていただければ、それが間違いなく生きてくるという感覚、考え方を持っていますので、そういう意味で発言しただけですけどもね。

○議長(八木 栄君) 質疑じゃありませんか。

○3番(山内 均君) 議長ね……

○議長(八木 栄君) 質疑ではありませんか。

○3番(山内 均君) 質疑ですか。

○議長(八木 栄君) 質疑をしてください。

○3番(山内 均君) それはわかりますかというふうに質問、クエスチョンをつけましたよ。

○議長(八木 栄君) ちゃんとした質疑をしてください。

○3番(山内 均君) 今のやったやつに関してはどうですか。やっぱりそういう分、どこへ行ってきてもそうですけれども、視察に、そういうものに関して、一番有意義に出すためのノウハウというのはあるはずなんですよ。それを踏まえてどうに考えますか。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) なかなか答えが難しくくてですね、質問も難しくくて、どの部分に答え

ればいいか私も今困っているんですが。

本当に視察旅行、必要なものについてはこれからも行いますし、その結果についても、どういうふうに生かすかについては、我々町の中でも十分検討してまいりますし、先ほど総務参事が答えたように、団体で発表する方法、あるいは町のレポートをどういうふうに生かしていく。町の、少なくとも私どもはですね、発表するしないは別として、その行った方の御意見というのは、防災であれば、後ろにいる防災課長を初めスタッフが当然ついていきますから、その意見を集約して、防災活動には、防災訓練も含めて、そういった施策にはきちっと反映しているつもりでありますし、反映しろと言っておりますので、そこは御安心いただいて、もしそれ以上何かする方法があるのであれば、適切な方法を御教示いただければというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

262ページの地域防災計画策定業務委託という形で、1,100万円で、成果品としまして、水色の大分、肌色の冊子から青色の冊子にかわって、分厚くなったものができ上がったんですけども、これを計画を作って、これをどのように落とし込んでいくかというのも作った当初にあったと思うんですけども、ちょうどぎりぎりにできたと思われるものですから、この町がとるべき措置とか体制を明確にすることができたということで、この改訂して防災会議等を開いて、中で承認していったと思えますけれども、最終的には3月20日に開催して承認という形で、承認後、25年度末までにも余り日がないんですけども、どのように、その計画的なものを役場内、自主防、町民の方々というところで、落とし込みをやっぱりしていかなければ、その企画に対していかなければまずいと思うんですけども、そういったものが具体的に地域防災計画の中に行程表みたいなものが入っていないものですから、どのように考えているかお示ください。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） ただいまの質問でございますけれども、地域防災計画の策定に当たりましては、もちろん委託業務でありますので、受託者の業者のほうとも年間を通じて10回程度打ち合わせを行うというところも行いました。それから、主には10月1日に津波防災まちづくり推進会議というものを立ち上げまして、その推進会議の中で各課横断的に、この地域防災計画の策定に当たって、それぞれ所掌する事務を含めて、この地域防災計画の策定に当たって精査をいただいたというところです。その推進会議がですね、4回ほど行っております。

それから、その下部組織というか、作業部会というものを設けてありまして、作業部会も4回開いて、この地域防災計画を策定をしたと。案を作りまして、最終的に3月の防災会議に諮ったと。その前にも12月の時点で1回目の防災会議を開きまして、最終的に2回目の防災会議が3月という形になります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

策定に当たってはそのような形ですけども、その計画をどのように自主防並びに町民の皆様方に、その計画を周知させていくかということはどういうふうにお考えなんですか。その計

画があるからいいというものでもないと思うんですね、それぞれの役割もあるだろうし。そういったところの落とし込みですね。そして、作った後、配付はいただいたんですけども、議会に対して行政報告というものも行っていないと思われまます。こういった計画であるということの説明もまだ受けていないわけで、一部の方々、やったのかどうかわかりませんが、そういったことを考えたときに、やはり作っただけで終わらないで、今後どうしていくかということも必要だと思われまますが、それについてはどうなんですか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） まず、自主防とか自治会のほうの皆さんに関しましては、1回目の防災会議、防災会議の委員の中に自治会長が入っておられます。そんな中で、自治会、自主防災会のほうからの目線で、地域防災計画、12月の時点の案の時点でこういう計画で町は考えていますかというようなことをお示しをした中で、3月に意見があったものを反映したというものでございます。中身としましては、数件、今すみません、しっかりした件数は覚えておりませんが、自治会のほうからも数件の意見が出ておりまして、それを反映したものにしております。あとは、町民の皆様に関しては、パブリックコメントを行ったというようなことでございます。

その後の御質問のほうで、議会のほうにもちょっと報告がなかったというようなところで、大変申しわけありませんが、冊子をお渡ししてという中で、御報告ということにさせていただきました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 申しわけないが、質問に対して答えていないんですね。作った経過はわかるんだけど、作ったものをどのようにね、実行するために反映していくかという説明をしなければならぬです。町民が参加したり、自主防が参加している場面が、役割分担もあるわけで、こういう計画を作って、確かに作る経過では、そういった方が参画されたかたもしれないけれども、一部の方ですよね。自主防の役員を全員入れたわけじゃないんだから。そうなったと考えたときに、今度その計画をもってどのように地域を守っていくかという、その説明なり、役割分担の認識というものを周知していかなければならないと思うんですが、それが全然抜けているといったところを、それについてお答えを願いたいんですよ。議会に対して説明なんて別にいいです。読めばわかりますので。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 大変申しわけございません。全ての町民の皆さんというわけではございませんが、自主防災会、町内会に関しましては、昨年度から年度当初に各自治会を回らせていただきまして、自主防災会の役割を含めて、その年度の防災課に関する事業を含めて御説明に上がっているところでございます。

そんな中で、地域防災計画の中で載っている自主防災会の役割、さっきも申し上げましたが。そういった役割であるとか、こういった年間を通じて訓練をやってください、3回の訓練だけではなくて、ほかの訓練を通じて向上していただきたいというような説明会を年度当初に、昨年度からちょっと自治会を回らせていただいているということもございませす。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 年度当初には小冊子はできていなかったもので、じゃ、26年度にはやっていないということですね、まだね。そうですね。

それに関連しまして、264ページなんですけれども、繰越明許事業なんですけれども、津波防災まちづくり推進計画策定業務委託ということで1,911万円という形でなっているわけなんですけれども、これは、今後15基の避難タワーができた後、先ほど歳入の部分で町長がいろんな今のお考えを述べられたわけでございますけれども、そういう計画に基づいた計画を実際的に国交省なりに上程していく資料として作ったもので、まだこれはオープンとしては、資料に、成果品というか、そういう冊子的なものはできて、なっていないんですよ。構想だけ、でも、これについては、この委託の成果品というのは今どういう形になっているんですかね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） この委託につきましては、委託する業者の部分、やってもらう部分、それから町が考えて作らなければならない部分があります。まず初め、業者のほうの部分については、概要から始まりまして、町の状況とかそういうものを調べてもらってという話がありますが、町で今後進めていく事業について、町が考えていかななくてはならないという中で、この間、全員協議会でちょっと、平野議員でしたか、質問があったと思ったんですが、今、推進事業がどういう事業があるかということで、各課から拾い上げて表を作っているところで、作りました。それをもう少し精査をしたいと考えているところでございまして、もう少し時間をいただきたいという話をこの間させてもらいました。それを整理して行って、命を守る対策、それから財産、生産活動を守る対策という形で分けて、そういうものを作っていきたいということでございます。

町長は、今、一丁目一番地の話を先ほどもされたわけですが、防潮堤の整備とか、それはまた別の話で、うちのほうで今やれる部分、防潮堤については、今直轄の関係がありますので、直轄のほうは今、そちらで動いているという状況でございます。町でやれる部分、町としての事業、それを拾い上げて、今そういうものを作っているということです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

そうしますと、この町が考える前段の資料のものを今回作って、26年度に町の考え方の計画を、それを基本にして作り上げて推進して、27年度以降に実行していくと。基本的な、基本設計的なものという認識でよろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） なるべく早く作りたいと考えておるところでございまして、企画課のほうで持っています実施計画がありますよね、その中でも物を拾い上げていると、拾い上げて作ってございます。

もう少し時間をいただきたいというのは、その部分が何年度という、年度の目標もその中に入れていきたいなということが考えていますので、それも含めてなるべく早い時期にお示しできればと思っています。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 声が小さくてすみません、聞こえるかなと思ひまして。

ちょっと基本的なところを説明させていただきます。

各種こういった防災の計画を立てるには、いろんな計算とか、資料収集をしなければできないということで、計画を作る基本的なものを整えて、それをもとに行政がこういった計画を

作っていくかというところで、その行政のほうで作る、町として作る基礎的なものが業務委託ででき上がったと。今回は、あと、先ほど地域防災計画の話もございました。それから、4次想定で県のほうがアクションプランといった形で出しているということで、今後こういったものを全て整合をとって、計画づくりをして、またそれを周知するために、広報なり徹底するような施策を実施をしていくということになりますので、今基本的な部分ができ上がったので、各種計画的なものを整合させて見直して、避難タワーもできたということで、避難行動計画も作るという意味での計画はやっていたんですけども、今度はできた前提での計画になってきますので、そういった時点修正も含めて、現在いろいろ整理をしているということでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 非常にわかりました。

そういったものの計画が本年度中に作って、来年度予算に反映した形で動くという、スピード感を持ってやられるという言葉も日々聞いておりますので、そのような予定でいるということで理解してよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 既に計画が今から、最終的に公表していきますけれども、それを策定している段階でも各種事業は進めておりますので、そういった中で、今後もこういったことをやっていくというところは整理して出していくことになると思います。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 268ページ、情報伝達充実強化事業ということで、②のところ、防災メール配信システム構築委託料ということで、よしだ防災メールの整備ということであります。この費用というのは、構築をするための委託料ということで、今後、保守であるとかそういったものになってしまうという感じで、この項目自体はもう今限りということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） はい、そのとおりです。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうした中で、69ページのほうを見ますと、運用を開始したのが9月30日ということで、目標数が3,000人、25年度末の実績が1,202人となっておりますが、これ何とか人というのが非常に多分危ない数字というか、不正確になってくると思います。というのは、多分これアドレス一つに対して1人というカウントをして、多分町民の方がやっているから3,000人であるとかというのはあると思うんです。自分、二つアドレス登録しています。そうすると2人になってくるんで、そこのところは気をつけないと、これそのまま数字はうのみにできないというのがあります。そこをお伝えしたいと思います。

それと、今一般にはやっているというか、持っているのがスマホになってきていますよね、携帯とスマホ。登録する場合、そこで二つ、家でのパソコンのメールアドレス、それと携帯のアドレス、自分はドコモなんで、SPモードというのがあるわけですが、その二つを登録しているんですよ、自分は。なぜかという、最初、パソコンのほうのアドレスを、自分のところ

のアドレスありますんで、それを登録してしましたら、遅いんですよ、来るの。それで、見ると、千九百何年に出ているというような情報なんですよ。だから、メールの一番下のほうへ行ってしまうと、全然見られなかったの。それでおかしいなと思って、SPモードで登録したら、その日に、同じ時間帯に来るようになったというのがありますので、そういったことの点検というのはされているのかどうか。自分がたまたまそういうのが当たったんで、今述べているわけなんです。そういったことに関してチェックされておるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） すみません、そこまで気がつかなくて。1人が2台持っているということもちょっと気がついていませんでした。うちのほう、何人入ったよという情報は端末でこう入ってきているんですよ。だもんで、それがもしかしたら今言ったように、登録が2という、1人が2という話があったのでしょうか。これについてはちょっと検討、どうして、人という、何ですか、表示の仕方をまた考えていきたいと思っています。

うちのほうで今3,000人の約10%をこれは入れればいいよという話が、県のほうからもこの進めるときにありました。なかなかこの10%をクリアするのは難しいぞという話の中で、去年、小山城まつり、出かけてくれたと思いますが、その中でも登録のほうをちょっとやらせていただきました。機会があるごとに登録のほうを進めていきたいと思っています。

今、1,270人ぐらいということで、これを作った時点ではこういったことですが、そういうふうになっています。なるべく早く3,000件登録できるように頑張りたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） それじゃ、ここで暫時休憩とします。再開は3時25分です。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時22分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は12名です。

休憩前に引き続いて、9款消防費についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） よろしいですね。

それでは、質疑を終結します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書の319ページ、図書館活動推進費。

全協におきまして、来場者数の減少の原因として、減少は全国的に起こっていることであると。また、道路工事や看板の故障のために入り口が不明確になったということが上げられました。入り口の故障に関しては、吉田町でよく行く人なら、それは余り大きなマイナス要因じゃないと思いますけれども。その分析として、30代から50代の女性が減少して、日曜日の利用者が減少していると。女性の社会参加が影響しているのではないかというような見解も述べら

れたわけでありましてけれども、23年度から24年度に2,600人、24年度から25年度に9,286人と減少して、その年度で倍増しているわけですよ。これに対してはもう少ししっかりした分析が必要じゃないかなというふうに思うわけですが、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） しっかりした分析という理由がですね、年齢別とか地区別とか、その辺は資料として持っています。ただ、この間説明させてもらったように、道路の状況とかがございまして、一概に言えないじゃないのかと。やはり必ず資料費の問題が利用の状況には出てきますが、隣の大井川の図書館、焼津の今、分館になっておるんですが、資料費が今1,000万ぐらいに多分あると思うんです。うちが今600万とか700万なんですが、それでもうちのほうが多分利用状況がかなり多い状況で、一概に資料費だけの問題ではないと思っています。

ですので、なぜ減ってきた、一つは、この間の全協でもお答えしたんですが、30代から50代女性、その前に、以前には一般質問でもお答えしたんですが、お子さん、小学生、主に減ってきているということで。一緒に保護者の方もついてきて、そういうのもずっと、相変わらず小学生の利用者が減っておりますので。

もう一つは、一時期、60歳ぐらいの方が増えた時期があって、ずっと増えてきたんですが、その方がまた5年程度年をとってきて、だんだんその辺が減ってきたと。80代以上が来られなくなると。

いろいろ毎年毎年状況が変わってきて、地区別に関しても、今は、25年度は住吉と川尻がちょっと減ったと、北区が増えてきたと。その前の年は片岡が増えている。それぞれで少しずつですが、減ったり増えたりはしています。町外について確実に減っているのは、藤枝市が今減っています。それは駅前ができたからだと思っています。牧之原がいま一つ減ってきています、大きく。それはちょっと今わからないんですが、今はまだ全部はつかんでいないんですが、毎日の利用状況、特に天候とか、あるいは休みが続いた後の2週間後は必ず減ります、次の日はある程度増えますが。いろいろ状況が変わっていて、我々のほうでもこれだというのが今言えない状況です。

何とかその理由が解決しているのは、資料費の問題なら資料費を増額するとかということもやっていかなくてはいけないんですが、まだそれ以外にもあると。もう一つは職員の問題もあって、職員がですね、昨年の場合、臨時職員が3名、4名、かわってしまって、きちっと対応できない状況が続いていますので、そういうのも少しずつ影響が出ているんじゃないかなとも思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今のお話では、いろいろデータをそろえて分析はしているんだけど、明確な結果というのはまだ得られていない。藤枝とかそこが減っているというのは原因もわかっているし。ところが、町内に関して言えばなかなか分析し切れいていないというところだと思います。

それに対して、貸出冊数、これ去年は来場者が減っているんだけど、24年ですね、貸出数が増えていたんですね。ところが、25年は、極端に2万5,000冊減っているんですね。この辺に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。



○図書館長（浅井勝巳君） 一つには、やはり資料費の問題、問題ではなくて、古い本が増えてきていますので、1人当たりの貸出冊数が減ってきていると思っています。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その辺は、効果にも書いておりますが、住民のニーズに応えることを基本としてということ、ニーズに応えるというようなことでやっていただきたいと思うんですが、図書館というのは、結構1日400人とかですね、人が集まるわけですよ。だから、本を借りるというだけじゃなくて、コミュニティーの場としても有効な場ではないかと。私も行って、久しぶりに会った人とかですね、話してしまうとかそういうこともあるわけで、やっぱり何かそういうイベントみたいなものを作って、集客数を増やすような、本を貸すだけじゃなくて、もっとこう住民が行きやすいようなアイデアを出してもらって、低価格で人が遊べるようなこともどんどん考えてやっていただければと思うんですが、その辺に関してはどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 議員おっしゃるとおりだと思っております。

特に交流ストリートの展示物ですね、あれが今、今ごろからちょうど3月ごろまではずっと予約がもういっぱい、展示物が多いんですが、夏休み前までが今ないんです。この辺をフォローしようとして、去年は図書館のほうの事業としまして、県の文化課が絵画のほうを借りてきてやるとかやっていたんですが、先ほども言いましたようにまだ職員のほうが1年、2年目の職員が多くて、1人で企画を立ててやれるという体制ではないので、まずそこからやってもいけないと、館長の私としても、そういうことはぜひやっていって、そういう多くのね、ふだん本だけじゃなくて、そうじゃない方も来ていただきたいと。

今、それで1件、今年、これから一つあるんですが、凧ですね。吉田は住吉凧と言うんですが、相良の方で凧をたくさん収集されている方がやっていただけるということで、今年の12月はまた今までと違ったそういう展示ができるのではないかとはいっていますが、そういうのはなるべくいろんな方から情報をいただいて、図書館の協力できるものは協力しながらぜひやっていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私も孫がですね、張り出されると子供を連れていくわけですよ。その友達にも、出ているから見に行ってみたいなね、そういうコミュニティーで広げていくというような形でやっていけば、そこへ行けば、見に行くだけじゃなくて、やっぱり子供を連れていったら、子供のところへ行って本を見たりするわけで、そこをしっかりと本と親しめるということもあるので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、要望です。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 306ページでございます。

芸術文化振興事業費ということで、(4)の取り組みのところですね、実施内容、囲碁大会、将棋大会、芸能祭、文化祭、茶会等ですね、参加人数が囲碁大会が10人、将棋大会30人ということで、芸能祭には1,442人とかたくさんの方の来場があって、芸術文化の活動、交流というんですか、そういうことができたということで、書いてあるわけですが、この大会について、

囲碁と将棋の大会については、多分何ですか、食事代ぐらいの負担金、参加費を出してですね、恐らく(3)の⑤のところに、文化協会、文化祭負担金81万と支出の中で、この囲碁大会、将棋大会の経費も、多分景品とか参加費の負担金でそちらへ配分されるということだとは思いますが、この大会については、多分吉田町にも囲碁クラブ、あるいは将棋クラブの中で、その人たちに文化祭の一つの成り立ちということで、負担金を出して運営してくださいよ、頑張ってくださいよということでやっているとは思いますが、これはね、クラブの方しか入れない。要するに大会へ参加できないのか、まずそこをお聞きします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会といたしましては、この吉田町文化祭、芸能と文化展、そのほか囲碁大会、将棋大会、お茶会とそれぞれあるわけですが、お茶会につきましては少し毛色が違うということですが、それ以外のものにつきましては、基本的に皆さん平等に出ていただくと。それでたくさん参加していただくということを目的としておりますので、特定の方を対象にするとか、そういうことではございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 実はですね、25年において、24年までは参加、こういう話があったんですが、24年までは代表者に電話をかけて参加できていたものが、25年には、クラブへ入っていない人はできませんよという形のあれがありましたもので、何かその辺が変わったのかなということ。ですから、その負担金を配付というか、配分するときですね、その辺の話もね。確かにこの目的のところに、地域に根差した芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じてということですね、そういうことがありますもんでね。例えば吉田町へ来て、知らない人ばかりで、何か自分が囲碁、将棋ができるんだけどね、そういうところへ参加して、文化の何ですか、囲碁大会があるということで、参加しようと思ったら、クラブの人しかやれないよという、そういうね、気持ちの小さいようなことで、ちょっとここの意図とするところと、何だか寂しいなということを感じましたもんでね。そういう事例がありましたもので、もしあれなら、そういうことを、配分するときですね、その辺の趣旨も言って交付していただきたいと思えます。

以上です。要望です。あれば。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 参加できなかったという方がいたということで、大変申しわけございませんでした。私どもはそこまで把握していなくて、申しわけございませんでした。

負担金として交付しております文化協会にも、その旨申し入れをさせていただきます。

以上でございます。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費及び12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金及び14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これで本案についての質疑を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時36分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会11日目でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第53号、議案第55号の補足説明

○議長（八木 栄君） ここで、町民課長及び高齢者支援課長から発言を求められていますので、許可します。

初めに、町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

9月8日の全員協議会におきまして、第53号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業歳入歳出決算の認定についての質疑の中で、藤田議員からご質問をいただきました人間ドック受診者の男女別の人数でございますが、受診者268人中、男性155人、女性113人でございますので、御報告いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

さきの全員協議会の質疑の中で、第55号議案の平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑の中で、藤田議員から主要な施策の成果に関する説明書の18ページ、19ページにあります介護予防教室の参加者の男女数につきまして御質問をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書の18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、二次予防事業のほうのパワリハの参加人数でございます。運動器の機能向上事業のトレーニング機器を利用した事業の中の参加人数ですけれども、26人中10人、男性でした。次にもう一つ、17人中3人、男性でございました。次に簡易な運動でございますけれども、25人中6人、男性でございました。そして、栄養改善事業でございますけれども、この事業につきましては男性の参加はございませんでした。口腔機能向上教室でございますが、12人中お一人、男性でございました。

そして、次のページにまいります。一次予防事業でございます。簡単体操でございますけれども、158人中4人、男性でございました。そして、骨格貯筋体操でございますけれども、85人中4人でございました。そして、認知症予防事業でございますけれども、147人中8人が

男性でございました。

以上でございます。

---

◎議案第52号の質疑

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

本日は、提出された議案について質疑を行います。

初めに、特別会計及び企業会計に関する決算の認定についての議案を議案番号順に行い、続けて、それ以外の議案を議案番号順に審議いたします。

日程第1、第52号議案 平成25年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第52号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第53号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第2、第53号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第53号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 国民健康保険に関しまして、今年の初めの保険料を変えるときに配られた資料の中に、静岡県の市町で保険料と医療費のデータをいただいたと思うんですが、そのときに吉田町というのは、平成23年度のデータなんですが、保険税に関しましては割と静岡県の上位に位置していて、それに対して療養費という点では静岡県の中で割と下のほうに位置したと思うんですが、結局、医療費が少ないにもかかわらず、高い水準の正規の保険税をかけるというのは、あそこですと5割とか、2割とか、そういう5割免除、2割軽減、そういう対象者が吉田町の中では比率が高いということで、正規のものを高く設定しなければならないというふうにそのデータを見て思ったんですが、その考えは正しいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 軽減につきましては、以前には吉田町につきましては6割と4割の軽減を実施しておりまして、それが22年度から原則として7割、5割、2割というものになっていまして、変えるという改正もございませんでしたので、現行のまあい

っていたという状況もございます。

今回、改正がありまして、それを6割、4割から7割、5割、2割に改正をさせていただきました。その軽減された部分につきましては、国からも保険基盤安定制度繰入金というものがございまして、町からも助成している部分もございますので、それが原因ということではないんですけれども、よその市町につきましては、例えば保険税を下げるための一般会計から法定外繰り入れであるとか、そういう手だてをとっているところもございますし、一概にそれだけとは申し上げられませんが、当町につきましては法定外繰り入れは実施しておりませんので、本来税で賄える分については、大変被保険者については負担が大きくなるかと思えますけれども、御負担をお願いするというので今回、税率の改正をさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 収納率というところを見ますと、対前年1.22%アップと、大きくアップしてすばらしいなと思うんですが、収納率の関係でいきますと、軽減対象者と通常の方との収納率というところで差はあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 特に軽減者と普通の方ということでの区別での収納率は見えておりませんが、軽減されている方が全て納められないかということ、そうでもないものですから、確かに国保の方の場合は所得の低い方が多いわけですが、そういった軽減者かどうかということではございません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） じゃ、別の観点で。説明書を見る限り、9ページの一般被保険者医療給付費からしばらく、取組内容、業績には支払ったという文言がずっと連なっているわけですが、アップした徴収と同じように業務改善というのはやられていると思うんですが、そういうことを書かれたらいいかなと思うんですが、25年度、24年度に比べてこういう業務改善を行ったというようなことはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 業務改善というか、医療費を下げる何か方策であるとか、何か対策をしたという意味でよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それと、もう一つは、単に支払ったということではなくて、事務改善ですね、何か工夫したとか、そういう業務上の工夫みたいなものもございましたら、それも加えてお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 例えば、療養給付費の関係の支払いとかに業務改善とかということではございませんか。

〔「はい」の声あり〕

○町民課長（久保田千江子君） これにつきましては、町が被保険者の、お医者さんにかかるわけですが、年齢によって違いますけれども、その全体の負担のうちの7割であるとか、乳幼児であれば8割であるとかという負担する分を、国保連合会から請求を受けまして支払うというものでございますので、町のほうでそれを、例えばこの支払うこと自体について業務改

善をすることかということ自体はできないことですので、これ以外の例えば医療費を下げるに当たり、例えば特定健診であるとか、そういうような別の方法により、全体の医療費を下げる努力というものをするかどうかというような話になってくるかと思えますけれども。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） じゃ、その医療費を下げるという観点での工夫とか、そこを具体的に24年度と25年度で違ったことをやっているかという点では何かございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 例年と特にとりかかるといっても、例えば39ページ以降に特定診査等事業費であるとか、保健事業活動費であるとかということもあります。こちらのほうになってくるかと思われます。それとまた事務費の中で、レセプトの点検等をして、適正に医療機関のほうから請求がされているかというようなことで二次検査をしているというようなこともございますが、あとは、特定健診を実施いたしまして、その後に特定保健指導をして、重症化を防ぐというような対策などを進めているところでございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 国保税の1世帯当たりの負担額というのは上昇傾向にありまして、高くなってきているわけでありまして、被保険者からも負担には耐えられないといった声を聞かされているところであります。それらのことから数点お聞きをしたいと思えます。

まず、保険税については、予算額と調定額の関係についてであります。保険税は目的税であるということの立場に立って、他の税とは異なるわけでありまして。必要な最小限の額を徴収すべきとの理解をしておりますけれども、調定額が大幅に上回っているということの理由については、何かありましたら伺います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 調定額が予算額を上回っているということで、国保税の調定額全体におきましては過年度分のものがございまして、調定額全体といたしましては、25年度の最終調定額につきましては10億1,521万6,666円ということになっておりますが、過年度分も含めましてこの金額、調定額でございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 予算額と調定額を見たときに、調定額が上回っているという計上については、特に特別な理由があれば教えていただきたいと。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 予算額につきましては、調定額を見込みまして、国保の予算を立てるときは、国民健康保険税は最終的な必要額を計上させていただくというような形になります。それで、見込みの調定額を立てまして、それから収納率を掛けた金額を予算額というふうになるんですけども、本算定を実際に行ってみますと調定額自体が出てきませんので、その後に補正もさせていただいてございますが、それに対しまして、これくらいの収納率であろうという率を掛けまして予算計上をさせていただいてございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） わかりました。

次に、不納欠損の問題についてお聞きをします。

理由の中には住所不明ということが出てまいりましたけれども、このことについては住民基本台帳なり本籍地といった照会はされていることと思います。そのことの追跡の仕方については当町ではどのような手法でもって追跡をされているか、お聞きします。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 欠損理由の行方不明者でございますけれども、実際に保険証を送ったり納付書を送っても郵便が返ってきてしまって、それから町内の方の現地に行ってもいないということで、現地のほうに行って、いない方については、町民課のほうにお願いをしまして、町民課のほうで再度確認をして、いなければ職権で削除をいたしていきますので、そういった不明者。それから、他町村のほうに転出された方につきましては、全て私たちも実態調査をいたしますので、そちらのほうで職権で削除されていた方とか行方不明になっている方については、行方不明ということで執行停止をさせていただきまして、3年間、資力の回復調査とともに同じ調査をいたしますけれども、それでもいらっしゃらない方というのは欠損という形にさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） わかりました。

次に、収納率についてお聞きしたいと思います。

収納率については、表を見ましても、向上がされているということで理解はしておりますけれども、国保税の収納率は93%より上というか、以上は見込めないかということであります。それとあわせて滞納繰越分についても、現状よりも30%あるいは40%になればいいなという思いでありますけれども、現年課税分とともに収納率を上げていただければ、増税はしなくてもよかったなという計算もできるのではないかと考えて質問をしております。

そのようなことで、一方では町民税なり固定資産税の収納率はあるわけですが、比較をすると国保税は低いわけでありまして、その点についてどのようなお考えであるか、現状よりもいま一つ努力をしてほしいという意味でお聞きをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 国保税の収納率がほかの税に比べて低いという御質問だと思いますけれども、税務課といたしましては、国保税のみということではなくて、未納者全体の中で、早い欠損を迎えるほうから収納をしていくわけですが、特に国保税につきましては分納者が多くなっております。分納のほうを進めて現年も並行納付をお願いしているんですが、先ほども申し上げましたように、国保税に入っている方というのは所得の低い方も多いものですから、現年と並行納付をしていくのはなかなか難しいということで、過年度分の分納を今されている方がほかの税に比べてかなり多数を占めておりますので、そういった関係からも、どうしても国保税の現年度分収納率はほかの税に比べて低くなっておりますし、また、分母的にも過年度分の調定額がやはり分納されている等に関しまして、時効中断をされて、前の分から払っている方も多いものですから、過年度分での繰り越しも大きいということで、どうしても国保税がほかの税に比べては低くなっております。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 現状の滞納額をどのように解消しようとしているか、あるいは収納率をさらに向上させるための対策としては今後どのようにしようとしているのか、お考えがあ



りましたらお聞かせを願います。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 収納率の向上ということでは、今うちのほうで一番に行っているのが口座振替の推進という形でございます。今年度につきましても、国保税の税額が上がるということもありまして、国保に入っている世帯全員に国保のほうからその上がる理由を文書を出させていただいた中に、口座振替になっていない方については口座振替の依頼書とともに、口座振替のお願いを出しております。それでかなり口座振替の率も上がってきているということで、口座振替のお願いとともに、あとは、やはり過年度分については、財産調査、生活状況等の調査を強化いたしまして、処分すべき財産がないとか、生活困窮であるとかという場合は執行停止を行っていくというお話をさせていただいたと思いますが、今現在でも執行停止が、今まだ滞納では残っておりますけれども、執行停止額として入っている部分が19%くらいが、取れないのではないかと、うちのほうで確認をして停止をしているものもおりますので、なかなか国保税の滞納分についても難しい状況にあるというふうな現状でございます。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 47ページの間ドック委託料について質問をさせていただきます。

先ほど利用者の男女別の報告を聞きましたが、268名のうち155人が男性で、女性が113名ということのを伺ったわけですが、25年度から補助金制度ができて、多分増えていると思うんですが、現在、間ドックの受診される病院関係が患者の指定で大概決まると思うんですが、その辺で近隣の榛原病院あるいは島田市、それからその他の施設について、どのような率で患者が選んでいるとか、あるいは病院の関係で、その病院の割合がわかりましたらお願いしたいと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、件数につきましては、42ページのところに記載させていただいてありますけれども、医療機関ごとの実績が、率のほうはよろしいんですか。

〔「ええ」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、件数の実績出ておりますので、率については、それでは後ほど率だけ御報告させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 吉永議員、数字の確認とかというのは全員協議会でやっていただくということなものですから。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） そういう状況で、現在、窓口で受付をしても、ちょうど私、今年受けたんですが、胃の検診が榛原病院は半年以上かかるということでございまして、バリウムなら早くできると、4月に申し込んで、胃の検診の胃カメラが遅れていますので、それだと9月になるという話を聞いたんですが。そういうことになると、病気が悪くて病状が悪化している場合には、もう既に非常に間ドックの価値がなくなるような状況になりますので、それからあと、バリウムだったら早いということですが、そういうことがわかっていて、

人間ドック申し込みされるときに、そういう状況をなるべく早く患者さんに連絡してもらおうという方法はないのか伺いたいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 大変人間ドックが込み合っていて、受診するのが速やかにできないという状況は医療機関によっては伺っておりますけれども、それをこちらのほうでどういうふうにということができないものですから、大変申しわけないんですけれども、それはその予約できる日でお願いしたいと思います。ただ、もし何かしら症状があつてでしたら、そのまま医療機関を受診していただければいいと思いますので、人間ドックではなく、そのようなことを御本人としても対応していただければと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） そういうこともございますけれども、MRI等でわかったという人もありますので、病院関係のそういう連携をしてほしいなと私は思ったんですけれども、申し込みさせても結局長期になる場合もあるもので、そういう指導を病院関係と連携をとってやれるものかどうか、それをちょっと検討していただきたいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 申しわけありません、連携についてはこちらのほうでちょっと判断できないものですからあれですけれども、御希望の病院がございますので、申し出ただいたときにその病院が混んでいてあれということであれば、ほかの病院を言っていただければ、そちらのほうの予約の確認等もできますので、その辺のことはその状況に応じてまた対応をさせていただきたいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） そういうことは、ぜひ、担当と多少病院関係の状況を知った上で、受付をしていただければ患者としてもうれしいと思うんですけれども。僕も榛原病院に行かなきゃならないという、一途でやったものですからそういう結果になったわけですけれども、早くやれるという状況がわかっているならば、その他の病院へ行けたと思うんですけれども、そういう指導をこれからもぜひドックのほうでもやっていただきたいと要望します。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 39ページ、40ページ、特定健康診査等事業費ということでありますが、40ページのほうに内訳みたいのがあるんですが、特定健診検査の受診率が40%、これが平成26年6月25日現在までというカウントなんです、なぜこれ年度を超えて示しておられるんでしょうか。それがまず1点で、これも40歳から74歳までの方が対象になると思うんですが、多分年代別で受診を受ける方の率というのは違うと思うんですが、その辺のところでお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） まず、特定健康診査の平成26年6月25日現在と書いてございますが、特定健診の受診率と、あと特定保健指導の終了率であるとか、そういうものについては報告の期限がございまして、その確定した最終的な正式なものが11月に出るようになっておりますので、それまではこの日現在ということと、あと特定保健指導等につきましては、例

えば受診してから半年間で完了するとかという方もございまして、年度の終わりころに受けられた方については、最終的には今年度のものになるのか次年度のものになるのかとかというのが確定しておりませんので、そういう点で、最終的なものについては11月に公表されるということで、現在は平成26年6月25日現在というもので記載させていただいております。

それから、受診者につきましては、現在、特定健診が平日の午後になっているんですけども、医師会のほうに委託しておりますので、先生の御都合ですとかそういうものによって、それがそういうような状況になっております。今、年齢別の資料は持ち合わせていないんですけども、多分40歳、若年の方のほうの受診率が全体的な傾向として悪いということは伺っておりますので、その辺の人に対してどのように受診を進めていくかということも考えていきたいと思っております。

今年度につきましては、土曜日の1日、土曜日検診を1日やってみたくんですけども、それががん検診と同じ日になりまして、それで受診も午前中ということになりましたので、その辺のことで、1日ではございますけれども、受診率の上昇につながれば良いというふうを考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 自分もはっきり言って受けていないんです。申しわけないんですけども、受けてない。その理由は、やっぱり時間的に行けないとかというのがあると思うんですね。特に若い年代、40代、50代という働いている時間が多いと思うので。ましてや国保という自営業者であったりとかということで、なかなか時間が作れないというのがあって、そういう中で受診に行けないというのがあると思うので、その辺のところをもうちょっと受けやすい時間帯であるとか曜日であるとかというものをまた考えて、せっかく無料で受けられるものなんで、やっていただきたいと思っております。

そういう中で、今回の決算で、これまでやってきた中で、大体これくらいの方が受診するだろうということで予算額もこの辺でとまっているのかなと思うんですが、最終的に決算でこれくらいだったというのかなというのがあるんですが、これをもうちょっと上げていくというような方策をもう少し考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 先ほどの中でも申し上げましたとおり、今回につきましては、土曜日検診をがん検診と一緒に午前中というふうにはさせていただいております。また、担当課といたしましては、個別検診を今やっているわけですけども、町内で4医療機関が受けさせていただいております。先生に受けていただけないとちょっと無理なんですけれども、できれば先生の御協力をいただいて、そういうのが拡大できればというふうには考えております。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 全協でも確認させていただいたことでありますけれども、国民健康保険事業の安定的な財政運営を図るために、静岡県国民健康保険団体連合会というところで、財源について、県下全域で調整しながら、各単独の保険者の負担が軽減されるような施策で行っていると思うんですけども、25年度決算におきましては、交付額が3億2,000万ぐらいで、拠出額が2億9,000万ぐらいで、差し引き2,600万円、吉田町の国保はいただける金額が多かつ

たと。であるんですけれども、これっていうのは、ここ二、三年の平均的なもので見ますと、どういった傾向なんですかね。保険というのはやはり保険料と、またそれを受ける方のバランスでもってやらなきゃならないと思われるものですから、ここ3年振り返って、今どんな状況なんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業がございます。高額医療費共同事業につきましては、80万円を超える医療費につきましてやっている共同事業でございます、これにつきましては国と県の負担分が入ってきているもので、80万円で区切られているわけですが、それ以下の保険財政共同安定化事業につきましては、25年度につきましては、10万円から80万円までの高額な医療費について、共同事業で各市町の拠出金を出し合って、それを交付するという形でやっております。24年度まではこれが30万円超から80万まででございましたけれども、来年、27年度から1円以上の全ての80万までの医療費が保険財政共同安定化事業の対象となるということで、25年度につきましては10万円に拡大をしております。

そういった中で、吉田町につきましては、過去は医療費も低い状況にございましたので、交付よりも拠出のほうが上回っているというような状況にございました。これにつきましては、拠出金の積算をするときに、2分の1のものにつきましては被保険者数をもとに算出しております、残りの2分の1につきましては、過去3年間の医療費の実績により算出をしております。そういうことで、吉田町につきましては、1人当たりの医療費自体につきましては低いほうでございますので、拠出のほうが上回っていたという状況にございましたが、25年度につきましては、大変医療費も増えまして、拠出よりも交付のほうが上回ったという状況にございます。ただ、これにつきましては、2分の1が被保険者、残りの2分の1が過去3年間の医療費の実績がもとになっておりますので、25年度につきましては交付が増えましたけれども、今後、場合によりましては、医療費が下がった年については、過去の実績というものを基準にしますと、拠出のほうが増えるというふうになる状況もあるかと思っております。

ですから、今後もこの共同事業につきましては、1円以上になる。その先にありますのは、広域化ということで、県が保険者になるであろうという、そういう国からの施策になりますけれども、それを見据えまして、町のほうとしても状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりやすい説明、ありがとうございます。

そうしますと、広域化の28年度からですか、30年ぐらいと、あれですけれども、正式に決まっていないのかもしれないけれども、方向性としてはそういった形で今後なるわけですが、2分の1は過去の医療実績に基づいてという形になるんですけれども。また、1円以上という形になると非常に、どこの市町もそうだと思うんですけども、増えてくると思うんですけれども、今想定されているものとしては、今後この拠出額が増える、この実績を踏まえて増えていくという認識で今はいるわけでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 27年度につきましては、数値が、県のほうで試算していただいたものが今現在来ているものがありますけれども、それは24年度の実績をもとにやっている

ものでございます。24年度につきましては、うちの町は25年度に比べて医療費は低い状況にございますので、それを基礎としているものですが、大体交付と拠出それぞれ2.5倍くらいの金額になるというふうに全体では見込んでいるようなものが来ております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、2.5倍ぐらいの拠出額になるということですか。

〔「当然、交付も」の声あり〕

○12番（藤田和寿君） 交付も当然来ると、ツーペイで総額が上がるということですね。割合的なものは同じだということですね。はい、わかりました。

そうなってくると、やはり健康で健やかに日々の生活を送っていただけるような形で、さまざまな形で、病気にならないような施策が必要であると考えます。

保険者としての務めとして、今は目標的なものがないと思うんですけども、過去においては、特定健診が始まった当初は、3年間で50%以上という目標を作って、それに対して、あめとむちというような国策で終わってきたと思います。

今、現実でありますけれども、先ほど同僚議員からありましたけれども、40ページですけども、受診率が40%ということで、伸び悩んでいるという理由は先ほど答弁いただいたわけなんですけれども、特定健診を指導していただけるということでもありますと、特定健診を受託していただきます医師会とか、ドックと併用すれば、各総合病院とか、厚生病院とか、いろんなところで受託をしていただいて特定健診をやっていただけると思うんですけども、特定健診を受けたときに指導を受けると、それだけ費用が発生して、それだけお支払いをしてくると思うんですけども、ドックなんか受けますと、特定健診を受けると、レセプトというのかな、それが少し上がってくると思われるんですけどもね。

そうした中で、先ほどの質問の中で、6月25日の実態でありますよという形で、11月に最終報告であるからまだ最終的な数字じゃないにしても、初回保健指導実施が84.7%、動機づけ支援、積極的支援という形では93.1%なんですけれども、終了したのが少し、6月から11月まで期間があるにしても、年度初めから特定健診をやられていると思いますので、その終了的なものが29.5と21.3という形で、なかなか最後まで指導がし切れていないというか、御本人さんの問題とも思いますけれども、そういったところに関して、これを上げるというものも必要だと思うんですけども、どのようなことで本人に任せっ放しなのか、医療機関によってはいろんな形をやられていると思うんですけども、保険者としてはどのような形で終了までやっていただくような努力をされているか、それについてお願いします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 結果が出ますと、初回指導につきましては、直接御本人にお会いして、直接渡しということを原則にいたしまして、対象者の方には御通知を差し上げてこれだけの、率としてはこういうような率で、直接お会いしてお渡しできておりますが、その後については、やはりなかなか継続というものもあれなんです、保健師のほうで例えば御本人のほうに御連絡して、その後の状況の電話にて指導をしたりとか、来ていただくように、面接をして指導するように、電話連絡ですとかというようなこともさせていただいて、個別に対応しながら進めております。今後もそういうものを細かにやっていきたいというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） なかなかもう一度お会いするというのも難しいと思われる中で、いろんな形で機会を通じて連絡とかをするような形でやっているということなんだけれども、医師会とかお願いしたときに、個別指導、動機づけ支援とか積極的支援ということをやっているだけで、費用というのは発生しているんですね。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 特定健診については委託していますが、特定保健指導については委託をしておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ドックなんか行きますと、どうされますかということで聞かれて、そういったメニューを、先生のドクターとは別に保健師の指導を受けて、その後やるという形であるものですから、この特定健診を実施機関の中で医師会とか、ドックでやられているときはそういった費用が発生すると思うので、そういったものを積極的にやっていただくことによって、医療機関のほうにも収入を得るという形であるものですから、町のほうもそういった形をお願いしていると思うものですから、初回指導を行って終了まで持っていくと、それだけ医療機関に対してメリットを与えるような施策がとれないかなど。そういったような観点からの質問なんですけれども、そういったものは無理なんではなかろうか、独特の施策を行うというのは。初回指導だけやって、あと電話とかメールでやっていますかというんじゃないかと、最終までやった結果を管理することによって、特定保健指導という形での費用というのも少しプラスしてあげるといふことにすれば、やはりやり方も変わってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったことは具体的には難しいんじゃないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 人間ドックの受診につきましては、人間ドックを受けた方に助成をいたします。それで、そのデータをいただきまして、特定保健指導の受診者としてカウントはしていますけれども、その後の指導であるとかそういうのは受診した医療機関のほうのことになるものですから、こちらのほうで直接指導するということはやっておりません。医療機関のほうで引き続き指導していただいているというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それはそれでいいと思うんですけれども、そういったことをやってね、最後まで指導していただいたら、その医療機関に対して御褒美をあげるじゃないけれども、そういったものが保険者としてできないかなと思われるものですから。補助はやっているわけですね、補助、人間ドック料とかそういった、医師会とかが特定健診やったときに、最後まで指導をやっていただければそれなりのということは、それだけ健康になるわけじゃないですか、ちゃんとやっていけばね。そういった意識づけのところで少し違いを作れないかなという質問なんですけれども、そういったものは制度的に難しいということですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、医療機関のほうで引き続き指導をしていただければ、その医療機関に対して何かしらそれで委託するであるとかというようなことでございましょうかね。一応特定保健指導につきましては、町民課だけじゃなく、健康づくり課とも協力いたして指導をさせていただいておりますので、町としてはそれを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 申しわけない、質疑がかみ合っていないくて、私の責任であります。

町でやっている特定保健指導と同じようなことを特定健診で委託してお願いしたときにできないかなど、せっかくそういった結果が出るわけですから、そのときに初期指導を行って、最終的なところまで持っていくようなメニューを新たに作れないかということでもあります。難しいようであれば、そういったことも考えながら、とにかく健康維持にかかわることで特定健診で、成人病とかいろいろなさまざまな3大疾病のもとになるということは、そこに原因があるということも言われておりますので、そういった意味合いからもお願いしたいと思います。

じゃ、次に移ります。

42ページの人間ドックの関係なんですけれども、男性が155人、女性が113人ということで、268人の方が受診されているわけでありまして、男女でそんな割合なんですけれども、担当課へ行ってお聞きしたところによりますと、御夫婦で人間ドックを受診されている方々がそのうち62組、124名の方が受診されているということで、本当に御夫婦でそういった健康に関しましてされているというのは非常にいいことだなと私も思うわけでありまして、ドックで先ほども言われた話があったように、最終的に結果について当日聞く場合と、後日郵送という場合もあるかもしれませんが、健康を考える方々はそのときドクターのほうから指導を受けてやるんですけれども、御夫婦で受けると、その指導においても一緒に聞いたような形で、お互いの夫婦の中での健康管理について一緒に共有するということは、それからの生活改善とか、さまざまな運動を行うとかいったところに目標を作ってやる場合に、やはり健康増進になってくるんじゃないかなと思うわけでありまして。

そういったところから考えますと、確かに今の個別補助は行っているわけではあるんですけれども、例えばの話、御夫婦で受診されるということになりますと、少し、御褒美ばかりで申しわけないんですけれども、違いを設けるとか、そういった独特なことでやるのがいいんじゃないかなと思われるんですけれども、国保の保険者として、町単独の独特な施策として、そういったものも可能なんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、例えば御夫婦で受けられた場合は、何らかの例えば負担するものを多くするとか、そういうようなことをおっしゃっているかと思っておりますけれども、御夫婦お二人とも国保へお入りになっている方でしたらできることなんですけれども、片方の方が別の保険に入っている方もございますので、今の段階ではそういうことは考えておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 会社によっては、そういった保健指導を受けるときに、社保なんかの場合もそうなんですけれども、御本人だけの指導じゃなくて、必ず奥さんも一緒に聞いてくださいよという形で、リスク管理で、大きなことで1回倒れちゃうと高額医療になってしまうと、非常に後も引きますし、そういったことで会社も企業の活動にダメージがあるという形もありますし、保険者として考えた場合も、大きな病気になる前にやはりそういった形で検診を行っていただいて、初期の段階でたたくといったところがね、改善していくというのが必要だと思うもんですから、そういった形での指導というのは、会社のお金で受診してやるという形で、費用部分を会社が持っているから、命令じゃないけど、そういった指導も聞くと思うだけ

ども。

なかなか町がやる時は難しいと思うものですから、そういったことを考えると、やはり御夫婦で受けていただくというのも一つの観点だと思いますので、費用的なことで非常に難しいということであるならば、そういったもののアナウンスをしていただいて、指導についてはなるべくなら御一緒に聞いていただくような形で、日々の食生活に関しましても、女性でありますし、女性の方も確かにお達者度は高いんですけれども、なかなか受診していかないと、自分から行くのはなかなかね。やるというのは本当によっぽど神経を健康について高いマインドを持っている方でないとなかなか、家の仕事を置いておいて行くというのも難しいと思われるものですから、一つのきっかけとなるという形で、できたら御夫婦でどうぞというようなアナウンスを、ドックの受診の補助のところのPRの小冊子の中に、御夫婦の受診されている方は毎年いらっしゃいますので、皆さんもどうですかというのをに入れてやるというのも啓蒙活動になると思うんですが、そういったことはどうなんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 栄養指導というのをやっているときがございます。そのときにつきましては、できれば御夫婦で来てくださいというような案内をしております、御夫婦で見えていただいている方もございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 栄養指導と同じような形でほかのものも、同じようなそういった考え方をもちでそういうことをやられているのであれば、ほかの事業に関しましても、水平展開していただいて、発展していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第54号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第3、第54号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第54号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。意思表示をはっきりとしてください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第55号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第4、第55号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入



歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第55号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 18ページ、19ページであります。先ほど会議の冒頭でございますけれども、担当課長から男性の参加率ということでお話がありました。この参加状況を見ても、お達者度が吉田町は女性が高く男性は下位にあるというところの実態の延長線上ではないかなと、これが原因であるということではありませんけどね。こういった状態を考えると、そんな形になってくると思うんですけども、全員協議会の中では、26年度の3カ月に対しましては男性も大分増えていますよというようなご答弁はいただいたわけで、この結果を受けて、どのようなことをされてそういうふうに変化をしたかというのもぜひとも聞きたいと思いますので、お願いします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 男性の参加につきましては、こちら側の努力といたしましては、皆様に電話などして参加についてのお誘いをさせていただいたのと、あと、男性が参加しやすいような雰囲気も作っていただくようお願いしております。そして、御夫婦でも参加していただいている事業もありますので、そういうような形で参加を促してきております。今年もトレーニングを使ったものにつきましては、男性がほとんどの時間もありますので、そういう形では参加も少し増えてきているのかなと感じております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 榛原郡下の中で、2町あるわけでありましてけれども、南部の吉田町のほうは女性が高く男性は低いだけけれども、北部の川根本町においては男性が非常に高いんですね。同じ大井川水系の中で、敷地が広くて移動するのにたくさん歩くのかなという感じもするわけですが、その辺のところについて、こういった事業について、そういった郡下の中で、今2町しかないもんですから、相当いろんな情報交換もされていると思うもんですから、やはり市、町で別々のそういった会議もあると思われるもんですから、そういったところで何か特異的なことをやられているということを知っていることはありますか。それで、うちの町にも反映していこうということがあるようでしたら御紹介していただきたいと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 介護予防の事業につきましては、志太榛原圏域の中で会合もございまして、そういった中で課題とか取り組みについてのお話もあります。川根本町さんと私も吉田町の違いといいますか、そういうところにつきましては、川根本町さんは農家が多かったりとか、そういうところで足腰を使った仕事とか、そういうものをおられる方が多いというところでは、その違いも出てきているかなと思っています。

吉田町の傾向としましては、一次予防のチェックリストをやらせていただいても、女性の方のほうが高回答率が高いんですけども、そうした中で、女性の方の運動機能の低下とか、そういうところはやっぱり少し見られているんですけども、それでもお達者度は女性のほうが上位を占めているということで、女性もやっぱり一生懸命に努力して、ウォーキングしたりとか、地元でグラウンドゴルフをやったりとか、そういうところでは努力していただいている

のではないかなと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、歩くことが最初の基本だと、歩けなくなると非常に悪くなるということだもんですから、そういったことについて、高齢者支援課と健康づくり課との事業も、ウォーキングとかいろんなものをやられている関係あるもんですから、横の連携的なことで、そういった情報交換というのは庁舎内でどのような形でやっていて、それで、その落ちた部分を一次予防、二次予防という形でうまくフォローアップしていくということも、そういう連携も必要だと思わなすけれども、そういった連携のことがあるようでしたら、そういうものをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 両課の連携ということですが、健康づくりのほうでやっている健康事業につきましても、高齢者の方が参加してやっていたりもありませんし、当課でやっている予防事業でも、健康づくりのほうがやっていた事業からちょっと緩めの事業にこちらに移ってきているというところで、事業に参加していただいているということもありますので、高齢者の計画もこれから作っていきますので、その中でどういうふうに関連をしていくかということもちょっと、これから健康づくり課も参加して計画を作っていきますものから、そこでまた考えていきたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） トラボボックスとか、そういったやられている方々は、非常に健康意識が高くてやられているんですけれども、こちらの二次予防、一次予防の関係の参加者なんですけれども、リピーターの方も多分多い方だと思うんですけれども、新規と含めまして、リピーターの方も継続してやっていただくというのは全然問題なくていいんですけれども、やはり新しく入ってくる人たち、新しいグループ、やはりそういった参加する方々はどうしてもグループになってくると思われるもんですから、そういった形で、教室の回数というのは増える傾向で今後考えていくんですかね。というのは、27年度から法律が変わって、町の負担も大変変わってくるもんですから、介護保険制度も法改正が行われる中で、町の負担を考えたときに、地域支援事業というものはしっかりとやはりやらないと、大きな意味合いを今後担っていくと思われるもんですから、そういった意味で、今後この事業についてはもっと予算を多く手厚くして、新規の方々も多く入れる、継続されている方々も継続してやっていただけるような考え方で今進めておるんですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 地域支援事業の事業の予算の配分につきましては、現行では給付金の3%以内ということになっておりますけれども、今後、来年度にかけて制度改正になったときの予算につきましては、まだはっきりと示されている状態ではないので、予算につきましてはここでは申し上げられませんが、教室に参加した方のレポートというか、リピーターにつきましては、そういう方たちにつきましては、自主的に教室を持ってくださっている方々も今いらっしゃると思いますので、そういう自主グループとか、ボランティアグループとか、今後、新しい制度の中ではボランティアグループを作っていきたいというふうな方向になっていきますので、そちらの方向でやっていかなければならないなと思っております。これからの事業についてはやっぱり検討していきたいと思っております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようなので、これで質疑を終結します。

---

### ◎議案第56号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第5、第56号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第56号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書の3ページと7ページで、公共管渠建設費、町単管渠建設費ですが、その中に合併施工のものが出ておりますけれども、これ、入札という観点では、合併施工の場合は一度で多分入札するということによろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） ただいまの御質問であります、町単それから公共あわせて入札を実施しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういたしますと、そこに出ております合併施工の片岡2号（第2工区）、片岡2号（第4工区）、中央汚水幹線、片岡1号（第2工区）、それぞれ入札の工事価格を比較しますと、片岡2号の第2工区が消費税込みの落札額といたしますと約2,000万、それに対して工事価格が2,140万、予定価格が2,430万。片岡2号（第4工区）が1,400万で、工事価格が1,390万で、ほとんどそこは落札額のほうが高い。中央汚水幹線に関しましては、消費税込みの落札額が1,100万に対して、工事価格は両方足しますと1,240万ぐらい、予定価格が1,380万。片岡1号（第2工区）に関しましては、落札価格が1,470万に対して、工事価格が1,838万で、予定価格は1,700万、予定価格よりも多い工事価格になっている。いろんな関係になっているわけですが、この辺の関係、どういうふうなことでこういう関係になっているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 合併施工の場合は、本来、町単事業それから公共事業の分けにつきましては、末端管渠1日当たり3立米以下は町単事業、それから附帯工事、そうした部分につきましては、これは町単事業で実施をするという状況で、予算措置等も行なって実施をしておるところであります。当然、工区によって、町単と公共の割合も現場によりまして変わってくるものですから、一概にお話はちょっとできませんが、主に町単の中で公共以外の附帯工事、それから末端管渠の工事も実施をするという予算を使っているという状況になります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、片岡第2工区と中央污水幹線、これは落札額に対して工事価格のほうが高いわけですが、それは予定価格よりも低いので、差金が出ることによって工事追加したというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 実際に工事を進める中で、現場のほうがその辺の増工の要因があったということで、増額変更して増額の契約をしまして、それによって完成をみたという状況でございます。場所によりまして、全協の中でもお話をいたしました、例えば水替工の関係で、ウエルポイントから締め切りの排水工ということで減額する現場もございますし、こちらのほうで、現場の中では舗装の復旧の幅員がどうしても当初の幅員では賄えないというようなことで、その復旧の範囲を広げたりして増工したという場合もございます。ちょっと今、その個別の資料が手元にありませんので、一般的な説明になります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、ちょっと個別の話はやめます。

公債費、15ページと16ページなんですが、歳出における公債費の割合が52.9%で、ここ6年間連続して50%を超えているわけです、歳出の中の。これに関しては町としてはどういうお考えをお持ちなのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 起債の関係でございますが、平成2年から公共下水道事業実施をしております、その中で起こした起債の償還を行っておるわけでございますが、今現在この償還金につきましては、平成31年度まで償還につきましては増額になってくるという状況でございます。この辺の公債費の減額につきましては、平成20年度に借換債を起こしまして、利子の縮小を図るということも行っておりますが、近年におきましてはその辺のこともできないという状況もございますので、長期的な償還の計画の中では、今現在は31年度までこの償還につきましては増額になっていくという状況でございます。

ただ、25年度におきましても、起債償還が回らない額の起債を起こすというようなことで進めておまして、そうした意味では、今の環境の整備の中ではそうしたペースで進めていくというような状況になっておりますが、浄化センターの今後、長寿命化等の施設の更新等もありますので、そうした中では、こうした起債も必要に応じて起こさなければならないところが出てくるかというように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 返すよりも低く起債を抑えていくということで、最近では起債というのはかなり少ない、かなり少ないといっても一応超えているわけですが。それで、ここ3年のペースで管渠工事をやっていくとしたら、今、認可区域の340ヘクタールやっていくのに、ここ3年間のペースでいくとまだ13年かかるようなペースで、起債をされてやっていくと、管渠工事だけで13年かかるというような計算になるわけですよ。そこに関しては今後、その進めていくペースというのは、今のまま同じようなペースでぼちぼちやっていくというようなお考えなのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 環境整備につきましては、国庫補助は2分の1ありまして、残りの45%が起債、それから5%が一般財源というような中で実施をしておる状況でございます。そうしたところで、なるべく補助の中でこの事業を進めなければならないというように考えておるところでございます。

今の下水道事業の認可の計画の中では、平成23年度から7年間の事業認可で、29年度までの事業計画の中で進めておるところでございますが、また、30年以後につきましては、こうした事業ペースあるいは全体計画とも見直して進めなければならないというように考えております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 全協でもちょっとお尋ねをしたんですけれども、ページ数が3、5、7のそれぞれ施工の表に対して質問いたします。

特にこの中で開削工の200、それ以下、その分だけ絞ってちょっと数字を見させていただきまして、その中でまず3ページに関しては、大体メーター当たりの平均が8万3,000円からですね。それと、5ページに関しては8万1,500円。7ページに関しては、200の開削工事についてですけども10万3,525円。その中で特にお聞きをしたいのが、5ページを見ていただきますと、第3工区、一番最後に書いてあるところが、メーターもあるでしょうけれども、これが平均8万1,000円のところが10万かかっております。特に一番大きかったのが、金銭的なそういうものが出たときに、特別な理由というか、そういうのはあったんですか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） ただいまの御質問ですが、工区によってメーター当たりの建設単価が異なるというような御質問だと思います。

全協で申し上げました要因の一つとしまして、地下水の低下、これが片岡地区につきましては比較的地下の水位が低いということで、現場のほうでウエルポイントから締切排水工に変更したというようなことで、そうしたことがございます。それから、液状化防止のためにCBR方式を実施をしまして、埋め戻しの分、入れかえを行うか行わないかというようなこと。それから、金額面で大きなところは、水道配水管の布設がえがあるかどうかというようなこと。それから、マンホールの設置数、取り付け可能な数、舗装の復旧面積、こうしたものがそれぞれ影響してくるわけでございます。

例えば、3ページの片岡1号汚水幹線工事（第1工区）につきましては、ここは口径も大きいわけですが、非常に現場は水が多いというような場所でございます、その辺も水かきに非常にかかった。それから、舗装の復旧の範囲も広がったということがございます。

それから、5ページでちょっと申し上げますと、5ページの住吉1号汚水幹線工事の第5、第6につきましては、これ、榛南幹線の施工場所でございます、こちらのほうは単価が安くなっているという状況でございます。これ、舗装工事につきましては別工事で実施をしておりますので、その部分が安くなっているという状況でございます。それに比較しまして、その下の片岡2号、そうしたものも舗装復旧等も含めてるので、標準的な金額でできたというような状況でございます。

それから、町単の7ページの工事のほうで申し上げますと、上から2番目、例えば片岡2号汚水幹線工事の第2工区、これにつきましては単価が高くなっておりますが、ここの現場は水道の配水管の切り回しがありまして、そのあたりの附帯工事が大きかったということで、建設のメーター当たりの単価が上がっておるという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今の説明の中で、5ページの榛南幹線に関係して安くなりましたよ、大体8万1,000円ぐらい、この部分での回答だと思うんですね。それと、もちろん設計委託料の中で、今言った水の部分であるとか調査を当然して、それが反映されていると思うんですけども、以前、ここが、途中、工事の工法を変えたことが記憶にあるんですけども、そういうことというのはこの中では発生はしていませんよね。いいですか、調査委託料の中でそういう設計の調査をしますよね、それが本来なら途中で工法が変わるということはありませんと思うんですけども、そういうものに関しての今後、下水に関しては今言われた水に関して突然出てきたとか、調査していなかったとかということは、今まではこの中ではないということでもいいですね。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 下水の管渠の実施設計をする際に、当然現場の地下水等も調べたりしまして実施設計をするわけでございますが、この25年度の現場の中でのお話であります。先ほどもちょっと申し上げましたとおり、実施設計の中ではウエルポイントですね、実際、掘ってみると、それほど水が出ないというような現場につきましては、工費を節減するためにも、締め切りの排水工に切りかえをするというようなことで、変更したという状況がございます。これは実際に掘らないとわからないという場所が水みち等の中でございますので、その辺は実施設計等に必ず、現場のほうもできるとは限らないというようなことで、当然、実施設計の段階で精査して、本来その現場に即した工法の選択ができて設計が組まれておればいいわけですが、特に下水は深く掘るという状況がございますので、その地下の中ではどうしても実際に掘らないとわからないというような状況があるというところはちょっと御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） いろいろなこと確かにあると思うんですけども、本来なら調査委託、調査の部分で連動してやるわけですから、突然出てくるということはありませんと思うんですけども、その辺をしっかりとやっていただきたいと思うんですね。

それで、今挙げた数字の中で、3ページ、5ページに関しては公共下水管、公共管渠建設工事でありまして、その中の平均というのが、先ほど言われた3ページに関しては8万3,000円、5ページに関しては8万1,000円。それと町単の、200だけです、200の開削だけに関してしか比較できませんのでやっていますけれども、町単に関してはメートル当たり10万3,500円が出てきているわけですね。そうすると、今言った公共と町単のその差というのはどのように分析したのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（八木 栄君） 山内議員、数字の確認だもんでね、それはちょっと。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 今、それをもって町単と公共の差が単価的に出ていますよと、それと、そのものに対しての考察はありませんかというような。

〔「そういう質問」の声あり〕

○3番(山内 均君) 数字を出さないとこれ、だめなんですからね。数字を出さないとだめなんです。数字を出さないと。その数字をもって、その原資をもってそれをどういうふうな形で分析をして、考察をして、結果を出す、いい結果の方向に導いていくかという原資ですから。僕、数字を確かめたいわけじゃない。数字になりますか。その辺でありますから、ぜひ回答を願いたい、回答はよろしいですか。

○議長(八木 栄君) 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長(水野辰明君) 先ほど町単の工事の内容、申しあげましたとおり、公共でみれない部分、それにつきましては、水道の配水管の切り回し、それから取付管、こうしたものの工事を町単の中で実施をするというところでございます。その配水管等の実際にどれくらいのボリュームがあるかというようなこと、それから、取付管の数がどれくらいあるかというようなことで、この辺のメーター単価につきましても当然変わってまいりまして、これに加えて末端管渠の整備というようなことで、その内容でございまして、当然その辺の金額がございまして、公共と町単の単価差が出るという内容でございまして。

以上です。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 知り得なきゃならん筋ってありますので、その辺は理解してください。

7ページでもう一つ見てください。下水道取付管設置工事その1、2、3、4、5、この中で、見てもらったとおり、数字もばらつきが、一番低いのは35万、1カ所当たりね、一番高いのが125万、数字がありますよね。この辺のばらつきというのはちょっと極端過ぎるんですけども、何か理由というのはあったんですか。

○議長(八木 栄君) 内容確認は本来は全協でやっていただきましたかったんですけども。答えますか。

下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長(水野辰明君) ただいま議員のおっしゃいました35万というのは、ちょっと数字がよくわからないんですが。

〔発言する人あり〕

○下水道課長(水野辰明君) それこそ、取付管工事につきましては、下水道の本管から宅内、公共柵までの引き込みの工事を新たに実施をする場合に発生する工事であります。それで、その取付管工事の現場の状況によりまして、当然必要な掘削量、それから深さ、あるいは間に障害物、水路があった場合、その下に普請しなければならぬと、そういうことで、この工事単価というのは変わってくるわけでございます。そうした状況で、安い現場もございまして。それから、大体120万くらいですかね。こうした金額で取付管工事を実施をしておるといった状況でございまして。

説明は以上です。

○議長(八木 栄君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

先に、町民課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、国保の決算の関係の御質問の中で、吉永議員に御質問されました人間ドックの実績の医療機関ごとでございますけれども、主要な施策の成果に関する説明書の42ページに実績が出ておりますので、それで御了解願いたいと思います。

〔「はい、了解」の声あり〕

○町民課長（久保田千江子君） それと、もう一点でございます。藤田議員から質問のございました特定保健指導の契約についてでございます。私が契約はしていないということで申し上げたんですけれども、それにつきましては、農協健診につきましては特定健診の対象としていただいて、厚生病院でお願いしているんですけれども、その医療機関だけにつきましては、引き続き、特定保健指導もその中で契約してやっただけでございまして、契約はありませぬということでお答え申し上げたんですが、それは間違いでございましたので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

---

#### ◎議案第57号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第6、第57号議案 平成25年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第57号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについての確認の質問とならないよう再度お願いをいたします。

質疑はありますか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 水道事業の会計の中で、貸借対照表の中に未収金というのがあるんですが、今年度は2,177万2,153円ということで、前年度よりも530万以上増えているわけですが、それに対して何か、なぜこの増えた原因をお聞きしたいし、どういう対応をしていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） ページ数がもしわかるようでしたらお願いします。

○2番（杉本幸正君） 水道事業会計の決算書の10ページです。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今の御質問は、未収金の内容とその対策ということだと思います。



そのことについてお答えします。

その未収金のまず内訳でございますが、平成24年度の水道料金が644万8,653円、平成25年度の水道料金が985万6,400円、あと本年度は、消費税の還付加算金546万7,100円あります。その合計で2,177万2,153円ということになっています。前年度は、本年度ありました還付加算金等はありませんので、去年よりは未収金の数は減っていると思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 消費税が五百何万あるということで、わかりました。

ただ、一千五百何万というような600万近い2カ年の未収金があるということで、どんな対応をしてこれだけになったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） この未収金でございますが、うちのほうとしましては、まず偶数月の28日に口座振替や納付書で水道料金を納めてもらっています。その後、次の月の奇数月の10日前後に督促状などを配布しております。その後、まだ納めていただけないお方に対しては電話や家庭訪問などをやって、未収金を減らすような対策はとっております。

また、25年度は、8月、12月、1月ということで、滞納整理月間ということで、職員が未納、滞納の多い家庭などにも訪問して徴収をしたんですけれども、まだこのような1,500万というような数字の未収金が残ったということになっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の関係は一生懸命やっているとはおわかりします。

そういう中で、決算書の38ページの雑支出の中に、不納欠損という金額が387万2,277円という、これ、もう2年過ぎたから落とすよということでのっているわけですが、その内訳等がわかっただら、それから理由等がわかっただら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 不納欠損の内訳でございますが、人数は395人でございます。あと、その延べ人数としまして939人ということでございます。その理由としましては、納付忘れや町外転出など、あと生活保護などがあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本議員、今のはちょっと内容確認ということになってくるものですから、もう少し、質疑ということですので、お願いします。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） そういう中で、水道の収益が前年度よりも1,200万落ちているわけです。この理由とか、どういう努力をしたのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 純利益が減額の理由でございますが、議会の当初の議案説明のときにも説明をさせていただきましたが、うちのほうで営業費用の経費節減は進めましたが、それ以上に給水人口の減少や各家庭における節水意識の高まり、また、企業の減産などによって使用量が減ったため、給水収益が減ったと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の関係ですけれども、収益が減っているということで、努力をしなければならぬということで、費用の削減ということで現実にどんなことを行ってやったのかと、費用が前年度と比べてもそんなに減っているわけじゃないわけですね、収益は減っているけれども。そういう中でどんな努力をしたかというのを、どんな対応をしたか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 費用の削減の具体的なことだと思いますので、うちのほうは緊急遮断弁の内容の点検の変更や、あと電算システム委託料の契約内容の変更などをいたしました。以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 当然、収益を上げないといけないということで考えていますけれども、やはり今の対応で確実に費用は減って収益が上がるかということなんですけど、ちょっと疑問に思いますので、緊急遮断弁をつけても漏水範囲が狭くなるとかいろいろなことは一時的にはできるとは思うんですが、全体的な長期的な中でということになると、それだけでは済まないんじゃないかなと、こう思うんですがね。もう少しその辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 収益を上げる方策とかということだと思います。うちのほうとしましては、町内に進出する企業の皆さんに水道の使用をできるだけ、例えば、水道使用者へ吉田町の水道の良さなどをPRして、水道収益を増やすように努めていきたいと思っております。

また、事業のほうは、財政シミュレーションもやった結果、現金がなくなるよというような結果も出ておりますので、もう一度、施設の長寿命化などを再度検討して、企業努力をして、健全な経営をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） いろいろな中で、おわかりはするわけですが、先の滞納整理も非常に何カ月に集中的に行ったよというわけですが、それでも変わらないということで、前年度の24年度も25年度も同じような金額が残っているわけですよ。そういう中で、やはりもっともっと前年度の決算を生かしてやる必要があるんですが、それはどんな違いでやったのか、もう一度お伺いしたいなと、前年度よりも。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 24年度、25年度でございますが、まず私が25年度に課長につきまして、この24年度の、前年度の未収金の多さには驚きました。それは、毎月行われています例月出納検査で、監査委員のほうから御指摘を受けておりましたので、私は職員に、未収金を前年度よりは必ず低くなるようにということで、目標数値などを決めて未収金に対して取り組むように指示をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） わかりました。当然、水を売れば、お金をもらうということで努力をしていただきたいなと、こう思います。

そういう中でもう一点、最後に、現金が大分減っているわけですね。一番あったときは10億を超したような手持ち現金があったと思うんですが、今年度は6億幾らということで、前年度よりも1億8,000万ぐらいですかね、概算でいくとそれぐらい減っていると思うんです。そうすると、大分償還金等も前年度より増えていると、それから建設改良工事もやらないとやらないということになると、資本的収支のほうは不足するというので、どうしても損益留保資金を使わなければならないということなんですが、これでいきますと、その辺の対応とか方法が何かあるのか、それからもう一つは、何年ぐらいでこのまま同じような事業を展開していったら変更かということをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 現金の件でございますが、現金が前年度よりも減っているということは私のほうも理解しております、それは、まず理由としましては、本年度は起債を借りずに新設改良事業ですか、かなり多くの事業をやらせていただきました。そのためにこのように現金が減っております。起債を借りれば現金は減ることはないんですけども、起債を借りればその分また利息の償還等がありますので、本年度は起債の償還も少しは減らしていかなきゃまずいというような考えを持ちまして、起債の償還を行わずに建設改良をやらせていただきました。

また、長期的なことでございますが、財政シミュレーションにおきましても、31年にはそのような補填が難しくなるよというような報告も受けておりますので、そうならないように、今後、施設の長寿命化や、あと収益を上げるなどの対策を考えながら、健全な水道事業経営をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 最後に、やはりいろいろな中でだんだん逼迫しているということで、水道事業会計で見ると。そういう中で、中長期的な資金のシミュレーションとか事業の、そういうことを今やっているのか、それで将来そういう考えをしていくのかと。借入れをすれば当然また償還が増えるという同じような繰り返しになっていきますので、やはり借入れは減らしていくと、確実に。そういう中でいくと、やはりその辺が大切なんですが、その辺を今やっているのか、それじゃ将来取組もうかということなのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 事業債の借入れにつきましては、元金のほうは平成32年がピークになっているようなこともわかっておりますし、また、利息を加えた償還金が来年以降ちょっとまた増えていくというようなことも把握しております。その中で、どのようによりよい健全な水道事業をしていくかを考えて、毎年行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、2番議員からも出た内容と多少重複しますが、30ページ、全協でも聞いたんですけども、財政シミュレーション作成業務委託という形で、今、課長のほうからも御答弁いただきまして、31年度はマイナス現金収支がなるようなシミュレーションであ

るわけなんですけれども、そうなってくると、シミュレーションなる前提になるものがあると思うんですね。行政区域の人口、給水区域の人口、有収率とか、そういったものが大分今後悪くなってくるといったような前提に立ってのことだと思われるんですが、前提条件というものをもう少し詳しく説明いただかないと、そのシミュレーションに基づいてということで事業計画を行っていくわけでありますので、この決算においてやったこの財政シミュレーション作成業務委託に関しまして、町が提示した条件というものが多分あると思われまますから、どういった条件のもとやっていったのか、それについて御答弁のほうお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） この財政シミュレーション作成の条件でございますが、大きな事業としましては、第9水源の築造とそれに伴う第8・第9水源の導水施設の建設、あと原の上にもう一つ建設する予定の配水池の建設を行うこと、あと石綿管の布設がえ工事も毎年大体2億円ぐらいの程度、そして、一番私が強く言ったのは、起債の借りに対しては大きな事業、第9水源とか第8・第9水源築造工事、あとタンクを築造したときのみ借りるといような条件でこの財政シミュレーションを作成していただきました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 費用的なもの、出のほうに関しましてはそのような、また、先ほどの同僚議員からの質疑の中の答弁で、32年がピークだよということの中で、今後、施設整備、改良、改善対策という形でそうなるんだけど、入りのほうのシミュレーションというのは、どういったものに基づいてやっていったのか。行政区域の人口とか、また給水率とか、そういったものについて、先ほど収益率が悪くなっているということで、人口減とかいろんなお話があったんだけど、このままずっと下がっていくようなシミュレーションでやっているんですか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） シミュレーションの結果によりますと、給水人口というものは、今から10年間は右肩下がりというような報告は受けております。また、それは先ほども言っているように、給水人口の減少や、また町民の皆様の節水意識、あと、他の企業さんの水の宅配などの影響があるということで、この使用度も減ってくるというようなことでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） じゃ、具体的に10年後、今、25年度で給水区域人口が牧之原市も含めまして3万4,458名で、計画は3万6,100人という形になっているんですけど、10年後の姿というのはどのぐらいなんですか。私は変わらないんじゃないかなと思っているんです、今の町の行政のいろんな施策を行っていけばね。増えるということはなくとも、現状維持で何とか頑張るんじゃないかなと思っているんですけど、水道課としてはどのぐらいの数値を設定しているんですか。それによつてはこの計画自体も全部変わってくるわけで、そうなってくると、町が行っているいろんなシミュレーションとかいろんなのと、水道課が行っているシミュレーションとのギャップがあってもまずいと。その横のすり合わせも行った中で、若干であるけれども右肩下がりであるというような数値で持っている。ということは、その数値というのが今後、吉田町の人口なり、そういったもののベースになるものでありますので、ぜひとも

教えていただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 財政シミュレーションの10年後の給水人口でございますが、数値としましては3万3,190人でございます。そして、実施計画等を作成しているときの数値と少し違いがあるじゃないかというようなことでございますが、この数値はあくまでも企業会計をやっていく上での数値でございます。これをもとに健全な経営をしていきまして、町の数値との差が生じるようなことがあるときは、もう一度、再度検討するようなことを考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうなってくると、そういったものに差異があった場合は、今後の第9水源とか、今ある水源の対策とか、そういったものも変わってくるという、変わることはないと思うんだけどね、ここで決めてあるんだから。それなんですけれども、そういった需要に基づいて供給側の施設の計画も立ったその整合性は、これ、とれているということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今の御質問ですが、給水人口や給水収益に基づいた計画は含めております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 企業会計である以上、やっぱり利益を出していただかなきゃまずいということで考えるわけでありましてけれども、減価償却とさまざまな経常費用の増加と、今回は経常収益の減収という形で、経常利益が大幅に、過去21年から見ますと25年で、21年には5,500万あったものが今は2,000万という形で、半分以下になっているということ、この現実をやはり認識していただきまして、設備投資を行って、安全・安心な水を供給するというのも大切であります。しかしながら、企業会計というものがしっかりと運営していただければ、今後、吉田町の命を守る水という形で難しいと思われるものですから、こういった形で、23年には1,800万という形でちょっと減って、上下はあるんですけれども、傾向として経常利益がずっと下がっているということでもありますので、そういったことも含めたシミュレーションになった対応で今後計画を行っていくということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 水道事業収益のほうでございますが、この26年度から水道事業会計が変わりまして、現金を伴わない長期前受金戻入というようなものがあります。それによって、表面上の純利益は来年度以降はかなり増額になっていく予定であります。しかし、何回も説明していますように、現金を伴っていませんので、それに見合うような資本的支出のほうの事業はこの財政シミュレーションでは作成しております。3条の収益は、この26年度から現金を伴うものが入ってきましたので、事務上は数字的には増えていきますが、実際は現金がありませんので、現金が減ったような形でこの財政シミュレーションは考えております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 1点お伺いをいたします。

ページ4の受託工事費、これ、消火栓の修繕を行ったと、こういうふうにお伺いをしておるわけですが、今回、吉田町は大変町内の様子が変わりました、無論東名川尻、無論榛南幹線、これ、東名川尻も開通間近というふうにお伺いしておるわけですが、それによりまして、水道の流れも至るところ変わったのではないかなど。そしてまた、消火栓ですね、今の東名川尻、榛南幹線についての消火栓の設置、新たなる予算化されていないようにも思うのですが、その点はどうか、お伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） すみません、ちょっと緊張していますので、今、質問を聞き逃してしまいましたので、もう一度お願いします。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 東名川尻線と榛南幹線が整備されたと、それによって無論水道の流れもある程度変わったと、安全・安心のための消火栓の設置はされたかどうか伺っているわけです。

○議長（八木 栄君） 決算に関係ありますか。決算資料は。

〔「この中に修繕、取りかえ修繕となっているもんだから」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今の議員さんの質問でございますが、東名川尻幹線と榛南幹線に消火栓を何基設置したかということだと思いますので、お答えします。東名川尻幹線には、移設を含めまして1基つけました。榛南幹線のほうにも1基、総務課と協議をさせてもらいまして設置しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 同僚議員からいろいろ質疑があったわけですが、給水人口の減、無論利用水、給水水の減、これも今の流れとしては仕方ないかなど思うわけですが、これ、我が地域、前にも言ったことがあります、今もって共同の井戸を掘って、町内会全体で何か使っているところがあります。ですので、そういう地域の皆さんへの啓蒙をして、給水あるいは利用者の増をお考えをしたらいかがかなど、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 先ほど給水収益の減少の対策についてのところでも話をさせてもらいましたが、そのような水道使用者の皆さんには、吉田町の水道のよさをPRして、吉田町の水道水を利用していただけるように、広報などを使ってやっていきたいと思っています。

以上です。

○11番（河原崎昇司君） はい、了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

◎議案第47号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第7、第47号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第47号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第48号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第8、第48号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから第48号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 第16条2項で、「定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者、その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設職員を除く）による評価または外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に特定教育・保育の質の改善を図るように努めなければならない」というふうに記載されておりますが、具体的にどのようなメンバーで評価して、どのように公表していこうというふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 外部評価につきましては、私立の保育所等につきましては、各市町村認定こども園と同じように考えています。私立の幼稚園につきましては、幼稚園のほうで決まりがございまして、そちらのほうで指定された業者ということになっております。本来的には公認会計士等の外部監査が望ましいわけですが、そこまでは義務づけられておりませんので、現在はそういうふうには考えておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今おっしゃったように義務づけられていないということなんですが、やっぱりこれ、しっかり評価して、最低基準というものが守られているのかどうか含めて、さらに高めていくということに関しては、しっかり評価するということが重要だというふうに考えます。しっかり評価して、それが評価が本当に正しいかどうかということをお皆さんに公表して、しっかり評価しているということを確認してもらうということから考えると、これ、今、努力目標になっているわけですが、吉田町としてなぜ義務規定にしなかったのかというところを説明お願いできますか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 議員さんおっしゃるように、これについては、評価するのは必要と思われれます。ただし、特筆してこれだけを義務規定にするかというのは果たしてどうなのか。こっちにも基準があって、これは努力義務ということになっておりますので、それに合わせて当町におきましても考えて、現状のまま国の基準に合わせた形で行っていかうという考えでございました。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 後で出てきます50号では町独自の考え方というのを示していこうというお考えで、町としての条例を作っていこうということからすると、そこに関して、全国がそうだから、真似するんじゃないくて、吉田町としてこういう考えのもとやってみようというんだって成り立つわけで、全国がやっているから吉田町はやらないじゃないくて、やっぱり吉田町としてやっていこうという考えはお持ちじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今回の国から示した基準については、従うべきものと、ある程度地方の事情においた中で参酌してもいいというのはあります。この中に作るように、基本的には国の基準を上回った、それ以上の基準をとということについてはやぶさかでないという考えであります。ただ、これだけをとって国の基準以上のものにするというのはいかなものかということもございまして、この新たにできます特定教育・特定保育施設及び特定地域型事業の運営に関する条例につきましては、国の基準と同じような形でいいという判断をさせてもらったのが今回の提案でございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第49号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第9、第49号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから第49号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） この条例の中で、いろいろ最終的に読ませていただきまして、建築基準法といろいろあわせて見た中で、非常にハードルの高い施設を要求されています。これができればということで安心はするんですけども、今、平野議員の言ったこの5条の4の中に全く同じことが書かれていまして、先日お尋ねしたところでは、27年の4月、その辺が改めて条例施行するだろうと、これは実際には待機児童ゼロという数字的な問題が多くなってくると思うんですけども。その中で、条例の中です、厳しい確かにハードルの高い施設でありますけれども、こういうものに関して、5条の4によって、こういう外部の者の評価とか、それと



かいろいろなものを受けながら、基本的には検査とかやりますよね。その中で、不備とか、それが見つかったときに、これに抵触するものが見つかったときに、じゃそれを是正勧告するのか、とめるのかとか、その辺のやつがこの中に入っていないんですけども、その辺は町としてはどのような考えを持ちますか。例えば、要するに是正勧告ですね、当然出てくると思うんですけども、何かあったときにはね。そのときには重要な問題になると思うんですけども、町としてはやっぱり国の基準というか、このない形で合わせていくという考え方ですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今回の基準の関係でございますが、これにつきましては、現在も児童福祉法の設置及び運営に関する基準というのがございまして、これが最低基準であるという中で、今回、国が示した基準についても、これをある程度踏襲してといいますか、使っていくという状況があります。こうした中で、この基準を下回るということはちょっとできませんので、これに沿った形の条例案という形を出させてもらっています。検査等につきましては、当然、指摘すべき事項があれば指摘をして、是正をしていただくような形をとりたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 確かに検査をやっている、そこにもし出てきたときに、それに対応するそういうものが、こういう条例だとか作るに当たっては、ないとちょっと、実際に子供たち、小さな子供を預かるわけですから、子供の命というか、そういうのを担保するものが当然必要になりますよね。そういうのに関してはどうかしようとか、そういうやつはないですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 細かい規定がしていないという御質問でよろしいですか。この条例案の中にもっと細かな規定を設けていくべきだという御質問でよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 細かい規定というより、もちろんそれになると思うんですけども、違反とは言わないけれども、何というか、規定からずれたりとか、検査やっていると見つかりますよね、世の中にいっぱいそういうのはあるじゃないですか。そういうものを踏まえていったときに、こういう施設というのは、今あるかないかは別として、いずれ待機児童ゼロの中で出てくるでしょうね。そういうときには必ず欲しくなってくると思うんですよ。要するに是正勧告とか、必ずなきゃおかしいなと思うんですけども、その辺は例えば建築基準法でなっていて、建築基準法の中に任せちゃうというか、そういう形で処理をしようとしているんですか。実際にはやっぱり細かい一つの文書というか、当然何かに準ずるとかというあたりが出ていいと思うんですけども、その辺はこの規定の中に入ってきませんか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） この条例案の中には経過措置もございまして、5年間については猶予というか、そういうものがあります。ただし、条例そのものからいきますと、基準というふうになっておりますので、これ、基準に沿った形の指導といいますか、そういったことはお願いしていきたいと思っています。

現在も、保育園、認定こども園については県のほうが指導する立場にありまして、指導を

受けている状況でございます。そういったものを参考にしながら、今後、町が指導する立場にある家庭的保育事業等につきましては進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた指導が出たときにどうするかということを知りたかったですね。今言われたそういうものを持っていないと、それを考えていくと、5条の4の中に、定期的に外部の者による評価とか、そういうやつが非常に重要な条項になってくると思うんですよ。そういう意味で、最後に聞きますけれども、やっぱりこれはどのような形、具体的なものは町のほうでは施行時までには示すようなことは考えませんか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今回、上げさせてもらった条例の内容が非常に細かいということもございますが、あくまでこれは児童福祉法に基づく今回の家庭的保育事業の設備・運営に関する基準ということを決めているものでございます。したがって、必要があれば条例のほかに独自に要綱等を定めていくということもございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今の山内議員のほうの御質問は、この条例の中に、指導等を行った場合には、そうした指導等を行う場合の基準、方法論とか、そうしたものを入れたほうがいいんじゃないかとかいうことだと思われま。

まず、この条例につきましては、先ほど健康福祉参事が言われたとおり、児童福祉法の第34条の16の第2項の規定に基づいて、基準を定めなさいということで、その条項を受けて定める条例となります。前提がそこになりますので、運営につきましては、児童福祉法、またさらに政令等もありますので、そちらにそうした基準も当然入ってくるものですので、あくまでもこの条例に定めるべきものというのは、この児童福祉法の34条の16第2項の規定に基づいて、この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるということで、この基準を定めるに当たっては、国の基準を踏まえて制定しなさいということです。その基準を定めていますので、その後の指導勧告であるとか、そうしたものについては、ここで定める必要はないものというふうに考えます。それは、ほかのこの児童福祉法、また児童福祉法の施行令等もありますので、そちらのほうの関係のところでも必要であれば、町の先ほど言いました要綱、規則等で定めていくというようなものになってくるものと考えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 大体わかりました。要するに、この中には出ていますよね、建築基準法出ていますがね。それと、建築基準法の中には入ってきていますので、そういう中にも全部含めて、そういうものは全部含まれているという解釈をすればいいわけですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま総務課長から申し上げたとおり、この条例制定の目的というのは、基準を定めることであるわけですが、先ほど山内議員が御指摘されました第5条第4項、第3項からごらんいただければ、その基準を定める中においても、一般原則をここで掲げたわけです。一般原則の読み方としては、義務的に規定してい

るわけですが、3項の中では、自ら行う保育の質の評価を行い、評価を行うだけでなく、常にその改善を図らなければならないということで、改善を義務的に課しているんですね。

それと、4項の中では、自己評価だけではなくて、外部評価をやりなさいと。その外部評価を受けて、さらに、常に保育の質の改善を図るように努めなければならないということで、そこで、当然、評価を受けての改善点があれば改善をして、改善を図らなければいけないという時点で質は保たれていないわけですので、質の向上を図るように改善を図るのは当然、意としては含まれているということでございますので、この基準を定める中の条例において、それ以上、一般原則としてその姿勢をうたうだけで十分足りているのではないかと、この条例においてはですね。というふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた、よくわかりました。

いずれにしても、これに関しては、命というものをどうやって担保するかという話だもんですからね、その辺をもっとそこまで踏み込んで考えていたもんですから、一応そういうような質問になったわけですが、いずれにしても、そこまで踏み込んだやつが、いずれは出てくるというか、そういうものを担保するのが出てこなきゃいかんということで考えておりますので、またその辺のいい方法というか、これからまた必要なものがあれば、ぜひまた改善とかしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第50号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第10、第50号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから第50号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 第18条で、開所時間の規定に関してでございますけれども、これに関しましては、吉田町が今やっている政令の基準に対して上乘せしているという案文になっているわけですが、この上乘せするという案文を作るときにどういう議論があつて、この結論に至ったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 開所時間につきましては、現在、小学校が終わるのが午後1時、それから5時間30分と申しますと6時半、今、勤務形態からして、当然3時ですと4時になりますので、3時間以上となっているものが、現状が5時間半の6時

半までやっていることを踏まえますと、3時間以上で新たに参入した場合、3時間で切られるケースもないとは言えないものですから、現状に即した形で今回やりました。

なお、全国におきましても、現在、5時間以上やっているところが4分の3程度でございます。したがって、全国において、3時間以上という中で、保育の状況については、平日は5時間以上をやっているところがほとんどということでございますので、当町においても、サービスの低下をしないように、現状を踏まえた中で、保護者に対してそういったサービスの提供をしていきたいというふうに考えていまして、これにつきましては現状に即した形の案とさせていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、6時半まで開所はしているけれども、結構早い時間にお迎えに来ている親御さん、いらっしゃるわけですよ。今、吉田町はこういうことをやろうとしているけれども、これから外部が業者とか参入してくる時に、例えば3時間の密度を上げて、要するに吉田町がやっているものに対して何がしか特徴をつけないと、やっぱりそちらに来てくれないわけだから、そういったときに、3時間で密度の高いサービスをしていきますよと、でもお金取りますよと、もっと取りますよというんで、この3時間でもいいじゃないかというお客さんもいる可能性もある。そうしたときに、今、吉田町がただやっているから、これに合わせなさいというのであれば、これから入ってくる業者に対する参入障壁を作ってしまうということになりませんかという、そういう議論はなかったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 現在も1時から6時半というのもございますが、また、早目にとということで、午前中に帰っていくケースもあります。そのときは5時間30分以上の保育をしているケースもあります。そうしますと、もし民間参入で新たに事業を起こした事業者が、午前中の早い時間は対応できないと、さらに、3時までに終わるといふことになりますと、今度は利用者のほうの立場というか、サービスの観点からいまして、果たしてそれでいいのかという議論をいたしまして、今現在、先ほど言いましたように、全国では4分の3以上が5時間以上の開所をしているという状態もございますので、そうした中で、当町におきましては現状でやっていくのが一番いいのではないかという判断をしまして、今回、これにつきましては国の基準より上乗せるということをしてもらった状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 吉田町の結論とすれば、今回上乗せして、今吉田町がやっている条件にそろえることがサービスの低下を防ぐということと、世の中で75%が実施されているんだから、参入するときの参入障壁にはならないという結論のもと、こういう設定をしたという結論になったということによろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 現状の中には、勤務形態からしまして、必ずしも4時に終わってるところばかりではございません。今現在の状況は、多くの方が働きに出て、労働力を確保したいという国の方針もありますので、そうしたことを含めまして、やはり5時前に、つまり3時間で4時までの受け入れというのは、なかなかちょっと保護

者の立場に立ちますと無理があるんじゃないかという判断をしまして、やはり吉田町においては、こういった児童クラブのサービスというのは、保護者の方が満足できるような形をしていきたいということもございまして、もちろん平日については5時間半が適当ということを考えまして、今回の条例案とさせてもらったところでございます。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 52ページの第10条4項、定員というか、児童数でございます。おおむね40人以下とするという形で、この数値は国のほうも指針というか、そのままということではあるわけでございますけれども。うちの町は全国に先駆けてというか、先進的な取り組みで、放課後児童クラブに関しましては非常に誇れる事業を行っているわけで、補助要綱なんかで45人以上になると補助率が下がるということも聞いているわけで、おおむねであります。40人以下ということなただけけれども、町の考え方として、決算の参考、主要の施策に基づく説明書においても、40人以上の瞬時的かもしれないけれども、2カ所あるわけで、現実の場合とこれから作っていくというところで、担当として内部で議論されたと思うんですけども、どのような議論をされて、どういった結論でこういった形になったかと、説明をお願いします。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 現在の基準からいって、先般もお話ししましたように、面積の基準がありますので、自彊及び住吉で45人、中央第1児童館が45人、第2が70人という設定です。今現在は、県の基準というのが45人を目安にして最大でも70人というのがありますので、現在はそれで行っているわけでございますが、今後、27年度からは、今現在の1年生から3年生が、今度は6年生まで増えてくるという中で議論をしているところにおいては、新たに別の箇所にそういった児童クラブの施設を設けようというのは、中で検討しています。それで、決まったおおむね40人という基準がございますので、それに見合うだけの形で持っていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、今後、27年度以降にはそういった形で、この条例に沿った形でやっていくといったことであるとしますと、先ほど同僚議員からも出ましたけれども、全部で公にやる必要はないと思うわけで、民間の参入もやはり促進していかなくやまずいと考えられるわけございまして、そうなった場合は、そういった指導をするに当たっても、町としてはそういった考え方でやって、やはり40人以下としていただきたいというような行政的な指導というのは、この条例に基づいて行っていくということですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 民間参入におきましても、基本的にはこの基準になります。おおむね40人というのをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 続きまして、50ページでございます。第6条、放課後児童健全育成

事業所の非常災害対策という形で書かれているわけで、対象者が小学生であるということで、学校のほうでこういった教育はなされているものですから、特段その施設でやる必要はないかもしれませんがけれども、やはりこういった形で、災害という形で非常災害という形になっております。うちの町については地震とか、津波とか、昨今の非常時でありますと、昨日、都心でも、北海道でもあんな雨が降ったわけで、豪雨とかいろんな形ですね。

学校の近くにあるにしても、放課後児童クラブの今の学校内にある場合で、先生方が残っている場合はいいかもしれませんが、指導・支援員だけでそういったものを行っていかなくちゃならないというケースも、長期休暇等々考えるとあるわけだと考えるわけでありまして、実際、今、現実的にはこういったこの条例第6条に沿ったような形で、避難とか消火訓練というのは行っているわけでありまして。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 現在においても、避難訓練等は適宜行っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） この条例を見ますと、イメージ的に火災とか、それと消火訓練とか、火事に対する形であるんだけど、避難とあるものから、地震避難とか、津波避難と読みますけれども、イメージ的に消火という形が出てはいるんですが、訓練の中には、火災の訓練以外にも、そういったさまざまな災害に対しまして、いろんなケース、ケースで行われているということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） いろんなケースと言えるかどうかという御質問ですが、現在は避難訓練等を中心に行っておりまして、火災の発生等についてはこれに合わせた形でやっているものでありまして、特別火災だけを取り上げてやっているということは一切ございません。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時55分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

◎議案第59号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第11、第59号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第59号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 説明書の6ページでございますが、ここに準備基金の積み立てが1億1,000万ほどあるんですが、実は26年度の当初の算定基礎に、25年末の基金が7,700万ありまして、その7,700万を26年に使いまして、26年度末に35万しかなくなっちゃうよと、基金が。大変だよと、医療費が上がっているよということで、国保の税率の改正があったわけですが、そういう中で、25年12月には1億4,000万ほど補正をしまして、医療費が上がっているということで、そういうことになりました。それで、これだけ積み立てができるということは大変喜ばしいことだなと思います。

そういう中で、25年12月に先ほど言いました補正があったわけですが、医療費の執行額を見てみますと、予算残額が80万ほど残っていて、ほぼ100%使っているということは、医療費はそのまま25年の予算どおりに使われたということでありまして、こんな繰り越しが多くなって積み立てができたという要因は、多分国庫とか補助金が増えたとか、何かそういう原因があると思うんですが、そこら辺をちょっと説明いただきたいんですが。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 議員のおっしゃるとおりに、歳出につきましては、12月補正させていただいて、保険給付費のほうを大幅に増額をさせていただきました。その後、医療費の状況とかがございまして、最終的にはほぼ100%執行率というところで何とかおさまりました。不用額といたしましては、1,578万8,979円というような全体としての金額でございます。

繰越金が多かったということでございますが、歳入のほうで、まず税の収納率が上がったということで、そういうようなことと、あと、それぞれ療養給付費であるとか、県の支出金であるとかを見込んでいたんですけれども、それよりも医療費も上がったというようなことで追加になって交付になりまして、そういうようなもので全体としては歳入のほう、予算よりも1億3,887万3,206円というようなことで、合わせまして1億5,000万ほどの繰越金が出ております。

それから、当初予算の繰越金として計上いたしましたものと、あと、25年度で交付されましたもののうち、精算して返還しなければいけないものを予算計上させていただいてございますので、それを引いた残りの金額を今回は基金として積み立てをさせていただいているという状況でございます。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第60号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第12、第60号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第60号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第61号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第13、第61号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今年の6月18日でありますけれども、医療法や介護保険法の改正を一本化した地域における医療介護総合確保推進法が成立して、これにより、27年度より介護保険制度が改正されるわけでありまして。

今回の補正では、4ページでありますけれども、社会保障・税番号制度にかかわるシステム改修委託料ということで400万上がっているわけでありまして、来年度以降、介護制度も委託ということで、当初予算にのっている中で、来年度以降の介護保険料の決定等々やっていくわけだと思うんですが、この法律の成立に伴う事前の案内も入っていると思うんですが、今回、補正にそういったさまざまなものが上がっていないものから、そういったものはある程度想定内で、担当としては準備して推移しているといったことでよろしいでしょうか。

それで、また大きな今度の改正点について、こういったことがあって、こうことに関しては今こんな形で推移しているよといった内容の説明を求めます。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 今回の大きな介護保険制度の改正が来年度予定されているわけですが、そのシステムについては当初のほうに予算化されておりますので、いいかと思えます。

それ以降、制度改正によって、予算がどうかということになりますけれども、それは来年度の当初というか、3年間の事業計画を立てていく中で決めていくこととなりますので、給付費を合わせてそれぞれの、介護保険料もそうですけれども、そこら辺のところは今策定している計画の中で立てていくこととなりますので、それにつきましては、来年度の予算に組み込まれていくようになります。

制度改正の中の主な改正点というものにつきましては、かなりのものに新たなものが加わ



ってくるわけですが、費用とか、サービスにつきましては、在宅医療とか、介護の連携とか、地域ケア会議の推進とか、認知症施策というような施策の重点化も出てきております。その中では、認知症施策とかそういうものにつきましては、新たに3年間の計画の中で、諸施策をどのようにしていくかというの組み入れなければいけないものとなっております。

そして、在宅医療と連携につきましては、医療というところがかかわってくるものですから、榛原医師会もかかわってきますので、牧之原市と連携して、今、地域医療についての取り組みについて勉強会もやっておりますし、今後どうしていくかというのは両市町で考えてっております。

そして、地域ケア会議の推進等につきましては、私どもも今年度1回、地域ケア会議を行いまして、関係者を集めて話し合いを持ちまして、ここでは施策についての話し合いになったわけなんですけれども、それにつきましては、今回は認知症の徘徊者についての話し合いをもって行ってまいりました。それを今後どういうふうにしていくかという話し合いをしていく方向で今検討している最中でございます。

そして、費用の公平さというところになりますけれども、費用につきましては、一定以上の所得のある方の自己負担の引き上げとかそういうものも出ているんですけれども、それにつきましても、今、ここら辺の階層の人がどのくらいいるかということも、今、やっている最中ですので、そこら辺も今まだここではお答えできませんけれども、次の計画の中に反映していくような形になると思います。そんなところでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 要支援のところの部分を市町のほうに持ってくるという形で、制度が大きく変わるわけで、当初想定している、そんなのは前もって想定内で、計画をやられているということでもありますけれども、今回、補正もないということでもあります。そういったものに対する準備というのは、計画どおり、今順調にしているということでもよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） これにつきましても、支援の方の部分につきましては、費用がどのような形になっていくかはちょっとここでは申し上げられませんが、それに向けてのこの事業をどういうふうな形に変えていくとか、そういうものについては今検討しておりますので、それをその3年間の中で、いつ実行に移していくかというところをやっぱり決めなきゃいけませんので、それも今検討している最中です。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

## ◎議案第62号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第14、第62号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第62号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第63号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第15、第63号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これから第63号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第64号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第16、第64号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから第64号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 1時08分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第17日目でございます。

ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は、60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

先に通告した都市計画公園、緑地等の整備について質問いたします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画の「第4章都市整備、第3節自然豊かな憩いの場を創出する」において、目指す状態として、「水と緑と花に囲まれた潤いのあるまち」が挙げられております。その一つとして、都市計画公園等が整備されており、町民の憩いの場として提供しているものと考えております。

また、公園等は整備後の維持管理が必要であり、時の移り変わりによる新たな環境を整備することも大事であると考えます。現在の都市計画公園、緑地等の整備状況と、今後の方針について、以下、質問いたします。

1、総合計画の中で、公園や緑地が充実していると思うという住民意識調査の割合は、平成22年度が38.1%であり、平成27年度の目標値は49.0%であります。今後、目標達成値の見込みとその施策は。

2、町の統計要覧平成25年度版によりますと、都市計画公園の都市計画決定面積と供用済

み面積の差が大きい公園がございます。特に能満寺山公園、大井川清流緑地がそれに当たります。今後の供用見込みと計画は。

3、公園、緑地などの整備計画を策定する際は、住民が積極的に整備計画の立案や整備後の維持管理活動に参加する仕組みが必要と、総合計画にございますが、その具体策は。

ということで、3点、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 都市計画公園、緑地等の整備についての御質問のうち、まず1点目の総合計画の中で公園や緑地が充実していると思うという住民意識調査の割合は、平成22年度が38.1%であり、平成27年度の目標値は49.0%である。目標達成の見込みとその施策はについてお答えします。

生き生きと緑にあふれた木々や、季節を問わず色華やかな花が咲き誇る公園や緑地は、周辺に住んでいる方だけではなく、公園に来場される方も含め多くの人々の心に安らぎを与え、憩いと潤いのある快適な住環境を満たすために必要なものであることは、町民の皆様も感じておられることと思います。

当町の都市公園等の整備状況を申し上げますと、供用済み面積の合計が43.3ヘクタールであり、住民1人当たりの敷地面積は約14.3平方メートルと、都市公園の整備目標である1人当たりの敷地面積10平方メートルを上回っており、県内においても高い水準になっております。しかしながら、総合計画の中の公園や緑地が充実していると思う住民意識調査の割合は、単に1人当たりの敷地面積ではかれるものではございません。

町民の皆様の公園等の満足度を高め、潤いのある良好な住環境の形成には、より多くの町民の皆様が参加する仕組みづくりと、さらなる緑地の普及、開発を行っていく必要がございます。

このことから、当町では、平成4年に緑のオアシス条例を制定し、町民が緑豊かな都市環境の中で、健康で快適な生活が送れるよう、町民が町と一体となって緑地の推進と保全に努め、緑あふれる都市づくりを図ることを目的とした「みどりのオアシスマつり」を、毎年4月29日に開催しており、ことしで22回目を迎えております。

このように、緑化イベントを継続的に実施することで、さらなる緑化の推進を図り、町民の皆様が身近に緑に触れ合う機会を提供し、満足度の向上につなげてまいります。

また、公園等の整備につきましても、町民の皆様が積極的に整備計画の立案や整備後の維持管理活動に参加する仕組みづくりが重要でありますことから、公園や緑地を適正に配置することにより、地域の住民や団体の皆様に身近な公園、緑地に愛着を持っていただき、適切な維持管理が行われる体制づくりを整える施策を、今まで以上に充実させてまいりたいと考えております。

今後も、町民の皆様が公園や緑地が充実していると実感できますよう、目標値の達成に向けて努力してまいります。

次に、2点目の町の統計要覧平成25年度版によりますと、都市計画公園の都市計画決定面積と、供用済み面積の差が大きい公園がある（能満寺公園、大井川清流緑地）、今後の供用見込みと計画はについて、お答えします。

まず、能満寺山公園につきましては、小山城までの階段が急であることや、スロープにつきましても距離が長いなど、改善の要望がありますことから、資料館西側に駐車場を整備する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、大井川清流緑地でございますが、高島グラウンドなど既に整備した部分は、現在、スポーツを中心に、多くの方に利用していただいております。未整備面積につきましては、大雨による水の影響等が考えられますので、今後は維持管理面を含めまして、検討、整備を行いながら進めてまいります。

次に、3点目の公園、緑地などの整備計画を策定する際は、住民が積極的に整備計画の立案や整備後の維持管理活動に参加する仕組みが必要と、総合計画にあるが、その具体策はについてお答えします。

住民が積極的に整備計画の立案に加わる仕組みとしまして、ワークショップという形式を利用しました整備手法がございます。これは、計画段階からさまざまな立場の皆様が意見を出し合い、その意見を尊重し、意見や提案を集約させていくものでございます。

このワークショップの利点としましては、最終的なプランを決定し、これをもとに工事を実施していくこととなりますことから、工事の際に周辺の皆様が工事内容をより詳しく知るとともに、工事への理解がより一層深まるものでございます。

また、公園の工事完成後におきましても、自分たちで内容をいろいろと検討し、決定したという経緯から、公園に対する愛着が生まれ、公園自体を大切に扱う傾向が見受けられます。このような手法は、住吉地区の小藤路公園を整備した際、ワークショップ形式で住民の意見を聞く会としまして、平成10年度に実施しております。

また、最近では、北区のコミュニティ広場の整備におきまして、北区第一町内会の皆様を中心となり、建設委員会を立ち上げ、広場内の施設の配置から管理棟内の仕様まで、数十回にわたり御検討いただいております。現在、広場の整備を進めている状況でございます。

このように、当町では新たに公園等を整備する際には、町民の皆様に計画段階から参画をしていただき、さまざまな御意見を出していただく手法に取り組んでおり、これからも地域の皆様に親しまれる公園づくりの実現を目指してまいります。

また、当町では、都市公園における全ての維持管理を町だけで行うのではなく、都市公園がその機能を十分発揮できるよう公園愛護活動を自発的に行う団体である愛護会に対しまして、報償金を交付し、公園愛護活動の助長を図ることを目的に、平成12年に吉田町都市公園愛護会報償金交付要綱を定め、実施しております。

平成25年度におきましては、町内の6団体が愛護活動を実施しており、対象となっております。青柳公園、小藤路公園、西の宮公園、西の坪公園、湯日川親水公園、大井川清流緑地の6カ所の公園におきまして、年間を通じ公園内の清掃や除草作業、花壇等の管理作業などを実施していただいております。愛護会の皆様では対応し切れない高木の剪定や樹木及び芝生等の専門的な管理作業は、町が実施しているところでございます。

このほかにも、人の融和と花を基調とした景観づくりを促進し、町民が花に囲まれた優しい空間の中でゆとりある心を持って生活できる環境を創出させるため、花壇による花いっぱい活動を継続的に実践する団体に対しましても、吉田町花いっぱい活動補助金交付要綱を定め、補助金を交付しております。

こちらには、平成25年におきまして、吉田町花の会を初め町内の17団体に参加していただ

き、町内の道路内の花壇や公共施設のある花壇におきまして1年間を通じた花いっぱい活動に協力していただいております。

具体的な活動を申し上げますと、町内の花いっぱい活動の基幹的な役割を担う吉田町花の会では、花を通して住みよい環境づくりを目指し、町が開催するイベントにおきまして、花の会の会員が丹精込めて育てました花苗の配布を実施していただいていることや、花壇周辺道路の清掃活動、園児や児童を対象とした園芸教室の開催、花いっぱいコンクールの実施など、さまざまな緑化、環境美化事業に積極的に取り組み、町の緑化普及に努めていただいているところでございます。

このほか、静岡県におきましては、「アダプト・ロード・プログラム」と申しまして、県が管理する道路の美化活動を地元住民や企業、学校などの団体に任せて、県が必要な清掃用具を用意し、町では分別したごみを処分することにより、この活動を支援する取り組みがございました。

同じような内容で、静岡県では、河川につきましても、「リバーフレンドシップ制度」という制度がございまして、こちらは地元住民や利用者がリバーフレンドとなることで、県が管理する河川の清掃や除草などの河川美化活動を、アダプト・ロード・プログラムと同様に県が必要な清掃用具を用意し、町では分別したごみを処分することにより、この活動を支援する取り組みでございます。

このように町では、愛護会の皆様や花いっぱい活動団体の皆様など、地域の皆様の協力を得て、維持管理を行っているところでございます。

今後とも多くの町民の皆様との協働によりまして、水と緑と花に囲まれた潤いのある町を目指してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。御答弁ありがとうございました。

再質問を幾つかさせていただきます。

先般、25年度の決算を質疑等行ってまいりましたが、その中で、町の委託して行う管理事業ですね、公園の管理事業、その中で、剪定工一式、施肥工一式、除草工一式、芝管理工一式というようなことが載っております、各公園を管理している、委託して管理してもらっているということがありましたが、その管理の契約についてお聞きしますが、これは年間契約でやっておられるのか、それとも誰が指示するかわからないですけれども、各公園を見に行くと、大分荒れてきたなというところで委託するのか、契約するのか、その辺のところを一つ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、年間通してやるということではなく、工期を設定した中で、その期間の中でやっていただいております。

もちろん、主なものには除草が主なものになったりしますので、除草等は時期的なものになってきますので、そういう時期を見はからった中で、工期のほうも設定しております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうしますと、工期は、今わかりました。範囲ですね、その公園を、

全体を網羅してやっていただくのか、ここからここまでをお願いしますよというような業務委託ということでもいいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、公園につきましては、公園の敷地内全部を対象としてやっています。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 最近、先ほど来、先ほどの答弁の中で、公園愛護会という話がありまして、その愛護会の方にちょっとお話を聞いたんですけれども、ちょうど愛護会の方が公園を、草刈りをやっていて、たまたまそのとき、委託業者の方も一緒にちょうど同じようにやっていて、ここまではわしらでやるけえが、この先は頼むやって言ったら、その委託業者の方が、ここまでは我々管理していない、聞いていないということで、やらなかったということがあったようなんですが、そういうことはあり得るんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、時期的なものがちょっとわからないんですけれども、委託の中では、除草につきましては年2回という形でやっています、公園の場所によって違いますけれども、年2回を、その時期に業者の方がやる時期を決めていると思いますけれども、その時期ではないときに愛護会の方たちがちょっと伸びてきたからということでやっている、今はやらないよということでは言ったのではないかなと、そういうふうに推測します。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうではなくて、多分、その委託業者が作業していた、そのとき一緒に。だから今の答弁とは違うと思います。その中でここまでしかやらないよということを知ったというんです。でも先ほどの答弁のように、公園全体をお願いしているのであったら、ここまでというのではないと思うんですが、なぜそういうことが起きたのかということがわからないんですけれども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） すみません、ただいまの件につきましては、ちょっと確認させていただいて、後から報告させていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） よろしくをお願いします。

その中で、愛護会の方々も非常に不快な思いをしたというのがありますので、ぜひその辺のところは委託業者の方に徹底していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

今の答弁の中でもそうなんですが、年2回除草とかやっている。一般のいろいろな団体の方が、今、公園とかを除草とか草刈りとかをやっていただいておりますよね。その中で、業者がいつ入るのかというような計画がわからずに、その団体の方が、ボランティア活動としてやってくれますよね。そうした場合、意外ときれいにしてしまった後、業者の衆が入るといようなことも起きてくると思うんですが、その辺の計画の公開というのか、そういったものはできないのでしょうか。団体が公園をお掃除しますよというのを、その人たちを管理するのはなかなか大変だと思うんですが、そういった計画の重なり合うようなことがないようにするというような手だては何かお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、今まで、愛護会の方たちにそういう話をしていなかったということは事実でありますので、今後につきましては、愛護会の代表の方もわかっておりますので、愛護会のほうと、受注した業者のほうと打ち合わせをした中でやっていきたいと、そういうふうに考えます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 話、変えます。質問、変えます。

大井川清流緑地の件なんですけれども、公園のようになっているところありますよね、太平橋の下の部分ですね。あそこは最初に作った当時は非常にきれいにされて、わんぱくいかだ何とかというようなものもあつたりとかして、非常に家族連れがあそこで休日なんか遊んでいるのをよく見かけたんですが、最近はもう非常に荒れ果てているというか、なってしまっていて、いかだ自体ももう雑草の中に埋もれてしまっていて、池が埋もれてしまっている状態なんですけど、あの辺はもう一度整備をして、きれいに公園として使えるというような形はとらないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 限られた予算の中で最大の効果が得られるような形で維持管理のほうを努めさせてもらっておりますけれども、町の管理だけでは全ての皆さんに御満足いただけるようなレベルに達することというのは困難だと思いますので、地域の皆さんの御協力もいただきながら、公園のほうの維持管理のほうをしていきたいと思っておりますけれども、ただいまの点がありましたように、今、まだちょっと発注はしていないんですけれども、これから発注しますので、発注した後にはきれいなものになると、そういうふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 発注をしてきれいにするというのは、ただ雑草を刈ったりとか剪定をするというだけのことなのでしょうか。それとも、もう公園として、以前使っていたような、ああいった設備というのか遊具とか、そういったものをちゃんと設備として置くというようなお考えなのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、あそこところは木の遊具というのが多くて、木ですので、やはり腐って使えなくなっているというものがあります。特にベンチ類とかそういうものもありますけれども、そういうものにつきましては、現在は撤去して、危険のないような状態にさせてもらっていますけれども、やはり、撤去していくとしまいはなくなってしまうので、また、予算のほうが確保できましたら整備をしていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今回、自分の質問は、公園をいかに町民の皆様に憩いの場として使っていただきたいというのがありまして質問しているわけで、先ほど来の答弁の中では、花の会であるとか、緑豊かにするというような方面で答弁いただいたんですが、都市部もそうなんですけど、非常に家族で小さいお子さんを近くの公園で遊ばせるというのが非常にあると思うんですが、吉田町の場合、そういったことが、公園はあるんだけど、なかなかそういうのが生かされていないというのが非常に思うんです。そういう中で、草をもっとちゃんときれいにし



てやっていくというのは、非常に必要なことだと思うんです。その辺のところを、予算をつけなければいけないとか、そういったことではなくて、ふだんから目を配ってやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 大井川清流緑地につきましては、議員がおっしゃったとおりに草が大分伸びているような状態でありまして、実は、例年ですと、6月ぐらいに委託のほうをお願いして、きれいな状態で保っているような形ですけれども、今年度につきましては、新たな試みとしまして、シルバーのほうに委託をお願いしようということで、シルバーのほうに委託のための見積もりなどをお願いしたんですけれども、そういうのが出てくるのが遅くて、今、発注が遅れているという段階でありまして、そこら辺につきましては、大変申しわけないと思っております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） わかりました。きれいに整備していただきたいと思っております。

次に、能満寺山公園についてでございますが、先ほど答弁の中で、小山城の大手門の前あたりですよね、計画というか駐車場、これはもう昨年、2年くらい前かな、に、もう整備しますよということで、自分が産業建設の委員のときにそのような話を伺っておりましたが、その後、動きがないように思うんですが、今の状況というのはどのようになっておるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、駐車場の計画の中は6人の所有者がおります。そのうち6人のうち2人の方につきましては、既に用地の買収は済んでおりますけれども、1人の方は今現在進行中であります。

あとの3人なんですけれども、面積的には少ない面積になっておりますけれども、3人の分全部で118平米という面積なんですけれども、その3人の中の1人が所有者がわからないというような、地目は墓地という地目になっておりますけれども、たどっていても出てこないという方が1人おまして、全体を含めた中で駐車場整備しようということで動いていたんですけれども、現在、その3筆118平米につきましては、一旦、それを抜いた形で整備して供用開始しようというふうに、今、考えておりますので、現在のところ、そうなりますと残り1名という形になっております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうしますと、町の計画では、何年ごろを目途にそれをするという、そこまではもう考えがございませうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 予定では、今年用地買収を終わって、速やかに整備をしていきたいと、そういうふうに考えておりましたけれども、相手がいる話でありますので、なるべく速やかに整備ができるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今、お話を聞いて、6人中4人、5人が許可出そうだと。不明の方のところを、じゃ、どうしようかというようなことは、法的にも全く手がつけられないのか、その辺のところ。もし、ほかにもそういうところがあった場合、全くもう手がつけられないよになってしまうのか。そこのところはどのようにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 5人の方の了解を得たと、今言いましたけれども、ちょっと訂正させていただきたいですけれども、2人の方の了解を得て、用地買収が済んでおります。もう一人の方を用地買収済んだら、言葉悪いですが、暫定的に供用開始をしたいというふうに考えております。

あとの3人の方というのが、しょくちにその不明な土地がありまして、その奥二つについては、奥を用地買収しても入り口のところの不明な方がいる関係で有効利用ができないということで、今しばらくの間は、判明して用地がちゃんと買収できるというのか吉田町名義になるような形になるまでは、あとの2人の方も、全てものを供用開始にするのというのは難しいかなというふうに考えております。

今、暫定的にという話をしましたけれども、その場所がたまたま角地になりますので、北の角地になりますので、そこを抜いても有効利用ができるという、たまたまそういう場所でありましたので、そういうふうに考えておまして、それを抜いた形で整備を計画しております。

○議長（八木 栄君） その土地が何らかの方法できちんとした形にならないかという質問ですけれども、その辺はどうですか。

都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 墓地という形の地目になっておりますけれども、現地は茶畑でありました。耕作者という方がいますので、耕作者のほうにも問い合わせをしてみました。隣接の方にもちょっと問い合わせしてもらったりしました。あと、その付近に詳しい方がいましたので、そこら辺にもちょっと問い合わせをしてみましたけれども、結局、たどっていくことができなかつたという現状でありまして、今後については、どうしたらいいのかということで、ちょっと悩んでいるところでもありますけれども、今のところまだちょっとやっていないんですけれども、今後は法律相談等にも諮って行って解決したいなど、そういうふうに考えています。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） ぜひお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

これからはちょっと提案と要望という形になるかと思いますが、最近、バーベキューとか、そういうものを非常に住民の方がやる機会が多いと思うんです。そういう中で、飲食を伴う集まる場所が欲しいよというような声を聞きます。

そういう中で、全ての公園をそうしろとは言いませんけれども、どこか特定の公園の一部をそういったものに、バーベキューをやる場所として整備するとか、そういったことを要望する声があるんですが、町としては、そういったことは、あとの管理が大変だからやらないよという考えなのか、今後そういうこともちょっと考えてみようかなというようなものがあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、都市計画決定されているような公園でございますので、火気の扱いというものができないということで決まっています。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 全くもう取りつく島もないくらいに、もう都市計画公園というものは

そういったものは一切しないものが、都市計画公園であるよという定義であるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 申しわけありません。ちょっと間違いがありました。

都市計画決定されているから火気が扱えないよというのはちょっと不明でありますので、申しわけありません、訂正させてください。

とにかく危険であると。危険というのは、もう火災という話になりますけれども、火災につながる原因でありますので、そういうものにつきましては排除していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 例えば、そういう公園の使用する条例のようなもの、約束事をつくって使えるようにするというのも考えられると思うんですが、そういった考えは一切ないということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 現時点では考えておりません。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 了解しました。

次ですが、非常に個別なことで申しわけないんですが、小藤路公園に池がございますよね。あそこの池に、ちょっといつかというのはちょっとわからないんですが、子供が落ちた。それをたまたま近くに見ていたお年寄りの方が助けたというような事実があったそうです。

そういう中で、あそこに行くとかわかるんですが、地面と池の境が、ほとんど今なくなってしまっていますね。非常に危険である。そこを、もう一度、あそこは石垣でこうなっているんですが、石垣をもう一度積み直す、もっと高く積むとか、柵をすとかということをししないと、今後、またそういった事故が起きる可能性があります。

それについて、あそこは町の管理だよとなった場合、責任は町に来ますよね。立て看板も何もない、危険だよというような。これは非常に怖いことです。対策をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 以前、その話はちょっと伺っておりまして、担当課の中で柵の話もちょっとなりました。しかし、柵については、ちょっと難しいだろうという結論になりましたけれども、今初めて、石を積み直すという話、要はわかりやすくするという話を聞いたものですから、そこら辺のことについては、ちょっと検討してみまして、とにかく危なくないような形のものを作っていきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 実際ね、もうそういう事故が起きているんですよ。のんびり構えてやっている場合ではないと思う。すぐにもかかっていたきたいんですよ。そうでないと、非常に危ない。そこをよろしくお願いしたいんですが、いつやりますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） いつという話でございますけれども、整備方法とかそういうものもありますので、十分検討した中で速やかにやっていきたいと考えます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 早急にお願いします。

もう一点ですが、その池にガマが生えている。話を聞いたところ、最初は何もなかったところに、ガマを最初植えたそうですね、あそこに。それが今、もうすごく増えてしまっているわけで、そのガマというのは、これから秋になって白い穂がつく。その穂が風に舞って、近隣の住宅の洗濯物であるとか壁とかについてしまって、非常に迷惑しているというような話をすごく聞くんです。そういう中で、その対策というもの、ガマを根こそぎ抜くであるとか、そういったことも一つの管理としてやっていただきたいですが。

今も見に行けばわかるんだけど、本当にガマの横に笹とか何か木がもう、草ではなくて木の状態になってしまっているくらいになってしまっていますね。そういうのをずっと放置しているといったら申しわけないんだけど、もう自分からしたら放置していると見えます。それに関して、委託して管理しているんだったらもっと年に2回やっているんだったら、もっときれいな状態ではないかと思うんですが、そういったことがされていないというのはどういう理由からなんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 小藤路公園の池及びそこまで行くせせらぎについては、建設当時はビオトープということで自然なままでという形で、そういうものに作っておりますけれども、やはり近隣の皆様に御迷惑をかけるというのはよくないことでありますので、そのガマとか、あとヨシみたいなものですかね、そういうものにつきましては、一度ちょっときれいにさせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） ぜひお願いしたいと思います。

最後なんですけど、最近、性犯罪というのか痴漢というのか、そういったものが町内でも発生しております。そういう中で、公園内に防犯カメラのようなものを、ようなものというより防犯カメラを設置して、犯罪抑止であるとかそういった方向に向けてお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 防犯カメラという話でございます。

今、防犯のほうにつきましては、皆さんも御存じのとおり、公園のパトロール、やってございます。そういった中で、今、公園もパトロールしているところなんですけど、そういう事例が、どうしてもまだ公園のほうで何かこういう事件があったというのはまだ聞いていないんですが、パトロールを強化していくということは一つあると思います。

それから、公園に防犯カメラというのは、ちょっと、今後検討させてもらいますが、公園のパトロールの強化ということで対応していけるのかなと思っています。時間等も、子供たちが帰る時間を見計らってやっているところもありますので、その辺で御了解を願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 公園内でそういった凡例とか事例を聞いていないというお話なんですけど、過去にはありますよね。あるんですよ。だからそういった事件というものはなかなか表に出ない部分で、実際あるわけで、声をかけられたとかなんとかというのは、かなりあちこちであります。

○議長（八木 栄君） すみません、増田議員。

一般質問の内容は、公園緑地等の整備状況ということで、今のちょっと防犯のほうへ行っ  
てしまっているものですから、ちょっとずれていますので、申しわけございませんが、もとへ  
戻していただきたいんですが。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 公園の整備ということで、それも一つの防犯カメラをつけて、公園を  
安心して利用するという意味での質問でございますので、今、そっちへ行きかけて申しわけな  
いと思いますが、今後検討していただけるということで、ぜひ、防犯の面も踏まえての公園を  
使いやすくするというご希望でございます。

今回は、非常に後半のほうは提案と要望ということでお願いしたことが多いんですが、実  
際、いろいろなところへ行きますと、公園であるとかそういう緑地に関して、いろいろ御意見  
をいただくんですよ。その中で、直接、担当課に行って話をすれば、それができるというも  
あるかもしれませんが、今回、一般質問という形でさせていただきました。

ぜひ、町民の要望ということでありますので、前向きに検討していただいて、早急にやる  
ことはやっていただきたいと思っております。すぐに、予算がないとか何とかと言わないで、予算を  
捻出してやっていただきたいと思っております。

以上で終わりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 以上で、1番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

---

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 本日は、吉田町の学力向上策についてと題して質問いたします。

私見ではございますけれども、学校に関する情報というのは、教育の聖域化とか学校の聖  
域化の言葉の名のもとに学校内にとどめられて、なかなか一般の方に知らされないというよ  
うなことが多いのではないかなというふうに私自身は思っております。

本来、地域の皆さんに学校情報を正確にお伝えし、事実を共有化し、吉田町の教育をどの  
ような方向に持っていくのかとか、どうすれば人間性豊かな子供を育てられるのかとか、そう  
いうしっかりと地域の皆さんの御意見を聞いて、その方針を決めていくということが重要なこ  
とだと思っております。

また、細かな情報に関しましても公にして、吉田町の教育全般に関して地域ぐるみで高い  
道徳観を持った、また、学力優秀な子供を育てていくというような環境を作っていくというこ  
とが必要なのではないかなというふうに思っております。

そこで、学力向上策を中心に教育方針について質問したいと思っております。

では、通告書に従いまして、平成25年度の全国学力テストにおきまして、静岡県の小中学校  
国語Aの平均正答率が全国で最下位であったということを契機に、吉田町においても学力向上  
策が進められております。その進捗状況及び方針について、以下に質問いたします。

1といたしまして、平成26年度の全国学力テストの吉田町の学校別結果を公表するかしな

いか。この問いに関しましては、この通告書を出した翌日に、新聞報道で、吉田町は学校別成績を公表するということが報道されましたので、お答えは不要かというふうに思っております。

2番目といたしまして、昨年11月に発足いたしました吉田町学力向上委員会は、今も存在しているかないのかという質問です。

3番目といたしまして、吉田町ラーニングプランにおいて、今年から1,000万かけてやっておりますけれども、どのような施策を行っているかということ、町民の皆さんに対して公表するのかないのかという質問でございますが、この問いに関しましても、学校別成績を発表するときに進捗状況を報告するというようなことが新聞報道されておりましたので、これもやるということで不要かと思えます。

4番目といたしまして、家庭学習強化に関して、教育委員会の方針はあるのかないのかということ。

5番といたしましては、教育委員会は現場視察をやっているかないかという質問でございます。

これ、全ての質問、二者択一ということになっておりますので、できるだけ簡潔に答弁をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 冒頭ではございますが、一般質問通告書ということで、8月25日付で五つの質問をいただいておりますので、五つの質問について答弁をさせていただきたいと思えます。

吉田町の学力向上策についてお答えします。

まず、1点目の御質問の、平成26年度の全国学力テストの吉田町の学校別結果を公表するのかないかについてお答えします。

本年4月22日に実施された平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領によると、調査結果の取り扱いの中の調査結果の取り扱いに関する配慮事項において、市町村教育委員会は、当該市町村における公立学校全体の結果及び自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において公表することは可能であるとされております。

なお、この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響を踏まえ、必要性について慎重に判断すること、公表する内容や方法については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断し、調査結果の公表を行う教育委員会または学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表すること。調査結果の分析を踏まえた今後の改善策も速やかに示すこととされております。

さらに、調査の目的や調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること、児童・生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童・生徒の個人情報の保護を図ることなどといった配慮事項に留意し、公表するよう示されております。

また、静岡県教育委員会からは、調査結果の公表にかかわる通知文では、各市町教育委員会及び各学校においては、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすとともに、児童・生徒

の学力や学習状況における課題を共有し、生活習慣や家庭学習の改善を推進する観点から留意事項を踏まえつつ調査結果の積極的な公表に努めると通知されております。

そこで、吉田町教育委員会では、保護者、地域住民に対して説明責任を果たし、結果を共有し学力向上の取り組みを充実させること。平成27年度の間中間到達目標、平成29年度の最終到達目標に向けた吉田町ラーニングプランの指標との整合性を図ること。また、学校別結果を公表しても特定の個人の結果が推測できるものではないことから慎重に判断した結果、学校別結果も公表するものとしたしました。

この結果の公表により、地域の教育に対する関心がさらに高まり、地域ぐるみでの学力向上の取り組みがさらに向上していくことを期待しております。

続いて、2点目の御質問の昨年11月に発足した吉田町学力向上委員会は、今も存在しているかないかについてお答えします。

吉田町児童生徒学力向上委員会は、平成25年度の全国学力・学習状況調査の結果から見た成果と課題を明らかにし、課題を解決するための対応策について学校、保護者、地域が一体となって学力向上という課題に向かって取り組むために設置されたものであり、当初の目的はこの課題を解決するための対応策を確立することにございました。

そして、吉田町児童生徒学力向上委員会からいただいた提言や具体的な取り組み案に基づき、教育委員会が吉田町ラーニングプランを策定したものです。

現在、この吉田町ラーニングプランにより、学力向上施策事業を実施しているところで、吉田町児童生徒学力向上委員会については開催しておりませんが、今後、吉田町ラーニングプランの進捗状況や全国学力・学習状況調査の調査結果によっては、委員会を開催していく必要もあるかと考えております。

続いて、3点目の御質問の吉田町ラーニングプランにおいてどのような施策を行っているのかを町民に対して公表するかないかにお答えいたします。

本年度から実施している吉田町ラーニングプランですが、4月18日、19日に行われた町内4校全てのPTA総会の場で、私から吉田町ラーニングプランの趣旨や具体的な施策について保護者の皆様に説明し、その後、議会議員との懇談会や行政報告会の場においても議員の皆様に報告させていただきました。

また、事業を展開していく中で、広報よしだの「まちのわだい」や、マスコミを通じて、吉田町学力・学習状況調査や、土曜学習、夏休みの補充学習などの授業内容を町民の皆様に公表しております。

今後は、全国学力・学習状況調査の結果の公表とあわせて、吉田町ラーニングプラン事業の取り組み状況につきましても、随時公表させていただく所存でございます。

続いて、4点目の御質問の家庭学習強化について教育委員会の方針はあるかないかについてお答えします。

家庭学習は、学力の向上のために不可欠ではありますが、家庭に学校と同じ教育機能を要求することはできません。児童・生徒の学力をつける主体は、あくまでも学校であり、家庭には家庭学習の見届けや学習習慣の確立に協力していただく必要があると考えます。

教育委員会といたしましては、家庭学習の強化は重要であると考え、吉田町ラーニングプランに家庭の取り組みとして、1、家庭学習の見届け、2、親と子のコミュニケーションの充実、3、親の学びの充実として項目を設け、吉田町教育委員会の方針として表記しております。

続いて、5点目の御質問の教育委員会は現場観察をやっているのかいないのかにお答えします。

教育委員会といたしましては、定期的に定例教育委員会を各学校で開催し、その際に教育委員が学校現場の視察をするとともに授業巡視を行い、各学校と懇談を行っています。

なお、教育委員が独自の活動として、自由参観日や地域公開日などの学校を訪問するといったことも随時行っております。

また、教育委員会事務局では、私と指導主事が、学校が実施する研修に参画したり、県教育委員会が学校訪問に同行し、意見を述べ、またアドバイスを送るなど、可能な限り学校現場の状況を把握し、よりよい事業展開を初めとした教育活動が実施できるよう取り組んでまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、再質問させていただきます。

まず最初に、全国学力テストの関係からでございますけれども、学校別に公表するという御説明でしたけれども、新聞報道でもされておりますが、具体的にどのような方法で公表するというふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 発表の方法ということでよろしいかと思いますが、具体的には、ホームページ等を使って発表していきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その際には、単なる平均正答率だけではなくいろいろな質問、宿題やっていますかとか、いろいろな質問があるわけですが、それとの兼ね合いでそういう分析及びその対策も含めて報告するということだと思っておりますけれども、ホームページだけでは、ホームページは重要だと思っておりますけれども、なかなか浸透しないと思うんですが、ホームページだけではなくて、ほかにもっと手段というのは考えられていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 質問の中に発表の方法と発表の内容が二つあったかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

まず発表の方法についてですが、先ほど申し上げましたホームページが一つ考えております。学校におきましては、懇談会、授業参観懇談会等の折だとか、あるいは面談等の折にその資料を使って説明するという事も考えております。

今度発表の内容についてですけれども、現在のところ考えておりますことは、全国学力・学習状況調査から吉田町の子供についてわかったことを中心にやっていきたいなというふうに考えております。

先ほどの答弁の中でも申し上げたように、幾つかの配慮事項がございますので、やっぱりその配慮事項に従って発表の内容を精査していきたいというふうに考えています。

調査の概要だとか、あるいは調査の、例えば吉田町の教科に関する調査結果、あるいは全国平均正答率との比較、これはラーニングプランとの検証になっておりますので、あるいは全



体の調査結果についての考察について、あるいは各学校の平均正答率とか、あるいはその分析結果、あるいは今後の対策、先ほど答弁の中で申し上げましたラーニングプランとの関係、そんな内容を織り交ぜて公表したいと考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その公表方法としてホームページ、もう一つ、今の答弁では学校において保護者の皆さんにというお話がありましたけれども、最初の報道におきましては、保護者及び地域の住民の方にもその結果を共有するという観点からすると、ホームページは自由に見られますけれども、なかなか地域の住民全てというか、全てまではいかないかもしれない、なかなか見ることができない。片や保護者に対してはやりますということなんですけれども、地域の住民の方にそれをしっかり理解していただく、そこが共有化していくという観点では、ホームページだけでは足りないと思うんですが、もっと方法というのは考えられませんか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ホームページだけでは地域住民に対して不足しているのではないかと、そういった御質問だと思いますが、現段階では、やはりわかっていたきたい、あるいは共有化していくということで、皆さんにわかっていたいくことは大切だというふうに考えております。現段階では、ホームページと学校の保護者を通してというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 例えば、案ですけれども、どのくらいの資料の分量になるのかということがよくわからないところがあるんですが、今の最初の話では結構な分厚いものになるのではないかとこのように考えています。

そういたしますと、例えば各自治会の自治会館にそういうものを置かせていただいて、地域の方がしっかり見られるような状況、ホームページもそうですけれども、役場の情報コーナーとか、置いておく。製本というのは、製本というかしっかり分厚い資料というのはそうして、例えば住民の皆さんにそこからのダイジェスト版というのを作って、理想的には全戸配布するような、そこで共有化していくというようなことはできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員のおっしゃっていることは、たくさんの人にわかっていたいで、そのほうが地域ぐるみで取り組めるのではないかと、あるいは課題を共有ということが、より充実していくのではないかと、そういうふうに私のほうは解釈しておりますけれども、やっぱり、この情報の公開というのは、非常に難しい面がありまして、やはり確かに公開していくことは大切だと思います。共有化してやっていただくということも大切だと思います。

でも、いろいろなところに置いて、本当に見る方がそれだけの意識があるかどうかということも、共有化していくだけの意識を持った方もあるだろうし、そうでない方もきっといらっしゃるのではないかなというふうに思うんですが、そういった意味を踏まえて、現段階ではホームページと保護者という段階で考えておりますので、また段階によって、議員のおっしゃるようなことも必要に応じて考えていきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこにこだわっては時間がなくなるので。今後やっていただくということで理解しました。

その中で、今回、教育長が、ちょっと新聞報道で違和感が実はありました。教育委員会の議論を踏まえ、教育長が最終的に判断したと記載されていたんですよ、静岡新聞に。これを読んだとき、さっき言ったように違和感がありまして、教育委員会が決定したのではなくて、教育長が決定したようなふうに捉えられるわけです。そういうことはしっかり教育委員会が決定するのではないかというふうに思うんですが、新聞報道が正しいとすれば、最終判断が教育長というのはいかかなものかという思いがありますが、どうでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 全てのことは、やはり教育委員会を開催して、この件についても、定例教育委員会の中で議論させていただいて、定例教育委員会すなわち教育委員会の決定事項として推進していきました。私もその記事については、少し違和感を持っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、その名誉のためにも訂正をお願いしたらどうですかと思いますが。

実は、そこにこだわっているわけではなくて、以前、教育委員会、傍聴させていただいたときに、各委員の方々からは、学校別公表に関してはかなり否定的な意見が多かったと思うんです。それが、8月26日ですか、定例会行われて、それが一転、学校別に公表ということになったんですが、どういう変化というか、があって、そういうことになったんでしょうか。私、基本的に歓迎しているんですけども。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、説明責任を果たすという部分だとか、あるいは課題を共有化していくということで、もちろん学校には学校の役割があるし、家庭には家庭の役割、それぞれが上手に機能していくということが一番大事だと、そういったような論点が中心になって、こういう結果として学校別を公表して、やっぱり皆さんにも共有化していこうということになりました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そのときに、吉田町だけでなく学校別にするということのメリットとかデメリットとか、そういうのは委員会の中で議論されたのでしょうか。

そういう中で、どういうメリットがある、学校別にするという観点でどういうメリットがあり、学校別にすることによってどういうデメリットがあるんだという議論はあったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 学校別公表にかかわるメリットデメリットだと思いますが、やっぱりメリットのほうは、答弁とか何回も申し上げているように、共有化して、みんなで考えていくというプラスの面があるということ、そういったことがあります。

デメリット、マイナスのほうとしては、やはり学校の序列化だとか、過度な競争意識とか、そういったことはどうだろうなというようなことが話題になりました。あるいは、先ほどの結

論として、個人を特定することはできないという、本町、うちの町の場合にはある程度の規模の学校がそろっていますので、そういった面からも大丈夫ではないかというところに至りましたけれども、意見の中では、議論の中ではそういった一般的に言われている序列化だとか過度な競争意識だとかということがありました。

でも、その両方をつなぐものとして、何がよかったかという、昨年度の結果の後から、やはりラーニングプランというもので学力向上ということをやっています。あるいは御承知のように、そういったものを通して吉田町の教育をさらに充実したものにしていこうという、そういったことにつながっていくというところで、つながって議論が出てきました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 昨年度は、吉田町そのものの正答率も公表していない。今年は、吉田町ではなく学校別にいったわけですね、の発表をしましょうと。より進んだんですが、私が聞いたのは、学校別に正答率、対策とか、それを発表する。吉田町だけでなく学校別まで持っていったと、そこが教育委員会、最初聞いたときは、学校別は否定的だったのに対して、学校別でやったほうがよりメリットがあると。地域の共有化というのであれば、吉田町だけだと共有化も可能なんだけど、なぜ、学校別というところまで踏み込んだか。その踏み込むメリットは何かということはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 少し経過も踏まえてですが、昨年度は、数値ではなくて、上回る下回るとか、町の全体のものがある意味で公表させていただいたと思います。

本年度は、数値で町全体のものも公表させていただきます。それとともに、ラーニングプランの指標である、その数値が全国の平均正答率とどれくらいの差があるのかということも公表させていただきます。それプラス学校別を出すといったことについては、やはり最終的には二つあると思います。

一つはラーニングプランを実施しているので、その整合性やそういった状況の途中の通過点として必要であるということ。もう一つは、やっぱり共有化をしていくという、そこに重点を置こうということです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 一つは、学校別にする、私のこれ私見です。吉田町で考えるよりも、小学校ですけれども各学校で考えた場合、ある面、競争心みたいな、あの学校には負けないように頑張るぞというような、そういうのもしっかり、吉田町全体と牧之原と比べたりとか、やっぱり吉田町の中で、スポーツでいえばチーム内のレギュラー争いみたいな、そういうような、生徒も先生も保護者も、地域も含めてそういう気持ちになって押し上げていこうというようなことができないのかなという思いがあって、より細かなデータを出すことによって、保護者が本当に自分の子供、自分の子供の成績はわかるんでしょうから、もっとしっかりやっっていかなければいけないなというような思いになってもらうとか、そういう面で学校別で報告するのはいいのではないかなと、私自身は思っているんですが、今のお話では、なかなかそういうお話が出てこなかったわけですけども。

去年の成績は、吉田町は全国及び静岡に比べて、小学校は全教科というか国語A、B、算

数A、B、全部下回っていました。ところが、今年はかなり頑張っていて、国語Aは全国平均、静岡平均よりも上を行いました。国語B、算数Aに関しましては、全国よりは上だけでも、静岡県全体が頑張っているの、静岡県の平均にはちょっと至らなかった。算数Bに関しましては、今年も、両方、静岡県と全国に対して劣っているわけですが。

この発表の際には、前年の結果も踏まえて変化度ということで発表されるのか、今年だけの数値を発表されるのか、そこはどうなのでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 発表する内容の数値についての年度のことかと思いますが、吉田町及び各学校の教科等に関する結果については、本年度のものを発表させていただきます。

ただし、ラーニングプランの指標となっているので、全国平均との差をプラスして発表させていただきます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほど申しましたように、今年、よかったわけです。いい分がかなり出てきた。そうすると、その成績発表して、静岡県が最下位ということから騒ぎ始めて半年ですよね、4月にテストがあったわけだから。そこにおいて、この半年間で吉田町がそういうふうな成績が上がったということに関しては、教育委員会としては、どういうことがよかったのかで成績が上がったのではないかなというふうに分かれていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） どこかで少しこの議論したような感じもあるんですが、一つはやっぱり学力向上委員会を立ち上げて、早く現状を分析したり、対応策を考えたり、あるいは昨年度例でいいますと、静岡大学の村山先生に学力向上委員会の委員として各学校を回っていただいて指導していただいたというようなことも大きな原因かなというふうに思います。

やっぱりラーニングプランが、少しずつ成果を出しているんだろうなということが、ごめんなさい、学力向上委員会として早く取り組んだことが成果をあらわしている。ラーニングプランは4月からですので、まだ、今後に期待しているところでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 目標、前々回の答弁でもおっしゃってございましたけれども、前々回の一般質問で、目標はどうですかという話に対して、27年度では全国平均の正答率と、25年度の差を半分にするんだと。29年度では全国平均以上にするんだというお話だったけれども、今回、26年で結構いい成績をおさめたわけですがけれども、目標を上方修正するようなお考えがはあるのか、そこはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ラーニングプランの中間目標あるいは到達目標を変更するのかわかりませんが、現状のところ、変更は考えておりません。ラーニングプランの実施委員会、あるいは担当者会議等でそういった話題が出てくればと思いますが、現在の段階では、もう最初に立てた目標に向かって頑張っていくというようなスタンスであります。あるいは、子供もかわっておりますので、そういった状況を踏まえて、目標の変更はいたしません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 学力向上委員会に頑張っていて、成績上がっているわけですから、個人的な見解とすれば、よりチャレンジングな目標に挑戦していただきたいなというふう

に思います。

次に、学力向上委員会なんです、なぜ、これ質問したかということなんです、いろいろな報告の中で、最終的にはリーフレットを作成して、ある面、終結というような、まずリーフレットを作りますというお話があったにもかかわらず、我々、全然そういうリーフレット、目に触れたことがないわけですね。まだやっているのかな、まだリーフレット作っているのかなという思いで聞いたわけですが、そのリーフレットというものはできたんですか、できていないんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） リーフレットは完成いたしました、先ほどの答弁の中で述べた4月18日、19日については、保護者については、それを使って説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこが何で保護者だけなのかと。今後、小学校に上がっていく幼稚園とか保育園のお母さん方にもそれはしっかり理解してもらわなければいけないと思うし、やっぱり地域全体で教育を考えていこうといったときには、やっぱり地域の皆さんにもしっかりそれを理解していただくということが重要なことではないかなと思う。なぜ、保護者だけに配布するのかと言っていることと、地域全体と言っているのとやっていることがちぐはぐな感じがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） リーフレットの配布は保護者を対象として行いました。でも、ラーニングプランの事業だとか、そういった中には幼稚園との連携だとか、家庭教育学級等の家庭の教育力、そういったことも含まれていますので、総体としては地域の皆さんにもそういったことを理解していただくような仕組みになって、ラーニングプランが進んでいくと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 君。

○4番（平野 積君） そこはちょっと理解できないんだけど、保護者に説明した内容の中には保育園とか地域とか書いてあるということなんだけど、やっぱりそこはそういうことを保育園とか幼稚園とか保護者とか地域、そういうもの自体はやっぱり知ってもらう必要があるんじゃないかと。結果的にはそういうことになっていくと、その段階でリーフレットそのものをしっかり理解していただいて、今後、そういうことになっていくときの心構えとか、そういうことをやってもらうのが必要なんではないかなと思うんですが、そこはどうですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 初年度、あるいはスタートだったので、そういう保護者を中心にリーフレットを配らせていただきました。一番の密接、子供の保護者ということで、学校教育の近くにいる方ですので、そういった方法をとらせていただきました。

今、議員さんの中に、もっともっと地域に広めていくとしたら、そういったリーフレットも地域に広めるべきではないかという御意見だったと思います。また、参考にさせていただきましたと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 君。

○4番（平野 積君） では一つだけお願いします。

ホームページに載せませんか。

先ほど、成績の発表はホームページに載せるとおっしゃっているわけだから、そのホームページにもそのリーフレットの内容というのを公開して、見られる状況を作ったらどうでしょうか。いかがですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 結果の公表の折にラーニングプランの取り組み状況もあわせてそのところで発表させていただくというふうなことを、先ほど言わせていただいておりますので、結果の公表の折に、ホームページで載せるわけなんですけれども、そのときに同じようにラーニングプランの取り組み状況も表記させていただくので、やっぱりそこにリーフレットを載せるかどうかというのも検討させていただきたいと思います。よろしいですか。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要は、ラーニングプランではなくて、向上委員会が作成したリーフレット、それを載せていただけると、検討するということがいいですね。

では、学力向上委員会、四つ提案されたと思います。行政報告会では。

その中で、学校での授業改善、教員の意識改革を推進する。家庭学習の習慣化を推進する。基本的な生活習慣を確立する。教育委員会による学校への指導、家庭への支援を充実させるということなんです。その中で、授業改善とか教員の意識改革を推進するということに関して、具体的に、授業改善というのはラーニングプランで先生とかやっていたらいいんですが、教員の意識をどのように改革しようというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 教員の意識改革の中身の御質問かと思いますが、教職員の意識改革といっても、広い部分があると思います。特に学力向上委員会の中での意識改革としては、やはり今までの授業でよかったのかといったような意識を改革していただくか、あるいは、もう少し子供の側に立って考えてみるだとか、そういったような意識改革が含まれていると考えています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ラーニングプランに関しましては、7月の行政報告委員会でも説明はいただいておりますけれども、ちょっとここで話しさせてもらおうと、学校への取り組み、社会教育の取り組み、教育委員会の取り組み、大きくは三つになります。

学校の取り組みの中で授業力の向上、個への対応の充実、家庭学習の充実ということが掲げられておりますが、授業力の向上ということで、静岡大学の村山教授の指導が各学校で何度か先生方に行われているんですが、そのお話を聞いて、村山先生のメインの主張というか指導というか、それはどういうことが、基本的な村山先生の考え方なんでしょうか。先生方に教えている、どういうポイントをしっかり先生方をお願いしているということではどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 村山先生の指導の中心はどんな内容かということだと思いますが、新聞報道等でも村山先生の考えとか意見がいろいろな場面に出ていると思いますが、やはり学

習指導要領にのっとって教育が進められているので、現在、学力・学習状況調査についていろいろ異論はあるわけですが、学習指導要領の内容を調査している調査なので、やっぱり学習指導要領で身につけたい力を子供たちにつけさせる授業はどういうふうにやったらよいか、そこが村山先生の指導の核になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこでお伺いしたのが、何が核なんですか、先生の。教育指導要領に従ってしっかり教えていくという、それは基本的な考え方なわけですよ。今のお話では基本的な考え方を述べられたわけで、村山先生がそれを実践するためには何が、効果があるとおっしゃっているんですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 学習指導要領の中にある言語活動の充実ということで、読むだとか書くだとか話すというような、そういったことを充実させていくということが核になっています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それに対して、話を聞いた先生方の反応はどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 中学校、小学校、それぞれ訪問していただいているわけですが、先生方は、今まで自分がやっていた授業とどこが違っていたのか、あるいはどこが合っていたという言葉があれですが、よかったのか、どういうことを継続していけばいいのか、どういうことを改善していけばいいのか、そういったような反応がたくさんございました。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先日、学習ホールで、有馬ちいさな理科館の名誉館長のお話がありまして、その中で、ちょっと気になったのが、先生方、結構参加されていらっしゃったと思いますけれども、有馬先生が、理科というのは大人になれば役立つんだと、そういうことを先生方にしっかり教えてくださいよというお話をされたんですが、有馬先生自体は、大人になったら理科の何が役立つかというお話はされなかったわけですよ、講演の中で。そうしたら、先生方というのはどういう捉え方をするのかと思うわけです。偉い先生が、理科は大切だ、大人になったら役に立つから教えてくださいというお話聞くんですけども、聞いているほうは何のこっちゃ、文科系の先生もいらっしゃるわけで、理科が嫌いだから文科系に行っている、それが理科が大人になったら大切になるから、役に立つから教えてくださいと言われても、なかなか身につかない。自分が納得していないわけだから、子供に教えようとしても、納得していないもの教えられないと思うんです。

そうしたら、例えば先生方で、有馬先生こう言っているけれども、大人になったら理科の何が役に立つんだろうねと、議論させたっていいと思うんです。考え方自体、私も理解持っているし、教育長もお持ちだと思うんですよ。そこで議論することによって、自分はこう考える、彼はこう考える、要するに考えて、そして理解を深めて、自分が腑に落ちたら、しっかり教えられると思うんですけども、ただ講演聞いて、ああ、そうかと思っても、なかなか身につけて子供たちに実践できないのではないかという不安があるわけです。

村山先生のお話もしっかり聞いたとしても、やっぱりそういう話を聞いて、先生方でこう

いう話を聞いてどうだったか、先生方でミーティングして、自分たちの意見を述べ合って、今日おっしゃっていたのはこういうことだよねというような話があって理解されれば、しっかり実践されていくのではないかと思っているのですが、ただ講演を聞いていただいただけでは、なかなか、自分の中ではいろいろ比較されているという話なんだけれども、本当に身につけてやっていけるのかという観点から、そういうミーティングとか、せっかくやっていただいているわけだから、それを有効に使うような方法、もっといい方法があるのかもしれない、そういうことを模索していくのが、教育委員会としてしっかり提案していくとか、そういうことをやっていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 大きくまとめますと、教職員研修のあり方みたいなもの、あるいは理科館の講演会のあり方とはちょっと違うのかなというふうに思いますけれども。

実は、ほかの場所でもそういった議論をしている場はありますので、やっぱりそういったところを教育委員会もまたサポートしていきたいし、聞いている側が、先生方の場合には学習指導要領とか自分の教えていることが理解している部分があるので、そういった部分と照らし合わせながら、十分聞き入れていると、私は思っています。

ですので、議員がおっしゃるようにそこにさらに議論とか高めていけばもっと充実するというのは確かだろうなというふうに思っています。また、別の研修の機会の場等で、そういった方法を取り入れてやっていけばというふうに考えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういうこともしっかりやっていただきたいと思います。

家庭教育に入りますけれども、学力向上委員会の提言の中に、家庭学習の習慣化を推進するということがございました。

今、そういう提言があるということに関しては、吉田町の家庭における学習というものに、どういう課題があるというふうに分析したので、そういう習慣化という提言が出てきたのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 吉田町の児童・生徒の家庭学習に対する課題だと思っておりますが、本年度のデータのほうは、ちょっと今、局長が調べますので後でお伝えしたいと思います。昨年度の検討とかそういった時点では、やはり学習する時間が少ない、そういったようなことが1点目として挙げられると思います。あるいは、学習する環境を整えていく必要がある。どういったことかと言えば、例えば、テレビを消して勉強するだとか、そういったようなことも必要ではないかというようなことが課題として挙げられていると思います。あるいは、学校側から見ると、やはり家庭学習の内容について、もう少し工夫をしていく必要があるのではないかと、そういった3点、大きくは課題があると思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） こころ辺のデータが毎年出ているんですが、傾向としましては、この本年度の調査結果であります。小学校の場合でございますが、大体これ週末以外、平日に小学生の場合、大体何時間、1時間単位で区切ってあるんですけれども、3時間以上とか2時間以上3時間未満というような時間を区切っているんですけれども、小学校6年



生の場合、一番多いのが1時間から2時間の間、こういったところが一番多いということですね。さらに中学生になりますと、やはり平日で一番多いのが、やはり1時間から2時間の間ということですので、必ずしも長ければいいというわけではございませんが、やはり大体小学校6年、中学校3年生のデータでいきますと1時間から2時間の間と。中学生になるともう少し家庭学習で学習をやっていく必要があるのではないかというふうな気がします。

やはり当然ながら、家庭での学習というのは学力につながっていくということがございますので、中学生になりますと、もう少し、小学校の間はこれくらいでも十分かもしれませんが、中学校になりますと、やはりそういう学年とともに時間数が伸びていくということが必要でありますし、やはり小さいときから学習を習慣化していったって、やはり学年とともに時間数が伸びていくということになりますと、おのずと学力も上がってくるのではないかということが考えられますので、少し吉田町の場合は、中学生が、学習時間が短いということがありますので、小さいころからの習慣化を図っていききたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、そういうデータが出てきたのでお話しすると、土日の勉強時間というのが結構きているんですね。クロス集計ってやっているじゃないですか。今年このデータ見ると、国語Aで全国平均が72.9に対して、土日に4時間以上勉強している子、これの平均正答率が84.6%で断トツなんです。ほかのいろいろな項目に比べて、ここだけポーンと4時間以上勉強している子が成績がいいわけです。吉田町どれだけか落ちますが、今、勉強時間を増やしていくということがよろしいのではないかとおっしゃるんですが、それをいかに習慣化させるか、それがポイントだと思うんです。そこに関してはどういうふうにアプローチして、そういうことをやっていこうとお考えなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 前の議会でも少しお話ししましたが、家庭学習の関係を充実していきたいということで、家庭教育学級あるいは保護者会等で働きかけをしているところでございますが、なかなかこれはやはりそういったことだけでは時間が大変かかるということがございまして、さらにこれに加えて、今回、4月の学力・学習状況調査とともにほかの学年も、学力・学習状況調査を受けなかった学年の子供についても、小学校1年生以外は全てテストを行ってございます。このテスト結果をもとに各学校で保護者との面談を行っております。つまり、その子のテストの結果をもとに面談をやるわけです。

そしてそのときに、その子にはこういう勉強が、こういう形の学習がいいだろうというふうなアドバイスを学校の先生からしておりますが、この場を使って、やはり学習習慣をとということも話をしていきたいというふうに考えております。

この前のテストのときには、これが間に合いませんでしたが、次回のテストのときに、今度は面談でこれを活用するというのを、今、考えております。面談ですと、ふだん来ない保護者さんについても、先生とお話しすることができるものですから、この機会を捉えたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 家庭教育ということで、行政報告のときには、住吉小学校で、これは

社会教育の取り組みなんですけれども、小学校1年生の保護者を対象に、家庭学習のあり方について村山先生が講演されたわけですが、対象者が80人に対して40人しか集まらない。集まらない40人はどうするんだという話をしたと思うんですが、結局、しっかりレベルを上げていこうとすれば、この、たまたま忙しくて来られない方もいらっしゃると思いますけれども、そこの方々をしっかり教育していかないと底上げできないと思うので、今おっしゃるように、面談という機会を捉えて、しっかり教育というか、やっぱり親を教育していかないといかんじやないかと思うわけです。そういうことをしっかり今後やっていただければと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

では、もうほとんどなくなってきたので。

現場視察。これ極めて失礼な質問をして申しわけないと思っているんですけども、地域公開日に行ったら、結構、気づくこと多いんですよ。一つ気になったのが、ちょっと議論したいと思うのは、掲示板に、志太・榛原の陸上教育会の成績がダーっと出ているんですよ。見に行った中央小の子はマーカーで。何でスポーツは成績優秀な子を褒めるのに、学習は褒めないんですか。

学力いい子は名前出さないわけですよ。スポーツだけ張り出される。吉中なんて、吉田中学校だよりで回覧まで来るわけですね、何とか大会参加したと。スポーツは褒め、学力はなぜ褒めないのか、そこがよくわからない。どうですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現場の指導についての質問かと思いますが、そういう内容で。

確かに運動の場合にはそういった傾向があるかなというふうに思います。これは教育界独特の感覚かもしれませんが、やっぱり学校の代表として、例えば南地域の陸上大会ですと、そういったスタンスをとっているのです、そういうふうにオープンにしていこうということが強いかなと思います。部活動にしてもそうだと思います。中学校で記録が出てくるのは、大体、部活動の結果がほとんどかだと思いますので。

でも、一方で、個人の英語弁論大会だとか、そういったものも出ているので、決して運動面ばかりではないなというふうに思います。

全国学力・学習状況調査の優秀者とか、やっぱりそこは個人の特定されてしまったりだとか、そういった部分があるので、やっぱりちょっと不可能ではないかなというふうに考えます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 視察に関して、本当はいろいろあるんですけども、時間がないので、これだけに絞って。

やっぱり、いろいろな人にお伺いすると、今おっしゃったような意見言う人もいます。あれは大会に出ているから出すんだとか。

でもやっぱり、以前、お話聞くと、吉中でも上位100番とか150番とか発表していたよと。そこに名前載れば、これは死守するぞと、落ちないぞと。もうちょっとで行けそうな子は、載るために頑張るぞとか、そういう話があったというわけだから、そういうこともやっていたにもかかわらず、今はやめてしまった。それは何でやめてしまったんですか。以前はやっていたのに。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 私の個人的な意見になりますので、その辺はお許し願いたいと思

います。

確かに過去には吉田中学校等々で1番から100番くらいまで張っていた時期もあるし、私もそのころ中学生だったような気がします。やはりそういったときには、やはりその背景として、周りの環境あるいは文化として、そういったものを見て頑張るといような意識のほうが、全体の割合の中で強かったんじゃないでしょうか。あるいは肯定的だったと思うんですが。

現代の段階では、そういったようなことを実施しますと、今度は逆に、過度な競争を招くだとか、あるいは載れなかった人はどういうふうになるんだとかというふうな、そういったような部分のほうがクローズアップされてきて、バランスをとっているんだというふうに思います。

でも、必ずしも全てやっていないかという、部活動のそういった記録、あるいは弁論大会の記録、そういったところではそういった公開をしている部分もあると思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後の質問になりますが、吉田町は、近隣の市町に比べて精力的に学習力向上ということに取り組んで、向上委員会も作ってやってくれているというふうな思うんですが、視点を先生だけに絞って考えていくと、先生って異動するんですね。そうすると、優秀な先生が育ちました。育ったら、隣の市町に行ってしまいました。結局、そのレベルはもとに戻りましたというようなことがないように、やっぱり志太・榛原地区全体のレベルを上げていけば、その中で異動があってもそんなに落ち込みがないというようなことを、今、吉田町がしっかり、トップとはわかりませんが、わかりませんが、しっかりやっているのであれば、志太・榛原地域含めてみんなやっていこうと。同じようなレベルで皆さんの教育をしっかりとやっていこうというようなことを引っ張っていく、教育委員会が引っ張っていくというようなことはやっていきませんか。吉田町の教育委員会が。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 基本的に、やっぱり市町の教育委員会単位でやっていることなものですから、なかなかできにくいことだなというふうに思います。

でも、それぞれの市町で取り組んでいること、例えば、うちでいうラーニングプラン、あるいはその他のところでも情報交換とか、そういったものはしています。

教員の問題については、人事異動があるので難しいなと思いますが、なるべくいい先生をいつまでもいるように、教育委員会頑張りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要は、言いたいのは、学校別にしろ、成長したときに、やっぱり蓄積というか、生徒もどどんかかわっていきますよね。先生もかわっていったときに、学校として伝統というか、高いレベルをいかに保つかということを先生がかわっても生徒がかわっても高いレベルを守っていくというようなことをやっていただきたいと思うので、そこはしっかり教育委員会が指揮してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 大塚邦子君

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、平成26年第3回吉田町議会定例会一般質問におきまして、先に通告してありますとおり、飼い主のいない猫の現状と対策について並びに地域教育推進事業について、町長並びに教育長にお尋ねいたします。この2件の質問は、地域の住民ボランティアの皆さんの熱意や使命感に裏づけされた自主的活動の持続性と効果について、確認と検証をしたいという私的な意義を持っておりますので、町長並びに教育長の明快な御答弁をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、1点目の飼い主のいない猫の現状と対策について質問いたします。

我が町では、平成23年4月から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助制度が創設され、3年が経過をいたしました。本制度の創設のきっかけは、平成22年12月議会に行いました私の一般質問、飼い主のいない猫の適正保護と管理についてでございました。このときは、平成21年度に静岡県が策定した静岡県動物愛護管理推進計画や、特に大きな問題となっておりました飼い主のいない猫に対する対策を進めるため、県と市町、地域住民やボランティアが協力して作成した飼い主のいない猫管理マニュアルに沿った対策を我が町でもすべきというものでございまして、それに対して町は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、不妊去勢手術費補助制度を新設いたしました。

さて、1匹の猫は年に二、三回出産し、1回に4匹から8匹生まれます。これで計算いたしますと、3年で3,000匹になるという計算になります。補助制度がスタートして3年、町内の飼い主のいない猫の現状はどうでしょうか。

そこで、補助制度の効果と課題について、また飼い主のいない猫を減らす対策について、以下、町長に質問いたします。

1、飼い主に対して室内飼いや不妊去勢手術の施術の指導はどのようにされていますか。

2、TNR、Tはトラップ、捕まえる、Nはニューター、不妊去勢手術、Rのリターンはもとの場所に戻すというものですが、このTNRは地域の理解と協力が必要です。地域猫対策への取り組みはされておりますか。

3、餌やりトラブル防止策としてボランティアと協力し餌場の設置の考えはありませんか。

4、飼い主のいない猫不妊去勢手術補助制度の効果を上げるための増額はできませんか。

5、飼い主のいない猫保護シェルター設置の考えはありませんか。

2点目に、地域教育推進事業について教育長並びに町長に質問いたします。

我が町では、地域の子供を地域で豊かに育てる活動の推進を図っております。中でも、住吉わっぱくらぶ、かわしりっ子わんぱくサークル、片岡きらめき塾、自彊わくわく教室の4地区におけるそれぞれの活動、また4地区の合同活動の継続かつ発展が、こうした活動が10年続き、本事業が地域を巻き込み、活動の広がりが効果として見られているのは、県内においてもほかに例はないのではないのでしょうか。これは、地域ボランティアの子供たちの健全育成に寄せる熱意と行動、また社会教育専門職員による支援の相乗効果だと私は考えております。

さらに、子供たちの健全育成のあるべき姿を考えたとき、現在実施している家庭教育学級や教育推進事業、また地域教育活動などのさらなる充実・強化を図っていく必要があるのではないのでしょうか。現在町教育委員会では社会教育専門職員が配置されておりますが、この職員は町単独費用で県教育委員会より小学校教員が派遣されております。私は地域の子供たちを地域で豊かに育むための技術支援や地域の人材を育成、確保するには、経験と専門知識のある県教員の配置が必要と考えております。

そこで、現在1名配置されている社会教育専門職員は、来年度も配置するかについて質問いたします。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の飼い主のいない猫の現状と対策についてお答えいたします。

近年、動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっております。一方で、動物に対する虐待行為、動物取り扱い業者や飼い主による不適切な取り扱いにより、動物が苦しんだりする問題も数多く生じております。

このような状況を受け、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正をされ、平成25年9月1日から施行をされました。今回の改正は、生を終えるまで餌を与えて育てること、すなわち終生飼養の徹底を柱とするものであります。動物の飼い主は、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること、動物取り扱い業者は販売が困難になった動物が、その生を終えるまで適切な飼養を確保すること、そして都道府県等は動物の引き取りの際、動物取り扱い業者からの引き取りや繰り返しての引き取り、高齢や病気を理由とした引き取りを拒否できるようになったこと、このほか動物取り扱い業者による適正な取り扱いの推進として、幼齢の犬猫の販売制限が設けられるなどの規制が強化をされております。

静岡県では、飼えなくなった犬や猫の引き取りを実施しており、当町では今年度16回の回収が実施される予定であります。当町の猫の引き取り件数は、平成20年度は91件でございました。この猫のほとんどは、飼い主のいない猫が民家の納屋や車庫等で生んだ子猫であります。その後、引き取り件数は年々減少し、平成23年度に29件、平成25年度に7件となっております。

県は、今回の法改正により引き取りの基準が強化されることを見据え、平成23年度から引き取り基準を厳格化いたしました。そして、平成25年度には法改正が施行されたことにより、引き取り件数はさらに大きく減少いたしております。また、県に一旦引き取られても、新たな飼い主が見つかった場合は引き取り件数から差し引くため、最終的な引き取り件数が減ってきているものであります。しかし、この引き取り拒否によりまして、引き取られなかった猫は飼

い主が見つからなければ放置され、飼い主のいない猫になっているのではないかと推測をされます。

それでは、議員の御質問の一つ目の飼い主に対して室内飼いや不妊去勢手術の施術の指導はについてお答えします。

犬は狂犬病予防法に基づく市町への登録制度がございます。当町の登録件数は約2,000件で、登録時には飼い主に対しまして口頭や啓発チラシによりまして飼育マナーの指導や不妊去勢の推奨を行っております。

一方、猫は法律等に基づく登録義務がないことから正確な数は把握しておりませんが、犬と同程度の約2,000匹の飼い猫がいると推測され、加えて飼い主のいない猫を含めると相当数の猫がいると思われまます。ほかの市町の中には猫の登録を実施しているところもありますが、当町では猫の登録は実施しておりません。このため、犬のように登録時の指導はできない状況ではありますが、苦情や相談が寄せられた際には、その都度関係者に対しまして、飼い方の指導や不妊去勢手術等について説明をしております。

町に寄せられる猫についての相談にはさまざまなものがございます。たとえば、ひとり暮らしの高齢者が餌やりをして、猫が集まってきて、近隣の家の敷地内にふん尿をされて困っている、橋のもとで餌やりをしている人がいるので、猫が集まり増えて、その猫が玄関の柱で爪を研いで柱に傷がついたといった相談もございました。このときには、餌やりをしている人に対し、餌やりは飼い主と同等の責任があるため、適正な餌やりと不妊去勢手術を実施していただくように指導しております。餌やりをしている人が特定できない場合は、その場所に看板を設置しております。また、隣の飼い猫が家の花壇でふん尿をして花壇を荒らすので、何とかしてもらいたいといった相談もございます。このときには、飼い主のところに行きまして室内飼いをするように指導をしております。

このような対応をいたしておりますが、今後、猫に限らず、全ての動物の命が終わるまで責任をもって飼養することや、動物の飼い方について周知してまいりたいと考えております。

次に、二つ目のTNRは地域の理解と協力が必要だが、地域猫対策への取り組みはについてお答えします。

現在、飼い主のいない猫の対応といたしましては、相談があったときに現地へ出向き、餌やりをしている人が特定できる場合は、餌を与えることは飼い主と同等の責任があること、トイレを設置し清掃をすること、これ以上猫が増えないよう不妊去勢手術をすることなどを指導しておりますが、餌やりをしている人が適切に飼育することができない場合は、役場1階ロビーに設置をしてありますポッチとニャンチの愛の伝言板により、新しい飼い主を探す取り組みをしていただくように指導をしております。

議員の御質問にございます地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫であり、その地域に合った方法で飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など、地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫のことで、地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、猫を安全に捕獲し、不妊去勢手術を行い、もとの場所に戻すTNR活動や、新しい飼い主を捜して飼い猫にしていくことを目的とする活動であります。

このような活動を地域の皆様に御理解いただき、実現できればよいわけですが、現状とい

たしましては、地域には猫を苦手とする方や動物のアレルギーなどをお持ちの方もおられますことから、全ての地域の皆様の御理解を得ることは大変厳しい状況でございます。町といたしましては、今後も餌やりをしている人に適正管理をするように指導すること、またボランティアの方と協力をして、現在実施しているTNR活動を引き続き実施していくことにより、飼い主のいない猫を減少させてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の餌やりトラブル防止策としてボランティアと協力し餌場の設置はについてお答えします。

一般的な餌やりのトラブルは、餌だけをやり、適正な管理をしないことにあります。餌やりをしてふん尿を片づけない、不妊去勢手術をしない、餌を散らかしてそのままにするなどといったことでトラブルになっております。

餌場の設置場所については、周辺住民の理解と協力が必要不可欠であります。また、餌場を設置して飼い主のいない猫を集めることにより、心ない飼い主が安易な考えで子猫等を置きに来ることも考えられます。さらに話が広まれば、近隣だけにとどまらず、遠方からも同様に置きに来ることにより、半永久的にその場所が飼い主のいない猫の集まる場所になってしまう可能性がありますので、現在のところ餌場の設置は考えてはおりません。

次に、四つ目の飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金制度の効果を上げるための増額はについてお答えします。

猫は、年間2回から3回発情・妊娠・出産を繰り返し、1回の出産で4匹から8匹の子猫を生み、子猫は生後6カ月から8カ月で繁殖可能となり、寿命は10年、16年と言われております。飼い主のいない猫は病気や事故のリスクが高く、その寿命は5年程度と言われておりますが、この期間であっても繰り返し出産をいたします。飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施することは、新たな飼い主がいない猫の誕生を抑制することになり、不幸な猫を減らすためには最善の方法であると考えております。

町では、平成23年度から、飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金制度を実施しており、現在までに不妊去勢手術を行った件数は、平成23年度24件、平成24年度40件、平成25年度40件、合計で104件でございます。飼い主のいない猫不妊去勢手術を実施して、すぐに猫が減るといったものではありませんが、手術後にその猫から子が生まれなくなり、生涯を全うしたときに減っていくものであります。この補助金は、町に登録したボランティア団体が捕獲して不妊去勢手術を行ったものに対して補助するものであります。町といたしましては、二つ目の御質問でお答えしましたとおり、現在実施しておりますTNR活動を引き続き実施していくことにより、飼い主のいない猫を減少させてまいりたいと考えておりますので、登録団体の皆様がさらに活動できますよう、現在40件の処理、対応できる補助枠を拡大するよう検討してまいりたいと考えております。

次に、五つ目の飼い主のいない猫保護シェルター設置の考えはについてお答えします。

一般的にアニマルシェルターと言われるものは、捨て犬、捨て猫の保護と、飼い主探しや飼えなくなったとして保健所などに連れてこられた犬や猫もしくは捕獲された犬や猫が殺処分されないように保護する施設のことであります。シェルターの役割としては、動物の保護をして新たな飼い主を探すだけではなく、病気やけがをしていた場合には治療やワクチン接種を行い、新たな飼い主に引き渡すための訓練を行うことや、不妊去勢手術を実施することも含まれております。

議員御質問の飼い主のいない猫の保護シェルターの設置でございますが、本来行政が設置すべきものなのか、疑問があるわけでございますが、この保護シェルターを設置し管理運営をするためには、解決しなければならない問題も幾つかございます。保護シェルターの設置場所や保護シェルターを管理運営していくための人材や予算などに加え、保護シェルターの周辺住民の理解と協力が不可欠でございます。

また、成長した飼い主がいない猫は人になれにくく、訓練しても飼育管理が非常に難しいことから、新たな飼い主を見つけることは困難なため、一時的な保護に限らず、保護シェルター内での生涯を全うするまで飼育管理を行わなければならないこととなります。さらに、保護シェルターがあることで、飼い主としての責任を果たさずに、安易に引き取りを求めてくることも考えられます。このようなことから、現在のところ、町が主導をして飼い主のいない猫の保護シェルターを設置することは考えておりません。

なお、地域教育推進事業につきましての御質問は、教育長に答弁をさせます。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 御質問の地域教育推進事業についてお答えします。

地域教育推進事業は、地域の子供は地域で育むことを目的として、現在町内各自治会に、住吉わっぱくらぶ、かわしりっ子わんぱくサークル、片岡きらめき塾、自彊わくわく教室という四つの地域教育推進協議会が立ち上がり、各協議会ともさまざまな活動を行っていただいております。

各協議会では、子供たちの育成に大変熱心に取り組んでいただいている協議会員の皆様や各種ボランティア団体の協力のもと、通学合宿や農業体験など、特徴ある充実した活動を行っていただき、町内の子供たちにとって貴重な体験ができる場となっております。

また、4地区の協議会が合同で開催している親子ファミリーウオークや地引網事業では、各地区協議会委員のほか、スポーツ推進委員や子供会育成会、地元青壮年会、漁業協同組合など、多くの地域住民の皆様にも御協力をいただき、地域全体で子供たちを育む活動が広がっております。教育委員会といたしましては、こうした活動が活発に行われ、子供たちの健全育成に取り組む方を増やしてまいりたいと考えております。

一方、核家族や地域における人間関係の希薄化など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している中、子供たちの健全育成のあるべき姿を考えた場合、家庭教育学級や地域教育活動などをさらに充実・強化を図っていく必要があると考えております。

そこで、教育委員会といたしましては、子供たちの健全育成を行うためには、学校、地域、家庭が、これまで以上に密接な連携が必要であると考えています。現在、社会教育専門職員は地域で子供たちを育む活動のコーディネーターとしての役割を担っており、活動が円滑に行えるよう事業の企画、関係者や利用施設の調整などを行っております。この社会教育専門職員は、教育に関する専門知識を備え、教育事業に関する企画力、集団についての知識やレクリエーションなどの運営技術にもたけており、地域教育推進事業のような体験活動を行う上で貴重な存在となっております。

また、本年度、社会教育委員が中心となって進めております学校支援地域本部事業においても、地域と学校をつなぐコーディネーターとして担う役割は大変重要であります。

そして、社会教育専門職員は、静岡県社会教育専門職員人材派遣要綱に基づき、県教育委



員会と町が協定を結び派遣していただいております。教育委員会としましても、社会教育専門職員は地域教育推進事業を進める上で不可欠な存在でありますことから、来年度の配置について、県教育委員会へ要望してまいる所存であります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 御答弁、ありがとうございました。

何点か再質問をしていきたいと思っておりますので、御答弁のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、飼い主のいない猫についてでございます。

吉田町のこれまでの取り組み、そして、今の飼い主のいない猫に関する法整備の話等、説明がございました。その中で、保健所の引き取り件数が減ってきたよという話がございまして、町の分析といたしましては、例えば、平成20年に吉田町では91件の保健所への引き取りがあったと。平成25年度については7件になったと。これ単純に、引き取り件数が減ったから、引き取り件数のほとんどは飼い主のいない猫だというふうに考えますが、飼い主のいない猫が減ったよというところではないというところは町のほうでも把握は、認識はされていると思うんですけども、本当にこの保健所の引き取り件数が減った、これは法律の基準が厳格になったということがありますが、やはりその減った分は町内に捨てられているということの理解でよろしいかどうか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町といたしましては、全てのものが捨てられているというふうには、例えば、中には飼い主が、過大な匹数になってしまって飼えなくなって放置するといったような状況もあるかと思ひます。飼い主のほうでも、新たな飼い主を見つけるということはしていると思ひますので、全てがそういうものではないとは思ひますけれども、そういうような猫も増えているというふうには認識しております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そうしますと、県のほうも、平成35年を目標にして殺処分の頭数を減らそうという計画があるわけですので、やはり今後、平成35年に向かっては市町の引き取り件数というのも基準を厳格化する中で、引き取りのほうがされないとすることは想像というか、容易に理解できるんですが、そうしますとやはり吉田町では、そうした県の引き取りがない中で、いかに吉田町で飼い主のいない猫が町中をうろうろ、要するに飼い主のいない猫が増えることのないようにしなければならぬという認識でいるということでもよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 地域のほうの方も飼い主のいない猫が増えてしまつては困るということは、当然ございまして、それが増えないようにするというところは町のほうでも対応してまいりたいというふうには考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 最初の私の質問で、飼い主がいる猫に関しては登録がないということで、なかなか指導が難しいということでございましたけれども、やはり私は、基本は飼い主のモラル、終生飼育で説明があったけれども、飼い主が最後まで飼った猫に関しては面倒を見る

というところが基本になるのかなというふうに考えまして、飼い主については室内飼いの推奨や不妊去勢手術をするようにという指導は、やはりここが一番もとなかなというふうに考えますので、ここは今でもやっていただいているというふうに思いますけれども、今後についても一生懸命やっていただくということで、具体的には何か新しい方法というのがありますか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 一応、問題がありましたときに、飼い主がいる猫であれば、そのときに個別には指導をさせていただいておりますけれども、広報に載せるなり、そういうような方法によりまして、また周知徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

続いて、町長の答弁の中でも、吉田町としてはTNRを推進していくというか、積極的に取り組んでいくという御答弁をいただいて、大変うれしいなというふうに思うわけでございますけれども、TNR、これは飼い主がいない猫については、まず捕獲をすることから始まるわけでございます。捕獲をして、そして町の補助をいただきながら不妊去勢手術をして、そしてまたもとの場所に戻す、やっぱり猫の習性を考えると、これやはり別の場所に持っていくということではできないわけでございまして、もとの場所に戻す。そして、もう手術をしているわけですから、子供が生まれることはないので、その猫の代で終わるということだというふうに思います。これは、一番差しさわりのない方法だと思うので、ぜひ地域の住民の皆さんの理解を得た上で、町としてもこのTNR活動、ここを推進してほしいというふうに考えておりますが、答弁の中でありました餌やりさんがいらっしゃいます。餌やりさんとボランティアさんが一緒になったときは、ボランティアのほうから不妊去勢手術のお勧めをして、餌やりさんから少しばかりのカンパをいただいて手術をして、そしてまたその場所に戻すという活動も実際行われております。

ですので、モラルのある餌やりさんを増やすということも必要かと思いますが、町のほうでの指導としては、こうした餌やりさんの数というのは把握をされているのか、どうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 餌やりの方の数というのは、実際何人ということは把握しておりませんが、御相談ですとか、そういうことがあったときには、その方に対して、そういうようなお話を、今議員がおっしゃったようなお話をさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 餌やりさんの中には、やはりただかわいそうなので餌をあげているというだけの方も確かにあるかもしれませんが、そうした不妊去勢手術をした上で、その猫の代で終わらせるということで地域猫として飼うという、まさにこれはTNR活動にもなるというふうに考えております。餌やりさんもボランティアグループ、ボランティアとしての何ていうんでしょうかね、無責任な餌やりというのではなくて、吉田町の飼い主のいない猫を最終的にはゼロを目指すというところには大変力を発揮してくださるというふうに私は思うのでありますので、町も今ボランティアグループの育成というところも必要性を思っていると思いますので、そうしたところの餌やりさんにボランティアグループを紹介するとか町の補助制度を使うにはボランティアさんと会うことも必ず出てくると思うので、そういう趣旨のことの説明

をぜひしていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 住民の方から御相談がありまして、餌をやっている方とお話しするということに、そういうようなお話も一緒にさせていただければと思います。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 平成20……吉田町に補助制度ができて3年が経過をいたしました。先ほど答弁いただいたように、平成23年度からの実績というのがありまして、この中で今現在町は20万円の不妊去勢手術補助制度、金額としては20万円をつけていただいております、これは本当につけていただいたことによって、前回私が一般質問をしたときの状況よりもよくなっているというふうに理解をしておりますし、実際、ボランティア団体さんのこの実績を見ますと、その分だけ先ほどの掛け算ではないですけれども、確実に飼い主のいない猫は減っているというふうに思っております、しかしながら、町長の答弁では、現状を踏まえて拡大を検討していくという前向きな答弁をいただき、大変これはほっとしておりますけれども、現行今ボランティアさんの負担もあるわけございまして、実際頭数としたら40頭分ということになっております。既にもう40頭はこれ満杯、24年度の実績も、25年度の実績も40頭の満額でございまして、これ以上のものがないということもございましたので、本当に上限なくというのが最も要望したいところでございますけれども、やはり拡大をして一気にとはいきませんが、5年かけて減らしていくということは有効な対策だと思いますので、この拡大のほうの検討のほう、ボランティアさんと相談してということになると思いますが、当局の考えといたしましては、ここは上限なくというのは無理でしょうか、ということでお伺いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 飼い主のいない猫を減らす、基本的には手術で、餌を与えられて適切にその猫の一生を終えたと、そういうふうな飼い主のいる猫を増やしていく、増やすというのもおかしいのですけれども、そういうような形にしていくと。飼い主のいない猫を減らしていくという目的のTNR活動をやっている団体がございますけれども、今現在、年間20万円の補助金を出しているわけでございますけれども、議員がこの質問の中に書いてありますように、猫は1年に2回から3回出産して、1回に4匹から8匹生まれて、3年で3,000匹になると、すごいものだなと私も思っておりますけれども、そういうふうなことがないように単純な話、こういうことを踏まえて、何年かければ、何年かけて、そこに幾ら投入すれば、基本的にTNR活動が大きな成果を上げて飼い主のいない猫がいなくなるということが望ましいわけでございますので、必要な期間と必要な金額につきましては、予算措置を当然するために検討して、その結果に基づきまして20万円ではなくて、もっとどんとお金をつけてやっていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） どんとつけていただけるということで、大変期待をしたいと思っております。

確かに、私は猫の苦手な方がいるということも承知をしておりますが、この問題につきましては、私は中立の立場でございまして、好きでも苦手でもない立場なんですけれども、やはり好きとか嫌いとか苦手とかということではなくて、やはり飼い主のいない猫が町内に存在するということはさまざまな迷惑、苦情もございまして、その猫をめぐっての近隣、近所のトラブルにもなっていたりしまして、町民の精神衛生上もよくない環境もよくないということで、

飼い主のいない猫にとっても地域住民にとっても、これは必要なことであり、予算の措置をしてほしいと強く願うことをごさいます、今回質問をさせていただきました。

先ほど、課長の答弁の中で、吉田町でやはり飼い主のいない猫については苦情があるよという話をごさいます、その中にはふん尿の問題も出されております。飼い主のいない猫の苦情件数に関しては、年間どのくらいあるのかということで、それから、苦情の内容についてはふん尿だけなのかということについて、少し、もしわかっておられることがあれば、なければ私は県の資料を出しますけれども、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 苦情件数ですけれども、吉田町でございまして月に二、三件、それくらいの苦情の件数がございます。内容といたしましては、先ほど答弁の中で申し上げたとおり、近所の方が餌やりをやって、猫が集まってきてしまつて困るというような内容のもの、それから、家の敷地の中に野良猫が子猫を産んでしまつて、どうしたらいいのかというような御相談もございまして。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そのとおりでございまして、県の統計を見ましても、猫に関する相談件数というのは約5,300くらいあるんですけれども、ふん尿に関する苦情というのはそんなにないですね。5,300件に関して500件くらいになってございまして、それよりもやはり産んでしまつてどうしようという、そういう引き取りの依頼ですかね、そうした件数が多いということも、私は一言この場でちょっとぜひ共通認識を持ちたいなというふうに思いますが、やはりさまざまな住民の苦情もあるかもしれないけれども、やっぱり一番は産んでしまうこと、生まれてしまうことで、それをどうしようかというところがあるので、やはりもとを絶つというところで、この不妊去勢手術というのは行ってほしいということで、今回大変前向きな御答弁いただきましたので、ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） TNR活動でございまして、私が先ほど申し上げたのは、要は飼い主のいない猫がいなくなるようにするには、年間何匹ぐらいの猫に不妊手術をして、それを何年間やれば大体いなくなるというふうな推定をした上で、それに見合う予算措置をとることです。そのためには、まずTNR活動に参加しているいわゆるグループが、要は受け手でございまして、そのグループが今のようではちょっと心細いと思っておりますので、もう少し大きくしてもらいたいということ。それと同時に、猫にニュートターを全部やれば、猫絶滅しますよ。それはまずいわけでございまして、それはやっぱり当然のことながら、ニュートター、不妊手術をやるのが一番大事だなと、全部やるというわけには、それはいかないと思っておりますけれども、その辺は当然そういうようなことはちゃんと考えた上で、今申し上げたように、余りいろいろなところに飼い主のいない猫が社会問題を引き起こさない、というふうなレベルまで持っていくというふうな形で考えております。

それから、議員、猫の苦情とありますけれども、結構あるんですよ。私の家も毎日二つ、三つ、猫がふんをしております。しかし、それが町にまでどうのこうのということじゃないわけでございますので、そういう苦情というものは結構あると私は考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そうです、ありがとうございます。

そのように考えていただいた上で、来年度に向けて飼い主のいない猫の対策について検討していただくということを望みたいというふうに思います。

そして、この補助制度なんですけれども、現在ボランティアも負担をさせていただいております。全額町が出すということではなくて、ボランティアも一部負担をし、行政も負担をし、また獣医師のほうも負担をするというようなルールがあるとは聞いておりますが、今現在町ではボランティアが負担し、そしてまた行政が負担するという2者で負担をされておりますが、そのところが少しボランティアさんには負担が大きいのかなというふうに考えますけれども、そこは町のほうで何か配慮はしていただけますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） ボランティアの方が負担感のないように、町のほうで適切な予算措置をとります。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域教育推進事業について、教育長に少し再質問をさせていただきたいと思います。

社会教育専門職員の件につきましては、教育長から答弁いただいたように教育委員会としても地域と学校をつなぐ重要な配置だと、コーディネーターとして配置だということですが、以前、平成19年度までは県が、これ県の予算で、社会教育専門職員が吉田町に派遣されていたというふうに承知しております。平成20年度から県の派遣制度がなくなり、一斉に県内の市町では引き揚げがあったというか、配置がされなくなっているというような経過があるというふうに承知しております。そういう中で、吉田町では町の生涯学習の推進、よりよい町づくりになくはならない存在ということで、引き続き町費によって県から1名を派遣いただいております。これも私が一般質問をした答弁でございまして、おかげさまで町費がついて切られることなく、次の年からも引き続き県の教育委員会のほうから社会教育専門職員を1名派遣していただいているということで、私は承知をしております。

これについて、教育長の答弁ではぜひ必要だと、吉田町の教育委員会としては社会教育専門職員が必要だから来年度に向けては県の教育委員会に要望していくということですが、やはり県の教育委員会の制度といたしましては、こうした制度はもうない、県費で送り込まれるというのはいない、県内ではどのような状況になっておりますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 現在の社会教育専門員の制度でございまして、制度としてはありますが、現状のような状況で町の負担という形でやっているものでございまして、県下では社会教育専門職員の派遣があるのは吉田町のみという状況になっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） そうしますと、来年度、県の教育委員会に要望をしても、吉田町には人材の派遣はしてもらえそうなんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） これについては、やはり県の教職員の人事異動というものが絡んできますので、まだ何とも言えないところでございます。引き続き、関係のところの調整、あるいは県教育委員会への要望等を行ってまいりたいというふうに今のところは思っ

ているところですよ。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 吉田町が今力を入れております学力も大事かもしれませんが、こうした地域で地域の子供を豊かに育てる、そして、社会体験を通じて子供が学ぶことというのは大変大きいことがあると思います。4地区で開催されておりますそれぞれの活動がございまして、聞くところによりますと、最初から年数を数えていきますと10年、10年続いているという活動は県内でもないと言われていて、視察も見えているということで、これはひとつ吉田町の教育の特徴になるかというふうに考えておりました、このところもやはり教育委員会が、ここ専門職員の配置が途絶えることのないようにしていただきたいというふうに思っております。

地域のリーダーが育っているというふうにも私は思いますけれども、こうした地域のリーダーとコーディネーター役の社会教育専門職員、ここのメリットといいますか、そこがやはりどうしても必要だということについては声を大きくしていただきたいと思いますが、今後、来年度に向けての地域教育推進事業に関しては、どのような考えでおられるのか。力を入れていくと、そして社会教育専門職員を配置いただく、あるいはその辺のところを教育長はどのように考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 来年度以降、来年度を含めた地域教育推進事業と社会教育専門職員の関係かと思いますが、答弁の中で述べさせていただきましたように、地域教育推進事業、さまざまな活動が行われている、またそれを継続していくということは大事だと考えております。あるいは、学校地域支援本部事業も始まったばかりですし、社会教育委員を中心としてやっているところがございます。そういった中で社会教育専門委員が果たす役割は重要であるというふうに考えておりますので、この制度は、とにかく市町から申請しない限りは成り立たないものですので、私たちのほうで申請をして配置できるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 自治会単位で行われている、4地区で行われているこうした地域で地域の子供たちを育てるという取り組みなんですけど、そして通学合宿等の紹介もありましたが、子供たちの様子って変わりましたか。効果というのはどのようにありますか。教育長が把握している中で、そうした地域の皆さんに、子供たちの地域の教育の中で、子供たちを育ててもらおうというこの取り組みの効果というのはどのようなものがあるか、特徴的なものをちょっと紹介していただければと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 地域教育社会事業の効果という面だと思いますが、例えば通学合宿等、私もそれぞれの地区で開催するときに行かせていただいております。よくその場でも言うんですけども、学校で習ったことをまたその場で生かして、またそこでさらにそれを広げていただいて、また学校へ戻していただくというような、そういうサイクルが機能するようになってきたなと思っております。例えば挨拶等もそうですし、何よりも子供たちにかかわる人の人数が増えているという、そういったことが今後も子供たちを健全に育てていくことに大切なことだなというふうに理解しております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

ぜひ来年度、町のほうから要望をして、県の教育委員会のほうから教員、集団生活のプロである、そうした職員の派遣がされることを期待して終わりたいと思います。

子供たちが社会体験を通して学ぶこと、たくましく生きていくために必要な学びであるというふうに私は考えております。吉田町では、地域教育推進事業が各地区で、また合同で継続的に実施されていて、子供たちが学校以外の場所で体験を通して心身ともにたくましく育っている様子を私も見ております。

社会教育専門職員の配置は、吉田町の教育に必要なだと思えます。引き続き町の予算の措置と派遣の依頼をしていただくように強く申し述べて、一般質問を終わっていききたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時59分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 山内 均 君

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内 均です。

私は、通告書に従い、都市整備における都市景観について質問いたします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画、第4章、都市整備「自然と調和した人にやさしい町づくりについて」、住環境の分野では景観の必要性が挙げられています。現状と課題には、「近年、美しい都市景観への住民のニーズが高まっており、住民と行政が一体となって魅力ある景観を形成していくことが求められている」とあります。後期基本計画の最終年度、平成27年度を前に、榛南幹線、東名川尻幹線、富士見幹線、大幡川幹線、吉田港幹線、住吉幹線など、幹線道路が整備され、吉田町の骨格が形成されつつあります。

今後は、美しい都市景観を意識した都市整備を進めていかなければならないと思います。どのような町にしたいのか、どうなっていきたいのか、そのためにどのように将来につなげていきたいのか、明確なビジョンを持って都市計画を進めなければなりません。

東名川尻幹線は、美しい道路としての開通を待っています。沿線には図書館やすみれ保育園、中央小学校があり、東名インターにつながります。新しい主要幹線道路として重要な役割

を持っているものと思います。また、統一された看板や意図された町並みなど、美しい景観を備えた道路として将来につなげていくことが必要ではないでしょうか。吉田町を訪れた人に感じていただく印象は大事なことです。また、地域計画も明確になってきたような気がしますが、どのように計画するのも重要なことであると思います。

そこで効力を発揮するのが景観条例です。景観法は、都市計画策定の重要な指針となると思い、大きな期待を寄せるものであります。政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体になりますが、その他の市町村は都道府県との協議、同意により景観行政団体になることができます。ちなみに、焼津市は26年3月1日に、島田——ここで一つ訂正をさせていただきたいと思いますが、島田市及び藤枝市は26年4月1日、景観行政団体になりました。正しくは、まことに申しわけありません。島田市は島田市景観条例を26年1月1日に施行し、平成23年4月1日から景観行政団体になっています。

そこで質問します。

第4次吉田町総合計画後期基本計画の中での平成27年度の目標値、良好な町並みが形成されていると思う割合の34.0%、この数字を現在はどうのように考えていますか。

町が考える良好な景観とはどのようなイメージですか。

国道150号沿線は無計画な商業看板であふれていますが、東名川尻幹線は計画的に統一された看板を設置し、美しい町並みを将来につなげたいと思います。どのように考えますか。

4番目、吉田町の隣接市は景観行政団体となりました。町は必要性をどのように考えていますか。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 都市整備における都市景観についての1点目の第4次吉田町総合計画後期基本計画での平成27年度の目標値、良好な町並みが形成されていると思う割合の34%を現在はどうのように考えていますかの御質問についてお答えをいたします。

吉田町総合計画後期基本計画、第4章、第1節中、住環境の分野においては「快適で安心して暮らせる住環境が整った町」を目指す状態としており、良好な町並みが形成されていると思う割合を成果指標とする中で、平成22年度の現状値を23.2%、平成27年度の目標値を34%と掲げております。目標値達成のためには、まず現状把握が必要となりますが、後期基本計画では、1点目として、安全で秩序ある宅地開発の誘導が必要であること、2点目として、用途指定のない地域においては虫食い状態な宅地開発が行われており、規制と誘導により良好な住環境の整備をする必要があること、3点目として、住民と行政が一体となって魅力ある景観を形成していくことが求められていること、4点目として、組合による土地区画整理事業について、借入金償還や保留地処分などの問題が顕在化し、行政の支援が必要となっていること、5点目として、町営住宅は耐用年限を迎える建物が増えているため、計画的な建て替えや維持管理に向けた対応が求められていること、以上5点を、現状と課題として掲げております。

これら5点の現状と課題を解消し、成果指標を向上させるため、町では、住環境の整備、良好な都市景観の形成、土地区画整理の促進及び町営住宅の整備などの施策に取り組んでおります。



まず、住環境の整備についての一例でございますが、開発地やその周辺の住民誰にも優しく快適な住環境の確保を図るため、1,000平方メートル以上の開発に対しましては、吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、適正な指導を行っているところでございます。

次に、良好な都市景観の形成といたしましては、現在町では県の協力も得まして、都市計画道路の整備を積極的に進めており、本年3月に榛南幹線が供用されたことを初め、東名川尻幹線や富士見幹線の整備も進めているところであり、沿道を含めた区域の景観も急激に変わりつつある現状でございます。既に開通している道路では、花の会を初め、多くの方々が植栽樹に花を植えるなど、道路に彩りを与えてくださっており、町民の皆様や団体の皆様の御理解と御協力のもと、緑豊かな美しい沿道・町並みの創出を図っております。

土地区画整理の促進につきましては、土地区画整理組合に技術的、財政的な支援を行っているところでございます。

最後に、町営住宅の整備についてでございますが、平成24年度に町営住宅の長寿命化計画を作成いたしました。今年度につきましては、松下団地の外壁塗装や屋上の防水改修の工事の設計を行っており、今後も長寿命化計画に基づき、町営住宅にお住まいの方に対しまして安心して安定的な生活を送るための場を提供するための事業を進めてまいります。

このほか、吉田町緑のオアシス条例による緑あふれる都市づくりの実施、現在整備しております吉田町立コミュニティ広場や防災公園といった施設の整備も進めており、目標値の達成に向けて努力をしております。

次に、2点目の町が考える良好な景観とは、どのようなイメージですかについてお答えをいたします。

静岡県景観形成推進の手引きによりますと、景観とは対象の全体的眺めであり、それを契機にして形成される人間の心的現象であり、都市景観とは、主として都市計画区域内の自然環境、歴史・文化環境、市街地・集落環境、都市施設環境と、そこでの諸活動により構成される景観をいうと定義をされております。

また、町には、景観に関連する個別の計画の一つとして、吉田町都市計画マスタープランがありまして、これに沿いまして町づくりを進めているわけでございますが、都市計画道路や公園などの都市施設は経済性や効率性、機能性を重視して整備を行ってきたため、景観に対する配慮が足りないとの御指摘が一部あることも事実でございます。このことは民間の開発についても共通の課題でございます。

都市計画マスタープランでは、景観形成計画としまして、河川や駿河湾の水辺、牧之原台地や能満寺山の丘陵地、吉田たんぼの自然景観を適切に保全しながら、吉田インターチェンジ周辺や幹線道路沿道におきまして、緑豊かな新たな景観づくりを推進し、また、大規模な工場の集積地区では、周囲の緑の環境と調和をした景観づくりを推進するとしております。

具体的な景観形成の基本的方向性といたしまして、一つ目としまして、町の顔となる沿道景観の創出であり、吉田インター周辺や新たな都市軸となる東名川尻幹線、榛南幹線沿道において緑豊かな環境と調和しましたシンボル性のある都市景観の形成でございます。

二つ目は、緑豊かな工業地の景観づくりでありまして、一級河川大井川の右岸の工業地におきまして、準用河川大幡川や県営吉田公園等と一体となった緑豊かな景観形成でございます。

三つ目は、海岸景観の維持・創出で港や道路・公園と海岸の自然が融和した水辺景観形成でございます。

四つ目は、吉田たんぼの景観保全で、美しく管理され、整然と広がる吉田たんぼの景観保全でございます。

五つ目は、歴史と自然の景観づくりで、歴史を感じる能満寺山公園と二級河川湯日川の自然を結ぶ、四季を通じて歴史と自然を感じることでできる景観の創出でございます。

今後とも、この方向性に沿いまして良好な景観形成に取り組んでまいります。

続きまして、3点目の国道150号沿線は無計画な商業用看板であふれていますが、東名川尻幹線は計画的に統一された看板等を設置し、美しい町並みを将来につなげたいと思います。どのように考えますかについてお答えいたします。

商業用看板などの屋外広告物につきましては、無秩序に設置を認めてしまいますと、都市や自然の景観が著しく損なわれ、また、設置した屋外広告物が倒壊したり、信号機や道路標識の見通しを悪くして交通事故を発生させる危険も出てくることから、屋外広告物の設置に際しまして、良好な景観の形成または自然の美をいう風致の維持と、公衆に対する危害の防止を図る必要性から、この対策の一環として、静岡県では静岡県屋外広告物条例を施行し規制を行っております。

当町では、東名高速道路、国道150号、県道島田吉田線及び県道住吉金谷線が規制の対象となっており、その中でも特に用途地域外については、より厳しい規制となっております。これらの場所につきましては、県知事の許可を受けることにより案内誘導のための看板のみ設置が可能となるわけですが、今までこの案内誘導のための看板と宣伝用の商業看板の違いが明確とされていなかったため、国道150号沿線には用途地域外におきましても宣伝用の看板と思われるような看板が見受けられる現状がございます。この現状の解消のため、静岡県では屋外広告物条例を昨年10月に改正をし、看板の違いを明確化するとともに、色の明度や彩度、看板相互の距離、看板に記載すべき内容などの基準を設定しております。

このような状況の中、現道の県道島田吉田線沿いの屋外広告物の規制につきましては規制地域に指定されておりますが、島田吉田線バイパスの供用開始と同時に新しい道路に規制がかかり、旧島田吉田線につきましては、吉田町に移管されると同時に規制が外れることとなります。また、国道150号から南に続く東名川尻幹線沿いの屋外広告物の規制につきましては、国道150号バイパスに直結する道路でもあり、今後、交通量の増加が見込まれ、屋外広告物も増える可能性が大変高いことから、静岡県では規制を検討していると伺っております。現在、東名川尻幹線の供用開始時期が未定でございますが、平成27年度に静岡県屋外広告物審議会に諮る予定であると聞いております。

現在設置されている看板につきましては、もとの基準のもと、3年間の経過措置中であり、平成28年9月30日以後、基準に満たない看板は違法看板となり、撤去の対象となります。こうした状況を受け、既に国道150号沿線におきましては、看板除去の動きもあると聞いております。また、静岡県は本年9月1日から10日まで屋外広告物適正化旬間としまして、屋外広告物に関する普及啓発、パトロール、違反広告物の是正指導や一斉除去等を行っております。町としましても、今までと同様、県と協力し、良好な景観づくりに努めてまいります。

最後に、4点目の吉田町の隣接市は景観行政団体となりましたが、町は必要性をどのように考えていますかについてお答えをいたします。

景観行政団体とは、景観法の規定する地域における景観行政を担う主体であり、団体になれば、良好な景観を保全・創出する必要がある区域につきまして景観計画を策定し、建築物等

の色彩やデザインなどについて規制誘導を行うことができるほか、景観法に規定された各種手法を活用しまして、自らの権限で景観施策を推進することができます。

景観行政団体への指定につきましては、県、政令市、中核市は法律により自動的に移行されますが、その他の市町は県知事の協議、同意により景観行政団体になることができます。平成26年9月1日現在、県、政令市を除く静岡県の景観行政団体数は、20市、1町でございます。近隣市町でいいますと、牧之原市、島田市、焼津市、藤枝市が景観行政団体に移行しておりますが、御前崎市、菊川市、川根本町につきましては、景観行政団体に移行はしておりません。

景観行政団体になった市町は、景観計画を策定する必要があり、近隣市町では島田市が昨年度景観計画を策定しました。藤枝市は今年度から計画策定に着手し、2年から3年の時間をかけ作成していく予定であり、焼津市は来年度以降の着手を目指していると聞き及んでおります。牧之原市につきましては、平成21年11月に景観行政団体に移行はしましたが、景観計画につきましては今後策定していく予定であると伺っておりますが、策定の時期につきましては、具体化はされていないとのことであります。当町では、良好な景観形成を保全・創出するために、今後、景観行政団体への移行を目指して準備を進めてまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 細部にわたった答弁、ありがとうございます。

景観行政団体に移行する強い意志を伺いまして、ひとつ安心をしているところでございます。

まず、1番目の目標値の部分ですけれども、今いろいろ具体的に道路とか具体的なものが非常に見えていまして、34%ですか、これに関してはもっといっているかなとは自分では思っています。それは、総合計画を見たときには非常に美しい町並みとか景観の抽象的なものだったものですから、なかなかつかみ切れなかったんですけれども、現状吉田町を見ていると、具体的なものが非常に出ています。具体的なものが出ていて、非常にわかりやすいと思います。目標の達成値を思いのパーセントで出すのは余り適当ではないと思いますが、具体的な具体性を持ったものでなければ評価はなかなかできないと思います。具体的な評価に対するものでなければならぬと思いますが、これから総合計画の評価に関しては非常に非具体的な部分が出ていまして、その数字をなかなか見つけるのは難しいんですけれども、今回のように現実的に具体的な数字を出していかないとなかなか評価はできないと思いますが、それに対してはどのような考えを持ちますか。やっぱり具体的、具体性というのをこれからの評価に対しては、町のほうでは持っていただけるような、要するに見えるものが、できていくものが見えるようなもの、誰もが進んでいる目標に向かっているなというものを出すには具体的な部分が欲しいと思いますので、いろいろこれから起きることに関しては、具体的な数字をもって初めて実感できるのかなと思っているんです。

その辺で、それはどのように感じますかね。総合計画では、余り、抽象的な部分での評価というのが出ていますけれども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 総合計画のほうで34%という数字で記載をしてあります。これはあくまで、総合計画のほうで見やすい、誰もが見てわかりやすいということで目標値の

ほうの設定を数値化したということでありまして、34%という数字を目標値として掲げてあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ひとつ確かめたかったのは、目標値の設定34、目標値に対する達成度を出すときに、今町長がいろいろ紹介をしてくれました具体的なものというのが非常にわかりやすいと思いますので、この総合計画を出すときには、そういう具体的なものというのはかなり細かい部分までは、細かいというかなんかは決まっていたんですか。それに対する34ということで認識をしいいんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの質問ですけれども、総合計画の後期基本計画の中に示されているものであります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これからまた次の基本計画にいくと思うんですけれども、そのときにはまた、ぜひそういう具体性を持ったものが、みんなが見てわかるようなものがないんじゃないかと思しますので、またよろしくをお願いします。

今、資料をつけさせていただきました。今町長がいろいろ詳しく説明をしていただきました1枚目の景観法の概要、これに向かってこれから町はやっていくということなんですけれども、実際に景観を考えると、資料の裏についています看板とか1番目が国道150号ですね。2番目がもうじき開通予定の道路で、これカラー写真で撮ると本当にきれいな道路なんです。3番目は、今看板の話がありましたけれども、ちょっと小さくて見えないんですけれども、吉田インターのこの500メートル以内は案内板しかできないもんですから、この看板の一部に矢印があって、案内板として乱立をしていますよね。こういう状況をできるだけさっきの説明の中ではなくしていくという説明であったものですから、ちょっと安心はしているんですけれども、それと4番目は大幡川幹線の工業団地の付近です。ここはちょっとなんていうんですかね、もう少し計画的な管理が必要かなと思ひまして、一部写真を載つけさせていただきました。看板は景観を損ねますし、また案内板も同じ結果をあらわします。東名インターの付近には案内板が乱立していますが、景観条例は規制をかけることができます。また、色彩も規制をかけられます。現実に、静岡清水区では、景観条例により港の部分の町が変わりました。浜松市も看板で試みをしています。東名川尻幹線は現在、白黒で本当はカラーで見ていただきたいんですけれども、すばらしい道路です。将来に向けて緑豊かな美しい都市景観を持った道路にすることができるのではないかと考えています。

都市景観を考えると、例えば建物の位置を1.5メートルほど後退させ、そこにツツジなどの低木を植え込めば、連続した緑地帯ができます。そして、看板の企画を統一し、統一されたごみ箱等を設置できれば、それだけでも具体的な町のイメージが見えます。また、緑地に植える低木は、緑地の維持管理に多くの費用を必要としません。シルバー人材を生かすこともできます。そんな都市景観を将来に残すのが役割ではないかと考えておりますが、町ではどのようなお考えですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 東名付近の案内看板ですけれども、議員がおっしゃられた

ように500メートルの規定というのがありますので、ただ、今現在は25年10月に条例のほうが発行されている関係で、3年間の猶予という期間の中で、まだ撤去されていないかもしれませんが、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、平成28年9月いっぱいには、もうこういうものがなくなるということでもありますので、今後はきれいになっていくんじゃないかと、こういうふうを考えます。

それから、木のほうの話なんですけれども、これにつきましては、午前中の1番議員のほうにもちょっとお話をさせていただきましたけれども、試験的ではありますけれども、大井川の清流緑地のほうを低木でシルバーのほうに発注しようとしております。このところで試験的にやっておりますので、その経過を見た中で、また今後反映していこうかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 先ほどの答弁で、町長の答弁の中で、景観団体への移行の意思というのをお聞きしました。そうするとそれに基づいてちょっといろいろ聞こうと思っています。

今言った看板ですね、28年に撤去するまでに、これ既成の、既成というか既存のものというのはなかなか、県の看板規制の条例がありますけれども、それは何か特別、28年といたしましたけれども、何か手だてというのはあるんですか。なかなかでき上がっているものに関して手をつけられないと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 屋外広告物に関しましては、県のほうで事業を進めているわけなんですけれども、広告業者が管理するものと広告主が管理するものと対応が違いますけれども、先ほど言ったように、県のほうでは指導、勧告等を行って撤去するような形をとっていますけれども、ただ、今現在は既存の看板につきましては3年間の猶予ということでもありますので、3年の間に撤去するということありまして、3年たって、まだそれが残っているようであれば、県のほうはまたさらに動くということでもあります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今言われた看板、1号の部分、対象になるんですか。県の言っている規制をかける部分というのは、当然地区ってあるでしょう。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 屋外広告物の規制につきましては、吉田町の中では東名高速道路の沿線、それと150号、それから県道の島田吉田、同じく県道の住吉金谷、こちらのほうに静岡県では指定をしております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

実際、県のほうでは罰則規定とかあるわけじゃないと思うんですよね。そうすると、実際にできたものを取り取ることが難しく、先ほどの景観行政団体への移行が示された中で、今浜松は、多分その景観地区規制の中で、今それをやっていると思うんですよね。要するに何を言いたいかというと、今言われた景観行政団体への移行がスピード感の中で、できるだけ早くやっていって、そして、それを実際に現実的に規制ができるような形ができればと思っているんで

すよね。そういう意味では、今言われた景観行政団体への移行は示されましたけれども、そのスケジュールとか、そういう、まだ、それはまだこれからですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 今、近隣でも景観行政団体になられているところがありますけれども、当時、近隣がなっているときには、最初に手を挙げて、まず団体になると。団体になってから計画を作ると、そういう流れで当時はいたようです。なかなか手を挙げたはいいけれども、計画のほうまで策定が追いついていないというのが状況であって、今現在では、県としましては策定をした後に団体になると、移行すると、そういう流れでいくということでありますので、まずは計画、その計画というのはやはり住民との意向、そういうものが非常に重要視されていますので、時間がかかるものでありますので、1年やそこらでできるものではないというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

景観の行政団体への移行というのは、この資料なんかを見ますと、土地所有者の人たちの理解が得られなければいけないし、要するに周りの人たち、住民の人たちとの綿密な打ち合わせというか綿密な会合の中で皆さんが理解できないと、なかなかできないものでありますので、今言われた当然1年ではできないと思いますけれども、島田市あたりはやっぱり3年くらいかかっているんですかね。その辺は予測としてはどのくらいと感じていますか。牧之原はどのくらい……。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 正直なところを言うと、どれくらいかかるかなというのはちょっとわからないような現状であります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先ほど、一番最初の質問の中で、島田市のことも訂正させていただきましたけれども、これから景観行政団体に移行して、23年4月1日ですよ。それで、26年1月1日から、今年ですよ、景観条例を施行したと。要するに、この間でもやっぱり3年かかるわけですよ。その前の段階がありますので、それを作るに当たっては、非常に長い時間を覚悟しなきゃいかん。そういう意味で、先ほど町長が言われた景観行政団体への移行が示された以上は、できるだけ早い時期からやっていただきたいとは思いますが、それはどのように考えていますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 議員もおっしゃるように、計画づくりにはなかなか長期な時間がかかります。現に牧之原市のほうは21年ですか、団体になってから、まだいまだにできていないという状況でありますので、そういうものを、なぜそういう状態なのかということら辺まで調べて見ないと、なかなかどれくらいでできるかというのも難しい話でありますし、策定自体には速やかに入っていきなというふうには思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 島田のやつでちょっと調べて、インターネットでちょっと調べました。そうすると、景観団体、景観を指定するときにはいろいろ問題があるんでしょうけれども、全て

のものなんですよ。確かに、吉田町は漁港、漁協も構えていますし、そういうところも景観の中に入りますよね。先ほど増田議員のやった公園とか、そういうものも全てその中に入りますので、できるだけ早い時期に綿密な計画を立てながらやっていただきたいと思います。

これもちょっと島田市の例をとらせていただくんですけども、島田市の景観計画というのは、位置づけと役割が景観法第8条に基づき、「島田市総合計画及び島田市都市計画マスタープランとの整合性が図られた良好な景観を推進するための総合的な方策を示すものとして策定しています。」こういう目的があるんですね。そうすると、やっぱり吉田町にも先ほど言った道路とか新しく本当にきれいな道路なんですよ。あの道路をやっぱり保全をして、何ていうんですか、意図的に計画的にきれいにし、そしてインターへ降りた人たちが、よその人たちがこの町へ来たときに本当に見たことのないような景観、それをぜひ作っていただきたいと思いますと思うんですね。

あとは、これから富士見幹線が始まりますけれども、もちろん富士見幹線のところには富士山がちょうど正面に見えますよね、地元ですから多分わかると思いますけれども。それと、やっぱりそのところも同じように、今のうちにしっかりとした景観構想を練っていただいて、そして特に広告に関しては景観を阻害しますので、そういうものもいろいろ練っていただいてやっていただきたいと思います。富士見幹線に関しても、非常に期待を持つところなんですけれども、どうですか、町としてはその辺の期待感というのはお持ちですか。景観に対する。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ちょっと、先ほども言ったんですけども、近隣市町の状況を把握した中で進めていきたいということで、今まだそこまで動いていないということで、これをやることによってどこまでになるかというのをまだ把握できている状態ではありません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） もし、ちょっと許していただければ、この町に幸いにして北欧を見てきた方がおまして、それで本当に、こういう、何十ページか出してくれているわけですよ。そうすると、吉田町がこれからやるに当たって、こういうところを観察、視察に行って、周りというか町、北欧に関してはちょっとどんなビジョンであるとか、どんななんていうんですかね、はっきりしたコンセプトというか、そういうものがやっぱり見えたと思うんですけども、その辺のちょっとした説明というか、お話をいただければ非常に幸いだと思うんですけども、議長、いいですか。よろしいですか。

○議長（八木 栄君） もう少し、具体的に。

○3番（山内 均君） 入れちゃっていいですか。

○議長（八木 栄君） 答えられるように、具体的にわかりやすい質問をお願いしたいんですけども、よろしいですか。

○3番（山内 均君） わかりやすい質問、こんなにわかりやすい質問はないけど。

ここにこういうレポートがあるんです。北欧を視察してきて、北欧ですね。

○議長（八木 栄君） 何ですか。北欧。

○3番（山内 均君） 北欧、北ヨーロッパ。そして、これだけのこういうレポートを書いた人が幸いしておりますので、これから景観団体へ向かっていくに当たって、非常に有利な、そういうものを持っていると思うんです。それをせっかくでするので、非常に貴重な財産です。そういう部分の見方を、何をコンセプトにと、そういうものがあると思うんです。

けれども、ぜひ説明をしていただければという思いです。よろしいですか。お願いできますか。

質問にしますね。例えば、北欧とかそういうところはコンセプトとかそういうのは、どのようなものがあったのかをちょっと教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（八木 栄君） 山内議員、その資料は景観に対してのいろいろなことが載った資料であって、いろいろビジョンも入っていると。そういう形のを吉田町は、今後そういう形の中で、今そういうビジョンを持っているかどうかということを知りたいですか。

○3番（山内 均君） 景観団体への意向を持っていただいたということで、こういうのが役に立つのではないですかという話です。それをぜひ外国では、特に北欧ではどういうビジョンを持っていましたかというのを聞きたかった。別に無理であれば、せっかくですのもったいないかなと思ったものですから。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、議員のほうからお話がありましたが、私のほうで実は、平成22年のときにアイルランドになりますが、景観の関係で住環境ということで、一応行かせていただいたわけなんですけど、ここではちょっと行政というよりも個人的なそのときの感想とか所見という形になりますが、よろしいでしょうか。

アイルランドというところは、住環境の美を通じまして各地域の市町村を初め、国全体に活力、繁栄をもたらした美しい町づくり運動というのをやっております、そうした調査を行ってまいりました。ここで一番のコンセプトというのは、住環境と生活の質の向上というのが大きな目的となります。具体的には、要するに誰もが住みたい、訪れたい、働きたいと、魅力ある町というようなものになります。今、いっぱい景観のほうが出ておりますが、確かにヨーロッパの町というのはヨーロッパとかアイルランドになりますけれども、こちらは色とか建物の高さが非常に統一されて、非常にきれいなところでございます。それからまた、店舗とか家の前には看板等を置かずに、花とかを皆さん出しまして、そうした花があふれているというようなことがあります。

ただ、その中で、町づくりの中では、こうした規制というのは基本的には、そこに住んでおります住民の方が主体となって行っているというのがまず一つポイントとなります。これは日本におけます町づくりと同様でございまして、日本におけます町づくりも住民が主体と、主役は住民だということが共通するものでございます。この、とにかくこの美しい町を作るに当たりましては、行政というものではなくて、ヨーロッパは特に、ヨーロッパもそうなんですけれども、他の国もそうですが、いわゆる民間組織、ボランティア、行政、それからいろいろな団体、そうしたところが一つになって連携をして、そうした協議会というようなものを立ち上げていまして、そこが進めていると。その規制についても、住民のところで、その協議会等で決定をしていくというようなことがあります。ですので、簡単に申し上げますと、主体は住民だというのがまずあります。

以上でございます。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、非常に貴重な体験と意見だと思うんですけども、住民主体という部分に関しては、町、吉田町はどのような今の部分に関して、どのような感想というか、どのようなあれを持ちますかね、住民が主体、やっぱり住民主体、現実的にはこの景観法という



のは建築確認を出したときに、実際に景観地区を決めることによって、今言われた色とか高さとか、それが要するに行政団体のトップである町長の印鑑というんですか、許可がないと現実的にできない、現実的に建築の許可まで進んでいかない、すごく厳しいやつなんです。そういう厳しさを踏まえて、やっぱり住民が主体となっていかなきゃいかんということで、ぜひその辺はしっかりこれから作っていただきたいと思います。

この中で、一つその景観条例をクリアするに当たって、一つだけ、一つ、二つ、ちょっとお聞きしたいことがあります。吉田町は景観の制定、景観行政団体に移行する、近隣市町は全部していますけれども、今までできなかったという何か、これからそれを解決するための一つの方法として認識をしていなくやなと思うんですけれども、町でなかなかできなかった理由というのは、特に何かあったんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 景観法というか景観条例というような形になると思うんですけれども、そちらのほうもやはり、多分いい面と悪い面とか、そういうのがあると思います。悪い面のことも考慮していくと、なかなか大きい問題も出てきますので、そこら辺のものもありましたし、また先ほどからずっと言っていますように、そういうものを実際実施しているところが一番把握できるわけですので、そういう実施しているところを調査した中で、それを取り入れていきたいと、そういうふう考えていたところで、ちょっと一歩遅れているような形になったと思います。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、課題がしっかり見えたということで、これから駆け足でいってこれると思うんですけれども、この景観法に関しては、本当に皆さんが望むようななんていうんですかね、きれいな町並みであるとか、そういうものがやっぱり確かにできますので、非常に期待をするところでもありますし、期待をしていいところだと思うんです。ぜひその辺で、これから開通する骨格となる道路に対しては、それは当然避難とか、いろいろな全てのものに絡んできますので、ぜひその辺で町を、吉田町のイメージアップをさせながらきれいな、きれいなとか美しい町、残したい町ができたらいいと思いますので、ぜひそれに向かって早急に厳しくやっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿でございます。

本定例会の一般質問を行うに当たりまして、私は以下のことから、今回の質問を行いました。

8月22日でございますけれども、行政報告会がございまして、津波避難タワー建設にかか

わる事業費決算見込みという当局からの御説明をいただきました。その中でございますけれども、津波避難タワー15基建設に関わる予算の総額61億7,100万円のうち、最終的ではありますけれども、町のほうからの見解で実質ベースとして2.66%の吉田町の負担額で、この事業を行ったといったような御説明をいただいたわけでございます。また、今回の定例会は、25年度決算の認定といった大切な議案があるわけですが、その中の資料をいただいたときに、吉田町ができて過去最高額の174億円という大きなお金を執行した決算だったと、そのようなことから、これについて、町長のほうに大きな事業をなし遂げた後、また今後の財政運営について、どのようなお考えをするかということをお聞きしたいなと思って、今回の質問をさせていただきます。

また、本日、参考資料でつけさせていただいた資料を拝見していただきたいと思います。

1 ページ目でございますけれども、夕張の破綻以降でございますけれども、地方公共団体の内容を見るという形で、財政の健全化法が施行されまして、実質公債費比率、将来負担比率といった形で、平成19年から25年度決算の状況でありますけれども、それを受けた数値を表にしております。内容についてはここに書いてありますので、また読んでいただきたいと思います。また、町の今の状態という形で、25年度決算が終わったときの貯金部分の基金残高と、起債、借金部分の起債残高を表にしておりますので、通告を朗読しますので、それを参考にしながら拝見していただきたいと思います。

それでは、私は、先に通告いたしました内容につきまして、過去最高額の174億円を執行した町の今後の財政状況について一般質問を行います。

東日本大震災以降、スピード感を持って全力で取り組んできた津波防災町づくり事業、その第一ステップである、町長がよく言われていらっしゃる町民の皆様を守る対策につきましては、平成24年度から平成25年度末までの2年間で15基の津波避難タワーを完成しました。その内容につきましては、今定例会で決算報告を受けた次第であり、多くのタワー建設事業を執行され、全国に誇れる事業であると認識しております。その事業を執行した25年度決算は、58億円の繰越事業を含む174億円の歳入と170億円の歳出結果で、過去最高額の決算状況でありました。その25年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の状況の報告において、早期健全化基準を大きく下回る比率であり、財政が健全であることが判断できます。

また、本年度の26年度におきましても、懸案でありました住吉工業用地の売却が8月に決まり、不動産売払収入として7億1,900万円や、25年度決算の繰越金などで財政調整基金へ約10億円を積み立て、26年度末の財政調整基金の現在高が19億3,100万円と増額しています。それら内容の一般会計補正予算第2号案が上程され、補正後の26年度の予算総額は、113億円となっています。現在、津波防災町づくり事業といったハード政策に加え、子育て、教育、健康づくりといったソフト政策にも重点を置いた積極的な事業展開の執行を図られております。

そこで、今後の財政状況について、以下、町長にお尋ねいたします。

1、吉田町健全化判断比率の推移状況から、3.11以前と以降の財政規律の成果により良好と判断しております。今後の財政規律の内容に変化はあるのかお尋ねいたします。

2、今後の財政シミュレーションをどのようにお考えかお尋ねいたします。

3、現在の財政状況を踏まえ、今後の予算編成に当たり、施策方針は。

以上、御答弁のほど、よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 過去最高額の174億円を執行した町の今後の財政状況についてのうち、1点目の吉田町健全化判断比率の推移から、3.11以前と以降の財政規律の成果により良好と判断している。今後の財政規律内容に変化はあるのかについてお答えします。

当町は、東名高速道路吉田インターチェンジの開設を機に、積極的に企業誘致を図る一方で、都市基盤整備にも力を注ぎ、人口増加が進む中で、都市機能を充実させるように努めてまいりました。そして、時代の変化に合わせ、町民の皆様により暮らしやすい環境を提供するため、都市基盤の質を高めてまいりました。この結果、都市基盤整備事業費は年々増加し、平成10年度と平成11年度には、それぞれの年度において約19億円の町債発行高となりました。さらに、平成14年度には、23億円を超える町債発行高となっております。

その後、町債発行高を逡減させるように努めており、平成15年度の町債発行高は約9億円でございましたが、平成15年度末の普通会計ベースにおける起債残高は、110億277万7,000円でございます。また、財政調整基金につきましては、約5億円という心細い残高となっております。

こうした状況から、私は、財政健全化への取り組みが喫緊の課題であると判断し、平成16年度において、当該年度の借入額は当該年度の元金償還額を上回らないことという普通会計における町債の管理原則を定めるとともに、財政調整基金の残高を増やす努力にも着手をいたしました。

その結果といたしまして、平成23年度末における起債残高は約84億円となり、平成15年度の起債残高と比較いたしますと、約26億円減少させることができ、また、平成23年度末における財政調整基金の残高につきましても、約12億円に増加をさせることができました。

こうした財政健全化策を講じながら町政運営を行っている中で、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したわけですが、この惨劇により、これまで培ってきました当町の安全も根底から揺らぐ事態となったわけですが、東日本大震災に直面し、すぐさま脳裏に描いたことは、町に東日本大震災と同じようなレベルの津波が押し寄せた場合、町は壊滅し、吉田町はなくなってしまうかもしれないということでもございました。そして、即座に決断いたしましたことは、直ちに町の存亡をかけて町に新たな安全を提供しなければならないということでもございました。このためには、必要な投資を惜しむべきではないと意を固め、国の支援を受けるために最大限の努力を払い、急ピッチで対策に取りかかったわけですが、

この結果、国の社会資本総合整備交付金の都市防災総合推進事業の補助制度を活用できるようになったわけですが、この事業計画を作る中で、津波防災町づくりの事業費が多額になることを察知いたしましたことから、平成24年度におきまして、平成16年度に定めた町債管理原則の一部を変更する決断を行い、それまでの町債管理原則に「都市防災総合推進事業関連の事業に係る町債発行高を除く」という例外規定を追加するよういたしました。新たな安全の提供は、将来に向けた投資となりますことから、現役世代だけで負担するものではなく、将来世代にも御負担をいただくべき性格の投資でございますので、津波防災町づくりのために起債残高が増加することは覚悟していたところでございますが、平成24年度の国補正に係る地域の元気臨時交付金の財政支援措置を受けることができましたことから、総額約62億円を費やしました15基の津波避難タワーや、大型事業となりました新たなすみれ保育園などを完成させ

た平成25年度末時点での起債残高は117億3,239万2,000円と、平成15年度末の水準を少し上回る程度にとどめることができいております。

そして、平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率でも、実質公債費比率につきましては、早期健全化25%に対しまして13.4%、将来負担比率につきましては、早期健全化基準350%に対しまして102.8%となっており、財政の健全性を客観的にも確認できる財政運営を行っているところでございます。

また、平成25年度末現在の起債残高の117億3,239万2,000円から都市防災総合推進事業関連の起債を除く起債残高を算定いたしますと、80億8,279万2,000円となりますので、着実に減少させるようにいたしました。

国庫補助採択を受けております都市防災総合推進事業計画は、平成27年度まででございますが、新たな安全の提供が完了するまで、当町の津波防災町づくりは終わることはございませんので、具体的に平成28年度以降の事業計画を取りまとめたところで、通常の町債管理原則に戻すか、例外規定を設けた町債管理原則を引き継ぐこととするかの判断をしております。

次に、2点目の今後の財政シミュレーションをどのように考えているかについてお答えをします。

近年、当町では、新たな予算編成を行う都度、町債の残高と償還に関する財政シミュレーションを作成し、将来予測を行っておりますので、この財政シミュレーションの結果に基づく見通しを申し上げて答弁とさせていただきます。

財政シミュレーションの方法でございますが、町債の現在高をもとにして、それに、都市防災総合推進事業に盛り込んでおります事業と、第4次の総合計画に位置づけられた事業をベースとする町債発行推計額を加えて、今後における各年度末の町債残高と償還額のほか、実質公債費比率と将来負担比率を推計するものとなっております。

この推計結果によりますと、町債の残高のピークは平成27年度となり、償還額のピークは平成30年度に到来することとなっておりますが、いずれの時点におきましても、実質公債費比率と将来負担比率につきましては、健全性が保たれていると判断できる水準にございます。

この財政シミュレーションは、今後も予算編成を行う都度実施してまいります。シミュレーションに反映している計画に変更がある場合などにも推計し直して、絶えず最新の推計結果を活用しながら財政運営を行ってまいります。

続きまして、3点目の現在の財政状況を踏まえ、今後の予算編成に当たり、施策方針はについてお答えいたします。これ議員、施策方針じゃなくて、編成方針でしょう。

現在、全ての自治体における大きな共通課題は、深刻な人口減少社会の到来でございます。この目の前にある重大な課題に適切に対応できない自治体は、衰退の一途をたどっていかざるを得ないのではないかと考えておりますが、当町におきましては、この共通課題に加えて、津波防災町づくりの推進による新たな安全の提供という個別の大きな課題もございます。そして、この課題の解決は、当町を深刻な人口減少社会に突入させないようにするための決定要素の一つになるものでございます。

町の勢いを持続し、さらに隆盛に向かわせるためには、ただいま強力で押し進めております津波防災町づくりを是が非でもなし遂げなければなりません。私は、新たな安全の提供なくして、吉田町の勢いを保つことは不可能であるとの思いから、必死になって対策を講じておりますが、これだけで町を隆盛に向かわせることができるものとも考えておりません。町の勢い

を持続させるためには、町に魅力を持たせる努力も必要になりますので、充実しつつある都市基盤を着実に整備するとともに、みんなが住みたくなる魅力ある施策づくりに努め、町が勢いを保ち続けることができるようにという観点を大事にした予算編成を行ってまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 御答弁のほど、ありがとうございました。

平成16年に財政規律ということで、その内容につきましては、新たに返して、借りている金額を返す枠の中で、新たな新規の借入れといったような形でやっているところでありまして、るる町長からお話がありましたので、その財政規律につきましては、28年度以降に判断していくといったところで認識しました。

財政シミュレーションで御答弁いただいたわけなんですけれども、現在高、要するに起債現在高を見る、それから今後の都市防災の計画を見る、第4次総合計画、28年度以降、新たに総合計画を作る予定であると、正式にはあれですけれども、そのような方向性であるということで考えられるんですけれども、これ全て出ですよ。過去に町長から財政規律ということで、「入るをはかって出るを制す」というようなお話があるわけで、やはりどれだけの財源を確保するかということも必要だと思われるんですけれども、それについての財政シミュレーション上の御答弁がなかったものですから、入るに関してはどのようなお考えで、確かにそれだけの需要があるということはわかります。それに基づいてやっていくということなんですけれども、現在考える中で、この入について、どのようなお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 財政シミュレーションの大きなものは、今の起債をベースにした経常経費が、どう今後町の財政にのしかかってくるかということを中心にしていますので、それに関わる収入というのは一定ベース見込みまして行っているわけですが、町税等につきましては、過大な見込みを立てるわけにいかないものですから、現状の水準を維持した場合以上には見込んでいないというところでございます。

それから、臨時財政対策債等については交付税の試算を行いまして、それも最大限に、それは一般財源として収入にしていくと。それから、各事業に関わる補助金等については、それもシミュレーションをするということで、入についてもそのシミュレーションの中に入れ込んだ形で推計をしている状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 26年度2号補正した状態でありまして、町税、個人町民税につきましては、平成19年から26年2号補正につきましても、大体10億3,000万円ぐらいの前後で、少なくとも14億円ぐらいの、22、23という形でありますけれども、15億円ちょっとかなという感じで認識しております。法人町民税につきましては、平成19年ぐらいは、19、20と92億円とあったんですけれども、ここへ来て少し減少しておるわけですけれども、新たなヤマザキさんの進出等々、新たな企業進出も期待するような形であるんだけれども、5億円か6億円ぐらいじゃないかなといったような認識だと思われるわけなんですけれども、そうしますと、今の平成26年度当初ぐらいの入を大体想像しているということでわかりました。

そうなったときに、確かに起債残高は都市防災以外のものに関しましては、80億8,700万ということでお話しはいただいたんですけれども、総額として117億という形で増えているわけです。確かに、先ほど町長が言われたように、過去を振り返れば、それ以上に起債したこともありますけれども、そのときは先ほど申しましたように、法人町民税なんか非常にありまして、不交付団体であったわけでございます。今、我が町は交付団体という形になっているわけございまして、そんなときに出のシミュレーションの中で都市防災という形で、町長が「嵐の中で針の中に糸を通すほど難しいことを今やっている」と言ったことがあるんですけれども、直轄沿岸部に関する以外については、町の単独でやるなり補助を使うなりという形で、国の事業以外のことをやっていかなきゃならないということがまずあります。

それと、今回の決算審査の中でも明らかになったんですけれども、企業会計におきましては、水道会計は平成31年度以降になりますと、今のままでいくと非常に経営的なものが、水道料金値上げにするのか、どういったことをするかと、少子化及び宅配の水道なんかの形で、非常に今後のものに関しては、少し心配な要素があるということで、今から準備しようよ、下水道関係につきましては、延命化という形で当初設備した、平成元年当時に作ったものが老朽化してきたということで直していかなきゃならないということで、本年度もやっていますし、来年度以降もやるんですけれども、総額10億円ぐらいのお金がまたかかってくるよといったところでございます。

町内の中を見ても、都市防災以外にも第4次総合計画に載っているような形で中央小の建て替えとか公民館につきましては、今耐震工事をやって延命化を行っているわけでありましてけれども、そういった需要を考えたときに、今回の津波避難タワーで本当に離れわざというんですか、本当にすごいことをやった町でありますので、心配していないんですけれども、国からお金を持ってきて、自己負担が少ない中でやり抜いたということで本当にいいんですけれども、今後のところを考えたときに、そういった資金需要というのは、どのぐらいを想定しているのかなというところは思います。

起債ピークが、残高ピークが27年、償還ピークが30年ということで、来年度以降の財政の運営というのが本当に必要だなと考えるわけなんですけれども、出のところでもどのぐらいのものを、今の避難タワーほど60億ぐらいのものを漁港のをやるだけでも相当かかると思うんですけれども、そういったものを単独でやるようなシミュレーションなんですか。それとも、今までどおり、今までと同じような手法で、国からのお金をいただきながら、県と協力してやっていくといったようなお考えなんですか。それについては出と入の関係で、本当に大きな岐路というか分岐点になると思うんですけれども、それについて財政規律から考えて、28年度以降は決めますよということなんですけれども、やはりそうなってくると、非常に今後の町の運営的なものが、今回決算がよかったものですから心配をするのはちょっとあれなんですけれども、どうなんでしょうか、その辺については。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問にありましたとおり、非常に現在の財政運営というのは難しい中にごさいます。その中で、都市防災というのが、都市防災といいますより津波防災町づくりが従来の財政規模にのしかかっているというところで、従来の財政運営についてはなくなることはございませぬので、それはそれとして維持していかなければいけないという考え方をっております。

ただし、今回、中央公民館などは従来の吉田町の手法でいけば、間違いなく建て替えを選択していたと思うんですが、そうした考え方はなかなかここに来て難しいだろうということから、長寿命化の方向に方向転換を図ったと、こういうことがございます。したがって、普通の財政運営の中でも、変えるものは変えて資金需要といいますか、財政規模を落としていくという努力をしながら、それにどうしても行わなければいけない津波防災町づくりの事業というのは、やらなければいけないわけでございますので、それものせていくと。

ただ、単純にのせて、町単事業としてのせていくようなことをいたしますと、たちまち財政破綻になる可能性がありますので、これについては、国・県と十分に協議をして、最大限の御援助をいただけるような中で事業の選択をしまっているということで、町長もその点に関しては国との連携を強めながら鋭意努力をいただいているというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何か、議員はいつも質問するとき、おどろおどろしく誇大に、人々を不安に陥れるような質問を、平成19年第2回定例会のときからよく議員がやる手法でございまして、余りそういうふうな言葉は使わないほうがいいと思いますよ。

まず、議員が心配している、私が一丁目一番地と言っているところの津波防災町づくりの、いわば海岸線におけるハード施設の整備でございますけれども、基本的にこれは国のやるものでございまして、基本的に国がやっただきますので、別にお金等につきましては、ある程度はかかりますけれども、何も問題にしておりません。だから、港の問題につきましても、これもいわば国との関連の事業でまいりますので、これについても国のほうと調整をしております。

単純に申し上げまして、本定例会の真っ最中でございますけれども、本当のことを言えば、本定例会、はっきり言えば、できるだけ時間をいただければ、東京へ行っているわけでございますけれども、この議会の開会中においても4日に東京へ行って日帰り、9日に東京へ行って日帰り、9日に東京へ行って日帰り、15日に東京へ行って日帰り、16日に東京へ行って日帰り、19日に東京へ行って日帰り、22日に名古屋へ行って日帰り、また恐らく26日あたりに行くんでしょうけれども、そういうような形で、当然必要なところ、すなわち財務省、国土交通省、農水省の高級官僚とよく調整をしておりますので、その辺についてはなるたけうちの町が負担をしないようにやっていくつもりであります。

それから、議員またさつき離れわざと言いますけれども、あれ別に普通の話でございますので、都市防災総合推進のお金をもらってくるのは普通のことでございますので、別に離れわざではございません。心配しないでいただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、先日、議会の皆様にお話しましたがけれども、ヤマザキの進出の件ですね。これ首相の耳に入ります、はっきり申し上げて。そういうことでございますので、これはこれから、議員の皆様は内向きの議論しかしませんけれども、外を向いて、今国が何をやろうとしているのか、そこに目を向けたとき、地方創生でございます。恐らく地方創生の大きなものとして中に入っていると、こんなふうに聞いておりますので、その点に関しまして、当然ヤマザキさんは農業関係のお仕事でございますので農水省、それから防潮堤は国土交通省、それから財務省と、そういう形での調整に突っ走っておりますので、鋭意努力しておりますので、御懸念ないように。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 心配御無用という形で、平成19年第2回定例会は、確か私、「大なたを振るえ」と言って、言ったような覚えがあるんですけども、議員になったばかりの議員、余り興奮しないというような話で覚えております。

わかりました。海岸部分につきましては、国がやる。港についてもやるということであり、ます。通常でありますけれども、吉田町は95億円前後ですよ、普通の年は。こういった津波防災がないときは、当初予算は93から九十七、八だと思います、過去の予算立てを見ますとね。そうした中に、やはりどんなに国がやっていただくにしても、町の負担もあると思われるんですが、そうなったときに今回の170億円ぐらいの、年度間調整とかあって2カ年のものがくっついているものですから、多少多くなって約60億円ぐらい増えているわけでありまして、そういったことも今後あり得るということですか、そうすると。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が御懸念されるようなことはございません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 失礼しました。

心配することはないと言われても、それは町長、副町長、理事、筆頭参事といった形の中で、うまく調整されていると思われるわけなんですけれども、じゃ、ちょっとこの数字を聞いてください。

町民税、個人町民税は人口の割合で、町民の皆様が一生懸命頑張っていただいているものですから収入に応じてなんですけれども、15億円前後であります。法人町民税はバブルがはじけた、リーマンショック、3.11等々があった、9億から5億4,000万ぐらいに減ってしまっただけなんですけれども、大きな財源であるんですけれども、1点、3.11以降、非常に土地の下落等々があって、企業の方々も先行投資とか設備投資していないということであるんですけれども、固定資産税は平成19年度が35億、そこから33、32、32、31、29、28、2号補正で約27億円に今減っているんですよ。これは3.11関係ないんだよね、ある面。それだけ町が得る、町の財産が総じて言えば固定資産税と考えるならば、減っているということは、この3.11で確かに、今すごいことを離れわざじゃなくて当たり前のことやっているとこと言われたんですけども、そういった固定資産税が増えなかったという間に町長はやられたわけで、そういうときにこれに対して、どういった対応をされていたんですか、固定資産税が減っているということに関して。

そういったことで、3.11があれば何でもかんでもというのはまずいと思う。やっぱり吉田町の固定資産税そのもの自体が、評価替えだ、いろいろなことが、政策があって、あるかもしれないけれども、やはり税収が減っているということに対して、やはり手を打っていかなくやまずいと思うものですから、そういった防災面のこともいいですけども、既存のものをしっかりと守るという意味からも、お願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員、先ほどから3.11は関係ないというのは、地価下落に関係ないということをおっしゃっているわけですか。少なくとも地価は、地方は特にそうなんです、東京はある程度、土地、大都市部分は地価回復しております。地価が回復すれば、固定資産税は上がります。



ただ、残念なことに、地方は今まで特に静岡県もそうなんです、地価が今下がっているから固定資産税が下がっているんです。これ別に町長が悪くて下がっているんじゃないんです。日本経済が悪いから下がっているんです。そのために町長が何をするかというのは、先ほど言ったように、都市基盤を整備して少しでも地価を上げるべく榛南幹線を通し、そういった経済対策は、町長はやっていますよ。

ただ、今まで固定資産税が下がってきたものが、我々の責任だと言われたら、これはちょっと違うんじゃないでしょうか。さらに、先ほど議員は、3月11日は関係ないと言いましたが、3月11日があったために静岡だけではないんですが、海岸部、沿岸部についてはさらに土地の下落が起きている。そういったものが、まさにこれから固定資産税が下がってしまう、そういったものが下がらないようにするために町長は、少なくとも海岸防潮堤もしっかりと国の直轄堤ですから、緑の防潮堤といった整備も含めて整備をすることによって、地価下落はとまるかも知れない。とまらないかもしれませんがね、これは。

先ほど来、議員は、いかにも税収をどうするかなんてというのは、これは我が吉田町だけでリーマンショックを回復できないし、これは税収をどういうふうに見込むかといったら、国もうちも同じですけども、これからの経済成長をどう見込むかで税収なんか変わってくるんですよ。

だから、専ら我々は歳出をどういうふうにするか、先ほど参事が答えたようにシミュレーションは、シミュレーションって国では推計というんですけれども、長期推計するときにも、これは、税収は経済成長を何%見込むかによって自動的に決まってきます。歳出は、今の歳出をどういうふうに見込むかですから、ほかの歳出は一定に見込んで、そこに都市防災、必要な津波防災町づくりのための事業は例外的に上乘せをしますと、そういったことを説明しているわけで、これによって今後どうなるかということは、まさにこれからの津波防災町づくりの進み方によって、それは170億、50億、60億になるかどうかわかりませんよ。それはそのときに適切に町長が判断して事業内容を決めていくと、それでまたシミュレーションをしていけばいいんです。

ここのシミュレーションに関して言えば、増えた起債に関しては国から交付税措置のある都市防災を使っていますから、少なくとも1年目については償還額の8割が交付税措置で、その後の補正でやったものについては5割が交付税で措置されるということですから、ほとんど津波避難タワーは私たちの町の負担は議員のおっしゃるように2.6%ぐらいで、実質的にはそうなるのではないかという説明をしているということでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

申しわけない。ちょっと言葉が滑ったみたいで、3.11が影響していないということ、全てでないという趣旨で言わせていただきました。そういった傾向にある中で3.11が重なったことによって、固定資産税が減っているというような言い方をすればよかったですけれども、どうしても世の中が3.11以降ということであるもんですから、そればかりじゃないよという意味合いで言わせていただきました。

行政経験もないもんですから、あれなもんですから、あれですけども、やはり考えるに当たって、やはりその入りの感覚をしっかりとしていかないと、確かに出をもって入りをうまく持ってくればいいというようなお話があるときに、これも過去町長が「広報よしだ」の中で、

よくお使いになる数字ではございますけれども、日本の地域別将来推計人口ですね。これはそれこそ、平成22年の国勢調査に基づいての吉田町の人口の推計であります。

現在のやはりこれというのは、町の勢いでもあるものですから、これをどういうふうにするかということで、先ほど町長が言われた新たな安全を確保して、町の魅力、町の勢いをやるんだよということでは、これでは理解しているわけでありましてけれども、生産人口というんですか、15歳から64歳までの2015年の人口が1万8,683人で、ちょうど10年起債をしますと、平成25年のときには1万7,985人で、19億ぐらいですね、20年償還でやっていると思うんですけれども、それに関する償還のときには生産力人口というんですか、15歳から64歳までは1万7,022人と、これも吉田町ばかりじゃないんですけれども、吉田町ばかりじゃないんですけれども、そういった人口動態になっています。

だからこそ、先ほど町長が言われた町の勢い、町の魅力、新たな安全で多くの方に来ていただいて、流出人口よりも流入人口を増やすような格好でやっていかなきゃならないと思うんですけれども、そういった個人町民税に関わるもの、固定資産税に関わるもの、そういったものというのはシミュレーションにおいて、やはり入はほとんど関係ないような、関係ないというか同じだったんですけれども、非常に大切な部分だと思うんですけれども、出を積算しておいて、それを賄えるという、それで回るんですか。心配ないということでしょうか。その辺がどうもちょっと自分の人生経験からいうと、やはり予算があって、ちゃんとやらないとあれかなと思うものですから、ちょっと御答弁のほうをお願いしたいと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 収入はどうでもいいとは誰も言っていないで、収入も非常に大切なものでございますし、ただ、収入を過大に見込むことのほうがかえって危ないわけでございます。

それで、リーマンショックがあって、その後3.11を受けて、今後人口減少社会をどう捉えるかということでもシミュレーションする場合には大分違うわけでございますが、余り悲観的に見込んでも、今度は出の予定が立たなくなると、こういうこともございまして、余りそこに神経質になると、財政運営そのものができなくなると。それと、最も大事なことは、いかに投資をしていくかということだと思います。これは、企業と同じだというふうに思っております。効果的な投資をやっていかない自治体は、町長の答弁にもありましたけれども、今後衰退の一途をたどっていただけだと、こういうふうに思っております。特に、当町の場合は津波、固定資産税が落ち込んでいる一つには地価の下落もあるんですが、償却資産に対する設備投資意欲というのが大分損なわれているというのが現実でございまして、これは津波による影響ばかりではなくて、一般企業さんの目が海外投資に向いていると、こういうこともございまして、国内投資が非常に活発に行われないと。

まして、この静岡県においては津波騒ぎ等もあってなかなか投資意欲が、さらに国内においても最も低レベルにあると、こういうような現状だというふうに把握しておりますけれども、こういう中において、いかに町にお金が落ちてくるような魅力を持たしていくかということが大事でございまして、それと現状をもう少し申し上げますと、これは今年の7月までしかちょっと公表されていないものですから、職業安定所の有効求人倍率が出ているんですが、島田、榛原管内については有効求人倍率、7月時点で0.81でございまして。島田全体でいくと0.77、それから焼津が0.79、清水、静岡あたりは1を超えているわけですね。非常に中部といいますか、

島田、焼津近辺というのは有効求人倍率も本当に下がっていると、こういう状況でございます。

こうした中において、どう取り組んでいくかというのは、町政運営全体の課題であるわけですが、ここで町といたしましては、町長としては、今投資すべき時期なんだと、今投資をして新たな安全をちゃんと実感できる町を作っていかなければ、新たな設備投資もないだろうし、新たな定住も生まれまいだろうと。新たな設備投資のないところに雇用も発生いたしませんので、そういう中で町を挙げて一丸として頑張っていると。そういう中において、あのヤマザキさんが浸水区域の中に立地していただいたというのは、非常に朗報なわけでございます。

また、新たに商業を主体としたものですが、内陸フロンティア等でまた新たな雇用を生み出していこうという取り組みを行っているわけですので、財政シミュレーションを行う上で、今よりも税金が下がっていくというふうには見込んでおりません。ただ、今よりも急激に上がっていくという見込みを立てることは非常に危険だということで、今のレベルで推計をしていると。

あと、過去において、財政力指数、不交付団体だった時期がお話に出ましたけれども、そのときの基準財政収入額というのは大体41億程度なんですね。今の基準財政収入額は45億ぐらいです。決して不交付団体だったから収入額が多かったということではなくて、それなりに財政規模も上がっていますので、それに対する出のほうも徐々に上がってはきておりますが、不交付団体の時期と今の吉田町を単純に比べることはできないという状況だと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 心配するなということ、入りのほうも今より若干プラスといった形であるわけで、そうすると、今の状態で先行投資という形で安全対策を行って、自主財源は若干70を切っている状況で、財政の自由度からすると多少束縛はあると思うんだけど、比べればもっとひどいところもあるもんですから、うちなんかは非常にいいほうなもんですから、全然問題ないと思うんだけど、そういったところでやりくりしていくということになりますと、今後、その第一目標に向かって、それ以外の約90億ぐらいの従来までの事業も行うにしても、その瞬間瞬間においては町民の皆様一旦少し我慢していただいたり、いろいろな御奉仕をいただきながらやりくりするといったような認識でいいんですか。そんなことはやらなくても、十分大丈夫であるといったような言葉をいただければ、安心して終わりますけれども。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 事業内容によってはめり張りをつけなければいけないというのは当然でありますので、ただ、そのめり張りをつけるところについてはサービス部分において、そのサービスを落としていくというようなことは余り考えておりません。どちらかというとハード整備のような部分を、ちょっと年度を送るとかということで、余り突出した財政需要が出ることを津波防災以外では抑えながら、あと魅力づくりも行っていかなないと、特に子育て支援とか教育とか、そうした面については今よりも充実したサービスを提供していかないと、なかなか人も多分住んでくれるような魅力ある町にはなっていないだろうというふうに、町長もそういう指示を出しておりますので、そういう中で財政運営については考えたいというふうに思っています、そういう点では町民の皆様方に我慢をしていただくというような時期には今のところはないもんですから、御安心いただいて結構だと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は二、三カ月前に、副町長以下全職員を階層別に集めて、私のほうから、この町が直面している問題について、財政運営についての話をしました。どういうことかといいますと、この答弁の中でもお話ししましたが、どの市町も今直面している問題は少子高齢化の問題です。3.11の意味はどういう意味かという、各市町が直面している少子高齢化について、それに物すごい勢いでベクトルを与えている。だからまさに少子高齢化は進んでいるわけですが、それに拍車をかけて有事に入ったということは、単純な話、南海トラフの巨大地震が起きて、この町に大津波が押し寄せてくるというのは一つの先の確かな予測としてあるわけで、何年かわかりませんが、仮に10年とか20年、30年とこういった場合にも単純な話、いかにスピード化をもって、その最善に期待し最悪に備えるという、私が常々申し上げているいわば有事の原則に基づいて、いわば町の津波防災町づくりを進めるかと。これに遅れますと、どういうことかという、単純な話、その有事をいわば座視して町のいわば少子高齢化がさらに進むと。これほかの、うちの町のようにやっていない町はもっと激しい勢いで進んでいますよ。

それで、議員の皆様にも、私何度も申し上げたことがありますけれども、昨年、いいですか、東日本のいわば津波によるところの惨状を視察かたがた、単純な話いわば防潮堤に関して皆さんが視察に行く用意がありましたら予算をつけますよと、つける用意がございますよと言ったときに、議員の皆さん何て言いました。何で津波防災の関係で防潮堤の視察に行かなきゃならないんだと、それで皆さん蹴ったじゃないですか。全く皆さんは津波防災町づくりの一丁目一番地、まさにこの町の安全というものについて、全く考慮していないじゃないですか。それで、皆さんはこの町の町政に責任持てるんですか、はっきり申し上げて。全くそういう意味においては、議会の皆さんというのは津波防災町づくりの一丁目一番地、まさに防潮堤づくりについて全く無関心じゃないですか。そうでしょう。そんなこと、一体、皆さんがこの町の町政に責任持てるんですか。そう思いませんか。

私が自分の言うことがおかしいかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、1日全て日帰りですよ、泊まることはできませんから、議会がありますから。そういう形で単純な話、もう本当に連続のような形で行っていますよ。朝早く行って、夜遅く帰ってくると。それを単純な話、いわば一丁目一番地のまさに詰めの作業に入っちゃっています。ほかの町がやっていないことをうちの町がやっています。皆さんにお話できませんよ、職員にも話すことはできませんから。そういう形で、いずれ皆さんの目の前に出ます。

しかしながら、皆さんはまさに町民にとって、企業にとって一番大事な一丁目一番地の防潮堤について、全く皆さんは無責任だと、これだけははっきり言えます。以後、その面についてよく反省していただきたい。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 一般質問を終わろうと思ったんだけど、責任がないということでもありますけれども、さまざまな議案につきまして町民を代表して、予算、決算、補正について審議をしておりますし、東日本も私3回自費で行って見てきました、ひっくり返った防潮堤も見てきましたし、福島も行って飯館も行ってきました。そういった中で、それぞれの議員がやっておりますので、町長がお膳立てしていただいたものに乗るか乗らないかは全員で決めた

ことだと思しますので、行くか行かないかということを全員協議会で話したような覚えもないので、やはり行くなら特別委員会を作ったほうがいいんじゃないかというような自分は認識しております。

町長も、うまくいろいろなさじかげんというか、言い方を言われるんだけれども、我々が突っ込んでいくと執行権に入ると。引いてチェックをしていると無責任だといったような御発言があるわけなんですけれども、それというのは少しアンフェアじゃないですか。それならば、しっかりとした情報を提示していただいて、こうなんだけれども、どうなんだということで、前回梅村理事がいらっしゃったときも中部整備局のほうと一緒に同行して、陳情に行ったほうがいいですかねという話もしました。議長ともそんな話をして、一緒に同行したほうがいいんじゃないかなということがあったんだけれども、町長は水面下のお話をされているということで、一緒に来てもらうことはないよというような話があった中で、では議会はどういう動きをしていいかということですね。

やはり町民の安心・安全を守るためには、議会もそれを真剣にやっていますし、今回の一般質問におきましても、こんな大きいことをやって町はそういうふうに言っているけれども、本当に大丈夫かなという声も聞いているわけです。そういったことで、この一般質問をすることによっていろいろな方に聞いてもらう、情報発信することによって安心していただくということで、重々わかっていることもあえて質問するということもあるものですから、その言い方がちょっとオーバー過ぎるということで御指摘を多々受けているわけでありましてけれども、無責任発言というのは撤回していただかないとまずいと思しますので、議長、よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） それと、やはり一般質問でありますので、この内容に沿った関連質問はないよということをお申しておりますので、今やっている一般質問の内容に関しても、ちゃんとした質問と答弁にさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○12番（藤田和寿君） わかりました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これに関してですか。一般質問に関してですか。

○町長（田村典彦君） もちろんだよ。

○議長（八木 栄君） じゃ、許可します。町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私が無責任な発言を繰り返していると、議員おっしゃいましたけれども、私の執行権の中に入ってもらっては困りますよ。議員のいわゆる質問というのは、基本的に執行権の中に入ってくる問題だから、執行権の中に入ってきてもらっては困ると言っているんです。それだけのことです。

それと同時に、昨年の問題というのは、いわゆる当然のことだから、津波防災町づくりの一丁目一番地というものが一番大事なことになるので、議会の皆様がいわゆる被災地に行って、普代村も含めて、普代村は基本的には全く被害のなかった町でございますので、そういうところの防潮堤も含めて視察に行く御用意がありましたら、うちのほうでは予算措置を講じますよと、いかがでしょうかと言ったら、皆さんで言った言葉の中に、私は聞いていますよ。何で行かなきゃならないんだと言ったことがございますけれども、議会として、本来ならば津波防災町づくりというのは特別委員会を作るべきような町の喫緊の課題じゃないですか。私、議員の皆さんから津波防災まちづくりを聞いたことはありません。

○議長（八木 栄君） 関係ありませんので、12番議員は今のをいろいろ言わないでください。

○12番（藤田和寿君） その点につきましては、また後日やりたいと思いますので、今回の趣旨はあくまでも、大きな事業を執行しても町は揺るがないと。入りに関しても従来より多少オーバーな歳入計画を立てず、出に関しては国の補助をいただきながら、粛々とやっていくと、いったことを確認できましたので、ここにいらっしゃいます課長、参事、理事、副町長、町長の皆様方の来年度以降の新しい計画がまた見せていただけることを楽しみにしておりますので、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時50分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第21日目でございます。

ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第65号及び議案第66号の上程、説明

○議長（八木 栄君） 町長から、第65号議案 平成26年度都市防災総合推進事業防災公園整備工事（第2工区）請負契約の締結について及び第66号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての2議案が提出されました。

会議規則第35条の規定により、日程第1、第65号議案 平成26年度都市防災総合推進事業防災公園整備工事（第2工区）請負契約の締結について及び日程第2、第66号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての2議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第3回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

第65号議案は、平成26年度都市防災総合推進事業防災公園整備工事（第2工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、神戸地内に新設する防災公園の整備工事につきまして、一般競争入札により契約金額1億311万8,400円でたむら建設株式会社、代表取締役、田村久枝と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、教育委員会委員であります久保田さな江委員が、本年10月4日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町川尻の久保田さな江氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が上程いたします2議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第66号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の3ページ及び参考資料ナンバー16をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町教育委員会委員であります久保田さな江委員が、本年10月4日をもって任期満了となりますことから、引き続き久保田さな江氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

久保田氏の住所につきましては、吉田町川尻2793番地の3、氏名は久保田さな江、生年月日は昭和24年11月13日、現在64歳でございます。

久保田氏は、平成18年から教育委員会委員に任命され、現在2期目でございます。明るく、温厚、誠実な性格で、長年小学校教諭の経験と2期8年にわたる教育委員の経験から、吉田町の教育の充実を図る上で欠かせない方でございまして、今回の教育委員の選任につきましても、地元自治会からもぜひ久保田氏を再任にと強い御要望をいただいております。

また、久保田氏は、平成22年5月から保護司にも就任され、社会復帰を目指す若者たちに接するなど、教育に関する専門性を生かしながら、社会生活の現状を知る第三者の立場としても、高い識見をお持ちの方でございます。

現在、教育委員会では児童・生徒の学力向上に向けて吉田町ラーニングプランを展開しているところでございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布をされましたことに伴いまして、今後、教育委員会制度の改革が行われようとしているさなかにあつて、これまでの町における教育の経過等を熟知されている氏の豊富な経験は、重要な町の財産であると考えますので、引き続き、教育委員会の委員に任命をさせていただき、町の教育行政の発展に御尽力を賜りたいと思っております。

以上、甚だ簡単ではございますが、総務課からの1議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課から追加議案として上程させていただきます第65号議案 平成26年度都市防災総合推進事業防災公園整備工事（第2工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料15-1をごらんください。

防災公園整備工事（第2工区）につきましては、8月初旬に実施伺決裁後、制限付き一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、8月16日から8月25日までの募集期間に12社の申請がありました。この12社について、8月26日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、12社の参加資格が確認された



ことから確認結果を通知するとともに設計図書を提供し、その後、質問書の受理とその回答の縦覧を経た後に、9月11日に町民ホールにて入札が執行されました。

参考資料の1ページをごらんください。入札結果表になります。

入札の結果、吉田町住吉1964番地の1、たむら建設株式会社、代表取締役、田村久枝が最低価格で応札されましたが、調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を9月17日に実施しました。

調査の結果、施工における体制も整っており、見積もり内容も全て設計書の仕様どおりであり、長年の取引実績により安価にできるもので、非合理的な価格設定でないことが確認できたことから、本工事内容に適合した履行が十分に確保されるものと判断されました。

入札結果表にありますように、たむら建設株式会社は9,548万円で入札し、低入札価格調査の結果、9月19日に落札額に100分の8を加えた金額であります1億311万8,400円で仮契約を締結しております。

なお、工期は、9月25日から翌年の3月25日までとしております。

参考資料の2ページ、工事等概要書をごらんください。

防災公園は都市防災総合推進事業を活用し、平成27年度末の供用開始を目指して事業を進めているところであります。

第2工区の工事概要ですが、工事箇所は吉田町神戸地内の富士見幹線の北に位置し、区域面積は、1万5,402.98平方メートルとなります。

敷地造成工では、工事区域内の田んぼの耕作道を3,800立方メートル掘削し、敷地全体をかさ上げするため盛土工1万8,200立方メートル、盛り土による高低差を法面にて処理するため、法面整形が320平方メートル、残土処理が3,780立方メートルとなります。

擁壁工では、公園西側の水路と公園の境界を明確にするための見切りとして56メートルを施工します。

構造物撤去工では、区域内にある水路などのコンクリート構造物139立方メートルや、青柳田中線のアスファルト舗装版340平方メートルなどとなります。

給水設備工では、貯水施設として通常時には防火用水、災害時には飲料水や生活用水として利用できる貯水タワーの設計を計上しております。

また、消防署との協議の中で指示されました消火栓を1基設置し、公園内に布設する給水管377メートルを配管いたします。

雨水排水工として、雨水処理をするためのU型側溝を228メートル施工します。配水先は調整池となります。

汚水排水設備としまして、汚水管の敷設と災害時に使用するマンホールトイレ8カ所などを施工いたします。

3ページをごらんください。

電気設備工では、照明設備を8基設置するため、照明器具を結ぶ配管が746メートル、ケーブルが588メートルとなります。

その他、園路広場工の境界ブロックやサービス施設のベンチ、管理施設としてメッシュフェンスを233メートル。

建築施設として、パーゴラやトイレを施工いたします。

4ページは、平面図になっていますので、参考にごらんいただきたいと思います。

工事概要は以上のとおりです。

なお、今回、この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、平成26年度都市防災総合推進事業防災公園整備工事（第2工区）請負契約の締結についての説明でございました。

追加上程させていただきました1議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

この第65号議案及び第66号議案の2議案につきましては、24日、本会議最終日で審議を行いますのでよろしく申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前 9時13分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会23日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第47号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第47号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第48号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第49号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第50号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第51号議案 平成25年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第52号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第52号議案 平成25年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第53号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第53号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第54号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第54号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第55号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第9、第55号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第56号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第10、第56号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第57号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第11、第57号議案 平成25年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決及び認定されました。

---

#### ◎議案第59号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第12、第59号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第13、第60号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第14、第61号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号の討論、採決



○議長（八木 栄君） 日程第15、第62号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第63号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第16、第63号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第17、第64号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第18、第65号議案 平成26年度都市防災総合推進事業防災公園整備工事（第2工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから、第65号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

図面を見せていただきまして、設計の理念というんですか、その中に自転車に配慮したものが無いように思えるんですけども、北側に自転車道を持ちまして、南側に計画商業施設が来たときに、恐らく自転車を使った、非常に自転車に対する安全性であるとかそういうものに対しての必要なものが、この中に考慮されているのかどうかをちょっとお聞きいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの自転車置き場の件ですけれども、図面のほうに一番下の部分に、点線とあと二重線で四角に囲ってあるところがありますけれども、この位置に今、管理棟というものを考えておりまして、その管理棟の東側というのか、マンホールトイレと書いてある、そちら側のほうに自転車置き場としての場所ということで考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 1カ所ということはお聞きしましたけれども、その北側の道路は自転車の専用道になっておりまして、現在でも自転車を利用する人が非常に多いわけですね。そうすると、やっぱり1カ所で、本当は遊園地とかそういうものは遊具があることを考えると、当然そちら側にもしっかりした自転車置き場というものが、実例を言うと、片岡会館にあるような、あのぐらいのものは必要じゃないかと思うんですけども、その辺はどう思いますか。北側に対しての配慮というのは。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 配置等を考えた中で、ちょっと検討していきたいと思えます。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第19、第66号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

これから第66号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

ここで、資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時17分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

### ◎日程の追加について

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、4番、平野 積君から発議案第5号 地震財特法の延長に関する意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、この1議案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第5号 地震財特法の延長に関する意見書についてを議題とします。

本案について提出者、平野 積君の趣旨説明を求めます。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 発議案第5号 地震財特法の延長に関する意見書についてにつきましては、朗読をもって提案とさせていただきます。

地震財特法の延長に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年9月24日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。提出者、吉田町議会議員、平野 積。

賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君。同、山内 均君。同、吉永満榮君。同、増田宏胤君。同、藤田和寿君。

地震財特法の延長に関する意見書。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は平成26年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路・消防施設の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実を努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官あて。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。平野議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第21、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成26年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんにおかれましては、当局が提出いたしました各議案につきまして審議をしていただき、今日は小気味よく可決をしていただきました。心から感謝を申し上げるところでございます。

本当に審議方法が変わったということで、我々もかなり拘束する時間が増たと感じているわけでございますけれども、今定例会というものは、私にとりましては本当に超過密なスケジュールでございました。ちなみに、今日まで見ても4日、9日、11日、15日、16日、19日、22日、この定例会が終わった後、すぐ東京でございまして、1日置いて26日も東京と、まさに議会の合間を縫って東京に行っていました。いろんな意味で確かな手応えがございまして、また時間がたてば、またそれがいつか皆様のお手元に届いていくと思っております。

本当に津波防災まちづくりの命を守る対策につきましては、最終的には27年度末までかかるわけでございますけれども、概成はしたと、こんなふうに思っております。これからは、一丁目一番地であるところの防潮堤のかさ上げであるとか、堤防のかさ上げであるとか、それから港の津波対策の強化であるとか、そういうところに全て重点が移ってきてまして、そちらのほうに事業等もシフトしていくと、こんなふうに思っております。

まさに議会の皆様とは、基本的にこの町の置かれる状況について、共通の理解は持てなかったように思いますけれども、本当にそういう意味におきましては、私は命をかけて、さんざん申し上げておりますとおり、これからも鋭意努力してまいりますので、また御支援していただければ嬉しく思っております。

それから、今回の一般質問の中で藤田議員から、税金が下がるのも、それから地価が下がるのも、私が町長だからと、そういうように受け取られる質問がございましたけれども、そういうふうに見られるのかなど。巷では「坊主憎けりや袈裟まで憎い」ということもござい

ますんで、いやいや、そういうふうになってきたのかなと、そんなふうに思っております。非常に心外な意見でございまして、基本的には私のほうから切り返しておりますので全然問題はなかったと、こんなふうに思っております。

それから、あと我々は定例会は残すところ2回となりました。皆さんの一般質問も、あと2回だけでございます。ぜひとも私、ある特定の議員にお願いしてこのような一般質問をしてもらいたいと、今から申し上げます。

藤田議員は、これまでさまざまな質疑等の中で、私が町長になって最初に手がけた抽選型指名競争入札につきまして問題があると言われておりますので、ぜひとも12月議会に、ぜひとも一般質問をしていただきたいと。

それから、平野議員は、私の津波防災まちづくりを批判されたこともございますので、ぜひとも私の津波防災まちづくりについて真っ向勝負をしていただきたいと、こんなふうに思っています。

この後また東京でございませけれども、基本的には、絵に描いた餅にならないように、餅というものはまず絵に描きます。それを食べる餅にするために行動しているわけでございまして、いずれ食べる餅になりますので、ぜひとも御期待していただきたいと、こんなふうに思っております。

それでは、また12月に皆さんとお会いしますけれども、それまでお元気で過ごされますよう、では、ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本日ここに、平成26年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月2日以来23日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げ、まことに意を尽くしません。閉会の御挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これで、平成26年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前 9時30分